

人文・自然・人間科学研究

第 45 号

2021 年 3 月

論文

中国における花見ブームについての文化的考察鄭 偉 (1)

安楽死問題と自己決定

— オランダの精神的苦痛の事例を中心に —豊岡めぐみ (25)

地域子育て支援における NPO の役割：

東京都世田谷区の事例から工藤 遥 (45)

スキー装具 AGAINER による滑走中の筋力変化について服部 英一 (65)

フロレンスは何を語ったか

— 19 世紀へ向かう語り直しのネオ・スレイヴ・ナラティヴ三井 美穂 (82)

研究ノート

横浜発サンフランシスコ行直行船便の日本人船客リスト (1868 年と 1869 年)

— 日米両史料を活用した試み塩崎 智 (97)

論文

明治キリスト者の公共性

— 木下尚江『靈か肉か』村上 祐紀 (1)

退職教員の略歴・業績下條 正男 (123)

退職教員の略歴・業績中川 功 (127)

拓殖大学研究所紀要投稿規則 (132)

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領 (135)

中国における花見ブームについての文化的考察

鄭 偉

A Study on the Trend of Cherry Blossom Viewing in China with a Cultural Perspective

Wei ZHENG

要 旨

本論では、過去 10 年の中国における花見ブーム、特に日本の代表的な花である桜を見るという意味での花見、中国における桜祭り、花見をする中国人の視点と関心に焦点を当て、日本との関連性を軸に、中国の桜名所の発達とその特徴を整理し考察する。また、桜をめぐるメディアディスコースと SNS の言説、桜と花見に対する中国の人々の眼差しを分析した上で、花見ブームの背後にある中国社会と文化変異におけるいくつかの特徴を試論したい。

キーワード：桜と花見、日中文化、文化記号論、体験消費

1. はじめに

1925 年 12 月に周作人により出版された『雨の日の書』（原題：雨天的書）は、生活における芸術を中心に珠玉の随筆で構成され、中国現代文学史の中で周氏の代表作と目されてきた。淡泊、閑散、日常の美が満ちる生活への憧れと推賞は、「茶を飲む」、「北京の茶菓子」⁽¹⁾ など、幾つかの篇に表れている。日常生活に必需ではない「無用の遊び」と「享楽」を提唱し、これらにこそ生活の豊かさがあると氏は述べる。花を見、雨を聴き、香を嗜み、渴きを解くのではなく酒を飲み、腹を満たすではなく菓子を食べることは、いずれも真の意味で生活に必要なのであり、無用の飾りではあるが、精練されていればいるほどよい、と。氏は、民国となり現代的な中国の生活に対して「極端に乾燥粗野である」と不満をこぼし、時には「日本のお菓子の優雅な形色、素朴な味わいは、茶受けの資格にかなっており」と、日本の文化と生活を他山の石として鑑み、当時の中国の現実に対する批判と建言を交えながら、伝統の復興と「美」がある生活についての議

論を展開させた。その流れが、後の林語堂に継承され、国内外で開花したとも言える。

そして 21 世紀現在、現在進行中の中国の生活に対して浮騒で生活美学に欠けていると言う声や、日本には伝統的な美があり、これを手本に中国伝統文化と「伝統」と「美学」のある生活を再建しようとする動きが、商業中心の流れの中で迅速に拡大している⁽²⁾。例えば 3 月から 4 月になると、中国各地の桜の観光名所は百万単位の花見客で賑わい、桜祭りが盛大に開かれ、新聞やテレビに花見の様子が報道され、SNS では周囲の人が挙って皆花見に出動しているかのような印象を受けるほどである。桜をテーマとする北京、上海、武漢、広州などの大都会にある公園や「最も〇〇な桜の町」と自称する様々な桜の名所には全国各地の花見客が集まり、ネットで入場の予約をしたり、花を背景に写真を撮ったり、ピクニックをしたり、スポーツやゲームをしたりしている。様々な売店に囲まれ桜並木の下で春陽を浴びる人々の姿を見ると、まるで開花シーズンの日本にいるような錯覚を覚える。また、同時期の日本の桜の名所では、大勢の中国人観光客がレンタルの着物を羽織って写真を撮っている。日本の観光名所を巡るコース以外に、桜のシーズンの花見に特化したコースが大人気となり、中国観光客による日本への観光が、モノの消費からコトの消費へと進化し続けている。さらに、中国の業者が東京の街に立てた「武汉大学へ桜の花見にどうぞ」⁽³⁾ という看板を見た瞬間、花見に興味を持ち消費能力を有する来日した中国人観光客は、渡航先の日本で自国の桜の宣伝を見て不思議に思うだろう。同時に、中国における花見を中心とする桜経済学の爆発的な成長が印象付けられるであろう。

2010 年、中国の一人当たりの GDP は 4550 ドルとなり、2019 年には初めて 1 万ドル台となった。3 千ドル台を突破すると観光旅行などの消費が成長し、5 千ドル台になると文化関連の消費が一気に伸びると言われている⁽⁴⁾。花見ブームは、間違いなく経済と消費の原理で説明が付き、それは文化関連の消費の一つとしてカウントされてよいであろう。

さらに、2015 年 12 月 18 日には、中国桜産業サミット及び桜産業融合発展サミットが北京の国家行政学院で開かれた。会議は「中国桜復興宣言」を発表し、桜産業協会と産業関係者が中国の桜を復興する決意を宣言し、それを中華民族の偉大な復興の模範にしていきたいという意志を明確にした⁽⁵⁾。中国の桜産業にとって歴史的な意味を持つ 2015 年は、2010～2019 年の丁度中間に位置する年であり、それまでの実績を見ていくと、2014 年の桜観光産業はすでに 1.23 億人の延べ人数を数え、その観光収入は 152 億円と成長していた。全国で 40 回以上の桜祭りが開催され、その内 200 万人規模のものは 10 回以上もあったのである⁽⁶⁾。また、サミット前の 2015 年 3 月 8 日には、専門家による「中国の桜と民族復興」についての会議が北京で開かれた。専門家の意見としては、観光・サービス産業の発展にはイノベーション性が極めて重要であり、対して桜産業は

非常に良い方向へ向いていて、千億級のビジネス規模にもなるという。このビジネスは、桜の文化産業、桜の観光、桜の園林産業、桜の関連商品、桜の苗木販売、桜の金融という6つの項目に分けられ、それぞれが文化産業、環境産業、Eコマース、新農業という4つの主流産業と関連するため、国家レベルの重要項目として認識されている⁽⁷⁾。2015年のこの2回の会議は、すでに大きな成功を味わい起動した中国の桜産業の、未来に向けての確信的な宣言であり戦略提案であると認識しておこう。

では、花見と言っても多くの種類の花がある中で、これまで中国と中国人に比較的縁の薄かった桜がなぜ主人公となったのだろうか。周作人が目指した優雅さと美とがある生活は、本当に中国の人々のもとに訪れたのだろうか。本論では、過去10年の中国における花見ブーム、特に日本の代表的な花である桜を見るという意味での花見、中国における桜祭り、花見をする中国人の視点と関心を中心に焦点を当て、日本との関連性を軸に、中国の桜名所の発達とその特徴を整理し考察する。また、桜をめぐるメディアディスコースとSNSの言説、桜と花見に対する中国の人々の眼差しを分析した上で、花見ブームの背後にある中国社会と文化変異におけるいくつかの特徴を試論したい。

2. 中国における花見ブームについて

中国には、百花争鳴の春には花を鑑賞し、自然の美を楽しむ文化が昔からある。ただし、牡丹や梅などの中国伝統文化と深い関連を持たない桜と、桜を中心とする花見が注目されたのは、この10数年のことに過ぎない。また、桜を中心とする中国国内における花見ブームの盛り上がりは、日本への観光旅行の人气が上昇し来日する中国人観光客の数が増加したことに比例しており、この現象は偶然ではなく連動していると言える。では、一体どの位の人气があり、どのように急増してきたか、いくつかのデータを見ながらその「ブーム」と言われる現象の実態を把握しておこう。

「美团旅行2018年清明節連休」の人气ランキングによると、中国国内の観光地の中で、桜と花見を特色とする上海顧村公園と「日中桜友誼林」を有する無錫の鼋頭渚が、数多くの世界遺産、観光名所を有する中国の観光地の中で3位と4位にランクされていた⁽⁸⁾。季節との関係性はあるものの、ここまでの順位は10年前では考えられないものであった。また、大手旅行会社Trip.comの「2018年グローバル花見観光旅行報告書」⁽⁹⁾によると、2018年の中国国内において、花見を目的とする観光地のランキングトップ10位のうち、桜の名所が2位、6位、7位と3つをも占めている（表1）。トップ10にランクインされた桜の観光名所の中で、2009年に上海の宝山区に作られた顧村公園はもっとも歴史が浅く、1.2千余畝の面積に90品種の桜1.2万株を有する。2011年には初めて顧村公園桜祭りが開催され、およそ70万人の花見客が来園したが、2015年にはその数

が早くも倍増して 151 万人を突破し⁽¹⁰⁾、2018 年にはのべ 166 万人となった⁽¹¹⁾。中国桜産業協会によると、2015 年末までに 11 個の都市が桜のテーマパークを開き、この数字が今後更に上昇するであろうというトレンドを考えれば、顧村公園は新規テーマパークの一つに過ぎない。世界に誇る兵馬俑の同年度の年間観光客の延べ人数（2015 年 500 万⁽¹²⁾、2018 年 858 万⁽¹³⁾）と比較すれば、顧村公園のような新規公園の 3 週間程度の桜祭りの集客がいかに爆発的なものであるかが認識できる。

中国国内の花見の盛況は、開花シーズンに合わせた日本への観光旅行と関連している。上述した同報告書によると、海外旅行の目的地の中で、桜の開花のシーズンに合わせた日本への旅行は大変人気上がり、花見目的で日本へ観光する人数は 60 万人以上に上る。

そのため、桜の開花シーズンに合わせた東京・大阪へのフライトが、目的地別国際便の 2 位と 5 位に上がっており⁽¹⁴⁾、表 2 が示すように 3～5 月に日本を訪れる中国人観光

表 1 2018 年中国国内花見目的地 TOP 10

目 的 地	花 種	開花時期
江西省ブ源县	レイブの花	3 月上旬～4 月中上旬
無錫市鼋頭渚（げんとうしょ）	桜花	3 月中旬～4 月中上旬
杭州西湖	桃の花	2 月下旬～3 月下旬
チベット自治区ニンティ市	桃の花	3 月中旬～4 月中旬
雲南省羅平県	レイブの花	2 月下旬～4 月
武漢大学	桜花	3 月中旬～3 月下旬
上海顧村公園	桜花	3 月下旬～4 月中旬
河南省洛陽市	ボタン	4 月上旬～5 月上旬
湖南農業大学	レイブの花	3 月中旬～4 月中旬
江西省井岡山市	ツツジ	3 月下旬～5 月下旬

出典：「2018 年グローバル花見観光旅行報告書」

表 2 中国訪日観光客数（暫定値）

3 月									
2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
14,883	64,362	33,034	112,990	246,011	409,978	417,718	493,586	587,480	4,313
4 月									
2011年4月	2012年4月	2013年4月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
4,948	93,496	50,135	136,865	342,726	447,782	454,866	604,281	647,544	65
5 月									
2011年5月	2012年5月	2013年5月	2014年5月	2015年5月	2016年5月	2017年5月	2018年5月	2019年5月	2020年5月
6,181	61,836	81,571	165,784	325,335	436,243	443,188	590,436	668,757	15

出典：日本観光局

客の人数が年々増えてきている。また、2015年から2019年の5年間において、2019年を除き、4月に来日し観光した中国人が3月と5月より多く、花見との関連性があると推測できる。

上記の報告書によると、中国人の海外人気ツアーコーストップ10のうち、目的地を「日本」にして「桜の花見」を主たる目的とするものがトップ3を占めている⁽¹⁵⁾。推奨された人気ツアーとその内容は下記に纏めておく。

TOP 1：日本大阪＋京都＋箱根＋東京 6日間桜花見ツアー

TOP 2：日本名古屋＋金澤＋富山 7日間桜花見ツアー

TOP 3：日本大阪＋京都＋大津 7日間桜花見ツアー

これらは、桜の開花シーズンに合わせて日本各地の桜の名所を中心に巡ることに特化した観光コースとして定番になりつつあり、旅行代理店が企画するツアーのみならず、個人旅行者も参考にしている。2020年は日本に行けないので国内の花見を楽しむ、そしてまた必ず日本へ桜を見に行くつもりであると言う声が観光関連のサイトやSNSに後を絶たず散見される。経済的かつ時間的に許されるなら直接日本に行き、観光と共に桜を見る。それが叶わなかったら中国国内での春の行事として桜の花見を楽しむ、という優先順位がこのブームの生成中に自発的にできているように見える。

特筆すべきことは、2020年年頭から急速に拡大した新型コロナウイルスの影響を受け、国際間の移動が大きく制限され、花見を目的とする3月、4月に来日することが不可能になったため、来日する中国人観光客の姿が日本の各観光地から消えたことである。ただし、中国国内のウィルス拡散が比較的早く終息したという背景もあり、2020年の中国国内の桜の花見は、規模として縮小し制限もされたが、予約制で一般公開がされた。前出した桜の観光名所としての顧村公園の桜祭りは、毎日6万人の予約制で大勢の花見客を迎えた⁽¹⁶⁾。

ここまで、一連のデータを通して中国国内の桜の流行と日本への観光ブームを、ひとつの現象として紹介した。では、この桜産業の発達はいくつからどのように発展してきたのか、日本との関連性を軸にし、次の章で考察をしていく。

3. 中国における桜の観光名所と日本

従来、梅・蘭・菊・牡丹などの伝統的な十大名花に比して、中国における桜の存在感は極めて低く、その認知度は限定的であったと認めざるを得ない。そのため、桜の花見に来る人々の中には、それを桜と認識できず桃や杏などと間違える人が大勢いる⁽¹⁷⁾。中

国は桜の原産地と自称しながらも、ごく一部の日本から輸入し移植した品種以外、国内の鑑賞用桜は20世紀前半まで基本的に野生の状態にあった。中国では古代から桜の食用価値を重視してきており、鑑賞の対象というよりもミザクラなどの果樹としての長い栽培の歴史を有しているが、その品種は決して多くはない。桜属の植物は世界に120種類以上あるとされているが、中国には西南地域を中心に30種類、国土の全域に計48品種が分布している。品種の区別と管理が細かく行われ、200を超える数の品種があるとされている日本に比べると明らかに少ない⁽¹⁸⁾。

鑑賞目的の桜の日本からの輸入の歴史を振り返ると、青島の中山公園が日本の桜を栽培する歴史においてももっとも古く、19世紀晩期からその栽培が始まった。また、日中戦争中に始まった武漢大学キャンパス内の日本品種の桜にも70年近くの歴史がある。さらに、70年代以降の日中国交正常化に伴い、友好の象徴としての桜の木が、日本の政府や民間団体から送られている。北京の玉淵潭公園や武漢東湖に移植されたものや、上海植物園、無錫の鼋頭渚などに植えられたものは、ほぼこの時期に日本から輸入したものである。これ以降、桜の商業的な移植が少しずつ増え、21世紀に入ってから品種も量も一気に広まった。ただし、その殆どが時を同じくして70年代に日本から輸入されたため、樹齢が近く、適切な改良や選別も行われてこなかったため、輸入の桜による景観に雷同する傾向が強い。主力品種としては、適応性の高い染井吉野が関山が殆どであり、その他の品種はごく少数で脇役として存在する⁽¹⁹⁾。

日本との関連性を踏まえた上で、中国における桜の歴史を時間軸で追って分類していくと、3.1 負の歴史的遺産としての桜、3.2 友好関係の象徴としての桜、3.3 商業と文化産業としての桜、の3つに分けることができると著者は考える。中国に育つ桜の日本との関連性のみならず、鑑賞用の桜がどのように中国で発達し今日の花見ブームに繋がったか、それぞれの歴史的背景と特徴を考察すると整理がつくと考えられる。

3.1 負の歴史的遺産としての桜

青島の中山公園では19世紀晩期から日本の桜の栽培が始まっており、今日に至っては桜の古木が国内で最も多い場所だと言われている。計2千株程を有し、染井吉野を主力品種として公園の西部にそれらは集中していて、660メートルの道の両脇が桜並木になっており、この景色が公園の中で最も人気のあるスポットである。その桜祭りと同時期に20万株のチューリップ展とツツジの展覧会も開催され、桜の連動効果で多くの観光客を呼び込んでいる。青島桜祭りは毎年4月10日から25日までの半月に開催されており、2018年4月15日、16日の週末には22万人の花見客で覆いつくされ、15日だけで15万人が訪れたという⁽²⁰⁾。青島市も中山公園の桜祭りを毎年最初の祭りとしてブランド化し、8月に開催する青島ビールフェスティバルと共に町の一大イベントとしてい

る。

しかし、今日の和気藹々とした花見風景の背景には、植民地時代の中国の歴史が横たわっている。20世紀初頭、今日の中山公園の場所には漁業を生計とする会前村があり、1898年にはドイツがその土地を租借して植物園に改造した。各地から170種余りの花草樹木を取り寄せ栽培し、日本からも2万本の桜が輸入され、その桜が園の特色となった。1914年の日独戦争の後には、日本がドイツの代わりに青島を統治し、桜の栽培をさらに拡大、公園の南北を貫通する1キロにも及ぶ桜並木を作った。公園の名も旭公園と改名したが、中華民国が主権回復後の1922年には第一公園に、1929年には孫文を記念するため中山公園へと名称が変わり今に至っている。中山公園の桜に纏わる植民地時代のこの歴史は、「桜と歴史認識」の話題として取り上げられることはあるものの、中国メディアとネットにおける論戦の主題になることは少ない⁽²¹⁾。ドイツ側から発動し、日本側が経営する、また、最初から公園として機能していたこともあり、負の歴史的遺産として大きく批判の矢面には立たなかった。稀に言及されることがあっても、次に登場する武漢大学の話題の付属品的なものに留まったのである。

武漢大学キャンパス内の桜とその桜祭りが、中国における桜の名所の人気トップ3に入ることは、本文の冒頭にも紹介した。青島の中山公園に比べ、全国規模の観光客が桜の開花シーズンに訪れる。「三月賞櫻唯有武大」（三月の桜の花見といえば武漢大学しかない）と言われるほど、地元の湖北省のみならず広東省・河南省・華北省・北京・香港からも花見客が一堂に集結するため、近年以来、人数制限やネットによる完全予約制などの措置を取らざるを得ない状況が発生している。2019年には、武漢大学が「実名限定、無料予約、ダブルチェック」の措置を取り、花見客に溢れる大学キャンパスを完全に閉鎖して管理し、平日は1.5万人限定（午前9千人/午後6千人）、週末には3万人限定（午前2万人/午後1万人）の措置を取った。もし制限をしなければ、単日10万人以上、開花期間中には恐らく100万人以上の人々がキャンパスを訪れると言われている⁽²²⁾。

実は武漢大学の桜に纏わる歴史は、青島の中山より遥かに重い屈辱の記憶に繋がると中国では認識されている。1938年に旧日本軍の華中派遣軍が武漢を侵攻し、武漢大学のキャンパスを占領後、中原司令部の所在地と戦時病院として大学の敷地を征用した。勝戦の武功を称え、また負傷兵の郷愁を慰めるため、日本から取り寄せて植えたのは30本ほどの桜だったと言う。それが故に、武漢大学の桜の起源は「国恥」と見なされる側面があり、後に「花見の祭りの盛況」と「忘れられた屈辱の過去」というギャップをめぐる論争の原点となった。1947年3月の調査によると、当時の武漢大学キャンパス内に残った桜は28株であり、伐採の提案もあったが即処分となることはなく、放置状態により50年代にはほぼ自然死滅したという⁽²³⁾。そのため、戦時中に旧日本軍によっ

て栽培された桜はほぼ残らなかった。現在の武漢大学にある桜は、1972年の日中国交正常化以降に、時の首相田中角栄によって周恩来首相に礼品として送られた1千株の大山桜の一部である⁽²⁴⁾。さらに、1973年には武漢大学が上海から山桜を取り寄せて老化した桜を刷新し、1983年には日中友好10周年記念として京都府と日本の民間企業によって100株が送られ、1992年には日中友好20周年記念として広島より200株が送られ、その基となった。その期間に武漢大学も計画的に中国各地から各種の桜を移植し繁殖を行っており、日本から送られたものと併せて現在は1千株の規模を有している⁽²⁵⁾。

武漢大学の桜と桜祭りに対する中国国内の批判は、校内にある桜が侵略者から強制的に与えられたもので否認できない原罪を持つものだという論点に集中している⁽²⁶⁾。批判する側は、美しい桜の花を楽しむ際には、その有する歴史も花見客や来園者に周知する責任が大学側にあると主張している。日中友好のために植えた桜が美しいのは良いが、侵略戦争の遺留物としての桜を美しく称えお祭り気分になるのは如何なものか、桜祭りは「国恥」教育として使われるべきではないか、と⁽²⁷⁾。武漢大学の一部の学生も、自発的に「櫻花虽美，国恥勿忘」（桜が美しいが、国恥も忘れるな）のビラを配り、花見に来る来園者と武漢大学の在校生にその歴史的背景を伝えている。

著者は、武漢大学の花見客の桜についての歴史認識の甘さは批判のほんの一因に過ぎず、祭りの楽しさの裏の過剰な商業化行為がより本質的な批判の原因ではないかと考える。武漢大学は管理維持のコストを理由に2008年から開花シーズンの来校者から入場料を徴収し、人気上昇に相まって値上げも行っていた⁽²⁸⁾。大学主体で桜の花見を過剰宣伝し入場料（2016年に廃止）を取る商業的な行為は、教育機関として行うべきものではないと批判されている⁽²⁹⁾。更にその商売が国恥と目される歴史的遺産（桜）を土台に成り立っているため、売国奴に等しいという言説がネットと一般メディアに繰り返された。例えば、武漢大学大学史の専門家は、武漢の民間企業が東京都心に「歡迎来武大賞櫻」の広告を出したことに対して猛烈に批判し、武漢大学内にある桜はもともと旧日本軍が残した戦争工事やキャンプと同様に、負の歴史の証拠として認識されるべきだと指摘している⁽³⁰⁾。さらに、中国人の歴史に対する習慣的忘却の悪癖に警鐘を鳴らした。このような批判に対しては、さらに様々な反論も多く上がっている。「歴史から抜け出すべきだ」、「花には罪がない」、「なんでも愛国心と関連付けるな」などが主な意見である。商売倫理と花見の美景と民族感情と、熱議に暇はないが、結局は負の歴史遺産と関連付けられており、最終的に、武漢大学で花見をするなら、その歴史を予習しておくべきだという認識で折り合いが付くようになっていっているように見える。武漢大学の桜は歴史における負の遺産としての一例に過ぎないが、数的には決して多くはないものの花見に伴う言説として必ず取り沙汰される目立つ存在だと認めざるを得ない。

3.2 友好の象徴としての桜

西安の東南部、鉄炉廟村の高台に立地する青龍寺は中国密教の伝統寺院で、隋代開皇二年（582年）に建てられた著名な仏教寺院である。弘法大師空海が恵果より密教を学び、帰国後に真言宗を開いて東密の祖となった歴史があるため、日本仏教界、特に真言宗関連の方は青龍寺を真言宗の祖庭と目している。1982年、西安市は香川・徳島・高知・愛媛四県と協議し、日本真言宗関連団体の協力をも得て、恵果・空海記念堂を設立した。以来、日本から継続的に桜を持ち込み植えてきた。1986年、青龍寺はさらに日本から千株以上の桜を取り寄せ、品種数量ともに規模を大きくした⁽³¹⁾。年月が経つうちに現在の青龍寺は西安のみならず全国的に有名な桜の観光名所となり、著名な寺院と共に花見の名所として認識されている。

日中関係という視点を通して青龍寺の桜を見ると、正に文化交流と友好の継承と言えるであろう。武漢大学と同じく武漢にある東湖桜花園にも同様な特徴が見られると言える。当園は国家5A級東湖磨山風景区にあり、1万株の桜を有しており、田中角栄首相が周恩来総理の夫人鄧穎超氏に78株の桜を送ったことが始まりであると言われている⁽³²⁾。周恩来の享年が78であり、また日中平和友好条約の締結も1978年であるところに78株という数字は由来する。鄧氏が、日本側の好意を受けて日中友好を記念し、その78株の桜を周恩来が生前に仕事と生活をしていた東湖に植えた。現在の東湖桜花園にある桜の殆どは、1998年以降に日中双方が投資し栽培したものである。東湖では、桜のみならず日本式の庭園をも採用し、五重塔を中心に日本式の池や鳥居なども取り入れ、日本的な要素が充満する空間となっている⁽³³⁾。ここでは、武漢大学のような歴史的な議論になることは殆どなく、平和と友好の美談に纏わる桜のテーマ公園として認識されている。

上述した事例のように、北京玉淵潭公園と無錫の鼈頭渚も、日中間の国家と民間レベルの友好交流の一環として継承され、さらに発展してきたと見られる。北京の玉淵潭公園は国家レベルの交流活動の代表例で、1973年に中国政府が日本へパンダを贈り、日本からは北海道のオオヤマザクラが贈られた。玉淵潭公園で育った桜の枝は90年代に日本に持ち帰られ、北海道で増殖されて2001年に遠軽町の国際友好の森に植樹されたという⁽³⁴⁾。2002年の日中国交正常化30周年の年、玉淵潭では植樹活動が行われ、桜と植樹は日中友好の象徴と記号化されてきた。太湖に面する無錫の鼈頭渚公園の場合は、1988年からの3年間で日本の民間人が「桜友誼林建設委員会」を組織して毎年無錫を訪れ、無錫の市民と共同で3千本の桜を植樹した⁽³⁵⁾。その後さらに、民間人による「日中共同桜友誼林保存協会」が立ち上げられ、毎年のイベントとして中国を訪問し鼈頭渚での植樹活動を続けた。その活動は30年にわたり、参加者は延べ1万人を超えた

という。日中双方の努力によって当初の3千本の桜の林は3万本余りに増え、桜の谷を形成し、中国最大規模の桜の名所となっている⁽³⁶⁾。竜頭渚にある桜は、30年近く続く植樹活動を通じた日中の民間人交流によって結実したものであろう。毎年の大勢の花見客の中で談笑する多くの上海、蘇州、無錫各地の日系企業関係者、教育関係者を見ると、これは決して交流のシンボルに留まらず、実態が伴う民間人の交流だと断言することができる。

3.3 商業と文化産業としての桜

上記の2種類と異なり、桜がもたらす経済効果と体験の消費によって新たに作られた桜を主題とする公園も数多くある。既存の野生桜の資源を改造し開発させたケースもあれば、新しく作り上げ産業化してきたケースもある。言うまでもなく、数多くの「最も大きい」、「最も美しい」、「桜の城」、「桜の町」と自称する桜観光地の中で、その殆どが桜経済学を中心に利益を追求するために生まれたものである。しかしながら、それにしても日本との関連性は明らかにある。

既存の桜資源を利用する場合は、野生桜などの基礎条件を必要とするため、90年代以降に作られた桜の観光名所の多くは新規開発タイプである。ゼロベースから桜産業を立ち上げた代表格としては、広東省の天適企業が挙げられる。1996年、創立者の何宗儒氏が日本へ旅行した際に、開花シーズンに東京の桜名所に人が溢れる様子に驚き、予定を変更して日本人の花見風景を見学することにした。その体験から、中国で「美しい風景を商売する」構想ができ、帰国後広東省で桜の栽培に着手し、全国各地に桜の育成基地を作り始めた⁽³⁷⁾。2008年、経営不況の広州市彫刻公園と協議し、自ら育成してきた1.2万株の桜を園内に持ち込み、それまで桜と全く縁のない広州の地で初めて桜祭りを開き、大きな成功と莫大な経済利益を収めた。その後、広東省、四川省、湖南省などの各地で、合同で6回の桜祭りを開催し、毎回百万人以上の観客を集め、莫大な経済利益を生み出した⁽³⁸⁾。2010年、何氏が広東省に百万株以上の桜テーマパークを開き、膨大な量に付け加えて早咲きと遅咲きの各種類を揃え、開花のシーズンを最大限に伸ばした。2016年、その産業が10億円の売り上げを突破し、各省にある桜の合計からすると、現在中国最大規模として成長を続けている⁽³⁹⁾。

既存の資源を改造したケースの中では、雲南省にある新平磨盤山の「中国桜城」がもっとも有名である。新平磨盤山は、輸入に頼らず中国国内で開発した国家森林公园であり、20万株の雲南種の桜と他の種類の桜とその他の野生花に併せて、中国最大規模の桜鑑賞地となっている。新平磨盤山は、元々あった8千畝の野生の桜林を桜経済学の新しい視座をもって発見した桜の宝山だと言える。新しく栽培した1千畝の桜を加算し、かつてない最大規模の桜名所を目指している⁽⁴⁰⁾。地元の行政は、桜の観光産業を地方経済

の起爆剤にし、それを地元の重点産業として開発に力を入れている。

また、福建省漳平市永福鎮もまた、「中国で最も美しい桜の勝地」と自称している⁽⁴¹⁾。漳平市の場合、桜の産業を目指して計画的に桜を栽培したのではなく、永福鎮の標高と気候が台湾の阿里山に近いため、台湾からの農業投資者が茶園として開発してきたという背景がある。1997年、ここでは台湾農業創業園として、ウーロン茶の茶園が大量に作られ、台湾の個人経営者が中国で投資した最大の農園となっている。現地の自然環境を改良するため、茶樹の栽培のついでに桜の木を植え始めた。2010年以降、全国的に桜の花見ブームが広がり、茶園経営の付属品として植えた桜とその開花シーズンの美景が茶園のウーロン茶と共に経済利益をもたらすことを地元の人々が意識して桜の栽培を拡大し、15万株以上に増やした。また、量だけではなく、品種も意識した結果、漳平市では世界各地で一般的に見られる桜の殆どが現地に揃っている。2017年にも桜の花が咲く12月から翌年の3月までに27万人の観光客が訪れた。現時点桜では、桜産業がウーロン茶産業の付属品ではなく、桜産業がウーロン茶の牽引役になっており、花見のついでにお茶を飲みお茶を買うという流れになり、主役は早くも交替している⁽⁴²⁾。

さらに、従来桜との関連性が薄い中国北方の町にも桜経済学は浸透してきている。2017年に開いた桜管理研究及び産業文化発展サミットが河南省鶴壁市に開かれた⁽⁴³⁾。ここでは、「最も美しい桜の道」——華夏南路が出来上がっている。全長4千メートル、32万平方メートルの桜並木に、「貂蟬」、「昭君」などいかにも中国らしい名の桜が植えられている。これらの桜は交雑で育成した新種目であり、例えば「昭君」は江戸彼岸と大島桜のハイブリッド種である。桜サミットに参加した関係者は北京、河北、山東、河南から集まり、中国北方の栽培に適している桜の品種や栽培技術、開花期の管理などの経験が共有されたという⁽⁴⁴⁾。言うまでもなく、鶴壁市も現地で開催する桜祭りのブランディング化を推進し、桜経済学のパワーで地域の経済を発展させようとしている。

商業的価値を求める桜経済学の背後には、桜という植物の多様化、環境改善、余暇の過ごし方の多様化などの意味で、経済のみならず社会全体にプラスの効果があると認識して良いだろう。その中で少しずつ企業のビジョンと国家のビジョンの一体感が見られるようになってきている。政府の方針が企業に影響を与えたり働きかけがあったりすることも考えられるが、文化産業を運営する立場の企業が一定の規模に達していくと、次第に企業のビジョンと理念が発展していったとも考えられる。例えば、上述した天適グループは「最も専門的な桜テーマ公園の企業」を目指すと同時に「30年後中国の桜が日本を追い越す」目標も打ち立てている⁽⁴⁵⁾。そもそも、中国国内で桜の文化産業を運営している企業が、なぜ日本と日本の桜をそこまで意識する必要があるのだろうか。中国の桜が日本を超えるビジョンは、面積、品種の数、規格などの意味だけではなく、人々の意識、認識、文化的側面がより大きいと中国の桜産業界は考える⁽⁴⁶⁾。桜産業の関係

者は、経済利益の追求と同時に文化的アイデンティティの意識も強く持っている。桜の原産地は中国でありながら、日本でその文化が開花してきたことを認めた上で、多くの中国人が桜は日本のものだという認識をひっくり返し、中国の桜の復興を自らのミッションとして認識している。さらに、桜文化の再建を通して、中華民族の復興、文化的ルネサンスを実現することを意識している。従って、桜を日本から輸入するのではなく、日本との差別化を意識し、中国原産の桜を選別、育成、繁殖を繰り返すこととなった⁽⁴⁷⁾。天適のトップマネジメントは、日本の桜の代表格は淡雅の薄色が多く、7日間の短い開花期が日本の文化によく合うが、中国人が求める桜は開花期が30日前後で、色彩感がより華やかなものだとして述べている。さらに、「10年後、20年後、30年後、我々の子供が大きくなったら、桜の花見と言ったら、日本の東京、大阪などではなく、思いつく場所は中国の広州、武漢、北京などになってほしい」と桜大国を「再建」する夢を述べている⁽⁴⁸⁾。

4. 花見を楽しむ人々の眼差し

ここでは、花見ブームの中で中国の人々がどのような眼差しをもって桜を楽しみ、桜関連のモノとコトの消費に巻き込まれていくか、日本での花見行動との違い、また、桜と花見に対する認識の差異を中心に議論を展開していく。検証にあたっては、主に下記の2つの調査手法を用いる。第1に、インターネット、SNSに掲載した桜と桜祭りに関する注目度が高く閲覧回数の多い映像の記号分析をし、第2に、桜の観光地と桜祭りに参加した観光客のヒアリング調査をすることである。

4.1 桜を巡る映像コンテンツの分析

中国の若者たちは、梅や牡丹などの中国の伝統的な花見より桜の花見に興味を持っているという。武漢大学の「桜調査報告書」によると、花見客の過半数は25歳以下の若者で、18～35歳の割合は約8割であるという⁽⁴⁹⁾。この年齢層の大多数は、Bilibiliと小红书（シャオ・ホン・シュー）を利用しているため、この二つの主流プラットフォームに登場し注目されている桜関連の投稿映像とキーワードを取り上げてみよう。

Bilibili（略称：B 站）は、2009年に創立した若者向けの映像コンテンツとソーシャルメディアが重なるプラットフォームであり、現在の中国の若者がもっとも利用しているオンライン・エンターテインメント・プラットフォームとなっている。主に、PUGV（Professional User Generated Video）という、ユーザーが自主的に制作するビデオが中心となっている。生活関係がその中心的なコンテンツであり、アップの量も再生回数ももっとも多い主力ブロックである。また、Vlog（ビデオ+ブログ）はBilibiliにお

いてもっとも成長してきた領域で、2019年には百万近いアップ主が作品を掲載し、延べ再生回数は110億回以上と、Z世代に一番好まれる商品である⁽⁵⁰⁾。

Bilibiliの動画サイトでは、桜関連の動画を多数アップロードしている。その内容を分類し、注目度が高い代表例を紹介しながら映像分析を行っていく。

表3 Bilibili 動画サイトにて桜に関する代表的な動画

分類	Link および動画タイトル	内容紹介	再生回数	いいね！
中国で花見	動画① 【櫻花飞落时】在南京赏樱花成海 ⁽⁵¹⁾	ライフスタイル系ビデオブロガーが撮影した桜祭り。人気ブロガーは花見を通して人気を集めた代表例	3万	1376
	動画② 汉服赏 四 花朝将至, 和小姐姐们一起去赏花吧 ⁽⁵²⁾	桜+花見+漢服(コスプレ)	10.4万	226
日本で花見	動画③ 一目千本櫻! 与黑丝大长腿御姐工具人一起欣赏日本最美的樱花绝景! ⁽⁵³⁾	日本の桜の景色を紹介する	23.4万	6374
	動画④ 日本大学校园里的樱花季, 这也太好看了吧! 一桥大学 大学食堂 原宿 涉谷 ⁽⁵⁴⁾	一橋大学にある桜の紹介から、原宿、渋谷など、若者に人気のある観光スポットを紹介する	9.3万	3411
桜ダンス	動画⑤ 【咬人猫】虫奉行♥明年也一起去看樱花吧 o (*≧▽≦) ツ ⁽⁵⁵⁾	Bilibili 動画サイト人気ブロガー「人咬み猫」が着物姿で桜の下でダンス動画を撮影	217万	1.2万
	動画⑥ 【HO☆SHI】武斗 Johnny (❀ ◯ ´ ▽ ` ❀ ◯) 【组合初投稿】 ⁽⁵⁶⁾	上海同済大学の在校生が桜通りで撮ったダンスの動画	10万	68
	動画⑦ 【LOVE LIVE!】波利花菜园《前进→Tomorrow》樱园中的纹身不良少女 ⁽⁵⁷⁾	武漢の桜並木を背景に日本の女子高生のコスプレでダンス	19.6万	172
桜と食べ物	動画⑧ 快来我碗里看樱花吧! 樱花水信玄饼 芋头 SAMA ⁽⁵⁸⁾	桜を取り入れた信玄餅は美しく透き通るような外観から、中国の若者の間でも人気が高い。また、桜入りのお茶とセットで、季節の人気となる	132.4万	3.3万
	動画⑨ 樱花季限定樱花咖啡伴侣~夭寿啦! 速溶咖啡都变值钱啦 ⁽⁵⁹⁾	珈琲の上に載せる桜の形のクリーム	21.4万	5350

(再生回数といいねの数は2020.10.25までのデータ)

小紅書(シャオ・ホン・シュー)はEC機能が付く「インスタグラム」として、90後世代とZ世代に一番人気があるアプリで、写真と動画を中心に利用されるSNS機能以外にユーザー間で商情情報交換もできる。2020年の時点で小紅書のユーザー数は3億を超えとも言われている⁽⁶⁰⁾。中国の若者は小紅書を使って、服のコーディネートや化粧方法などを勉強したり、新しい観光スポットを検索し旅行のプランを計画したり、

流行のライフスタイルを発見したりする。この SNS で桜をキーワードに検索したところ、閲覧回数と人気順に勧められたものは下記の通りであった。

表 4 小紅書 APP における桜に関する動画

分類	Link および動画タイトル	内容紹介	いいね！
中国で花見	動画⑩ 桜花开了 ⁽⁶¹⁾	漢服で花見	4989
	動画⑪ 北京赏花最全攻略 ⁽⁶²⁾	北京の桜の花見の全攻略を紹介する映像	756
日本で花見	動画⑫ 櫻花 ⁽⁶³⁾	有名なアニメ「秒速5センチメートル」をモチーフに作った日本各地の桜の風景	6348
	動画⑬ 神奈川県西平畑公園の櫻花溜滑梯 ⁽⁶⁴⁾	神奈川県西平畑公園の桜に囲まれた滑り台の紹介	5193
花見の自分	動画⑭ 【锁拍樱花照小技巧！滤镜】 ⁽⁶⁵⁾	花見時の撮影のコツを共有する	2913
	動画⑮ 春日穿搭 Plus ⁽⁶⁶⁾	中国にて有名な若手女優鄭爽が花見時の服のアレンジを教える	1.6 万
	動画⑯ 在宿舍画个樱花妆出门赏花吧 ⁽⁶⁷⁾	大学の寮で花見のための化粧をして出かけよう。花見時の化粧方法を共有する	1203
	動画⑰ 国风少女春日赏樱发型教程 ⁽⁶⁸⁾	漢服を着て花見の髪型を共有する	6192
桜と食べ物	動画⑱ 简单又超美的樱花薯片，最适合做给小仙女 ⁽⁶⁹⁾	桜の形にするチップスの作り方	3.5 万

(いいねの数は 2020.10.25 までのデータ)

Bilibili に登場した①と②の動画は、人気プロガーが桜と花見の映像を送信して人気を集めているものである。特徴としては、何れも桜と花見のテーマを出しながらも花をフォーカスするのではなく、自分や花見に来る人々と食べ物とその対象であり、主役はあくまで自分である。特に、服装の部分に非常に重点を置くという特徴がある。花見は季節限定の舞台に登場するコスプレのためのものだという印象を強く受ける。

18 本の動画を分析していくと、花見におけるコスプレは主に 3 種類に分けられる。まずは、日本文化の記号としての和服である。日本で花見をする際には、現地の雰囲気に対応し、体験の一部として和服がよく選ばれている。動画⑤はその典型的な例で、中国人の人気プロガーが和服姿で桜並木を背景に現れ、大量に「美しい」というフィードバックを得ている。しかし、中国国内での花見の時には、撮影用のレンタルの和服があったとしても、着用する人は遥かに少なくなる。これは、和服に代表される日本的要素が回りの中国人観光客の嫌悪感を買ひ、不快な体験に巻き込まれるリスクが想定されるこ

とが原因だと推測する。例えば、負の歴史的遺産として解釈された武漢大学で花見をした際に、女性の花見客が桜の下で和服姿で写真を撮っていて周りの観桜客の怒りを買ってしまった事件が2009年に実際にあった⁽⁷⁰⁾。そのようなトラブルを防ぐために、武漢大学は校内での桜鑑賞時には和服姿の撮影を禁止している⁽⁷¹⁾。それ以外の桜の観光地ではそこまでのドレスコードはないが、自ら和服で来る中国人はやはり少ない。ただし、それが日本人の団体の場合はこのようなことが見られることはなく、無錫などの沿岸部においてはむしろよく見かける風景である。次に、二次元と呼ばれるアニメ系や日本のサブカルチャーのコスプレイヤーが花見客の中に散見するという現象である。例えば、動画④番の場合、ブロガーが女子高校生の制服姿で大学キャンパス内の桜を見る動画を作っている。また、⑥番と⑦番もアキバ系の姿で花見をし、桜の下でダンスを披露している。日本のサブカルチャーの場合、それはあくまで個々人、特に若者の趣味の世界であって批判されることもほぼなく、むしろ他の中国の花見客は見物気分でその姿の人々を見ている。

最後に、中国の花見の際にもっともよく見かけるコスプレが、中国の伝統衣装を復活させた漢服（漢民族の伝統衣装）と呼ばれるコスチュームにあることである。漢服とは、中国の古代王朝の漢民族の人々の衣装をベースに、異民族支配であった清朝に起源を持つ旗袍（チャイナドレス）、唐装（清王朝の騎馬服に起源する立て襟のジャケット）などへの強い対抗意識から生まれ、文化的他者である韓国と日本の民族衣装との差別化を意識したものである⁽⁷²⁾。想像の共同体である歴史上の漢民族の人々が着ていた「伝統衣装」を、さらに創造と承認の上で「復活」させたものである。それがインターネットの普及によってメディアディスコースの中で市民権を獲得し、若者の間に広く普及した中国の「伝統的な」「民族衣装」である⁽⁷³⁾。さらに、これまで海外でステレオタイプ化されてきた中国の服装、「中山装」（人民服）に比べて、美しく伝統的な中国の服装として記号化したものである。復活する桜の伝統、復活する伝統衣装との組み合わせによって、それらは復活する中国伝統のアイデンティティの具現化に繋がり、被写体としての映りもよく、花見のシーズンにもっともよく見かける。この漢服を着た花見の動画は特に注目を集めており、例えば、Bilibiliに登場した動画①と②を比較した際、漢服を着た②の方が圧倒的に再生回数が多い。小紅書に登場した⑩番の動画と⑪番の動画を比較する際には、漢服を主役とする桜関連の動画が桜を主役とする花見全攻略の動画に比して、同じく2019年の3月に掲載したにもかかわらず、前者は7倍もの評価数を得ていることはその証拠の一つと言えよう。

日本での桜と花見に関する代表的な動画としては、③番、④番、⑫番、⑬番が挙げられ、何れも日本のアニメーションや映画の視点が強く見られる。桜文化の消費者の主力は中国の若者であり、彼（女）らは、実際に桜を見て花見に触れる前に、まず桜の記号

を通してそれを認知しているようだ。そのため、彼（女）らが認知し再現する「桜」の映像の中では、日本のアニメ、漫画、映画、ドラマなどの影響が強く見られ、殆どの記号解釈がそこから来ていると考えられる。中国では「二次元」（エル・ツー・ユアン）と呼ばれる日本のアニメ、漫画を中心に登場した「桜」は、サブカルチャー的な側面が強く、日本の伝統文化における「桜」が持つ意味とは異なり、その多くが弱体化され修正されている。例えば、武士道精神、潔さ、自己犠牲、無常などの意味は殆ど含まれていない。中国の若者の認知にある「桜」のコノテーションの意味は、「浪漫」、「青春」、「美しさ」、「期待」、「恋愛」、などとなっている。例えば、細密な美しさを演出した日本のアニメーション監督新海誠氏の代表作の一つ、「秒速5センチメートル」は、桜がロマンチックな切ない恋のシンボルとして広く知られている。ヒロインが言った「知ってる？桜の落ちるスピード。秒速5センチメートル。」は、中国の若者の間でも有名な名セリフとなっている。⑫番の映像はそのアニメ、映画に登場する桜のシーンを強く意識し作られている。また、「秒速5センチメートル」だけではなく、「CLANNAD」や「君に届け」、「氷菓」などの日本の人気青春恋愛アニメでは、主人公たちが桜の木の下で会ったという美しいシーンが登場する。映像④番の主人公が大学のキャンパスに入った直後の感想は、「桜を見て、学園の純情の恋愛にやっと到達した。」であり、これはその典型である。③番動画では、日本の桜を紹介する際に案内役の女の子が黒いストッキング姿を強調した上で桜の景色を紹介するという視点は、漫画などの二次元作品に登場する女の子の官能的側面を強く強調している。また、⑬番の神奈川県西平畑公園にある桜に囲まれる滑り台の紹介にも通ずる特徴として、日本の観光名称ではなく極一般的な日常風景にある桜のシーンを取り上げている。その視点の背後には常にそこにある日本の桜＝「本物の良さ」、中国人観光客が溢れる場所ではないところに来ている、というアピールがある。そしてそれは、「いつか行って見たい」という反応を多く引き起こしている。中国国内の花見に飽き足らないのであれば、いつか日本を訪れようという誘いに満ちており、一種の自慢と優越感すら表現されている。

次に注目してほしい要素は、「桜ダンス」と言われているものである。これは、桜を背景に流行りの歌でダンスをすることを指しており、動画の⑤番、⑥番、⑦番はその代表例である。最も気のある⑤番の動画は、投稿者が振袖姿でアニメ「ムシブギョー」のキャラクターソング、ハルウララ・モモラルラの旋律で踊った「桜ダンス」で、217万回も再生され爆発的な人気を得ている。他の2本の動画もアニメと関連する曲で楽しく「桜ダンス」を踊っていることから、中国の若者の視点における桜と日本のアニメの関連性を再確認できる。

最後に、桜と花見そのものではなく、その関連性から提案された食べ物（モノ）と、桜関連の体験（コト）について紹介したい。桜をモチーフに、その形と色を取り入れて

作られる食品の事例として、⑧番、⑨番と⑬番が挙げられる。また、桜の塩漬けを使う水信玄餅は、中国の若者の間で特に人気が高く、数多い日本の菓子の中でも高いアクセスと認知度を獲得している。何れにおいても美しく甘い食べ物として目で楽しめる側面が高く、お茶と珈琲の受けとして幸福感に繋がる要素が高い。さらに、小紅書において人気の高い桜関連の投稿動画として、⑭番の桜の写真の撮り方の紹介や番の花見の時のコーディネート、⑯番の花見の時の化粧、⑰番の漢服で花見をするときの髪型の紹介動画が挙げられる。桜の写真の撮り方とは、桜を被写体として捉えるのではなく桜と一緒に写真を撮るときに人物のポーズや画面構成などを紹介したものである。被写体はあくまで自分であり、その自分をより良く見せるための技の紹介である。その他、服装のコーディネート、化粧、髪型は、同じく「被写体は自分」という視点によって様々なアップ主が追加していると理解してよい。従って、桜と花見のキーワードで注目されているこれらの動画投稿において桜はあくまで道具であり、花見もあくまで背景に過ぎないという側面があると言える。

これまでに、桜に纏わる映像分析を通して桜を記号化し、それを消費する中国の若者が持つ桜への眼差しも明らかになってきた。日本における桜に対する認識とは異なり、彼（女）らは、選択的に一部の意味に集中した「ロマン」、「青春」、「期待」、「恋愛」などの意味を持つ「桜」のシニフィエに定着していく。日本のアニメ、漫画、ドラマが中国に紹介され始めた時期は1980年以降生まれの中国の世代の成長の時期であり、その影響をもっとも受けていると言える。そして、現在の花見ブームの中で彼（女）らは、桜文化を消費する主要な層となり、それらが重なることもその関連性から由来するだろう。この人々を中心に、彼（女）らは映像系のネット発信を通して自ら作り上げた桜の映像、自分と桜／花見との関わり型の記号を広く中国に拡散し浸透させていき、さらに共有される眼差しとなりつつある。

また、動画投稿サイトおよびVlogの普及によって、彼（女）らの発信の特徴は投稿者が主体であり、桜を見るというよりも桜を見る自分がどのように見られるかに焦点を置く。映像コンテンツの制作と共有が日常化し、Vlogの普及が中国における桜の流行と同じ時期になることによって、花見に対する認知は花見を見る自分の見せ方へと自然に切り替えられている。これは、一眼レフを持って桜を綺麗に撮ろうとする人々の眼差しと根本的に異なるであろう。花見は桜という花が象徴する「快樂」・「浪漫」・「青春」の舞台を用意した上で、主体としての自分を如何に演出し、如何に見られる側の自分を作っていくかという行為であり、少なくとも彼（女）らにとって重要な一部である。このような「桜」との接し方は、日本の若い世代と共通する部分があるものの、その相違は大きい。何故ならば、日本の若い世代は、伝統的な花見という行為に関する作法、桜に対する眼差しを、日本における花見という日常の中で無意識的に継承しているため、

桜の花見に新規参加する中国の人々とは本質的に異なるであろう。

4.2 花見客へのヒアリング

ここでは、花見の主力消費者である 35 歳以下の人々より上の世代の人々の桜の花見に対する認識を、ヒアリング調査を通して纏めておく。35 歳以上の世代は、動画系サイトの投稿に積極ではなく、よって上記のプラットフォームにおけるコンテンツ分析は難しいと考えられた。対象は、上海を中心に直近 5 年間に習慣的に花見に出かけた人々、男 23 女 27 計 50 人である。質問は、①花見を始めたきっかけ、②どのように花見を楽しむか、③桜の花見に対する意識、を中心に行い、発話のキーワードを集め談話分析を行った結果、性別による差異はあまり見られないが、年齢が高ければ高いほど桜の花見への興味関心が減っていく傾向がみられた。

日本の花見との共通点として、冬の寒さから抜け出し、春という季節を迎える際の楽しい雰囲気最大の共通項だと言える。余暇を楽しく過ごすことによって、仕事の緊張とストレスからの解放、家族、同僚、友人との社交的要素などは、現代日本社会における花見と大きな違いはない。飲食が伴う世俗的な楽しさという部分も、食べ物の違いが日中間や中国の地域の差異としてある程度表れるものの、景色を見たり飲んだり食べたりする生活の楽しさへの追及において大きな差はない。彼（女）らの解答の中には、「春という季節感」、「花の美しさ」、「リラックスする」、「週末の過ごし方の一つ」などのキーワードが一番よく上がる。桜に対する認知度もこだわりをあまりなく、飽くまで春に咲いている綺麗な花に留まっている。多くの家族連れの中国人は、どれが桜なのか他の花との区別がつかず、「子供に笑われない花の知識」を予習したり、スマートフォンの認知機能を駆使して花を弁別する場面もよくあった。一方で、桜を日本と関連付ける人も一部いるが、花見は徐々に一種の「エキゾチックな体験」方法になっているという認識で語っている。チューリップというとオランダの明るく爽やかな風景を思い出し、ラベンダーというとロマンチックなフランスの田舎の風光を思い出すように、桜は日本の有名な景色を連想させやすい。花見のうちに日本にいる感覚を味わえ、日本的な生活の楽しさを体験できることが良いと回答したり、子供に異国的な体験をしてもらえて良いという声も調査中にあった。

何れにしても、桜に対する回答の中で、生活に「儀式感」が必要だ、「儀式感のある生活」が必要だ、という表現がよく聞かれる。儀式感がある生活とは、実用性を重視するのではなく、日常生活に必需ではない「無用の遊び」、「美のある生活」、「余裕を感じる享楽」であり、これらは本論の冒頭に登場したが、周作人が中国の人々に提案している生活に繋がっている。季節が移る時、その季節に相応しい花見に出かけ、花を楽しむ行楽が、儀式感のある生活の現れである。もちろんこれは、中国社会の豊かさから由来

し、人々の心のゆとりから由来するものであろう。若い世代と異なり、「日本」と「桜」に対する強い意識はあまりなく、花見という体験消費によって儀式感のある生活を実践しているのはこのグループの人々である。日本に対する憧れもこだわりもない、この人々の眼差しこそ、寧ろ現代の日本人の花見の視点に一番近いと考えられる。

5. 終わりに

植物の多様性を保護するという視点からすると、桜経済学は野生の桜の木を守り、野生の品種に対する研究と保護、開発と育成に貢献していると考えられる。花見の繁栄によって、中国社会における公共秩序の向上や、人々の環境意識の向上、生活における美への追及などに、確実にプラスの効果が見られる。ただし、現在進行形の桜と花見のブームは、消費社会に突入した中国における体験消費の一つに過ぎない。莫大な経済利益がその起爆剤であり、それを支えながら迅速に拡大していく。桜経済学は、大衆が余暇を楽しみ、裕福な生活への憧れと欲望に応えるものであり、更には、国家戦略及び産業戦略に支持され、迅速な拡張が実現できている。そこに協力し支えているのは、裕福になってきた中国の人々にほかならない。

第3章と第4章の検証を通して、中国の人々が桜と花見に傾倒する視座の中で、下記の関連要因と特徴がみられる。まず、その大衆性と低コスト的側面が挙げられる。お茶のブームに見られる、高級茶道具や品位を象徴する高級茶に比し、花見は遥かに低コストで参与できる。中国国内での花見は海外（日本）渡航より安く、膨大な消費人口と関連産業に支えられる総合的な産業としてターゲット層が非常に広い。これが花見に関わる膨大な消費者の数字を支えている。次に、グローバル化の浸透によって海外との接近が簡単となり、他者への接近の衝動が上がっていることも挙げられる。2000年以降、中国の人々は経済のグローバル化のみならず今までにないスピードで海外の文化を経験し、海外の文化も見える形として迅速に浸透してきている。改革開放までに他者の文化と生活様式を見学・体験することは極めて限られた都市部と特定の階級に限定していた。Urry（2002）が指摘した、20世紀の前期までの少数の特権階級や富裕層のみが経験できた海外との接触が、中国の一般的な人々にも80年代以降に始動し、21世紀に入ってから更に本格的になっていると言える。桜の大量輸入、栽培、桜テーマパークの開設、花見の流行が、迅速に「日本」という記号化された異文化体験を身近なものにした。さらに、中国におけるインターネットやモバイルメディアの高い普及率によって、異質な文化に触れることが低コストで体験できるようになった。「他所」を「当地」に持ち込む作業が簡単になり、電子メディアの誕生によって、その「欲望」がより刺激され、「満足」することも比較的になった。

桜と花見のような日本文化は、中国の大衆にとって異国的な楽しい体験をもたらすと同時に、本国における花の文化との類似性があるため受け入れやすく親しみやすい。この相反する特質を持つ選択は、日本への観光と同様に極めて魅力があるように見える。また、花見が日本への観光と連動することによって、ブームに繋がる相乗効果をも生み出している。桜と花見ブームを主導する若い世代は、消費の主力だけではなく桜に対する眼差しと流儀を生み出し、それらの提案を広めている。そのプロセスは、インターネット、モバイルテクノロジーと SNS の迅速な普及によって支持され、桜をめぐる参与型文化を生み出していると言える。

Jenkins が指摘したように、参与型文化は民主的であり、また民衆的で、従来の文化浸透の秩序を根本的に変えている。デジタル時代前の文化の基準で考えると、知識も見識もそれ程高くない第 4 章の Bilibili と小紅書に登場した若者たちが桜への眼差しと花見の流儀を自ら発信することによって社会全体へと浸透・拡大することは恐らく難しいであろう。しかし、現代社会における彼（女）らは、大衆文化の消費者でありながら、その文化を作り上げた創造者でもある。参与型文化は、芸術と美学の基準を上げる時に、大衆の参加によって視点の提供と共有を力強く支持し、ある特定の視点と経験を迅速に新人にまで浸透できるインフォーマルな指導関係である（Jenkins et al., 2007）。春になったらモバイルネットで発信された文化的活動やライフスタイルに自ら関わり参与しないと疎外感すら覚える人々にとって、桜の映像を巡る言説は正にフーコーが指摘した「権力」に繋がっている。その支配の下で大勢の人々は桜の花見に出かけているのではないだろうか。

日本の二次元の影響を受けてきた中国の若い世代は、日本のサブカルチャーを桜と花見とに関連付け、中国でその派生の流行文化を生み出している。ただし、それだけではない。2019 年の太湖鼈頭渚国際桜祭りは、TikTok やアニメなどの多元的な要素を融和し、TikTok 大会のような斬新なイベントを打ち出した。その TikTok 大会には 1200 万人が参加し、257 万人がいいねをつけ、11 万回シェアした。その経営総収入は 1 億 1000 万元に達し、昨年同期に比して 29.86% を増幅し、観光地の経済効果と社会効果のダブル成長を実現させた⁽⁷⁴⁾。中国の桜産業は、確実にインダストリアル 4.0 と連動し、IoT と AI の発達とともに経済、産業、技術の力で、桜に纏わる文化を体験消費から新しい次元にまで推進している。

また、2019 年上海の桜祭りにおいて、100 名の漢服を羽織る女性が伝統の「花朝節」の儀式を踏まえ、花、果実、お茶の三礼を持って春への祝福の儀式を行った。この古代「花朝節」の復興と儀式が、文化の展示として大勢の花見客を集めた⁽⁷⁵⁾。日本の二次元の影響から始まった花見への眼差しは、中国伝統文化の創造的再生をもたらし、近年、その方向への分流が明確に表れ主流化している。これが、日本的な要素から意図的に脱

出し改造していくのではなく、既存の日本的な要素の刺激によって新しい文化的ニーズを生み出した結果だと言える。このように、新たな消費志向、伝統文化の再生産と創出、新しいメディアテクノロジーとの融合は、今後も花見という参与型の文化を益々進化させていくことに違いない。

《注》

- (1) 周作人著『雨の日の書』の和訳は、中嶋長文の訳を参照 http://biaofeng.info/wordpress/wp-content/uploads/2019/11/amenohinosyo_all.pdf (2020/10/28)
- (2) 鄭偉 (2017)「中国伝統文化の復興における 日本の影響と役割について —— 鉄瓶の流行と生活美学を中心に ——」 人文・自然・人間科学研究 No. 37, pp. 38-55
- (3) 渋谷「109」に「武漢世界の桜の郷」屋外広告が登場渋谷の屋外広告 <http://pekin-media.jugem.jp/?eid=2207> (2020/10/28)
- (4) 解放日报 2016年3月22日 第014版 新论 从“赏樱热”看体验经济发展 苏勇
- (5) 中国花卉报 2015年12月24日 第003版 苗圃苗木 产业融合让樱花更美丽 2015年中国樱花产业峰会在京召开 记者 李欣
- (6) 中国旅游报 2015年3月9日 第006版 景区/市场 赏樱催生大产业 陈熠瑶
- (7) 中国企业报 2015年3月17日 第010版 两会/重点/新产业 全国政协委员，中国侨联副主席王荣宝：让樱花产业成中国绿色经济新引擎 实习记者 刘军
- (8) 赏樱是如何成为一个全球现象的？ <https://mp.weixin.qq.com/s/NodVLVRf63tD9i6SMNmRFA> (2020/10/28)
- (9) 同上
- (10) 宇视智能绽放上海樱花节：150万客流大考 https://cn.uniview.com/About_Us/News/News_Media/201504/794209_140493_0.htm (2020/10/28)
- (11) 2018上海樱花节闭幕 游客逾166万人次 创历史新高 http://www.cnr.cn/shanghai/tt/20180415/t20180415_524199567.shtml (2020/10/28)
- (12) 秦兵马俑：年接待游客超500万人次 紧随故宫 <http://www.pinchain.com/article/61907> (2020/10/28)
- (13) 2018年全年西安的秦始皇帝陵博物院接待游客858万余人次，惊人 https://www.sohu.com/a/285967620_120044641 (2020/10/28)
- (14) 赏樱是如何成为一个全球现象的？ <https://mp.weixin.qq.com/s/NodVLVRf63tD9i6SMNmRFA> (2020/10/28)
- (15) 同上
- (16) 染井吉野樱进入盛花期！顾村公园每日预约上限调为6万人次 <http://n.eastday.com/pnews/1584999527013706> (2020/10/28)
- (17) 不认识樱花的游客究竟在武大欣赏什么 https://m.sohu.com/a/227214495_779031 (2020/10/28)
- (18) 王铖. 漫谈我国樱花现状与应用 [J]. 园林, 2010(03): 14-16.
- (19) 王铖. 漫谈我国樱花现状与应用 [J]. 园林, 2010(03): 14-16.
- (20) 中山公园周末游客22万人 单樱最佳观赏期后天结束 http://news.bandao.cn/news_html/201804/20180416/news_20180416_2821905.shtml (2020/10/28)
- (21) 青岛中山公园 <https://baike.baidu.com/item/%E9%9D%92%E5%B2%9B%E4%B8%AD%E5%B1%B1%E5%85%AC%E5%9B%AD/2610274> (2020/10/28)
- (22) 武大樱花节移动大数据 18万人次涌入 武汉居民占六成 <https://news.mydrivers.com/>

- 1/526/526477.htm (2020/10/28)
- (23) 群文天地 2012 年第 3 期下 语言与文学 樱花绽放后面的历史与人文 徐裕泉
- (24) 群文天地 2012 年第 3 期下 语言与文学 樱花绽放后面的历史与人文 徐裕泉
- (25) 群文天地 2012 年第 3 期下 语言与文学 樱花绽放后面的历史与人文 徐裕泉
- (26) 包头日报 2016 年 3 月 22 日 第 A06 版 时评 商贾不知亡国恨 赏樱先要啐一口? 舒圣祥
- (27) 包头日报 2016 年 3 月 22 日 第 A06 版 时评 去“武大”赏樱不要忘了历史 胡子民
- (28) 新华每日电讯 2013 年 3 月 17 日 第 011 版 综合新闻 武大赏樱涨价:“以花养花”有苦衷
学校:收费的费用用于校园管理专家:大学应是资源共享倡导者 记者 喻珮 冯国栋
- (29) 光明日报 2016 年 3 月 24 日 第 002 版 评论 武大赏樱,究竟是谁想多了 胡印斌
- (30) 光明日报 2016 年 3 月 24 日 第 002 版 评论 武大赏樱,究竟是谁想多了 胡印斌
- (31) 西安青龙寺烂漫樱花~~ <https://www.douban.com/group/topic/37084771/> (2020/10/28)
- (32) 东湖故事之樱花园 <https://www.jianshu.com/p/c37f8247efa9> (2020/10/28)
- (33) 同上
- (34) 玉渊潭公园官网 <http://www.yytpark.com/news/show-189.html> (2020/10/28)
- (35) 太湖に映える桜と中日交流 http://www.peoplechina.com.cn/guangguang/2015-04/07/content_681944.htm (2020/10/28)
- (36) 同上
- (37) 资源与人居环境 2016 年 12 期 “樱花王子”何宗儒卖“风景”年入 10 亿 李芯娟
- (38) 同上
- (39) 同上
- (40) 玉溪日报 2013 年 9 月 16 日 第 001 版 新平将打造“中国樱花城” 记者 刘跃 吴坤娱
- (41) 福建日报 2017 年 3 月 24 日 第 006 版 海峡 漳平永福:“中国最美樱花胜地”是如何造就的? 记者 张杰
- (42) 同上
- (43) 中国花卉报 2017 年 4 月 13 日 第 003 版 苗圃苗木 中国樱花产业文化发展论坛举办 记者 骆会欣
- (44) 同上
- (45) 中国花卉报 2013 年 5 月 30 日 第 003 版 苗圃苗木 让中国樱花超越日本 访广州天适集团常务副总裁叶超宏 记者 李欣
- (46) 同上
- (47) 同上
- (48) 同上
- (49) 赏樱,中国人为何如此“狂热”? https://mp.weixin.qq.com/s/pULnz74K05lg_Mq2kMr-2Q (2020/10/28)
- (50) Bilibili <https://baike.baidu.com/item/Bilibili/7056160?fr=aladdin> (2020/10/28)
- (51) https://www.Bilibili.com/video/BV1gb411x7YG/?spm_id_from=333.788.videocard.1 (2020/10/28)
- (52) <https://www.Bilibili.com/video/BV1cx411C7ET?from=search&seid=15433778055954449643> (2020/10/28)
- (53) <https://www.Bilibili.com/video/BV1fQ4y1N7da?from=search&seid=5875719210304681559> (2020/10/28)
- (54) <https://www.Bilibili.com/video/BV1f4411a76i?from=search&seid=10497641105688380065> (2020/10/28)
- (55) https://www.Bilibili.com/video/BV1Cx411e7kZ/?spm_id_from=333.788.videocard.9

- (2020/10/28)
- (56) <https://www.Bilibili.com/video/BV1cs411X7Ty?from=search&seid=16596796763102396973> (2020/10/28)
- (57) <https://www.Bilibili.com/video/BV1Rs411S7eQ?from=search&seid=114978355936505082> (2020/10/28)
- (58) <https://www.Bilibili.com/video/BV1yx411C7wN?from=search&seid=3935325886366255506> (2020/10/28)
- (59) <https://www.Bilibili.com/video/BV1nW411K7LP?from=search&seid=1149783559365005082> (2020/10/28)
- (60) <https://new.qq.com/rain/a/20201120a0giha00> (2020/10/28)
- (61) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5c792c8900000000f01a4bd?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603002685> (2020/10/28)
- (62) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5c8cc5a700000000d02441e?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603596106> (2020/10/28)
- (63) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5bff8dac672e141d8bbe82aa?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603002238> (2020/10/28)
- (64) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5c84c91700000000f01012a?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603591120> (2020/10/28)
- (65) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5e81b8c800000000f005199?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603003352> (2020/10/28)
- (66) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5e8ec70b00000000f00ae8e?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603004230> (2020/10/28)
- (67) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5cb55e5300000000f008f8a?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603004977> (2020/10/28)
- (68) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5c9d87e000000000f009322?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603005344> (2020/10/28)
- (69) <https://www.xiaohongshu.com/discovery/item/5e9f9dcb00000000f008811?xhsshare=CopyLink&appuid=5b58726e4eacab38c9ee6e3c&apptime=1603593543> (2020/10/28)
- (70) 一对母女穿和服在武大樱园拍照 遭市民轰赶(图) <http://news.sohu.com/20090322/n262931945.shtml> (2020/10/28)
- (71) 同上
- (72) 浅析汉服运动兴起的原因 張小月
- (73) ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.4 (2) 2012 汉服运动中国互联网时代的亚文化 周星
- (74) 中国・无锡太湖鼋头渚国际樱花节 “樱”为有爱 “鼋”定今生 http://www.xinhuanet.com/travel/2019-10/14/c_1125102115.htm (2020/10/28)
- (75) 顾村公园上演汉服“花朝节” http://www.360doc.com/content/18/0331/17/7793103_741809523.shtml (2020/10/28)

引用・参考文献

- バウマン, Z. (2014) 『リキッド化する世界の文化論』 伊藤茂 訳 青土社
- バルト, R. (2005) 『映像の修辞学』 蓮實重彦, 杉本紀子 訳 筑摩書房
- ボードリヤール, J. (1980) 『物の体系：記号の消費』 宇波彰 訳 法政大学出版局
- ボードリヤール, J. (1985) 『消費社会の神話と構造』 今村仁司, 塚原史 訳 紀伊国屋書店

- 鄭偉 (2017) 「中国伝統文化の復興における 日本の影響と役割について —— 鉄瓶の流行と生活美学を中心に ——」 人文・自然・人間科学研究 No. 37, pp. 38-55
- Dicks, B. (2003) the production of contemporary visibility, Singapore: McGraw-Hill Education
- Jenkins H, Clinton K, Purushotma R et al. (2007) Confronting the challenges of a participatory culture: Media education for the 21st Century. Chicago: MacArthur Foundation, 2007
- Jenkins, H. Ito, M, Boyd, D. (2016) Participatory Culture in a Networked Era: A Conversation on Youth, Learning, Commerce, and Politics. UK: Polity Press
- Urry, J. (2002) The Tourist Gaze, 2nd edn, London: Sage
- 潘志刚/游应天 (1994) 『中国主要外来树种引种栽培』 北京科技技术出版社
- 舒迎澜, 櫻花史记 [J]. 园林, 2010(3) : 26-27
- 王铖, 漫谈我国櫻花现状与应用 [J]. 园林, 2010(3) : 14-16
- 周东霖, 櫻花略考 [J]. 生态文化, 2008(2) : 51-52

※本稿は拓殖大学人文科学研究所・平成 30 年度個人研究助成の研究成果である

(原稿受付 2020 年 10 月 28 日)

安楽死問題と自己決定

— オランダの精神的苦痛の事例を中心に —

豊 岡 めぐみ

Euthanasia and Right to Self-determination

— With a Focus on the Case Study of Mental Suffering in the Netherlands —

Megumi TOYOOKA

要 旨

諸外国で安楽死や自殺幫助の合法化が加速している。従来、安楽死や自殺幫助を希望するのは耐え難い肉体的苦痛が主な要因であったが、近年、その理由が変化しており、肉体的苦痛から精神的な苦痛、尊厳の保持、生きる意味の喪失まで多種多様であり、複雑な要素が絡み合っている。

そこで、本稿では2001年4月に世界で初めて安楽死を合法化したオランダに着目し、精神的な苦痛による安楽死や自殺幫助の事例を中心に、痛みに悶え苦しみながら病に侵された身体を伴ってなぜ生きるのかという生への意味を問いたす終末期の在り方や多様化する価値観の中での生命終結に関する自己決定の在り方を考察した。第一章では、オランダの事例を考察し、安楽死法の成立までの背景と経緯を追った。第二章では、精神状態および精神的苦痛・認知症による安楽死について取り上げ、オランダの安楽死の現状や課題を探った。第三章では、実存的苦悩による安楽死の実態を明らかにし、その是非を検討した。

以上、生命終結に関わる諸問題およびそれについてのわれわれの自己決定の在り方を倫理的観点から考察することを通じて、オランダにおける精神的苦痛や実存的理由による安楽死容認の流れに対する問題点を指摘した。

キーワード：安楽死、自殺幫助、自己決定、認知症、精神的苦痛

はじめに

2020年7月、当時51歳の神経難病の筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者が会員制交流サイト（SNS）を通じて知り合った医師2名に殺害されたというショッキングな事件が起こり、メディアによってこの事件は大きく取り上げられた。京都新聞はこの事件を「安楽死」という見出しでもって報道し、朝日新聞は「囑託殺人」という見出しをつけて伝えた^①。その後、この事件は、果たして「安楽死」事件と呼んで良いものなのか、

そもそも「安楽死」とは何なのか等、様々な論点をわれわれに提示することとなる。

日本では「安楽死」も「自殺幫助」もどちらも認められていないのだが、日本ではこれらの違いが時に非常に曖昧であり、しばしば混同されているように見える。というのも、「自殺幫助」の延長線上に「安楽死」があるように思えるからである。その理由を以下でみてみたい。

「安楽死」という漢字を見てみると、「安らかな楽な死」という意味が見てとれる。これは、ラテン語の euthanasia を踏襲しており、もともとこの euthanasia という語は、ギリシア語の eu「よく」および thanatos「死」という語に由来する⁽²⁾。「安楽死」という語は、元来は苦痛のない死を意味しており、「大往生」という意味を有していた。ところが、現代では、「安楽死」とは、病に倒れもう余命が短い患者を、本人の自発的意思を尊重し死に至らしめることを指し示すようになり、その意味が変遷していった。

では、「安楽死」と「自殺幫助」の差異はどこにあるのだろうか。日本臨床倫理学会によれば、「安楽死」とは「行為主体として他人が関与するのに対して、自殺幫助は、その時点で意思能力のある患者本人が関与し、患者は、例えば処方された薬物、あるいは毒物、あるいは他の行為によって自分の命を絶」⁽³⁾つことであり、「自殺幫助」とは「自殺の意図をもつものに、有形・無形の便宜を提供することによって、その意図を実現させること」⁽⁴⁾だと定義している。さらに、「安楽死」は「行為自体として他人が関与し」、「自殺幫助」は「患者本人」が関与する点で両者は相違があると説明されている。確かに、このように行為主体に着目し、「安楽死」と「自殺幫助」を線引きすることはできるだろう。しかし、行為が誰によって遂行されたかという以前に、なぜその行為が引き起こされたのかという理由や動機が肝心であり、もっと複雑な要素が絡み合っているように思われる。

元来、「安楽死」は、耐え難い苦痛を和らげたり取り除いたりすることができない場合に生命を終結することであった。肉体的に耐え難い苦痛があるからこそ、人は「死にたい」と思い、「安楽死」へと踏み切る。その根底には肉体的な耐え難い痛みが存在している。しかし、現代では、末期がん患者の痛みに代表されるように、医療が進んでもなかなか取り除けない肉体的痛みが依然として存在するものの、昔と比べればはるかに疼痛緩和ができるようになっている。

ところが、肉体的な苦痛はある程度コントロールできるようになったにもかかわらず、日本でも諸外国でも「死にたい」と希望する患者は増加傾向にある。実際、医師が患者に致死薬を投与し死に至らしめる「積極的安楽死」を合法化している国もある。なぜ彼らはそんなに「死にたい」と希望するのだろうか。そこには、肉体的苦痛に耐えられないという、従来の安楽死へと駆り立てていた理由以外の別の理由が存在するのではなかろうか。生きることに對する絶望や、痛み悶え苦しむ病に侵された身体を伴ってなぜ

生きるのかという生への意味を問いたすわれわれの終末期の在り方が大きく関わっているように思われる。

われわれが問題として取り上げたいのはこのような生への意味を問いたす終末期の在り方や生命終結に関する自己決定の在り方である。この問題を考えるための手がかりとして、精神的苦痛を理由として安楽死が認められているオランダに着目したい。その際、われわれはオランダの安楽死の現状およびそれに至る経緯に焦点を当てながら、苦しまずに死ぬことができる選択肢の是非について考察したい。とりわけ吟味したいのは、精神的な苦痛や人間としての尊厳を失ったと感じた際の喪失感や絶望といった状況にわれわれが陥った時、患者の「自己決定」は容認されるのだろうか、また、その際に医療従事者の患者の死への介入は認められるのだろうか、という問である。

本稿では、従来から長期にわたって着目されてきた、肉体的苦痛に耐えられず死期が迫っているような患者ではなく、死と隣り合わせにいるわけではないが、もう生きるのが辛いというような、精神的な苦痛や実存的苦悩を抱える患者に焦点を当て、患者の「自己決定」^⑥の在り方を考察することを目的とする。

第一章 オランダにおける安楽死問題

ひとえに安楽死と言っても安楽死は以下の3つの種類に分類できる。

- 1) 消極的安楽死 延命のための積極的措置を取らない、もしくは積極的措置を中止し患者を死に至らしめるもの。ただし、延命治療を停止する場合も苦痛を除去する治療は続けられる。
- 2) 間接的安楽死 苦痛緩和のために薬剤を投与し、結果的に患者の死期を早めるものの。
- 3) 積極的安楽死 医師が患者に致死薬を投与し、患者の生命を直接断ち切るもの。

現在、医師が患者に直接致死薬を投与し患者を死に至らしめる、いわゆる「積極的安楽死」を合法化している国として、ベルギー、ルクセンブルグ、カナダが挙げられる。また、スイスやアメリカでは、国レベルでは認められていないが、州レベルで、医師が患者に致死薬を投与し患者を死に至らしめるという方法、もしくは、患者自らがボタンを押し致死薬を自分の身体に取り込み死に至るという方法あるいは食べ物や飲み物の中に致死薬が含まれており、患者自らそれを口に運び死へと至るという方法が取られ、医師による自殺援助が合法化されている。オランダの安楽死の方法は、これらのうち、医師が患者に致死薬を投与し患者を死に至らしめるという方法および患者自らがボタンを

押し致死薬を自分の身体に取り込み死に至るという方法の2通りの方法が採用されてきた。その背景には耐えられない痛みにもだえながら死を待ち続けるよりは、本人の希望があれば、医師によってであれ、自らによってであれ、致死薬によってすぐさま死を迎えた方が良いという考えがある。オランダでは、医療従事者は苦しみを軽減したり消滅したりするための代替手段が他に存在しないことを鑑みて、患者の意思を尊重し穏やかに死を迎えることに重きを置く。患者は死を希望するなら、自分の意思が自発的なものであることおよび生きることが耐え難い苦痛であることを医師に訴え、それを認めてもらう必要がある。これらの条件が揃ってはじめて、患者は死に向かうことが可能となる。死に向かうことができると言っても、オランダの安楽死や自殺幫助は医学的な疾患に基づいた苦痛が要件となっている。しかしながら、近年オランダでは身体的苦痛はそれほど大きくないが、「生きるのが辛い」という精神的苦痛や絶望的苦悩によって安楽死を希望するケースが増加している。

精神的苦痛や絶望的苦悩を訴える患者の死への決断は容認されて良いものなのだろうか。このことを考察するために、今列举した国や州のうち、そのような患者への安楽死に最も寛容なオランダの事件をみてみよう。

第一節 オランダの事例 ― 最初の安楽死事件と最初の安楽死許容判決

オランダで最初に安楽死の裁判が起こったのはいつであろうか。それは1952年にまで遡る。重い病を患っており、耐え難い苦痛に悩んでいる男性（兄）の要請に応じて、医師が致死薬を投与したという事件があり、刑法293条の嘱託殺人罪で起訴された。その後、医師は、兄の苦痛は一時的なものではなく永続的なものであり切実な要請だったとして裁判で説明したが、良心の呵責は正当化の法的根拠となりえないとして却下された。誰かの要請に基づく殺害は、オランダ刑法293条では最高12年の拘禁刑、また自殺幫助は最高3年の拘禁刑とされる。

オランダでは、1960年以前にはキリスト教の影響が色濃く、生命はいわば神から与えられたものであり、自分で自らの命を処するというに否定的だった。この世の生は、死後の永遠の不死なる魂に備えるための試練であり、その道のりに過ぎないと考えられていた。それが少しずつ変化していったのが1960年以降であり、個人主義的な考えが広がり、死への考えも多様化していった。そして、そうした多様化と共に、医療技術の進歩や多元的な社会の構築によって、死に直面した時のわれわれの自己決定がいち早く着目されるようになっていった。

このように、オランダ社会が変化を遂げ、死への考えも延命という長さ（量）よりも質を重視すべきだという考えが注目され始めたころ、オランダでまたしても安楽死を巡る事件が起きた。しかし、1952年と大きく違うのは、この事件はオランダで最初の安

楽死が許容されるものとなったという点だった。暫くこの事件の概要を追ってみよう。

第二節 オランダの事例1——ポストマ事件⁽⁶⁾

1971年、脳溢血によって、言語障害や肺炎を引き起こし、何度も自殺を試みる行為をしている患者に、ポストマ医師は200ミリigramのモルヒネを投与し死に至らしめた。この患者はポストマ医師の母であり、身体の麻痺により生きる意欲を失くし、娘であるポストマ医師に「死にたい、生命を絶って欲しい」と懇願していた。最終的に、ポストマ医師は、1973年2月21日に、レーワルデン地裁判決において刑法293条に違反したとして起訴されたのだが、その経緯を以下にまとめてみよう。

1972年、オランダでは苦痛を緩和するため薬剤を投与しそのことによって患者の生命が短縮されたとしても、それはあくまでも医療行為の一環であるとの考えから許容されるとの見解が医療従事者に支持されていた。地裁は、この考えに立脚し、むやみな治療により延命し患者の生命を徒に長引かせるのではなく、患者の苦痛緩和に焦点を当てるのが重要としたうえで、ポストマ医師が致死薬を投与し非合理的な手段を用いたことを批判した。地裁によれば、ポストマ医師が薬剤を順次その状況に応じて増加していくことは可能であったのであり、もしそのように処置していたならば、精神的および心理的に抵抗できない状態に陥ることはなかったとして、1年の執行猶予付き、1週間の拘禁刑を言い渡した。その際、判決において、安楽死を容認できる条件が提示されたがそれは以下のようなものだった。

1. 医師は患者が治癒不可能であることを確認していなければならない。
2. 医師は患者が身体的または精神的に耐え難い、または深刻な苦痛を抱えていることを確認していること。
3. 患者が生命の終結を希望していること、あるいはその苦痛から解放されたいと切に願っていることを示した事前の文書があること。
4. 生命の終結は、患者の担当医またはその医師と相談した他の医師によって行われること。

この判決で注目すべき点は、「精神的苦痛」が考慮されていること、および苦痛から解放されたいと願う患者の意思が確認できる文書が必要だという点である。このポストマ医師の事件が報道されると、ポストマ医師に対する同情と支持が、医師と同じ小さな村に住んでいる患者や多くの市民から寄せられた。また、開業している多くの医師たちは、「私どもも、今までに少なくとも一回は同様な罪を犯している」という公開状に署名し、オランダ法務大臣に提出した⁽⁷⁾。

第三節 オランダの事例2——シャボット事件⁽⁸⁾

オランダで容認されている安楽死は、不治の病による耐え難い痛みとそれに伴う精神的苦痛を理由におこなわれてきた。そのオランダで、純粹に精神的な苦痛だけを理由にした安楽死が裁判で認められた、ある事件（シャボット事件）がある。以下でこの事件の概要を追ってみたい。

1994年6月に安楽死した50歳になるソーシャルワーカーの女性ボスエル（Bosscher）は、医学的にはまったく健康な状態だった。彼女は結婚していたが、夫はアルコール中毒でしばしば彼女に暴力をふるった。彼女には、二人の息子がいたが、数年前に20歳になる長男は失恋によるショックから自殺し、唯一の生き甲斐だった次男も末期の癌で苦しんでいた。長男を失った悲しみから、彼女は自殺を考えたが、次男のために何とか生きようと頑張っていた。そして、この頃から、彼女は精神科の治療を受けるようになった。長男の死後、夫婦仲はさらに陰悪となり、彼女はしばらくして離婚した。その4年後、次男の容態が悪化し、彼女は医師と相談して次男の生命維持装置を取り外したその晩、睡眠薬を飲んで自殺を図ったが、死にきれなかった。その後、彼女は、ホームドクターをはじめ6人の医師に安楽死を求めた。しかし誰もその依頼に応じなかったため、最後にオランダ安楽死協会に救いを求め、精神科医のパドワイン・シャボット医師（Boudewijin Elise Chabot）を紹介された。

シャボット医師は、手紙や電話による話し合いを何度も行い、彼女を診察するだけでなく、親戚や友人からも事情を聞いたが、彼女の自殺への意志は堅固で、シャボット医師は、彼女には死を選択する以外、絶望的な精神的苦痛から逃れる道がないと判断するようになった。シャボット医師は、彼女のホームドクターと、彼女を以前担当していた精神科医から診療の記録を受け取り、精神科医を含む7人の専門家と相談した。その結果、彼女は精神医学的には正常であり、また、彼女の決意は一時的なものではなく、生きる意欲を全く失った彼女には、死の選択しか人生の目的はないだろうという結論に達した。もし自分が彼女の依頼を断れば、彼女は間違いなく自殺し、本人も周囲の人々も必要以上の苦しみを負うことになると思ったのである。安楽死の当日、彼女は、親友と、シャボット医師と、もう一人の医師が見守るなかで致死薬を飲み、約40分後に亡くなった。シャボット医師は検死医にそのことを報告した。

その後この事件は、検察庁が、安楽死の条件を完全に満たしていないことを理由に裁判にもちこまれ、最終的には最高裁判所で審理された。検察側は、(1)ボスエルの苦痛は肉体的なものではなく死期も迫っていなかったこと、(2)彼女は当時鬱状態で自己決定する能力がなかったこと、(3)相談を受けた第三者の専門家は誰も彼女に会っていなかったこと、以上の3点を理由に禁固6ヶ月、執行猶予1年を求刑した。1994年6月、最高

裁が下した判決は有罪だった。有罪となった唯一の理由は、精神的な苦痛が理由の安楽死の場合には、慎重に判断を下すために、もう一名の医師が要請者を面接診断しなければならないというものだった。また、最高裁はこの判決のなかで、安楽死の要件に関する新たな見解を付け加えた。それは、安楽死が認められる理由として、患者の苦痛が肉体的あるいは精神的疾患と関係があるかどうかは重要ではなく、患者の耐え難い苦しみ が最も重要な要件であるというものだった。その結果、シャボット医師は有罪の判決を受けたが、刑罰を免除された。

第四節 シャボット裁判の結果と安楽死法の成立

この事件後、オランダでは 2001 年に「要請に基づいた生命終結と介助自殺に関する審査、並びに、刑法と遺体処理に関する法の改正」（以下、安楽死法と略す）が成立し、2002 年 4 月 1 日より施行されている。これによってオランダでは安楽死が合法化され、規定された手続きを踏み、決められた基準を遵守していることが証明できれば、安楽死を実践する医師は法的に訴追されることはないと言われる。この法律が施行されるようになってから、オランダでは安楽死件数が増加している⁽⁹⁾。

この事件はわれわれに重要なことを示唆している。というのも、最高裁判所は、医師が、肉体的に苦しんでいる患者ではなく、精神的に苦しんでいる患者を死に至らしめることを容認したからである。シャボット事件の結果をまとめておこう。

〔シャボット裁判の結果〕

1. 精神的苦痛も医師による安楽死あるいは自殺幫助の理由となり得る。
2. 終末期でなくても医師による安楽死あるいは自殺幫助は認められる。
3. 精神科患者も、一般に意思決定能力をもっている。
4. 耐えられない苦痛が精神的な理由にある場合、担当医師以外にも、最低もう一人の独立した立場の医師が、直接に診断しなければ、「緊急避難」を適用して違法性を阻却することは認められない。

このように、シャボット事件は、精神科の患者に対する自殺幫助についての最初の裁判判決である点で注目に値する。最高裁判所は、鬱状態などの精神的なもののからやってくる不安や苦悩は、それに悩んでいる患者にとってはなかなか取り除くことが難しく、耐え難いと共に、回復の見通しが立たないケースが存在し得ると判断した。また、最高裁判所は、このシャボット事件のように、苦悩がいかほどであるか、回復の見込みを決定することはかなり困難なので⁽¹⁰⁾、裁判官は「格別な注意深さをもって」緊急の状態だったかどうかを審議すべきだとした。その結果、オランダでは精神的苦痛による安楽

死は原則として禁止されていたのだが、以下で言及する「注意深さの要件」を満たす場合は認められることとなった。

オランダでは、2001年に安楽死法が成立した。この法律は、以下の6つの「注意深さの要件」を遵守していれば、刑事責任を免除することができるとするものである。さらに、安楽死について2名以上の医師が賛成していることが条件とされる。6つの「注意深さの要件」とは、

- 1) 医師が、(生命終結または自殺幫助への)患者の要請が自発的で熟慮されたものであることを確信していること
- 2) 医師が、患者の苦痛が永続的かつ耐え難いものであると確信していること
- 3) 医師が、患者の病状および予後について、患者に情報提供をしていること
- 4) 医師および患者が、患者の病状の合理的な解決策が他にないことを確信していること
- 5) 医師が、少なくとももう一人の独立した医師と相談し、その医師が患者を診断し、かつ上記までに規定された注意深さの要件について書面による意見を述べていること
- 6) 医師が、注意深く生命終結を行うか、または自死を介助すること

ここで挙げられている「注意深さの要件」の中でも最も注目に値するのは1と2の要件であるように思われる。というのも、生命終結または自殺幫助への「患者の要請が自発的で熟慮されたもの」かどうか、「患者の苦痛が永続的かつ耐え難いものである」かどうかは曖昧さが残るからである。われわれは他者の心を推測することはできるが、他者の心に到達することができない。そこにあるのは、単に他者への慈悲心や思いやりである。しかし、患者に対する慈悲心や思いやりはパターンリスティックな介入になる恐れも否めない。さらに、もしそこにわれわれが功利主義的考えを持ち込むならば、慈悲による安楽死が容認可能になってしまうように思われる。功利主義によれば、「最大多数の最大幸福」がその基本原則なのだから、われわれのある行為が、幸福の総量を増やし、不幸の総量を減らすことになるならば、その行為は倫理的に正しいということになる。とすれば、先の「患者の苦痛が永続的かつ耐え難いものである」とき、その患者の要望通りに殺すことは、不幸の総量を減らすことになる。もしその患者の家族も承諾していれば尚更その行為は正当化されてしまう。しかし、本当にそうだろうか。功利主義は幸福と不幸とを重要視し、そこから善悪と幸不幸とを一致させる。功利主義は、われわれの幸福の長さばかり着目し、幸福の種類や質を考慮していないという欠陥があるのではなかろうか。このように考えるならば「注意深さの要件」の扱いもまた難しさがある

るように思われる。

第二章 精神状態および精神的苦痛・認知症による安楽死

オランダで 2018 年の安楽死の死亡者数は 6126 人であり、これはオランダにおける 2018 年度の全死亡者数（153328 人）の 4%に相当する⁽¹¹⁾。また、1 年遡って 2017 年を見てみると、その年に安楽死の志望者数は 6585 人であり、これはオランダにおける 2017 年度の全死亡者数（150027 人）の 4.4%に相当する⁽¹²⁾。オランダにおける最近の安楽死の動向として、認知症である場合の安楽死の実施が挙げられるように思われる。2018 年の認知症からの苦しみによる安楽死は RTE によると 146 件であり、そのうち、初期の認知症のケースは 144 件、重度の認知症のケースは 2 件となっている⁽¹³⁾。なお、精神疾患によるケースは 67 件である。また、2019 年では 162 件であり、そのうち初期の認知症のケースは 160 件、重度の認知症のケースは 2 件、精神疾患によるものは 68 件といずれも増加傾向にある。この 68 件のうち、精神的状態および精神的苦痛によるものは 42 件もあり、この 42 件の報告医師は精神科医であった⁽¹⁴⁾。RTE の報告書によると、精神的状態および精神的苦痛による安楽死や認知症患者の安楽死についての注目すべき事件がいくつかある。以下でそれらの事件をみてみよう。

第一節 精神的状態および精神的苦痛の 60 代男性のケース⁽¹⁵⁾

2019 年、60 代の男性患者は鬱病を患っており、自己愛性パーソナリティ障害および反社会性パーソナリティ障害に苦しんでいた。RTE の報告書では、自己愛性パーソナリティ障害には 2 つの側面があると説明されている。2 つの側面とは、一方は、ありのままの自分を愛することが出来ず、自分は優れていて素晴らしく特別な存在であると思いたい込むというような自己の重要性が膨らみすぎた感覚および自己への深い賞賛を持っていること、他方で極端な劣等感と不安感を持っていることである。反社会性パーソナリティ障害を持っている人は、規則を順守したり、他者に注意を払ったりすることが難しく、それは時に過敏性、攻撃性、衝動性および無関心を伴う可能性がある。患者は何らかの行動を行う際に、前もって計画を立てることが難しく、自己もしくは他者に対する行動の結果や安全性を考慮しないという特徴がある。

患者は何年にもわたって、薬物療法と心理療法によって治療を受けたが、一向に改善しなかった。2010 年から彼は施設に住むようになり、2016 年に行動や感情、とりわけ他者との関わり方に焦点を当てたメンタライゼーションに基づく治療⁽¹⁶⁾を開始した。しかしながら、十分な結果を得ることは出来ず、彼の死の 6 ヶ月前にこの治療を中止した。

患者の悲しみは、他者に対する不信感から成り立っていた。他者と表面的な関わりを持つことは出来たが、他者と有意義な関係を築くことは出来ず、彼は一人になると大きな虚無感に襲われ他者への不信感を募らせていった。その結果、彼は自分の孤独や不安を癒すためにアルコールへと逃げ、深刻なアルコール依存症を引き起こした。アルコール依存となった彼を周囲の人は避けるようになり、彼はますます孤独と不安を感じるようになっていった。彼はこうした自分の状況を「耐え難い苦しみ」だと感じ、医師に安楽死を要請した。医師は、患者の要請は永続的で一貫したものだとの確信し、また自発的で熟慮の上で為されたものだとの結論づけた。精神科医もまた、患者の安楽死の要請は自らの意思でもって決断したものだとの判断し、患者の希望通り安楽死が遂行された。

オランダでは、精神疾患や精神的苦痛による安楽死や自殺幫助の場合には、患者を独自に診断する独立した医療専門家（この事件の場合は精神科医）の判断が必要とされる。独立した医療専門家は、患者の苦しみは耐え難く回復の見込みがなかったかどうか、自殺幫助をする以前に代替手段がなかったかどうかを考慮した上で、患者がその疾患に影響されることなく自発的かつ明確な意思でもって決断をしたかどうかを診断しなければならない。シャボット事件では、「注意深さの要件」が1名の医師によって満たされていたけれども、もう1人の独立した専門の精神科医に相談されておらず、医師の行為は正当化できないものと判断され、最高裁判所は医師に有罪判決を下した。この事件が着目されるのは、先に述べたように、精神的に苦しんでいる患者の生命終結が容認されたという点が大きい。その他にもこの事件後、医師自身による直接診断の必要性が徹底され、精神疾患の患者に対する安楽死および自殺幫助のケースに対して厳格な要件を課すことによって、弱い立場にある精神科の患者の安楽死や自殺幫助に制限をかけようとしたことにもある。2019年のこの事件では、患者は生命終結に際し、医師と対話し他の専門家との相談も行っていることから、RTEは「注意深さ」の要件を厳格に満たしていると判断した。

ところで、精神的苦痛は精神疾患によるものだけではないだろう。われわれが尊厳を喪失したとを感じる時や生きることに絶望的苦悩により「生きるのに疲れた」と感じる時、安楽死や自殺幫助の要求は認められて良いのだろうか。そのことを考察するために、認知症のケースを考察してみよう。

第二節 認知症の70代女性のケース⁽¹⁷⁾

2016年、女性医師は認知症の70代の女性患者に対し、致死薬を投与した際に苦しめないように前投薬としてコーヒーに15mgの催眠鎮静剤ドルミカムを入れた。さらにその45分後に皮下注射によりさらに10mgのドルミカムを追加し、40分後に2000mg

のチオペンタール（致死薬）を静脈に注射したが、注射をしている途中で女性患者が立ち上がったため、家族が協力して体を押さえ付け、その間に医師は残りの薬である 150 mg のロクロニウムを注射した。患者はしばしば怒ったり夜に徘徊したりする兆候が見られたため、医師はこうした症状を「耐え難い苦痛」とみなし死に至らしめた。

介護施設に入居する数年前に作成された女性患者の意思表明書によると、安楽死を「自分で心構えができたときに限る」という条件付けで希望していた。患者は、日頃から死にたいと言っていたが、死にたくないと言うこともあった。患者は認知症がかなり進行しており、安楽死が行われる際に患者の意思は不明確であり、コーヒーの中に鎮静薬が入れられることや最終的に致死薬が投与されることについて、医師から説明を受けてもいなかった。医師はこの事件を安楽死として位置付けたが、検察はこの医師を起訴した。医師は患者と話し合い、今も死にたいと思っているかどうかを確認すべきだったと後になって主張した。それに対して、この患者の家族は医師を擁護した。

この事件はオランダで衝撃的な事件として報道された。なぜなら、認知症患者の意思表明の在り方や自己決定の在り方がクローズアップされることとなったからである。

2019 年の RTE の報告書によれば、認知症による安楽死では、その進行情が重要と説明され、患者の要求に応えるためには、事前指示において患者の要求の自発性やコミュニケーションに重きが置かれている⁽¹⁸⁾。しかし、この事件のように、認知症患者の場合、意思表明書が不明確であったり、矛盾していたりすることがしばしばある。その際、問題となるのは、医師は何を基準として判断すれば良いのかという点である。

オランダの安楽死の要件として、日本と大きく異なる点は、患者の余命が残り少なく死期が迫っていることが考慮されていないことである。日本の場合は、例えば有名な「東海大安楽死事件」に代表されるように、「患者が耐え難い激しい肉体的苦痛に苦しんでいること」、「患者は死が避けられず、死期が迫っていること」、「患者の肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くしほかに代替手段がないこと」、「生命の短縮を承諾する患者の明示的な意思表示があること」が 4 つの要件として制定され、さらにこれに「患者に病名を告知している 2 名以上の医師が安楽死に同意している」ことおよび「致死薬の選択が適切である」という 2 つの留意点を含んだ、これら 6 つの項目すべてを満たす場合に限って安楽死が認められることとなっている。オランダの場合は、余命がどのくらいかということは考慮されず、患者の被っている苦しみが「耐え難い」ものであるかどうかということが最大の問題となる。ブロングルスマ判決では、「その苦痛は、身体的なものでも精神的なものでもよい」とあるように、日本の「身体的苦痛」に限定している文言と比較すると、許容範囲が広いことが分かる。オランダでは、医師がこの患者は耐え難い痛みで苦しんでおり、治癒の見込みもないと判断すれば安楽死が実施できる。その時医師が依拠しなければならないのが、「注意深さの要件」を満たしている

かどうかという点である。つまり、患者の意識的かつ自発的な意思および要請が認められていれば、安楽死は問題なく実施される。しかし、認知症の場合、次第に判断能力が鈍るためどの段階で自己決定をするかということが課題となる。重要な点は、患者の苦しみが軽減したり消失したり変化を伴うことが予想される場合は、安楽死は認められないということである。たとえ患者の家族が、患者の痛みは耐え難いものであると医師に告げたとしても、医師はそれを鑑み安楽死に踏み切る必要はない。オランダでは、安楽死要請の際、家族が関わることはしばしばあるものの、死の切望と安楽死要請は常に患者が主体であり、患者自身によって為されなければならないものとされている。

第三節 認知症の 60 代女性のケース⁽¹⁹⁾

次に 2018 年の 60 代女性のケースをみてみよう。

2018 年、60 代の女性患者は彼女の死から遡って 6 年間、アルツハイマー型認知症を患っており、認知症の進行具合を遅らせる治療を受けていたがほとんど効果がなかった。患者は永続的な不安状態にあり、夜になると動揺し介護施設の廊下を歩き回り時に叫ぶことさえあった。認知症が進み、次第に自分が何に悩んでいるかということさえ分からなくなり、人々が彼女に話している内容を理解できず、話しかけられたことに対してどのように返答すべきか分からなくなっていった。そして、一人でお手洗いに行くこともできなくなり、医師は患者がしばしば発した叫び声から、患者にとってこのことは「耐え難い苦痛」だと推測した。医師は、患者はもはや喜びや癒しを見つけることができないと判断し、こうした認知症に関連する症状は彼女の尊厳を脅かしていると感じた。

患者は死の 5 年くらい前に、医師と何度も対話した上で意思表明書を何度か更新し、その中で自分は Quality of Life（生命の質）および尊厳のある生命の終結を重要視していることを強調し、もし認知症が進み、自分が「耐えられない苦痛」を感じるようであればすぐさま安楽死をしたいと医師に要請していた。医師は、患者の要請は自発的で熟慮の上で為されたものだとし、様々な状況から「耐え難い苦痛」を感じていると判断して、彼女の要望に即して死に至らしめた。介護施設のスタッフが彼女に 7.5 mg のドルミカムを含む錠剤を渡し、彼女はそれを経口摂取した。さらにスタッフがその約 45 分後に鎮痛クリームを塗布した後、医師は皮下注射によりさらに 10 mg のドルミカムおよび 25 mg の睡眠薬として使用され鎮痛の効果を高めるとされるノジナンを投与した。

RTE は、患者が意思表明書を作成する際もそれを更新した際も、彼女がすでに意思決定をする能力を欠いているとみなすいかなる理由も見当たらなかったと主張している。医師もまた、認知症の初期段階で作成された患者の意思表明書に従い、「注意深さの要件」を満たしていると確認した上で安楽死を行ったと説明している。

先にみた 2016 年のケースと大きく違うのは、この 2018 年のケースは、患者の意思決定ができなくなる前に、医師と患者のコミュニケーションが円滑に行われていたということ、患者の意思表示が明確であったこと、さらに安楽死を行う前に投与された薬剤が医療行為の一環として適切に機能していたという点である。また、両者のケースは、医師が患者の「耐え難い苦痛」に寄り添い、理解しようとしているかどうかという点も大きな差異だと思われる。

これまで見てきたように、オランダでは死期が迫っているということが安楽死条件の中に組み込まれていないので、認知症の患者が「自分が自分でなくなることが恐い、耐えられない」という理由での安楽死が認められることになる。ただし、RTE は初期認知症患者の安楽死に対する要請が自律的かつ自発的であると判断できる場合にのみ患者の安楽死を承認している。今見た認知症の 60 代女性のケースのように、認知症の初期段階で意思表明書を作成し、今後、認知症が進み自分や周囲のことが分からなくなった場合、自分の尊厳を守るために安楽死したいと要請することに大きな問題はないと思われる。医師と何度も対話した上で意思表明書が何度も更新され、患者の堅固で一貫した意思決定がみられるからである。

しかし、後期の重度認知症の場合も許容されるのだろうか。もし、ある患者が検査を受け認知症の初期段階であると告げられ、「家族のことや自分のことも分からなくなるくらいなら死んでしまいたい」とか「家族など他者に迷惑をかけてまで生き続けることは耐えられない」と考え、安楽死を要請する意思表示を事前指示として文書で作成したとする。その要請は途中までは明示的で一貫性を有していたものの、後期の重度認知症の段階へと進行した際、その患者が死ぬことに對し何らかの形で躊躇したとしたらどうなるのだろうか。冒頭にあった ALS 患者のケースにせよ、認知症のケースにせよ、「これ以上生きるのが辛い」という理由で安楽死や自殺幫助を要請することは許されるのだろうか。

盛永審一郎氏によれば、『実施手引書』には以下のように書かれていると説明されている。

認知症後期（患者がもはや意思表示を保っていない進行した認知症）、およびもはやコミュニケーション不能（あるいは簡単な意思表示やジェスチャーのみ）である場合の安楽死の実施については、患者がまだ意思表示能力を充分有していた時期に、書面による意思表明書を作成していた場合には可能である。それは発生した認知症症状に對して必ず安楽死を適用すべしと明記された書面である必要がある⁽²⁰⁾。

医師と相談医は、患者の疾患経過の全体とそれに付随する考慮すべきすべての状況

に関与すべきである。疾患の経過中および安楽死の実施の直前、その両方における、患者の態度や発語の解釈に安楽死適用可否は帰着する。安楽死は、患者が書面による意思表示書に指示・明記された状況となったその時点で、安楽死実行が受諾されるものとなる。ただし、その直前に、対立する兆候、(生命終結を欲していないといったはっきりしたサインを患者が呈した事実) がなかった場合に限る。さらに、患者が耐えがたい苦痛を経験していると明らかに見て取れる場合である⁽²¹⁾。

この『実施手引書』にあるように、患者の判断能力が有効である時の書面による意思表示書が重要なことは確かにそうだと思うが、われわれ人間は長い人生の中で常に理性的かつ首尾一貫した判断ができるであろうか。人間は、理性 (reason)、情動 (passion)、意志 (will) が組み合わさった複雑な存在者である。理性で理解できたことであっても、直前になって情動がそれを拒否することはあり得る。患者が時間の経過や心身状態の変化によって、以前の意思表示と齟齬が生じていないか、医療従事者は適時確認することが重要な課題となるように思われる。

第三章 実存的苦悩による安楽死

これまで医学的疾患に基づいた上での精神的苦痛や認知症を理由にした安楽死や自殺幫助について考察してきた。先にみたように、オランダの安楽死法は身体的苦痛でも精神的苦痛でも安楽死が認められるが、精神的苦痛の場合、何らかの医学的疾患に基づいた上での苦痛という条件が付けられている。しかし、われわれが尊厳を失った時や生きる意味を失った時の「これ以上生きるのに疲れた」と感じるような精神的苦痛による安楽死が近年増加しており、今後、オランダでこのような安楽死の拡大が懸念される。以下で、医学的疾患に基づいた上での苦痛ではなく、単に「生きるのに疲れた」という理由で安楽死を希望した、ブロングルスマ事件をみてみよう。

第一節 ブロングルスマ事件

1998 年当時 86 歳であった、ブロングルスマ (Brongersma) は身体的には特に問題を抱えていなかったが、自分の人生を全うしきったと感じ、死ぬことを欲していた。彼は自分の存在意義について自問し、このまま生きていても無意味であると強く感じるようになった。ブロングルスマは医師たちと対話を重ねた結果、主治医によって致死薬を投与され死に至った⁽²²⁾。

この事件はオランダでも大きく報道された。ブロングルスマのように実存的苦悩の場合も、安楽死は認められるのかという問題が新たにわれわれに突きつけられることとなっ

たからである。結論としては、実存的苦悩のような苦しみは安楽死実施の適用外であり、あくまで安楽死が遂行されるのは医学的な疾患に基づく何らかの苦しみによるものとされる。つまり、患者が「これ以上生きるのが辛い」と感じた時、そこに医学的疾患による苦しみが見られると判断され、かつその苦しみが永続的で耐え難いものだと思なされるならば、「注意深さの要件」を満たしていると考えられるということだ。

さらに、この事件は、精神的な苦痛の解釈についてもわれわれに問いかける。繰り返すが、安楽死の要請は患者による自発的意思によって為されるものでなくてはならない。それは熟慮の上での一貫した要請である必要がある。単に患者の病気が家族にとって重荷になっているという理由や患者自身が孤独や不安から「生きるのに疲れた」、「これ以上生きるのが辛い」といった理由による安楽死の要請には応じられないこととなっている。医師は患者の家族構成や家族関係を把握し、患者と多くの話し合いを持たなければならない。患者が精神的苦痛に苛まれている場合も同様に要請が一貫したものでなければならない。しかし、患者によって苦しみの感じ方は様々であり、生命終結に関する患者の態度や考え方も大きな相違がある。とりわけこの事件のように、実存的苦悩の場合、苦しみや絶望の基準は主体的体験によって大きく異なる。その際、患者の苦しみがいかほどであるか判断することは困難を極める。

このことは、われわれに「苦しみ」の定義についての吟味を余儀なくさせる。オランダでは、「苦しみ」とはそれ自体として単独で判断されるべきものではなく、回復の見込みのない病気に侵され、永続的で、耐え難く、深刻で、絶望的なものを指す、医学に裏打ちされる客観性を伴ったものだとして解釈されている。RTEの報告書によると、患者の苦しみは様々な側面の組み合わせによって引き起こされるので、医師は患者の苦しみを耐え難いものにしていく様々な理由や側面を調査しなければならないと説明されている⁽²³⁾。それゆえ、オランダでは、医師によって診断可能であったり、認識可能であったりするような「耐え難さ」に大きな基準が置かれる。しかし、たとえ医学がどんなに進歩しようとも、医師が患者の苦しみが耐え難いものであると確実に診断することは困難であるように思われる。ブロングルスマ事件のように、「生きるのに疲れた」、「これ以上生きるのが辛い」といった理由で死を希望する場合、そこにあるのは、単に死に急ぐのではなく、生きる意味や価値を模索する姿である。苦しみながら人生を歩みつつ不条理を受け入れるか、死ぬことで悩みや不安から解放されて生きる意味や価値を見出そうと努めるかの二択であるが、その場合、医師はどのようにして患者の苦しみの耐え難さを理解したり、苦しみに寄り添ったりできるのだろうか。さらに、患者の安楽死要請が一貫したものであるかどうか重要なポイントであり、一時的な衝動や一過性の気分の浮き沈みによって為された要請であってはならない。しかし、とりわけ実存的苦悩の場合、医師は、患者が恐れ不安を抱いている苦しみが実際に存在し、その原因が何であ

るか等、死の緊迫性を確信することは難しい。苦しみの原因は、病気であったり、老いであったり、生きることそのものであったり様々であるが、精神的苦痛を身体的苦痛から独立したものとして明確に区別することは出来るのだろうか。というのも、例えば老苦の場合、体力や気力が共に衰退していき、精神的にも身体的にも自分の思うようにならない状態に陥り自由が利かなくなる。医学的には、精神と身体は明確に区別でき、苦痛も同様に精神的苦痛と身体的苦痛は明確に区別できるとされているが、人間は精神と身体が合一した存在者であり、精神と身体は相互に作用しあっている。今自分の感じている苦しみの大きさや深刻さを決定するのは、当の苦しみを感じているまさにこの「私」であり、苦しみは心身が合一したこの「私」から生じるものであって、苦しみを精神の側あるいは身体の側の一方に帰属させることはできないように思われる。

ブロングルスマ事件では、当初、検察は医師を執行猶予付き3ヶ月の懲役を求刑したが、後になって無罪判決を下した。安楽死法も判例法も人生の継続を無意味なものとし死を希求することを明確に認めていないにもかかわらず、無罪が言い渡されたことはオランダで驚くべきことであった。これまで、患者の苦しみの「耐え難さ」に重点が置かれていたが、この事件後から少しずつ、いつ、どのような形で人生に幕を閉じるかという、患者の自己決定すなわち患者の自律性が重んじられるようになってきているように思われる。言い換えれば、「耐え難い苦しみ」という基準から、自発的意思の尊重という基準へと安楽死要件の優先度が移行していると言える。この事件はそういった意味で自己決定の在り方の新たな一歩を踏み出すものとなったといえよう。

とはいえ、問題がないわけではない。現在、オランダは認知症患者の安楽死や自殺幫助と並んで、このブロングルスマ事件のように実存的苦悩を理由とする安楽死や自殺幫助への拡大が問題となっている。もう一つ、2017年の実存的苦悩による安楽死事件をみてみよう。

第二節 80代女性の実存的苦悩による安楽死のケース⁽²⁴⁾

2017年、患者は80代の女性で、変形性関節症を患っていた。彼女は関節や手足、背中にまで痛みを引き起こし、移動する際に身体がこわばり歩行が困難だった。さらに、彼女は血管の問題を抱えている疑いがあり、浮腫や息切れ、長期的な高血圧という症状に長期的に悩んでいた。彼女は自宅で数回転倒し、次第に一人で外出することができなくなっていった。彼女は犬を飼っていたが自分で世話をすることができなくなり、犬が生きがだった彼女にとって、このことは彼女の生命の質を悪化させることに繋がると感じられた。犬が心の支えであり、生きる活力になっていた彼女にとって、自分で犬の世話ができなくなったことは何よりも悲しいことだった。彼女が自宅でできることといえば、読書やテレビを見ること、あとは寝ることくらいで、こうしたことは彼女にとっ

て耐え難い苦痛と思われた。そのため、彼女はこれ以上時間を浪費し、自分の身体を弄り回されることを望まず、専門家による検査や治療を拒否し安楽死を要請した。今までのように犬と一緒に生活できないことは、これ以上生きていても仕方がないという気持ちへと彼女を傾かせ、彼女に生きる意味を喪失させていった。彼女のこうした状況や生活は、彼女の思い描くものとかけ離れたものとなり、このことは彼女に安楽死へと踏み出させる契機となった。

彼女は、死の数ヶ月前から家庭医と安楽死について話し合い、安楽死を要請したが、家庭医にこれは実存的苦悩による安楽死であると判断され彼女の要請は断られた。その後、彼女は自殺未遂を繰り返し、最終的に「生命の終結クリニック協会」⁽²⁵⁾（以下、SLK と略す）に連絡し安楽死を要請した。SLK の医師は、彼女が亡くなる 1 ヶ月以上前に彼女の自宅を 2 回訪問し、3 回の話し合いの時間を設け、安楽死の手順について説明をした。医師は彼女の運動障害は歩行器を使用することで改善すること、痛みや息切れは投薬によって軽減されることを説明したが、彼女の死への意思は堅固で一貫していた。家庭医は実存的苦悩による安楽死には同意せず彼女の要請を断ったが、SLK の医師は彼女の苦悩を考慮し彼女の要請に従い死に至らしめた。RTE は、SLK の医師の行為は「注意深さの要件」の 2) および 4)、つまり、医師が、患者の苦痛が永続的かつ耐え難いものであると確信していることおよび医師および患者が、患者の病状の合理的な解決策が他にないことを確信していること、という 2 つの要件を満たしていないと判断し批判した。

なぜ、オランダでこのような実存的苦悩による安楽死が増加傾向にあるのだろうか。一つは、多様化する価値観の中で生命終結に関する自己決定の自由を重んじる風潮が高まっていること、もう一つは、「注意深さの要件」が厳しすぎて、死を希望しても医師がなかなか死なせてくれないという人がたくさんいるため⁽²⁶⁾である。家庭医が安楽死の要件に当てはまると確信できないような複雑なケースが SLK に持ち込まれることが多いため、SLK が扱う案件によって、安楽死の適用範囲が拡大⁽²⁷⁾している。

今後、こうした事件のように、実存的苦悩による苦しみまでもが安楽死として明確に認められるならば、弱者が死に追いやられる可能性が否めないのではなかろうか。

おわりに

これまでみてきたように、オランダでは何らかの身体的あるいは精神的苦痛を伴う疾患が存在しており、なおかつ「注意深さの要件」を満たしていれば安楽死が認められる。問題は、認知症に陥った際などの患者の非理性的で一貫性を欠く意思をどのように扱うかという点である。先に見たように、患者の意思表明書は医療の現場で重要視されるが、

そもそも患者の自律、いわゆる「自己決定権」が尊重されるのは、われわれが判断能力を備え意思と行動を自分自身でコントロールできるという前提のもとである。いつか認知症を患い認知能力を欠いたら、われわれは尊厳を守るために人生に終止符を打ちたいと願うかもしれない。その際、われわれは「死ぬ権利」を有しているのだろうか。「死ぬ権利」は「自己決定権」と言えるだろうか。生きることの意味を失ってしまったら、「生きる権利」をも放棄して良いのだろうか。

確かに、われわれは自由に選択する権利を有している。このことを重んじ、この権利を死の選択にも適用するならば、自分の生命をいつ、どのような形で断ち切るか決めるのは自分自身であると言える。安楽死や自殺幫助が容認される背景には、こうした「死ぬ権利」を擁護する考えがあるのだが、死の選択は他のさまざまな選択と異なり修正不可能な選択であり、自らの欲求や意思と行動が一致しない場合は、選択の自由に制限を設けるべきではないだろうか。

精神的苦痛による安楽死の拡大で最も懸念すべきなのは、快楽や苦痛といった感情だけで死への自己決定が行われることである。今後、実存的苦悩による安楽死が容認されるならば、「耐え難い苦痛」をどう捉えるかという安楽死の基準が弱くなり、「耐え難い苦痛」に苛まれ、死への明確で自発的な意思があれば、誰でも簡単に生を放棄することができるようになる。実存的苦悩による安楽死の容認は、死への撤回不可能な自己決定を正当化することに繋がり、単に「生きるのに疲れた」という理由での安楽死の拡大に歯止めが効かなくなる恐れがある。こうした安楽死の拡大は、まだ生きたいと願い闘病している患者に大きな影響を及ぼすように思われる。というのも、単に「生きるのに疲れた」という理由での安楽死が容認され、速やかな死という選択肢が用意されてしまうならば、家族による医師への安楽死要請への圧力や医療費の経済的負担への精神的な負荷を助長する可能性が高いからである。最も危惧するのは、貧富の差がそのまま生死の差となることである。このことは生命の質の問題へ繋がっていくように思われる。

われわれの決断は過去と現在の対比でもって行われる。しかし、延命までもがコントロールされるようになった現代、認知症という誰もがいつか経験するかもしれない疾患への、未来における決断がクローズアップされる。安楽死を巡る問題は、われわれのこうした決断の在り方と尊厳に大きく関わっている。安楽死と「死ぬ権利」との関わりが最大の問題なのではない。認知症や精神疾患を理由とする精神的苦痛による安楽死や自殺幫助が今後多発する可能性が高く、そうした安楽死や自殺幫助と「死ぬ権利」との関わりが問題なのである。今後、安楽死の適用が拡大し、自分の死を自己決定したいという想いを正当化するような社会的濫用が起こらないよう注視していくべきだろう。

《注》

- (1) 2020年8月14日の京都新聞および2020年7月24日の朝日新聞朝刊1面参照。
- (2) アクセル・カーンによると「最初にこの単語が使われたのは、1605年のフランス・ベーコンの著作においてである。ベーコンは、医師は診療の治療的な側面だけを重視するので、患者の苦痛を軽減することや、瀕死の患者に付き添うことを忘れてしていると叱責した」とある。Axel Kahn, *Un type bien ne fait pas ça … Moral, éhique et itinéraire personnel*, NiL, Paris, 2010, p. 78.
- (3) 「日本臨床倫理学会クイックレスポンス部会 アメリカオレゴン州ブリタニー・メイヤー」2014年11月19日参照。
- (4) 同上。
- (5) 「自己決定」と「自律」という語がほぼ同義として使用される。自律性 (autonomy) という語は、古代ギリシアの自己 (autos) と規律 (nomos) に語源を持つ。この語が医療の場面で「自己決定権」と権利として用いられたのは1914年アメリカの判例が最初のように思われる。そのことを裏付けるのは、シュレンドルフ事件であろう。「成人に達し、健全な精神をもつ人間は、すべて自らの身体になされることを決定する権利を有する。したがって、患者の同意を得ない手術を行う外科医は暴行を犯しているのと同じである」とベンジャミン・カードーゾ裁判官によって説明されている。
- (6) ユトレヒト地裁判決, 1952年3月11日。J. M. van Bemmelen, *Ons strafrecht 3 : Het materiele strafrecht. Bijzondere delicten*. Samson H. D. Tjeenk Willink. Alphen aan den Rijn. 1990. P. 29.
- (7) 星野一正「本人の意思による死の選択——オランダの場合(2)」, 『時の法令』1480号, 44頁。また、甲斐克則訳「要請に基づく生命終結および自殺幫助法」, 盛永審一郎『安楽死法——ベネルクス3国の比較と資料』, 東信堂, 2016年も参照させていただいた。
- (8) レーワルデン高等裁判所, 1993年9月30日の判決およびそれに対する最高裁判所の1994年6月21日の判決。J. H. Hubben, *Hulp bij zelfdoding en psychiatrie ; het arrest Chabot*. In : NJB 15 juli 1994 afl. 27. P. 912.
- (9) この一連の事件については、NHK ハートネットの「生命操作—復刻版—」のケーススタディ 30例のうちの28「つらいから死なせてほしい」を参照させていただいた。
https://www.nhk.or.jp/heart-net/life/case_study/c28.html.
RTEの報告書 (Regional toetsingcommissie euthanasie Jaarverslag, 2003-2005) によると、オランダの安楽死件数は、2003年 (1815件), 2004年 (1886件), 2005年 (1933件) と推移しており、安楽死法が施行された2002年以降増加傾向にある。
- (10) オランダでは、耐えがたい苦痛や苦悩の深刻さをもって安楽死あるいは自殺幫助の是非が判断されるが、精神科患者の場合、例えば鬱病を患っている場合は、それを確定することは困難である。それゆえ、医師が患者を診断し、患者が病気によるものではなく、自由意思をもって決定を下したかどうかを調べることとなっている。シャボット事件はこうした診断が行われていなかった。最高裁判所は、医師 (精神科医) は患者を診断し、安楽死の要請が、病気や障害の結果としてではなく、意識的であるかどうかを判断すべきだとして、「注意深さの要件」の徹底を義務づけた。オランダでは、鬱病のような精神的な病気を抱えている患者は、直ちにその意思を決定できない状態にあることを意味するものではないと考えられている。この点については、山下邦也『オランダの安楽死』, 成文堂, 2006年, 14頁に詳しい説明がある。
- (11) RTE, Commissions Regionales de Controle de L'Euthanasie, Rapport 2018, p. 11. このRTE (安楽死審査委員会) は、オランダにおける安楽死に関する年次報告書を作成して

- いる組織である。オランダは1993年に遺体処理法を改正し、安楽死を行った場合の届け出の手続きを制定したが、免責条項がなく訴追される恐れから無届や、患者の安楽死要請が明示的ではないケースがあるとされた。このことを解消するために、「注意深さの要件」を満たして安楽死を行った医師を免責とする安楽死法が2002年に成立した。この裁定を行うのがこのRTEという組織である。RTEがどのような組織かについては、盛永審一郎『終末期医療を考えるために』、丸善出版、2016年、p.18を参照。
- (12) 盛永審一郎、前掲書、p.11.
 - (13) RTE, Regionale Toetsingscommissie Euthanasie, levenseindekliniek jaarverslag 2018, https://www.eerstekamer.nl/bijlage/20190412/jaarverslag_2018_regionale/document3/f=/vkxliqx1fnuw.pdf.
 - (14) RTE, Regionale Toetsingscommissie Euthanasie, p.12. <https://www.euthanasiecommissie.nl/uitspraken/jaarverslagen/2019/april/17/index>
 - (15) RTE, regional euthanasia review committee annual report 2019, p. 53-55.
 - (16) メンタライゼーションとは、自分自身と他者の行為を対象に向けて投影したり、欲望したり、感じたりするなど、志向的精神状態に基づく意味のあるものとして解釈する精神過程だと定義されており、メンタライゼーションに基づく治療とは、集団療法のセッションと個人セッションを交互に行うことによって、情動を適切に抑制あるいは喚起するために独特の技法を用いつつ、自分や他者を心的な存在として理解するものである。Cf. Bateman, A.W., Fonagy, P., “Mechanism of change in mentalization based treatment of borderline personality disorder”. *Journal of clinical Psychology* 62, 2006, pp. 411-430.
 - (17) RTE, regional euthanasia review committee annual report 2016, p. 54-56.
 - (18) RTE, Regionale Toetsingscommissie Euthanasie, p. 11-13.
<https://www.euthanasiecommissie.nl/uitspraken/jaarverslagen/2019/april/17/index>
 - (19) RTE, regional euthanasia review committee annual report 2018, p. 45.
 - (20) 盛永審一郎、前掲書、p.69.
 - (21) 盛永審一郎、前掲書、p.69-70.
 - (22) 松田純『安楽死・尊厳死の現在』、中央口論社、2018年、p.17.
 - (23) RTE, regional euthanasia review committee annual report 2018, p. 37.
 - (24) RTE, regional euthanasia review committee annual report 2017, pp. 61-64.
 - (25) 「主に家庭医である主治医に安楽死を拒否された場合、患者にとっては、安楽死の機会がなくなる。その問題を解決するために、オランダ自発的生命終結協会の支援を受けて、2012年に『生命の終結クリニック協会』(SLK) という団体が設立された。家庭医に安楽死を拒否された患者の要望に応えるために、現在では53の巡回チームがオランダで活動している」。
- 松田純、前掲書、p.26.
- (26) 松田純、前掲書、p.31.
 - (27) 松田純、前掲書、p.27.

(原稿受付 2020年10月14日)

地域子育て支援における NPO の役割：

東京都世田谷区の事例から

工 藤 遥

Roles of Non-Profit Organizations in Community-Based Childcare Support:

A Case Study of Setagaya, Tokyo

Haruka KUDO

要 旨

子育て支援事業の拡大や多様化、再編に伴い、子育て支援 NPO が担う役割も変化してきている。地域子育て支援の事業制度では、地域子育て支援拠点事業にとどまらず、一時預かり事業や利用者支援事業等の実施主体としても NPO が位置づけられるようになった。さらに近年は妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築が推進されている中で、地域子育て支援、保育、母子保健の各事業を担う支援機関相互の連携強化が図られるとともに、これらの支援機関が実施する事業の内容や対象が重複するようになってきている。先行研究では、このような事業領域の再編により子育て支援 NPO と他の支援機関・専門職との間に競合関係が生じているとの指摘もあり、子育て支援における NPO の役割や存在意義が改めて問われている。

本稿では、「日本版ネウボラ」制度の先行自治体であり、住民参加型の子育て支援活動が活発なことでも知られる東京都世田谷区において子育て支援 NPO を対象に実施した事例調査から、子育て支援 NPO の多機能化の実態や、サービス供給機能やアドボカシー機能といった特徴を提示し、地域子育て支援における NPO の役割や独自の存在意義を考察した。また、子育て支援 NPO の活動継続に必要な財源や支援体制の拡充のためにも、地域子育て支援の制度づくりや意思決定の過程に NPO が参画すること、そして NPO がその強みを発揮するためにも公的セクターによる福祉供給の改善が課題であることを指摘した。

キーワード：地域子育て支援、子育て支援 NPO、日本版ネウボラ、参加型福祉

1. 子育て支援事業の拡大と NPO

日本では 1990 年代より保育事業を中心に子育て支援の制度整備が本格化した。特に 2000 年代以降は、在宅で乳幼児の子育てをする親⁽¹⁾の育児不安や負担感、社会的孤立といった問題にも対応すべく、「地域における子育て支援」の拡充も進められてきた。

2015 年度から本格実施されている「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）でも、保育・教育施設を利用する子どもへの給付事業と並んで、「在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施」する「地域子ども・子育て支援事業」がより重点化されている。一方 2010 年代には、少子化対策の新たな柱として「子育て支援」や「働き方改革」とともに「結婚・妊娠・出産支援」も明示されるようになり、昨今はいわゆる「地方創生」の施策の中でも「妊娠期からの切れ目のない支援」の推進が掲げられている。このように、現在までに子育て支援の制度対象は「すべての子育て家庭」に拡大され、保育事業とは独立した「地域における子育て支援」（以下、地域子育て支援）という新たな事業領域が形成されてきた。そして近年は妊娠期からの包括的な支援体制の構築が進められる中で、母子保健事業との関連も強まりつつある。

一方この間、子育て支援の事業主体には、行政や保育施設などの専門機関だけでなく、NPO などの民間団体も含まれるようになった。1998 年に特定非営利活動促進法が施行され、NPO（法人）やボランティアによる市民活動の促進が図られる中、子育て支援分野でも住民主体の子育て支援活動が活発に行われてきた。2000 年代以降は、家族だけでなく社会全体で子育てに参加することを目指す「子育ての社会化」（内閣府 2005）の政策理念に表されるように、国や地方自治体に加えて、企業や地域住民など、多様な個人・組織による子育て支援への参画が目指されてきた。そして近年は、上述のように妊娠期からの切れ目のない子育て支援体制の構築において、地域の支援機関相互の連携や協働が求められている。こうした中で、民間の子育て支援活動団体（以下、子育て支援 NPO と総称する）に期待される役割や機能は今後も拡大していくことが予想される。

以上の背景をふまえ本稿では、地域における子育て支援の担い手として NPO の役割や機能が拡大しつつあることを制度及び実態の 2 つの側面から明らかにする。まず第 2 章では、地域子育て支援の事業制度において、NPO が各事業の実施主体として明確に位置づけられ、期待される役割が多様化、拡大してきていることを確認する。次に第 3 章では、子育て支援 NPO を含む福祉 NPO の役割や特徴に関する先行研究を提示する。その上で、第 4 章以降では、住民主体の子育て支援活動が活発な東京都世田谷区で実施した事例調査から、子育て支援 NPO の多機能化の実態を明らかにし、地域子育て支援における NPO の役割や機能の特徴と課題を考察する。

2. 地域子育て支援の担い手としての NPO

井上（2016）は、子育て支援団体が担う事業を①親子の居場所を作る、ネットワークを支える、②子育ての相談に応じる、情報を提供する、③一時あずかりなどの保育を行

う、の3つに大別している（井上 2016：19）。以下ではこの分類を参考に、地域子ども・子育て支援事業の13事業⁽²⁾のうち、①～③にそれぞれ対応する「地域子育て支援拠点事業」、「利用者支援事業」、「一時預かり事業」をとりあげ、これらの事業の実施主体として NPO が制度上も明確に位置づけられていることを提示する。

1) 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省によれば、「地域子育て支援拠点事業」（以下、拠点事業）は「少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため」、地域において「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業」として実施されている（厚生労働省 2020a）。同事業は、保育所における地域子育て支援の取り組みをモデルとして 1995 年に創設された「地域子育て支援センター事業」と、子育て当事者のグループや地域住民ボランティア団体、それらから発展した NPO 法人等による草の根の子育て支援活動をモデルとして 2002 年に創設された「つどいの広場事業」の2事業を統合・再編する形で 2007 年に事業化された経緯がある。このため、実施主体は市町村（特別区を含む）と定められているが、市町村の直営事業は全体の3割程度（33.8%）であり、その他は社会福祉法人（37.3%）や NPO 法人（10.4%）、社会福祉協議会（3.9%）、学校法人（3.8%）、任意団体（3.5%）などに委託されている（厚生労働省 2019a）。

また、実施場所も、保育所（33.5%）、公共施設・公民館（21.1%）、児童館（14.7%）、認定こども園（14.3%）のほか、民家・マンション等（4.7%）、専用施設（4.3%）、空き店舗・商業施設（4.2%）など、地域の多様な場所で開催されている（厚生労働省 2019a）。2019 年現在、国庫交付金事業としての拠点事業には、常設の場を設けて実施される「一般型」と主に児童館等で実施される「連携型」の2類型があるが、いずれも週3～7日の頻度で開催されており、実施か所数は全国7578か所にのぼっている（厚生労働省 2019b）。拠点事業以外にも各地域では、地域の住民組織や任意団体によって、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するこのような「ひろば型支援」⁽³⁾の活動が月1～数回程度の頻度で実施されている。保護者の就労の有無を問わず、地域の親子が原則無料で利用できるひろば型支援は、特に乳幼児家庭の間では保育事業よりも利用率が高い子育て支援である⁽⁴⁾。

2) 利用者支援事業

2014 年に創設された「利用者支援事業」は、「子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施

設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行なうとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う」ことを目的とした事業であり、3つの類型で構成されている（厚生労働省 2019c）。1つ目の「基本型」は、従来、拠点事業の一類型（地域機能強化型）として実施されていた「利用者支援」や「地域連携」の機能を、利用者支援事業の1類型として分離する形で創設されたものである。2つ目の「特定型」は、主として市区町村の窓口で保育サービスに関する相談支援等を行うものであり、待機児童問題の深刻化などを背景に先進自治体で開始された「保育コンシェルジュ」などの取り組みをモデルとしている。3つ目の「母子保健型」は、主として市区町村保健センター等で保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたって相談に応じ、継続的な状況把握・情報提供・支援プランの策定等を行うものであり、母子保健分野の妊娠・出産包括支援モデル事業から発展した類型である。このように、利用者支援事業は創設背景の異なる3つの類型から構成されるが（柏女監修・著 2015：4-9）、いずれも拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進することが目指されている（厚生労働省 2019c）。

2014年以降、この利用者支援事業は、北欧フィンランドの子育て支援制度である「ネウボラ」をモデルとした「日本版ネウボラ」制度⁽⁵⁾とも呼ばれる、「子育て世代包括支援センター」⁽⁶⁾（以下、包括支援センター）の中心事業としても展開されるようになっていく。包括支援センターでは、すべての妊産婦・乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整をするなどして、「切れ目のない支援」を提供する役割を担うことが目指されている⁽⁷⁾。また、その窓口・拠点は「市町村保健センターや地域子育て支援拠点事業所等、市区町村の実情に応じて設置されるものである」とされ、「各地域子育て支援拠点事業所や利用者支援実施機関との密な連携・協働」が求められている（厚生労働省 2017）。このため、拠点事業を運営する子育て支援 NPO も、利用者支援事業の実施や他の包括支援センターなどとの連携により、地域の子育て家庭を妊娠期から支援することが期待されるようになってきている⁽⁸⁾。

3) 一時預かり事業

在宅子育て家庭も含むすべての子育て家庭を対象とした保育・預かり型支援としては、「一時預かり事業」がある。1990年に保育所における「一時的保育事業」として制度化された当初は、主に保護者の就労等による一時的な保育ニーズへの対応が目的とされていたが、その後、専業主婦家庭などの休養・急病や育児疲れ解消、パート就労等にも対応する事業として利用対象が拡大された。さらに拠点事業を運営する子育て支援 NPO

でも一時保育を実施するものがみられるようになる中で⁽⁹⁾、2008 年には「一時預かり事業」として、従来の「保育所型」に加えて、NPO 法人等の多様な運営主体が実施する「地域密着型」や、設備・人員配置が最低基準に満たない場合でも補助対象となる「地域密着Ⅱ型」が設けられた⁽¹⁰⁾。2015 年度からの新制度では財政支援も強化され、「家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業」（内閣府 2020、下線は筆者）として普及が図られている。

4) 小 括

以上のように、子育て支援の制度発展に伴い、地域子育て支援事業の担い手として NPO も制度上明確に位置づけられるようになった。拠点事業は、保育所等における取り組みだけでなく、民間の子育て支援 NPO の取り組みもモデルの 1 つとして事業化されてきた経緯があり、現在でも NPO 法人や任意団体への事業委託が一定の割合を占めている。また、在宅子育て家庭も含めたすべての子育て家庭を対象とする預かり型支援として発展してきた一時預かり事業についても、実施主体や実施形態の 1 つに NPO や地域子育て支援拠点が含まれるようになった。さらに、利用者支援事業の創設により、NPO が運営する地域子育て支援拠点においても相談支援や地域連携といった機能の充実が図られ、包括支援センターの事業化後は、子育て家庭に関わる支援機関の連携がより強化されつつある。このように、妊娠期からの一元的・継続的・包括的な支援体制の構築が図られている中で、従来、妊娠期や産前・産後期の母子保健事業は保健センター、乳幼児期の子育て支援は地域子育て支援拠点、保育事業は保育施設などと分かれていたものが、事業内容や支援対象の面で重複するようになってきている。こうした中で、これまで拠点事業を運営してきた子育て支援 NPO も他の関係機関と連携しながら、利用者支援事業や一時預かり事業など複数の事業を展開できるようになるなど、制度上は NPO に期待される機能や役割がより多様化、拡大してきているといえる。

3. 福祉における NPO の役割と機能

福祉政策において NPO に期待される役割が拡大する傾向は、子育て支援以外の分野でもみられている。安立（2005）によれば、今日の日本の地域福祉では、「行政や専門家・専門機関だけでなく、地域社会やコミュニティによるサポートが必要であり、それには住民参加や市民参加が不可欠の要因となった、と論じられるようになっている」（安立 2005：99-100）。このような「参加型福祉」には、福祉の計画策定や意思決定過

程への市民参画による「市民参加による福祉」と、福祉サービスの多元化、福祉メンバーとしての参加という「福祉サービス供給過程への市民参加」の2つの方向があるとされる（安立 2005：105-106）。また、そこで NPO が担う機能としては、社会に対して運動体として働きかける「アドボカシー機能」と、ニーズのあるところで自ら社会サービスを提供する社会事業体としての「サービス提供機能」が指摘されている（安立 2008）。

特に後者の機能に関して、NPO などの非営利セクターは、政府、企業、家族と並ぶ福祉の供給主体として位置づけられるが、その特性としては、例えば、個別ニーズに応じた多様・柔軟・先駆的なサービスの提供、有償と無償のサービスの混在、適正な価格での誠実なサービス提供といった点が指摘されている（坂本編 2017：13-14）。また、NPO には行政機関が提供できないサービスを提供する役割があり、両者の協働により相互の弱点を克服するという点も強調されてきた。すなわち、政府セクターによる福祉には、強制力をもつ安定的・大規模な資源調達能力、サービスの公平性、権利に基づくサービス利用、専門家による対応といった特徴や強みがあるのに対し、非営利セクターによる福祉は、少数派のニーズ充足機能や迅速性、柔軟性といった強みを持つとされ、これらの特徴が相互の弱点をカバーするという対応関係があるとされる（安立 2006；廣川 2006）。このように、政策議論に限らず NPO 研究においても、公的セクターに対する非営利セクターの補完的役割が指摘され、NPO と行政の協力関係・パートナーシップや NPO のアドボカシー機能による福祉サービスの革新や相乗効果などが指摘されてきた（廣川 2006）。

子育て支援 NPO に関する先行研究においても、地域を基盤にして住民が主体的に活動する「住民主体型育児支援組織」の特徴として、「自発的な連帯に基づく組織化」、活動内容の「先駆性」、「独自性」、「柔軟性」といった点が指摘されている（山下 2011）。ただし、山下（2011, 2012）は、「子育て（育児）の社会化」の1主体として、NPO 法人や任意団体などの住民主体型育児支援組織に共通する特徴や課題を、複数の事例から俯瞰的に検討した研究は乏しいと指摘している。また、運営面については、専門性の備わったスタッフやボランティアなどの人材の安定的な確保や活動資金の調達の難しさなど、活動基盤の脆弱性という課題もあげられている（山下 2011）。

一方、ケアワーク（労働）の観点から子育て支援 NPO を論じている先行研究では、前章でみたような事業制度の発展や領域再編に伴う「子育て支援（労働）の多機能化」が、保育領域や母子保健領域など周辺領域における労働との競合状態をもたらしているとの指摘がなされている（相馬ほか 2016：47）。すなわち、従来 NPO などの民間団体で子育て支援活動を担ってきた子育て期や子育て後の女性たちの労働が、今後、保育士や保健師等の周辺領域の専門職の業務に吸収されていく可能性（井上 2016：19-20）が

あるとされ、子育て支援における NPO の「存在意義や活動の方向性があらためて問われている」（相馬ほか 2016：47）というのである。

子育て支援事業の多様化や拡大、周辺領域との事業再編が進展し、NPO に期待される役割も変化している中で、地域の子育て支援 NPO はどのような支援や活動を展開し、どのような機能・役割を発揮しているのか。次章以降では、「日本版ネウボラ」制度の先行自治体であり、子育て支援における先駆的な制度や活動がみられる東京都世田谷区において、3つの子育て支援 NPO を対象とした事例調査から、NPO が実施する子育て支援（施設）の多機能化の実態を明らかにし、地域子育て支援の担い手としての NPO の役割や機能の特徴と課題を考察する。

4. 世田谷区の子育て支援制度

人口約 90 万人（2018 年）の大規模自治体である世田谷区は、区民自身が区民版子ども・子育て会議を設立するなど「子育て政策に区民の声を反映させる風土」（大豆生田 2017）があり、子育て支援行政における当事者・市民の参画や官民協働、住民主体の子育て支援活動が活発な地域として知られる。

世田谷区では、2001 年 12 月に「世田谷区子ども条例」が制定され、この条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、2005 年度から 2014 年度までを計画期間とする「世田谷区子ども計画」が策定された。これに次いで 2015 年度から 2024 年度までを計画期間として策定された「世田谷区子ども計画（第 2 期）」では、妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防、子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上、子どもの生きる力の育み、の 3 つの重点政策を実施するために、6 つの大項目（①子育て家庭への支援、②保育・幼児教育の充実、③支援が必要な子ども・家庭のサポート、④質の高い学校教育の充実、⑤子どもの成長と活動の支援、⑥子どもが育つ環境整備）に関連する施策が展開されている（世田谷区 2015）。

この大項目①の「子育て家庭への支援」のうち、「子育て中の親子の身近なつどいの場・気軽に相談窓口の充実」の項目では、「おでかけひろば」などの拠点事業⁽¹¹⁾や利用者支援事業の充実が盛り込まれている。また、「親がリフレッシュできる場・機会の充実」の項目では、「おでかけひろば内での一時預かりを含めたほっとステイの拡充やファミリー・サポート・センター事業の実施など、理由を問わずに一時的に子どもを預けることのできる場」の充実が掲げられている。表 1 に示されるように、世田谷区の一時的預かり事業は、保育施設だけでなく、NPO が運営する「おでかけひろば」でも実施されている。

さらに、2018 年 9 月からは「ワークスペースひろば型」という新事業が実施されて

表1 世田谷区の一時預かり

	一時預かり施設での一時預かり	ひろばでの一時預かり
概 要	「美容院に行きたい、カルチャー講座に参加したいなど、保護者の理由に関わらずにご利用いただけるお子さんの一時預かりです。預かり中は、専任のスタッフが対応しますので安心です。たまにはほっと一息つきませんか。」	
対 象	世田谷区在住の満1歳以上の未就学児。 ※一部施設では、生後4ヶ月からの0歳児預かり実施。	施設によるが、0歳児（4ヶ月）から3歳（未就園児）など。
料 金	2時間まで1,250円、3時間まで1,850円、4時間まで2,500円。4時間を超える延長1時間につき800円（延長は最大2時間まで）。 ※0歳児預かりの料金は、1時間につき900円（1回4時間まで）。	2時間以内一律1,500円、以降30分毎に500円追加または1時間毎に1,000円追加（最大4～5時間まで）など。
実 施 数	8か所	11か所
実 施 日	施設によるが、曜日は「月～土曜日」または「年末年始を除く毎日」。 時間は「午前8時から午後6時」など。	施設によるが、曜日は平日3～5日（祝日、年末年始を除く）。 時間は「午前10時から午後3時」など。
定 員	施設によるが、5～10人など。	施設によるが、定員は2～3人など。
利用方法	各施設で利用登録（無料）と予約が必要。	各施設で利用登録（登録料500円）と予約が必要。 ※一部登録無料。

出所：世田谷区ホームページ（2019a）より筆者作成。

いる。表2の「概要」にあるように同事業は「親子で気軽に立ち寄れるおでかけひろば」において、「仕事ができるワークスペース」とその利用者の子どもを預かる「一時預かり事業」を一体的に実施するものであり、「子どもの近くで、ゆるやかに働きたいというニーズに応える」という目的で導入されている。また「他の親子と交流することで、親同士のつながりや、地域にホッとするつながりを築くことができることも特徴」とされている。つまり、上述の「おでかけひろば」での一時預かり事業よりも、「就労」という目的や有業者・就労希望者に焦点を当てながら、拠点事業と一時預かり事業、そして仕事と子育てを両立する就労支援としてのワークスペース事業という3つの事業を一体的に実施する点に大きな特徴がある。

他方、世田谷区では2016年7月から「妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える支援体制」として「世田谷版ネウボラ」が実施されている。「世田谷版ネウボラ」では、地区担当の保健師や母子保健コーディネーター（助産師、保健師、看護師）、子ども家庭支援センター子育て応援相談員（社会福祉士、保育士等）で構成される「ネウボラ・チーム」が、妊娠届を提出したすべての妊婦を対象に、妊娠中や出産後の心配事や支援に関する「妊娠期面接」を行う。妊娠期面接はオンラインでも予約可能で、妊娠期面接を受けると、地域の産前・産後サービスが利用できる「せたがや子育て利用券」

表 2 世田谷区の「ワークスペースひろば型」

概 要	「親子で気軽に立ち寄れるおでかけひろばに、仕事ができるワークスペースとワークスペース利用者のお子さんを預かる一時預かりがあります。子どもの近くで、ゆるやかに働きたいというニーズに応えるため、平成 30 年度に区内 2 か所でスタートしました。」
対 象	区内在住で生後 4 か月～3 歳（未就園児）までのお子さんを預け、ワークスペースで仕事がしたい方。 ※ワークスペースだけの利用はできない。
料 金	・ワークスペース（デスク）の利用料：日額 500 円 ・お子さんの一時預かりの利用料： 2 時間まで 1,500 円、以降延長 1 時間 1,000 円（最大 5 時間まで）※月額設定あり ・登録料：1,500 円（初回のみ）／年会費：3,500 円 ※打合せなどのため、子どもを預けたまま外出することも可能だが、外出する場合でもワークスペース利用料はかかる。
実 施 数	4 か所（2018 年 9 月より 2 か所で開始。2019 年 8 月に 2 か所で新規開設。）
実 施 日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）10 時～15 時。
定 員	1 か所あたり、ワークスペース（デスク）2 席／一時預かり 3 名。 ※一時預かりは、ワークスペース利用者を優先するが、定員に空きがある場合はワークスペース利用者以外も利用可能。
利用方法	施設ごとに事前に登録（面談）が必要。予約や料金支払方法などは、登録（面談）の際に説明。詳しくは、各施設に問い合わせ。
Q & A より 一部要約 抜 粋	・テレワークや在宅で仕事をしているフリーランスの方だけでなく、就職するための資格取得等の勉強をしている方も対象。 ・（民間のシェアオフィスやコワーキングスペースとの違い）日ごろ利用するおでかけひろば内で、子育てしながらゆるやかに働きたい方が仕事と子育ての両立できる場を目指し、子どもは慣れた場所で安心して過ごすことができる。また、他の親子と交流することで、親同士のつながりや、地域にホッとするつながりを築くことができることも特徴。

出所：世田谷区ホームページ（2019b）より筆者作成。

額面 1 万円分が支給される。これは、フィンランドで新生児家族に配布されている「育児パッケージ」のように、妊娠期面接受診のインセンティブとして位置づけられているだけでなく、地域の様々な支援サービスの利用を促し、妊娠期や在宅子育て期から地域の支援機関とつながる機会を創出することをねらった試みである。

また、「世田谷版ネウボラ」では、「ネウボラ・チーム」に加えて、子育て支援員研修を受けた専門員が地域の一部の「おでかけひろば」等で「地域子育て支援コーディネーター」として妊娠・出産・子育てに関する相談を受け、相談者の悩みや困りごとなどに対して生活に密着した地域の民間サービスの情報や公的な支援情報等を提供する利用者支援事業を実施する。このように、「世田谷版ネウボラ」は「区・医療・地域が連携して相談支援する、顔の見えるネットワーク体制」として展開されている（世田谷区 2018）。

5. 世田谷区における子育て支援 NPO の事例調査

1) 調査概要

調査は 2018 年 12 月に世田谷区で NPO 法人が運営する子育て支援施設 3 か所を訪問し、NPO の代表、スタッフ、ボランティア、利用者への聞き取りと事業・活動の視察・参与観察形式で実施した。調査事例の 3 つの NPO は、いずれも拠点事業に加えて利用者支援事業や一時預かり事業を運営している。事例①のひろば A は、拠点事業と利用者支援事業を実施している事例であり、事例②のひろば B は、拠点事業と一時預かり事業を 2 つの施設でそれぞれ運営している。また、事例③のひろば C は、拠点事業、一時預かり事業、ワークスペース事業の 3 事業を融合した「ワークスペースひろば型」を同一施設内で展開している事例である。なお、事例①のひろば A のみ、2018 年 2 月にも訪問し、参与観察や利用者へのインタビューを行ったほか、2019 年 3 月にはオンラインチャットで代表への補足インタビューも行っている。以下は調査当時の情報に基づくものであることに留意されたい。

2) 事例①：ひろば A —— 拠点事業と利用者支援事業の一体的実施 ——

ひろば A は、住宅密集地域にある一般住宅の 1 階で、月～金曜日（不定期で土曜日・日曜日）の 10～15 時に開催されている。ひろばのスペースとなっている居間は、動物のイラストや北欧風のオーナメントで装飾されており、部屋の一角や廊下の壁には世田谷区の子育て支援制度などの情報やリーフレット類が掲示されている。筆者が初めて訪問した時は、母親 7 名と乳幼児が 9 名利用していた。1 歳半～2 歳くらいの幼児が部屋のあちこちを動き回り、数人で遊んでいるのをみながら 2～3 人の母親たちが親しげに話している。母親たちは自分の子ども以外も名前呼び、互いの子どもを見守りあっている。誰と誰が親子なのか、初対面の筆者にはわからない状況であった⁽¹²⁾。

ひろば A は、代表の D さんによって 2010 年に世田谷区内の別地域で開設された。2015 年からは地域の金融機関の空きスペースでもひろばの開催を始め、2016 年に拠点事業となった。その後、最初のひろばの建物が取り壊されることになったため、D さんは自宅の 1 階を開放してひろば A を継続した。2018 年からは利用者支援事業も受託しており、調査時点では、月に 1～2 回は地域の児童館で開催されている産前・産後ケア講座に足を運び、妊娠期からのひろば利用を呼びかける活動に取り組んでいた。

また、ひろば A は、フィンランドのネウボラ理念に基づく身近な子育て支援の場として、「ネウボラひろば」を冠している。2014 年に某大学の公開講座でフィンランドのネウボラを知った D さんは、その理念や支援実践に強く共鳴し、その講座に参加して

いた世田谷区の区長に「ネウボラ、一緒にやりませんか？」と提案したという。そして、地域の NPO 仲間とともに「ネウボラフォーラム」を開催し、在日フィンランド大使館の協力を得てフィンランドのネウボラと育児パッケージを紹介する全国ツアーを開催するなど、ネウボラの認知・普及活動にも尽力してきた。2016 年に世田谷区ネウボラ推進協議会が発足すると、D さんも外部委員として参画してきた。このように、「世田谷版ネウボラ」は民間の子育て支援者と行政等が連携して事業化に至った経緯がある。

ひろば A では、祖父母世代の代表 D さんとスタッフ 1～2 名の他に、子育て世代の「ママスタッフ」が 1 名、毎日交代で常駐している。スタッフの E さんは、利用者に飲み物を出したり、乳児用ミルクの用意を手伝ったりしながら、部屋のあちこちにいる親子に時おり話しかけ、様子を見守っている。また、週に 3 回ほど 1 歳の子どもと一緒にひろば A に来ているというママスタッフの F さんは、利用者に積極的に声かけをしていた。地方出身者の F さんは、子どもが生まれてから仕事をやめたが、ひろば A に通うようになって地域の親子と知り合うことができたという。近くの児童館などにも通っているが、ひろば A では常連が多く、お昼も利用者が同じくらいの時間に一緒にご飯を食べるなど、「家のような雰囲気」があると語っていた。また、他の利用者とは「商店街などでもよく会う」と言い、「家族以外で自分の子どものことを小さい時から知っていてくれる人がいること、成長を見守ってくれる人がいるということが本当に大きい」と、ひろば A に通う理由を語っていた。

別の日には、関西から転入してきたばかりで、通りがかりに立ち寄ったと言う G さん親子が初めて利用しにきていた。この日のママスタッフの H さんは、初回利用者の登録カードに記入された子どもの生年月日の情報から、自身の子とも G さんの子どもの誕生日に近いことなど、共通の話題を提示し、G さんを他の利用者との会話の輪にさりげなく誘導した。そして、会話の中で G さんから「引っ越してきたばかりで地域の幼稚園に入れなくて困っている」との話が出ると、H さんは「この地域は保育所だけでなく幼稚園も併願する人が多くて入れない」という地域の情報を、同じ子育て当事者の立場から自然に受け答えする形で伝えていた。

このように、「地域の実家」⁽¹³⁾であることを目指しているひろば A は、転入者家族など、生まれ育った地域以外で「アウェイ育児」(NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 2015)をしている乳幼児の親が、地域で新たな社会関係や育児ネットワークを構築する場、子育て当事者による助け合いを実践する場として機能している。また、ひろばでの何気ない会話の中で、利用者の困りごとを聞き取り、必要な情報提供や相談支援を行う形で利用者支援を実施している。ひろば A では、利用者間でトラブルなどがあった場合も、スタッフだけで対処するのではなく、当事者も含めた利用者との話し合いから問題解決の方法を考えるために、フィンランドのネウボラでも採用されている「オープン

ダイアログ」(開かれた対話)の手法を採用している。そこには、「支援者も当事者も垣根のない関係」を目指し、すべての家族を社会に「包摂」するものとしてネウボラを捉える代表 D さんの理念が反映されている。

3) 事例②：ひろば B ― 拠点事業と一時預かり事業の連動的展開 ―

ひろば B は、繁華街に近く、交通量の多い大通り沿いに商業ビルやクリニック、飲食店などが点在する世田谷区の中心地域にあるアパートの 1 階で開催されている。ひろばのスペースは、和室をつなげた細長い空間で、受付カウンターや壁の情報コーナーには子育て関連のチラシやリーフレット類が設置されていた。また、廊下の壁には近隣の児童館の情報のほかに、区のハローワークのリーフレットや求人情報が掲示されていた。ひろば B は、畳敷きであることや、走り回れるほど広い空間ではないため、主に 7~9 か月くらい子ども連れが多く、部屋の奥には授乳コーナーやベビー用布団なども備えられていた。訪問時は、ちょうど世田谷の図書館から読み聞かせのボランティアが来ていた。

施設長の I さんによれば、ひろば B では、午前中に児童館を利用しそこで昼食を食べてから午後にひろば B を訪れる「梯子利用」も多いという。そのため、14~15 時頃になると定員 15 組を超え、入場制限をかけることもあり、利用者は Facebook などの SNS で発信される入場制限の情報を確認して利用に来ていた。1 日の利用は平均 30 組で、徒歩や自転車での来訪のほか、バス停が近いため、他地域からバスに乗って通う「リピーター」や、通院や買い物、散歩のついでなどの利用もみられる。年末年始以外、土日祝日も開催しており、父子での利用が多いのも特徴である。また、利用者が友人の妊婦を連れて訪れたり、妊娠中の妻と夫が見学に来るなど、妊娠期からの利用もみられる。

ひろば B の運営団体である NPO 法人は、2005 年にその前身となる NPO 法人が学校法人により設立され、隣接する大学の跡地で東京都認証保育所やつどいの広場事業を受託運営してきた。2007 年には一時預かり保育施設と現在の建物で「おでかけひろば」を開設し、2008 年には「あそび」機能(ひろば B)、「そうだん」機能(発達相談室)、「あずかり」機能(一時預かり保育施設)、「ほいく」機能(認定こども園・東京都認証保育所、現・認可保育所)の 4 つの基本機能を据えたことにより、世田谷区に 5 か所ある多機能型子育て支援拠点施設(子育てステーション)の 1 つになった。スタッフは、子育て世代の女性など、一時預かり事業と兼任で約 20 名ほどであり、ひろばの開催時には保育士や子育て支援員の資格を持つスタッフが 3 名配置されている。

また、ひろば B から徒歩 1 分ほどの商業ビルの 1 階では、一時預かり事業が実施されている。訪問した日は、清潔感のある白い壁の一時預かり保育施設内で、1~2 歳児が 8 名ほど、スタッフ 2~3 名とおもちゃで遊びながら過ごしていた。一時預かりの利

用は 1 回あたり原則 4 時間、月 8 回までという上限があるが、「リフレッシュ」目的での 4 時間利用が一番多いほか、通院での利用もみられる。ひろば利用から一時預かりを利用するようになるパターンが多いようで、スタッフの Jさんは「スタッフの顔などを知っているので安心感があるのでは」とその理由を推察していた。ただし、待機児童問題が深刻な世田谷区では、保育所の定員に空きがないためにこうした NPO の一時預かりを利用しているという人も多く、調査時には「キャンセル待ち」もいる状況であった。

4) 事例③：ひろば C ― 拠点事業・一時預かり事業と就労支援の融合 ―

ひろば C は、緑豊かな住宅街にある 2 階建て住宅で開催されている。1 階のひろばスペースには、木製のカウンターやソファが設置され、窓辺や壁には動物の装飾などが飾られている。開催時間は平日 10～15 時で、1 日平均 20 組ほどが利用している。利用者は、主に 0～2 歳の乳幼児と母親で、0 歳の親子の利用が一番多く、午前中は 1～2 歳の利用、午後は 0 歳の利用が多い。ひろば内では一時預かりも行われており、昼時には利用者親子の横で、子育て世代のスタッフが一時預かり中の幼児に昼食を食べさせていた。

ひろば C を運営する NPO 法人は、2001 年に地域の母親たちによる任意団体として設立された。同年より「マタニティヨガ」や「ベビーマッサージ」、「産後のボディケア & フィットネス（産後ケア）」など、産前・産後に特化した活動とともに、世田谷区社会福祉協議会助成事業の第 1 号の「子育てサロン」を開催してきた。2008 年からは拠点事業として、ひろば C とは別の地域でひろば K を週 3 日開催し、2014 年から週 5 日開催となった。2014 年に NPO 法人化し、ひろば K で週 3 日（現在は週 5 日）の一時預かり事業を実施、2016 年からは利用者支援事業も受託運営してきた。そして 2018 年 4 月に「おでかけひろばの空白地域」にひろば C を開設し、同年 9 月からは子育て中の母親の「無職か育休か、ではない働き方」の支援を目指し、「ワークスペースひろば型」となった。

NPO 法人全体では 20 名ほどのスタッフがいる。保育士資格保有者もいるが、ひろばの利用者からスタッフになった人も多く、世田谷区の「保育サポーター」の資格を取得したり、ひろば関係者向けの初任者研修などを受講している。調査時点では、利用者支援事業はひろば K でのみ実施されていたが、「地域子育て支援コーディネーター」は社会福祉士の資格を持つスタッフが担当していた。ひろば C の事務局スタッフの L さんは、元々ひろば K に通っていた利用者の 1 人で、子育てを期に仕事を辞めたが、自身の子どもが 3 歳になったことを機に子どもを保育所に預けてスタッフとなった。「保育園の手続き」や「離職して一時預かりを探している」といった利用者からの相談には、「先輩ママ」の立場から情報提供などをしていた。

建物 2 階のワークスペースでは、区の事業である「ワークスペースひろば型」の利用者 2 名と、自主事業のワークスペース利用者 1 名が同じ部屋の中で、ノートパソコンを使って仕事をしていた。同時間帯のワークスペース利用の定員は 3 名で、利用頻度は、ほぼ毎日の人もいれば週 1 回程度の人もおり、フリーランスや在宅ワークができる企業の社員、育児休業中で職場復帰に向けて勉強などをする専門職、「手仕事系」の人などが利用していた。初回利用の際には「どのようなスタイルで就労したいのか」を面談で聞き取り、利用者の希望日をスタッフの L さんが調整してシフト表を作成していた。希望者が多く、事業開始から 3 か月しか経っていない同年 12 月の調査時点で、新規利用者の受け入れは停止していた。また、一時預かりの利用も定員の都合でワークスペース利用者（調査時は 15 名）だけに限定されていた⁽¹⁴⁾。2 階にはレンタルスペース事業を行う部屋もあり、ワークスペース利用者が打ち合わせに利用することもあれば、ネイリストの母親が仕事をしたり、親子 10 組程が「ねんねアート」などのイベントで利用した実績もあった。

L さんによれば、ひろば C では子育て中の母親たちが「ゆるやかに地域とつながる」こと、情報交流などができることを目的・理念としている。このため、ワークスペースだけや一時預かりだけの利用で終わるのではなく、それらと一緒にひろばを利用してもらうための働きかけもしている。筆者が訪問した日も、ワークスペースや一時預かりの利用者は、子どもを預ける時間の前後にひろばで子どもと一緒に昼食をとったり、遊んだりして過ごし、ひろばの他の利用者と交流していた。また、ひろば C では、今後の活動として、ワークスペース利用者同士の交流会や「手仕事系」の人のためのミシンの貸し出しといった試みのほか、幼稚園児の母親の一時預かり利用の促進など、ひろば利用者の就労支援も展望していた。

5) 小 括

「世田谷版ネウボラ」では、保健福祉センターで母子健康手帳が交付されるのに合わせて、専門職で構成される「ネウボラ・チーム」がすべての妊婦・乳幼児家庭を対象に実施する個別の相談支援や「子育て利用券」の配布など、妊娠期から地域の様々な支援機関につながる工夫が行われていた。事例①でふれたように、「世田谷版ネウボラ」は官民協働で事業化された経緯があり、制度の運用においても地域の NPO が子育て家庭の身近な場所で、妊娠期からの切れ目のない支援の一翼を担っている。

また、3 つの事例では NPO による地域子育て支援の多機能化の実態も明らかになった。拠点事業とともに利用者支援事業を実施する事例①では、ひろばでの何気ない会話の中で利用者から寄せられる「困りごと」に対し、スタッフが当事者目線で相談支援や情報提供を行っていた。また、児童館で行われている産前・産後ケア講座にも NPO の

スタッフが足を運び、地域の関連機関と連携しながら、妊娠期からの支援利用の促進に取り組んでいた。

事例②では、ひろばの混雑状況を SNS を活用してリアルタイムで情報発信するなど、利用者の利便性を考慮した独自性のある細やかなサービス提供もみられた。さらに事例②では、ひろば利用者が一時預かりの利用もするようになるなど、一つの支援利用から別の支援利用につながっていく循環もみられた。普段利用しているひろばと同じ運営団体が実施している一時預かりで、顔見知りのスタッフもいることは、サービスについての情報や安心感などの面で利用者にとって利点があると考えられる。

また、事例③の「ワークスペースひろば型」の取り組みでは、同一施設内における拠点事業、一時預かり事業、ワークスペース事業の融合的展開により就労支援の機能が付加されていた。これは、育児休業者だけでなく、フリーランスや在宅ワークなど多様な働き方をする就業者層のニーズにも対応する支援であり、また、ひろば利用者の中心的な層である専業主婦層の就労支援にもつながるような取り組みである。

6. 地域子育て支援における NPO の役割

以上のように世田谷区の事例では、従来の子育て支援体制では包摂されていなかった妊娠期や産前・産後期の子育て家庭も対象にした切れ目のない支援を実現する「ネウボラ制度」の導入や仕組みづくりにおいて、NPO がアドボカシー機能を発揮し、既存の支援・サービスの革新に貢献していた。また、地域子育て支援拠点での利用者支援事業や一時預かり事業、ワークスペース事業の実施など、複数の事業を融合・連動させながら、少数派のニーズや利用者の多様なニーズに対して柔軟かつ独自の工夫で対応する先駆的な支援に取り組んでいた。このように「市民参加による福祉」と「福祉サービス供給過程への市民参加」の2つの側面で「参加型福祉」の実践が確認された。

NPO のひろばにおける利用者支援事業では、利用者と同じ子育て当事者としての視点や体験に基づく「当事者性」や「素人性」を活かした相談支援や情報提供とともに、オープンダイアログの手法や資格・研修の知識に基づく「専門性」のある支援が行われていた。また、産前・産後向け支援を実施している地域の他の機関へ NPO のスタッフが出向き、利用者をひろばなどの他の支援機関にもつなげる連携・アウトリーチ型の利用者支援にも取り組んでいた。さらに、拠点事業という無料の支援と一時預かり事業やワークスペース事業などの有料の支援（サービス）の混在や、通い慣れたひろばで顔見知りのスタッフによる安心感のある支援（サービス）の適正価格での提供など、先行研究で指摘されている NPO の福祉サービスの特徴も確認された。加えて、就労目的以外の多様な保育ニーズへの対応や、子どもの近くで就労しながら地域の親とも繋がるこ

とができるという、子育て期の新しいライフスタイルを叶える支援の実践など、旧来型事業の枠をこえるような先駆的な取り組みが進められていた。

このように世田谷区では、子育て支援 NPO が多機能化しながら行政や他の支援機関とも連携し、独自の機能特性や強みを発揮して支援活動を展開することで、地域における包括的・全域的な支援体制の一翼を担っている。地域子育て支援の担い手や事業内容の面では領域再編が進行しつつあるが、社会事業体としてのサービス供給機能における上記のような特徴とともに、運動体としてのアドボカシー機能により独自の役割を担うことで、子育て支援 NPO は他の支援機関とは異なる存在意義を発揮しうると考える。

7. 子育て支援 NPO と地域子育て支援の課題

ところで本稿の事例でも、ひろば利用者がスタッフとして子育て支援の担い手になるという住民主体の子育て支援 NPO の特徴が確認されたが、例えばひろば C では、設立から 10 年を過ぎた NPO 法人のスタッフに利用者と同年代の若手が少なくなってきたため、情報発信における SNS の活用が課題となっていた。子育てをテーマとした住民主体の活動や組織は 2000 年代以降地域における「子育てインフラ」として子育ての当事者である親が主体となり専門職や行政を巻き込む活動を展開してきた一方、活動を継続する中でしだいにメンバーが固定化し、運営スタッフの負担増と後継者不足の深刻化から、継続的な社会基盤にはなりにくいといった問題点も指摘されてきた（中谷 2013）。他分野と比べれば、子育て支援 NPO の担い手の年齢層は比較的低い傾向にはあるが、若年人口の減少や地域活動における担い手の高齢化、子育て期の女性の就労化が進む中で、スタッフの確保や世代交代、活動の改善・継続は大きな課題となっている。

子育て支援 NPO の長期的な活動の維持のためにも、若い世代の新たな人材を確保する意味でも、「子育て支援労働」の評価及び「子育て支援者の処遇・身分保障」という論点は重要である（相馬ほか 2016）。世田谷区の事例では NPO が複数の支援事業を委託運営していたが、他の自治体では、利用者支援事業が保健センターや市町村直営の地域子育て支援拠点などの公的機関でのみ実施されている場合や、NPO が行政による委託や助成を受けずに自主事業として一時預かり事業を実施している場合もある。地域子育て支援事業を担う子育て支援 NPO は、保育領域や母子保健領域の専門職・専門機関との競合関係も指摘されるほどの役割を担うようになりつつあるが、事業基盤の面では大きな格差がある。公的制度の枠内で支援を実施するには様々な制約も伴うが、「すべての子育て家庭に対する支援」の実現には、子育て家庭の多様なニーズに対応する NPO の子育て支援事業に対する公的支出や支援体制の拡充が不可欠であると考えられる⁽¹⁵⁾。そのためにも、子育て当事者や子育て支援者を含む地域住民や NPO などの民間団体が、

子育て支援の制度づくりや意思決定の過程に参画することは今後さらに重要となるだろう。

また、本稿の事例では、待機児童問題が深刻化している中で、本来であれば公的制度でカバーされるはずの就労目的・フルタイムの保育が不足していることにより、それ以外の多様な保育ニーズの受け皿となっている NPO の一時預かり事業も定員超過で利用しにくい状況がみられた。少数派のニーズ充足や多様で柔軟なサービスの提供といった非営利セクターの強みを発揮するためにも、公的セクターの特徴とされる、大規模かつ安定的な資源調達能力や権利に基づくサービス利用といった側面が機能するように改善する必要がある。

最後に本稿の限界としては、利用者への聞き取りや各団体の活動実践に踏み込んだ調査が不足した点があげられる。比較事例を増やし、より丹念な事例検討を行うことが課題である。また、先行研究では、市民的公共性の実現に対する NPO の社会的機能の重要性が指摘されている（村田 2012）。世田谷区ではなぜ子育て支援 NPO による参加型福祉が実現できているのか、他の地域で実現するには何が必要か。子育て支援研究と NPO 研究の理論的接合のためには、こうした点についても今後検討を進める必要がある。

謝辞 本調査にご協力いただいた関係者の皆様に記して感謝の意を表します。

《注》

- (1) 保育所や認定こども園を利用している児童の割合（就園率）は、0 歳児で 15.6%，1 歳児で 41.8%，2 歳児で 51.5%であり、0-2 歳児の就園率は 36.3%（約 106.3 万人）、推計未就園児童の割合は 63.7%（約 186.3 万人）である（内閣府 2019）。
- (2) 13 事業とは、①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、③一時預かり事業、④乳児家庭全戸訪問事業、⑤養育支援訪問事業、⑥子育て短期支援事業、⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、⑧延長保育事業、⑨病児保育事業、⑩放課後児童クラブ、⑪妊婦健診、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業、である（内閣府 2019）。
- (3) 子育て支援における「ひろば」とは、親子が誰でも気軽に訪れることができる自由な居場所、親同士が交流し、子どもが自由に遊び、情報交換や学び合いなどが行われる場を意味し、「ひろば型支援」は、親子の居場所やつながりの場であるとともに、気軽に子育ての相談ができる場としての機能をもつ支援を指す（大豆生田 2006：187）。
- (4) 例えば、国立社会保障・人口問題研究所の「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」では、「第 1 子が 3 歳になるまでに利用した子育て支援制度や施設」（複数回答）として「子育て支援センター・つどいの広場など地域の親子交流や相談の場」を回答した割合は 49.5%であり、産前・産後休業制度（26.3%）や認可保育所（24.1%）、育児休業制度（妻、22.7%）、一時預かり事業（10.6%）等の利用率を上回っている（国立社会保障・人口問題研究所 2017：59）。
- (5) フィンランド語で「助言（アドバイス）の場」を意味するネウボラ（neuvola）は、妊娠

- 期から就学前までの長期間、基本的に同じ担当者が利用者（子育て家族）との定期的な検診・面談を通じて、その家族に「切れ目なく」寄り添う、子育て家族への支援制度であると同時に、地域における「ワンストップ型」の支援拠点であるとされる（高橋 2015：67）。
- (6) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 年改訂版）」では、包括支援センターの全国展開を目指すとして記載され、2017 年 4 月には母子保健法の改正により、市町村に設置することが努力義務になった。2020 年 4 月 1 日現在、全国 1288 市区町村（日本の市区町村の 74%）で実施され、その数は 2052 か所にのぼっている（厚生労働省 2020b）。
- (7) 厚生労働省（2017）の「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」では、包括支援センターの必須業務として、①妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること、②妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと、③支援プランを策定すること、④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと、の 4 点があげられている。
- (8) ただし全国的にみれば、利用者支援事業も包括支援センターも、運営主体は自治体が中心となっているのが現状である。2019 年度、利用者支援事業の運営主体（3 類型全体）は、市町村直営が 89.5%を占めており、NPO 法人は 4.4%（基本型では 13.2%）、実施場所（3 類型全体）も、保健（福祉）センターが 36.6%、市役所・役場等が 30.3%であり、地域子育て支援拠点事業所は 16.3%（基本型では 46.5%）である（厚生労働省 2019d）。包括支援センターについては、2020 年 4 月時点で、運営主体は直営が 96.6%を占めており、NPO 法人（1.1%）や社会福祉法人（1.3%）はごく少数である。また、実施場所も保健所・市町村保健センターが 53.4%、市役所・役場が 31.1%で、地域子育て支援拠点は 9.1%である（厚生労働省 2020b）。
- (9) 一例として、2003 年につどいの広場事業とともに「理由を問わない」一時保育事業などを実施する子育て支援拠点施設を開設した、東京都港区の NPO 法人あい・ぽーとステーションがあげられる（大日向 2005）。
- (10) 2020 年度時点では、「一般型」、「幼稚園型Ⅰ」、「幼稚園型Ⅱ」、「余裕活用型」、「居宅訪問型」、「地域密着型Ⅱ」の 6 類型がある（内閣府 2020）。
- (11) なお、世田谷区のひろば型支援としては、拠点事業に該当する「おでかけひろば」（子育て支援総合センター、各地区の子育てステーション、NPO のひろばなど）のほか、児童館が実施している「子育てひろば」、世田谷区社会福祉協議会が支援している「地域支えあい活動」の一つである「子育てサロン」（月 1～週 1 回などで地域の活動拠点や集会施設、個人宅などで開催される地域住民による活動）などがある。
- (12) このような利用者相互の子どもの見守りは、NPO のひろばで見られる育児援助関係の特徴の 1 つである（工藤 2013：465）。
- (13) 「地域の実家」は、ひろば A の代表 D さんによる表現であるが、これは、住民主体型育児支援組織のリーダーの活動動機を分析した山下（2012）の研究において指摘されている、「第 2 の実家」などの言葉で表現される「家族・地域の代替性」という動機付けと一致するものと考えられる。
- (14) なお、育児リフレッシュ目的での一時預かり利用は 5 時間利用が多いのに対し、ワークスペース利用の場合は 2～3 時間の短時間利用が多いという特徴がみられた。
- (15) この点について、例えば NPO の一時預かりを 1 時間 350～500 円程度で利用できる福井県の制度は、「子育てひろばだけでは収益が補助金以外には得られないところ、一時保育を事業に組み込むことで、赤字を回避することがほぼ可能になり、それを支える助成は県が負担する」ものであり、利用者のニーズと支援者（NPO スタッフ）の雇用の両面で注目すべき取り組みである（近本 2016：63）。

文献・資料

- 安立清史, 2005, 「地域福祉における市民参加」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際 — 祉社会学研究入門』東信堂: 91-111.
- 安立清史, 2006, 「非営利組織 (NPO) 理論の社会的検討」『共生社会学』5: 1-15.
- 安立清史, 2008, 「福祉 NPO とソーシャルキャピタル, コミュニティ形成」『日本都市社会学会年報』26: 39-51.
- 近本聡子, 2016, 「地域差が生じ始めた子育て支援領域 — 福井県と香川県における子育て支援者のエンパワメント」『生協総研レポート』8: 59-69.
- 廣川嘉裕, 2006, 「行政と NPO の協働に関する理論」『ノモス』19: 87-98.
- 井上清美, 2016, 「子育て支援労働は誰が担うのか — 支援者の世代と多様性」『生協総研レポート』80: 13-20.
- 柏女霊峰監修・著, 橋本真紀編著, 2015, 『子ども・子育て支援新制度 利用者支援事業の手引き』第一法規.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2017, 「現代日本の結婚と出産 — 第 15 回出生動向基本調査 (独身者調査ならびに夫婦調査) 報告書 —」(http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 厚生労働省, 2017, 「子育て世代包括支援センター業務ガイドライン」(2017 年 8 月) (<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodate-sedaigaidorain.pdf>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 厚生労働省, 2019a, 「地域子育て支援拠点事業 令和元年度実施状況」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000666541.pdf>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 厚生労働省, 2019b, 「地域子育て支援拠点事業とは (概要)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000666540.pdf>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 厚生労働省, 2019c, 「利用者支援事業とは (概要)」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/riyoshasien.pdf>, 2019 年 11 月 24 日取得).
- 厚生労働省, 2019d, 「令和元年度利用者支援事業実施状況」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000666544.pdf>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 厚生労働省, 2020a, 「地域子育て支援拠点事業の実施について (実施要綱) (令和 2 年 3 月 27 日)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000638481.pdf>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 厚生労働省, 2020b, 「子育て世代包括支援センターの実施状況調査 (2020 年 4 月 1 日時点)」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139067.html>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 工藤遥, 2013, 「都市の育児援助システムにおける『子育てサロン』の機能」『北海道大学大学院文学研究科研究論集』13: 453-474.
- 工藤遥, 2020, 「地域子育て支援の施策と課題: 子育ての私事化/社会化をめぐって」北海道大学博士学位論文.
- 村田文世, 2012, 「社会福祉における公私協働と NPO の社会的機能」『社会福祉学』53(2): 69-81.
- 内閣府, 2005, 「平成 17 年版 国民生活白書」.
- 内閣府, 2019, 「令和元年版 少子化社会対策白書」.
- 内閣府, 2020, 「一時預かり事業実施要綱」(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/r020401/ichiji.pdf>, 2020 年 10 月 26 日取得).
- 中谷奈津子, 2013, 「『子育てネットワーク』のこれから」山縣文治監・中谷奈津子編『住民主体

- の地域子育て支援——全国調査にみる「子育て支援ネットワーク」明石書店：166-181.
- NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会，2015，「地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査 2015」(https://kosodatehiroba.com/new_files/pdf/away-ikuji.pdf，2020 年 10 月 26 日取得).
- 大日向雅美，2005，『「子育て支援が親をダメにする」なんて言わせない』岩波書店.
- 大豆生田啓友，2006，『支え合い，育ち合いの子育て支援——保育所・幼稚園・ひろば型支援施設における子育て支援実践論』関東学院大学出版会.
- 大豆生田啓友，2017，「新制度以降の自治体発の子育て支援・保育の取り組み」『医療と社会』27(1)：89-97.
- 坂本治也編，2017，『市民社会論——理論と実証の最前線』法律文化社.
- 世田谷区，2015，「世田谷区子ども計画（第 2 期）」(https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/010/d00138606_d/fil/honnpenn.pdf，2019 年 11 月 24 日取得).
- 世田谷区，2018，「世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない子育て支援）」(<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/127/15593/d00152962.html>，2018 年 4 月 19 日取得).
- 世田谷区ホームページ，2019a，「お子さんの一時預かり『ほっとステイ』」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/002/002/d00015709.html>，2019 年 11 月 24 日取得).
- 世田谷区ホームページ，2019b，「子どもの近くで働くことのできる『ワークスペースひろば型』」及び「ワークスペースひろば型チラシ」(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/002/003/d00161213.html>，2019 年 11 月 24 日取得).
- 相馬直子・松木洋人・井上清美・橋本りえ，2016，「小特集に寄せて：子育て支援労働と女性のエンパワメントをめぐる論点」『社会政策』8(2)：46-49.
- 高橋睦子，2015，「フィンランドのネウボラとは」『地域保健』46(1)：66-71.
- 山下亜紀子，2011，「住民主体型育児支援組織の特徴と展開」『社会分析』38：137-154.
- 山下亜紀子，2012，「住民主体型育児支援組織におけるリーダーの動機付けに関する考察」『宮崎大学教育文化学部紀要』25・26：31-42.

付記 本稿は，博士学位論文（工藤 2020）の一部を大幅に加筆・修正したものである。

（原稿受付 2020 年 10 月 28 日）

スキー装具 AGAINER による 滑走中の筋力変化について

服 部 英 一

On Changes in Muscle Strength during Skiing with AGAINERS Ski Assist

Eiichi HATTORI

Abstract

The AGAINER is a shock absorbing exoskeleton for skiing. It provides a dampening and support at the knees using an adjustable gas spring. The AGAINER is one of the first commercial exoskeletons designed with a very specific application in mind, skiing. It is a passive, knee only exoskeleton. The AGAINER takes advantage of the rigid boots that skiers have to wear in order to connect to their skis and integrates them as part of the exoskeleton. How AGAINER's adjustable gas springs act on the body was tested by measuring electromyography. The measurements were first performed on flat ground, and then compared with the device on and off during vertical bending movements. Next, they performed parallel turns on the snow with and without the device. The results showed that wearing the device reduced the load on the vastus lateralis muscle.

Keywords: Exoskeleton, AGAINERS, Electromyography, Parallel turns

1. 緒 論

AGAINER はスロベニアで開発されたスキー用の衝撃吸収外骨格である。調節可能なガススプリングを使用して、膝の部分にダンパーとサポートを提供することによって、滑走時の下肢への負担を軽減する補助具である。こうした補助具は、下肢への負担を軽減できるため、長い距離を滑る際に役立つばかりか、中高年のスキーヤーにとっても有益であると考えられる。先行研究は、2018 年ラトビアのリガ工科大学の大学院論文で V. Valeika (2018)⁽¹⁾ は「AGAINER スキー外骨格のビジネス開発戦略」について述べており、この補助具がスキーヤーの膝への負担を最大 70% 削減し膝の筋力を補助できることを記述しているが、科学的な根拠となる数値を確認できなかった。牛山 (2005)⁽²⁾ ら

の「膝関節角度を参照した筋電図解析によるスキー運動時筋疲労評価システム」は、表面筋電図から求められる周波数情報（MPF）で筋疲労を解析しているが、外側広筋の MPF の変化から滑走中に筋疲労が蓄積する傾向を明らかにした。滑走中に外力が加わると筋肉は収縮する。このとき発生する微弱な電気信号を筋電と呼び、時間軸に対して筋電位を図に表記したものが筋電図⁽³⁾である。滑走中に外側広筋に加わる外力が大きかったことをその原因として示しており、雪上での筋電図測定の参考となった。

そこで AGAINER がスキーヤーの下肢筋力にどのように影響するのか、ワイヤレスの筋電計測器を用いて、AGAINER 非装着と装着時の平地と滑走中の筋電図を測定し検証した。

2. 方 法

AGAINER とはスキー補助具である。図 1 は、AGAINER の構成パーツである。膝関節を介して大腿骨と脛骨部裏側に固定機具を巻き付け、末端はスキーブーツのアップパーシェル裏側に結合部を設置し装具と連結する。大腿骨側の装具と脛骨側の装具の関節部はエアシリンダーが取り付けられており、可変的に空気圧を変えることができる。シリンダー内の圧を固定すると屈伸時に上体の重量を受け止める仕組みになっている。AGAINER が上体の重量を受け止めることにより、下肢筋力への負担を軽減する仕組みになっている。

まずスキーブーツにブーツコネクタの中心がブーツセンターと一致していることを確認してブーツコネクタを取り付ける。AGAINER 本体は、膝関節を支点に大腿屈筋群と腓腹筋にかけて隙間ができないように装着する。ストラップの反対側にあるマジックテープから剥がして、AGAINER の太もものストラップを開く。プラスチック製のスイッチを引いて、下肢ストラップのバックルを開く。ガススプリングスイッチを回してガススプリングサポート機能がオフになっていることを確認する。ストラップは大腿部と脛骨部で固定した後に、ブーツコネクタのノブにスライドさせて接続する。滑走時には、ガススプリングサポート機能をオンにして使用する。

筋電の計測は、メディアサポート企業連合の小型軽量筋電計測器「EMG マスターシリーズ-Km-Mercury」を使用した。この計測器は、無線・小型・軽量でありながら PC 画面上にリアルタイムで計測結果を表示することが可能である。

実験には以下を使用した。

【基礎医学研究機器 / 計測機器】

EMG マスター Km-Mercury 8ch 一式

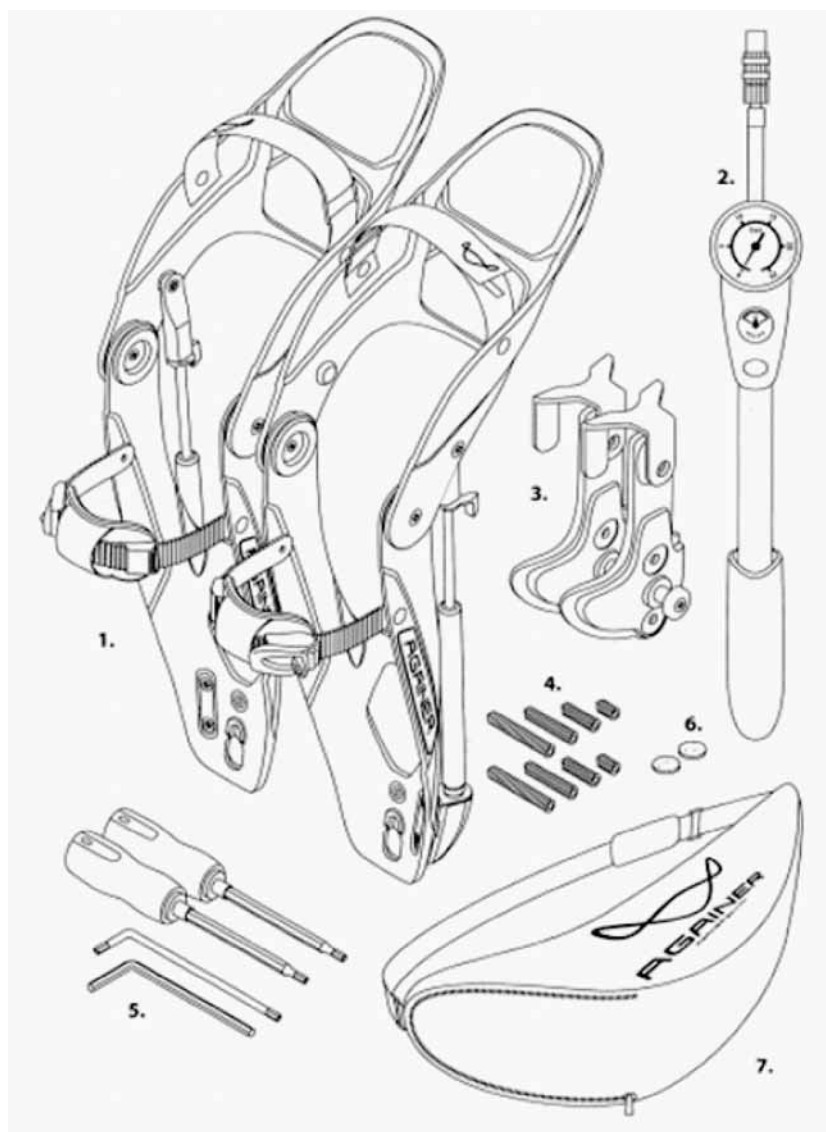


図 1 Components of the AGAINER System

Components of the AGAINER System

1. AGAINERS (1 pair)
2. Pump (1 pcs.)
3. Boot connectors (2 pcs.)
4. Screws (8 pcs.)
5. Tools: Torx (3 pcs.), Hexagon (1 pcs.)
6. Rubber pads for boot protection and increased grip (2 pcs.)
7. AGAINER bag (1 pcs.)

Medi-105MT 小型 4ch マルチ生体アンプ送信機一体型 ×2

Medi-Re 受信機 ×1

Km-104 波形表示ソフト ×1

m-FFT FFT 解析表示ソフト ×1

Km-Mercury Wavelet e 解析表示ソフト ×1

Medi-Cable 2ch 筋電接続ケーブル ×2

本プログラムは 4ch の筋電図と 1ch のマーク信号入力を取り込み 2 個の SW もしくは（圧電極）で（0.5 V, 1 V, 1.5 V）で 3 種の合成矩形波を出力する。筋電図波形の表示を行いながら筋電図の量と質に対応した値を、デジタル値と棒グラフ（レベルメータ）でリアルタイムに表示し、又経時的变化をリアルタイムにトレンドグラフ表示する。筋電図の量は単位時間（1/8 秒）ごとに、全波整流筋電図平均値（ μV ）を求める。筋電図の質は同じ単位時間ごとに、筋電図波形の周波数（wavelet 解析）分析を行い平均周波数（MPF：Mean Power Frequency）Hz を求める。周波数分析は突発的变化に追従する Real-Time Wavelet 周波数プログラムでリアルタイムに 4ch 筋電図波形を Wavelet 解析する。8ch 筋電図波形&筋電図の平均電圧（積分値）、平均周波数、中間周波数、パワー（色濃度）の変化をリアルタイムにトレンドグラム表示する。筋電図の生波形&解析値（筋電量、周波数）、データを記録テキストファイル（CSV 形式）にて保存でき、筋電図生波形の保存データから再生表示しながら再解析ができ再解析値の保存ができる。

図 2 のように、PC 端末に Km-Mercury 8（Ver 10.6）をインストールし、USB ハブを介して受信機と接続する。送信側は右大腿部に 4ch を設置した。具体的には 1ch を外側広筋に、2ch は内側広筋に、3ch は大腿直筋に、4ch は大腿二頭筋に設置した。出力端子のコネクター（電極パッド）は、AGAINER 本体のフレームとストラップに干渉しないように貼付した。

実験環境は、室内でスキーブーツを履き、装具なしでの屈伸運動と AGAINER を装着した状態での屈伸運動を比較した。スキーブーツは FULL TILT CLASSIC（2018）、図 3 のように、ランプ角 5 度、前傾角 13 度を使用した。

雪上実験は、群馬県片品高原スキー場で、2019 年 3 月 16 日と 3 月 24 日に測定した。4ch の設置部位は室内での計測と同じ部位に貼付し、AGAINER を使わない状態での大回りパラレルターンと AGAINER を装備した状態での大回りパラレルターンで測定した。

場所：片品高原スキーリゾート

実験：かえでコース（全長 880 m 最大斜度 25 度、平均斜度 20 度）

スキーブーツは FULL TILT CLASSIC（2018）、前傾角 13 度

スキー板：OGASAKA TC-SC（2017-18）

サイズ：165 cm

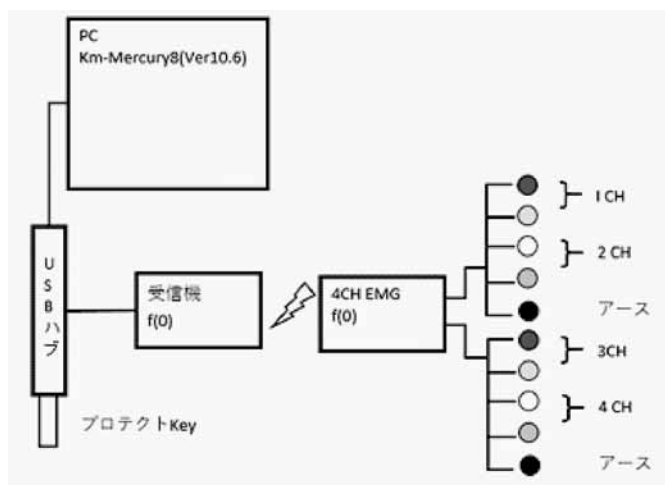


図2 EMG 配線図

主な仕様

入力信号	筋電図：4 ch, マーク：1 ch [サンプリング周波数 1 msec]
マーク信号	マーク入力はSW もしくは圧電極入力 2 個で合成矩形波表示 例：[F1：0.5 V, F2：1 V, F1+F2：1.5 V]
波形表示	取り込み波形のリアルタイム表示, 保存データからの再表示 (解析), 再解析値の保存
解析項目表示	筋電図量 (平均値 (μ V) : 単位時間ごとの全整流平均電位を求める。
平均周波数 (MPF) Hz	Real-Taime Wavelet 解析 リアルタイムトレンドグラフ表示 [筋電図量, 平均周波数, 周波数パワー (色濃度)] 表示インターバル 1, 1/2, 1/4, 1/8 (S) のいずれか選択
記録 (保存)	生波形 (筋電図 4 ch & マーク信号) のテキストファイル (CSV 形式) のファイリング 解析データ (平均電圧, 周波数) のテキストファイル (CSV 形式) のファイリング
再解析	保存データ (生波形筋電図) からの再表示, 再解析 & 再解析値のファイリング



図3 スキーブーツの前傾角とランプ角

ラディウス：12.9 m

ディメンション：120-67-101 (mm)

プレート：VIST Speedlock Intra Step Plates (トゥ側 14 mm・ヒール側 10 mm)

ビンディング：VIST Speedlock Bindings 412

3. 結 果

Km Mercury に保存されたデータは以下の通りである。DA データは、1ch～4ch 波形データ（CSV data 入力換算値 μV ），DD 解析データは、1ch～4ch の積分値（平均電圧値），平均周波数，中間周波数，最大周波数を保存する。DW 解析データは、1ch～4ch の周波数帯域データで、横軸 17.947 Hz～499.605 Hz，縦軸オクターブ分割表示（25 周波数帯域表示）する。Wavelet 周波数解析で周波数（17.947～499.605 Hz）解析している。DW の周波数帯域データは、Graph R のソフトで直接読み込み，Wavelet 周波数（帯域）解析のデータに変換した。Wavelet 変換は、周波数解析の手法の一つで、従来困難とされてきた動的条件下（等張性収縮下）での筋活動評価が可能になった。図 4 のように、X 軸を周波数，Z 軸を周波数パワー密度とし、周波数の低いものから順に並べた周波数パワースペクトルを表示している。Y 軸が時間で、膝の屈伸運動を実施した 7～11 秒の周波数パワースペクトルが高く出ているがわかる。

3-1. 室内での AGAINER 非装着時と装着時の屈伸運動の筋電計測

AGAINER のガススプリングの効果を見るため、室内で AGAINER 非装着時と装着時の屈伸運動の筋電計測を比較した。室内における屈伸運動は、直滑降の姿勢で行った。直滑降の姿勢とはいわゆる中間姿勢のことで、足関節、膝関節、股関節が適度に曲がった姿勢を意味する。吉本⁽⁴⁾ らは、第 7 頸椎から下ろした垂線が外果の前方を通るものを前傾姿勢、後方を通るものを後傾姿勢として測定をし、前面筋と後面筋のいずれの筋

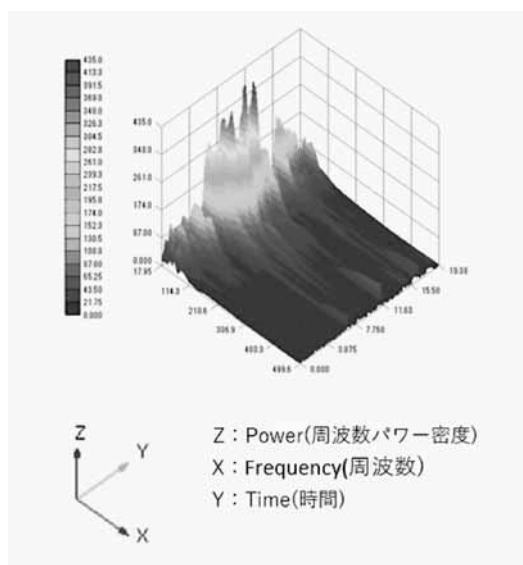
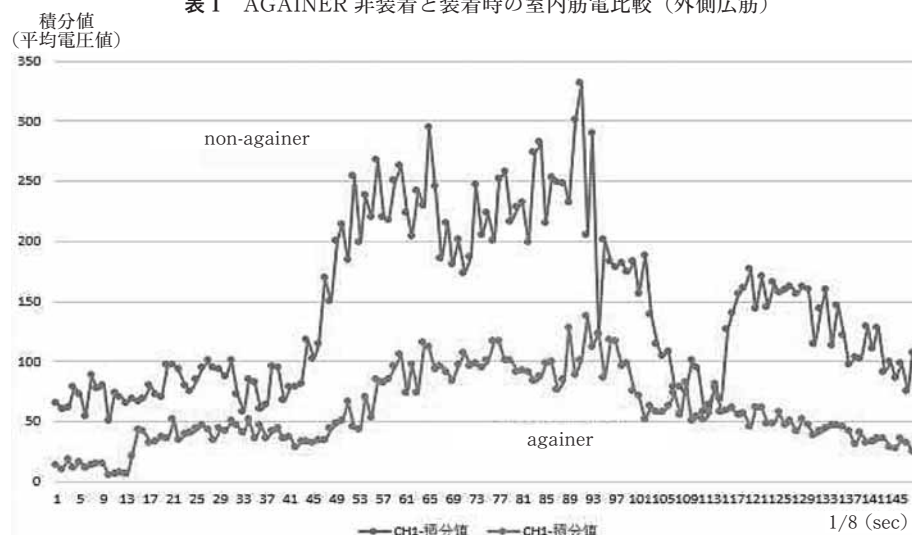


図 4 Wavelet 周波数解析

活動も少ないものを安定した姿勢と考えた。この基準によれば、前傾角 13 度、ランブ角 5 度のブーツで足裏全体に荷重できる中間姿勢は、やや前傾姿勢となった。ブーツを履いた状態での屈伸運動は、10～15 度の可動域で行った。

表 1 は ch1 の外側広筋で、インターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。データが同じ被験者内のデータなので、一対の標本による平均の検定を行う。t 値の絶対値が t 境界値よりも高ければ 2 つの標本は統計的に有意な差が見られたことになる。このとき、両側確率 5% となる境界値を与える t の値が「t 境界値 両側」と表示されている値なので、 $|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$ 、 $p \text{ 値} < 0.05$ のいずれかで有意差があると判断できる。ch1 の外側広筋は、 $21.258 > 1.976$ ($|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$) だから、2 つの母集合の平均値に有意差があると判断できる。

表 1 AGAINER 非装着と装着時の室内筋電比較（外側広筋）



t-検定：一対の標本による平均の検定ツール

	変数 1	変数 2
平均	145.3175676	58.32432432
分散	4705.116152	922.5743703
観測数	148	148
ピアソン相関	0.755772444	
仮説平均との差異	0	
自由度	147	
t	21.25822447	
P(T ≤ t) 片側	5.47471E-47	
t 境界値 片側	1.655285437	
P(T ≤ t) 両側	1.09E-46	
t 境界値 両側	1.976233309	

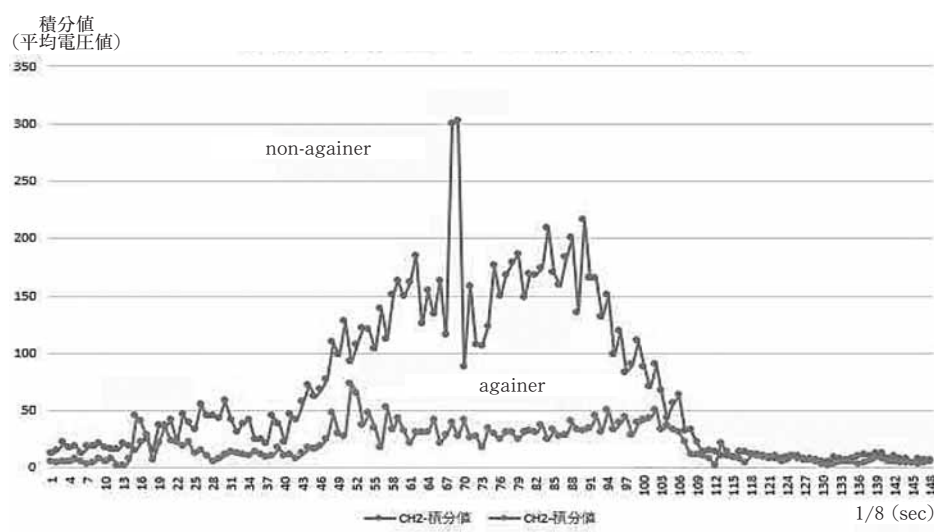
$21.258 > 1.976$ ($|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$) だから、2 つの母集合の平均値に有意差があると判断できる。

表 2 は ch2 の内側広筋で、インターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。 $10.324 > 1.976$ ($|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$) だから、2 つの母集合の平均値に有意差があると判断できる。

表 3 は ch3 の大腿直筋で、インターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。 $1.024 > 1.976$ ($|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$) × だから、2 つの母集合の平均値に有意差はない判断できる。p 値も $0.3 < 0.05$ × なので、有意差はないと判断できる。

表 4 は ch4 の大腿二頭筋で、インターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。 $0.301 > 1.976$ ($|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$) × だから、2 つの母集合の平均値に有意差はない判断できる。p 値も $0.763 < 0.05$ × なので、有意差はないと

表 2 AGAINER 非装着と装着時の室内筋電比較（内側広筋）

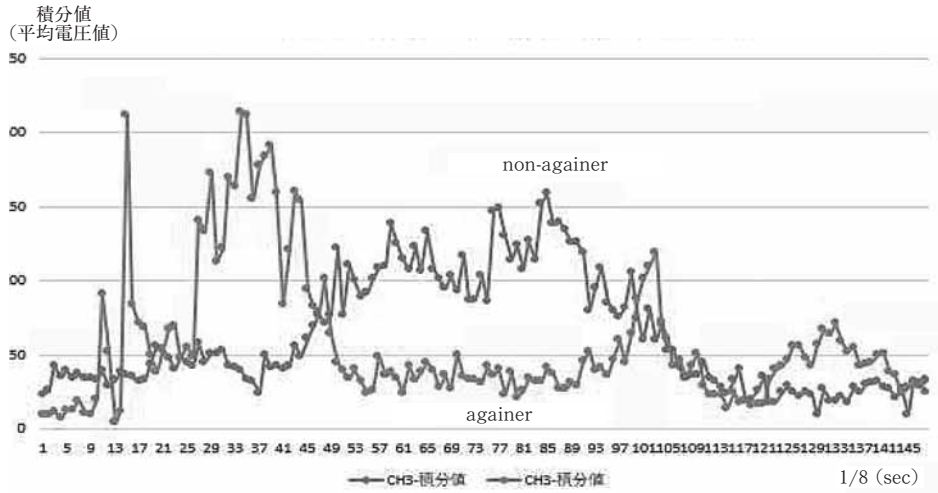


t-検定：一対の標本による平均の検定ツール

	変数 1	変数 2
平均	68.88513514	20.02027027
分散	4425.993519	224.2784979
観測数	148	148
ピアソン相関	0.669977516	
仮説平均との差異	0	
自由度	147	
t	10.32451405	
P(T ≤ t) 片側	1.96875E-19	
t 境界値 片側	1.655285437	
P(T ≤ t) 両側	3.93751E-19	
t 境界値 両側	1.976233309	

$10.324 > 1.976$ ($|t \text{ 値}| > t \text{ 境界値 両側}$) だから、2 つの母集合の平均値に有意差があると判断できる。

表 3 AGAINER 非装着と装着時の室内筋電比較（大腿直筋）



t-検定：一対の標本による平均の検定ツール

	変数 1	変数 2
平均	62.67567568	57.14864865
分散	1503.34988	2134.875712
観測数	148	148
ピアソン相関	-0.187935545	
仮説平均との差異	0	
自由度	147	
t	1.02400793	
P(T ≤ t) 片側	0.153756852	
t 境界値 片側	1.655285437	
P(T ≤ t) 両側	0.307513705	
t 境界値 両側	1.976233309	

1.024 > 1.976 (|t 値| > t 境界値 両側) × だから、2 つの母集合の平均値に有意差はないと判断できる。p 値も $0.3 < 0.05$ × なので、有意差はないと判断できる。

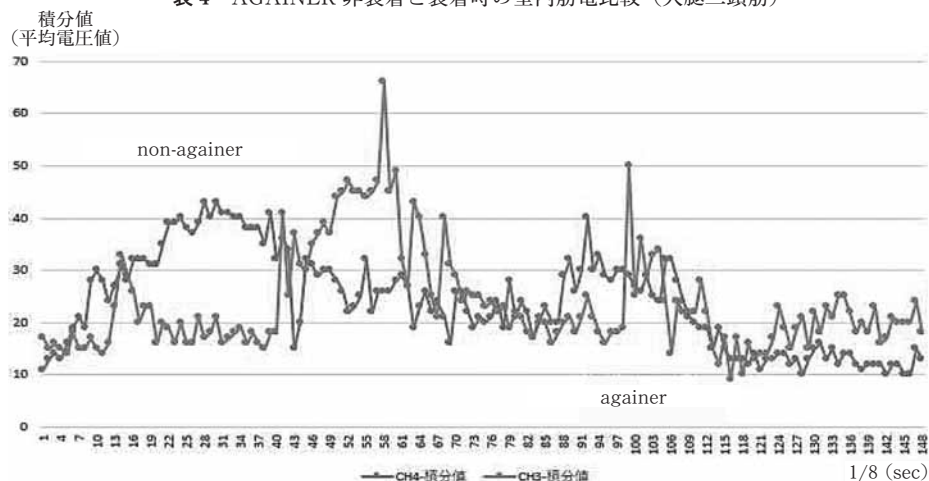
判断できる。

これらのことから、平地での AGAINER の非装着時と装着時における屈伸運動の比較では、外側広筋と内側広筋に有意な差が認められ、大腿直筋と大腿二頭筋では有意差は認められなかった。

DW の周波数帯域データは AGAINER の非装着時と装着時における屈伸運動を Wavelet 周波数（帯域）解析のデータに変換することで、屈伸運動時の解析を行った。

図 5 は、ch1～ch4 までの AGAINER の非装着時と装着時における屈伸運動を Wavelet 周波数（帯域）解析したものである。とりわけ外側広筋と内側広筋の屈伸時に大きな差が出ており、AGAINER を装着している方が筋電の値が大きく軽減していることが分かる。

表 4 AGAINER 非装着と装着時の室内筋電比較（大腿二頭筋）



t検定：一対の標本による平均の検定ツール

	変数 1	変数 2
平均	24.03378378	23.72297297
分散	81.96483729	96.12001287
観測数	148	148
ピアソン相関	0.11974298	
仮説平均との差異	0	
自由度	147	
t	0.301936278	
P(T ≤ t) 片側	0.381563695	
t 境界値 片側	1.655285437	
P(T ≤ t) 両側	0.763127389	
t 境界値 両側	1.976233309	

0.301 > 1.976 (|t 値| > t 境界値 両側) × だから、2 つの母集合の平均値に有意差はないと判断できる。p 値も 0.763 < 0.05 × なので、有意差はないと判断できる。

3-2. 雪上でのパラレルターンにおける AGAINER 非装着時と装着時の筋電計測

表 5 は、AGAINER 非装着と装着時の外側広筋のインターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。実験した場所は、かたしな高原スキー場の同じかえでコース（全長 880 m, 平均斜度 20 度）だが、異なる日に環境条件も異なる中で半径 10 m のパラレルターンを滑りながら計測したので、異なる被検者間のデータとし、F 検定で分散に差があるか検定した。 $\alpha = 0.05$ という有意水準よりも $P(F < f)$ 片側の P 値が 0.334 と大きかったので、2 つの標本の分散には有意な差がなく、等分散であることがわかった。そこで等分散を仮定した 2 標本による T 検定を行った。結果は、 $t > t$ 境界値 片側、 $10.254 > 1.652$ だったので、統計的に有意水準 5% 以下の有意な差が AGAINER 非装着の外側広筋 > AGAINER 装着の外側広筋でみられた。

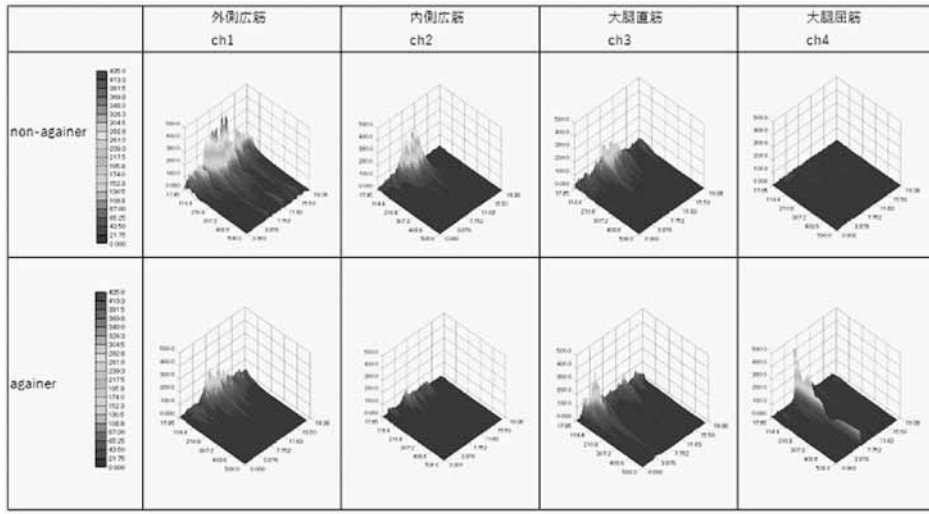


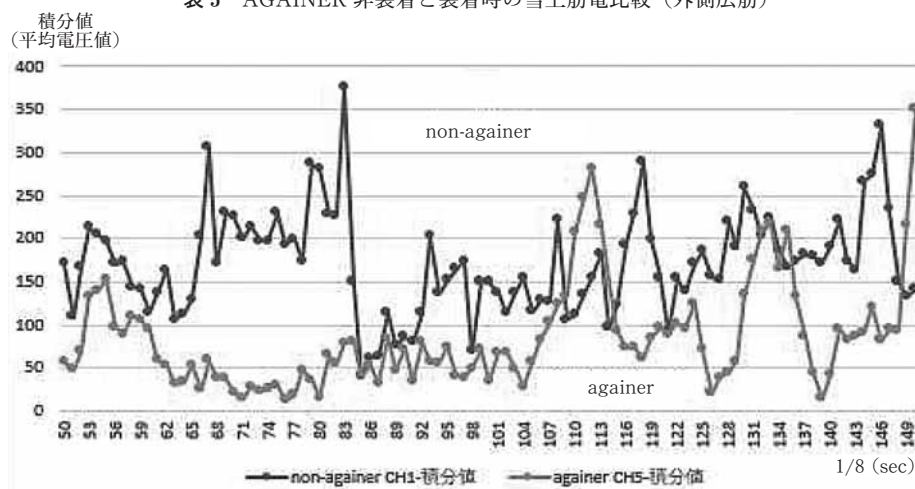
図5 屈伸動作における AGAINER 非装着と装着時の Wavlet 解析

表6は、AGAINER 非装着と装着時の内側広筋のインターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。表5同様、F 検定で分散に差があるか検定した。 $\alpha = 0.05$ という有意水準よりも $P(F \leq f)$ 片側の P 値が 6.215 と大きかったので、2つの標本の分散には有意な差がなく、等分散であることがわかった。等分散を仮定した2標本による T 検定の結果、 $t > t$ 境界値 片側、 $19.255 > 1.652$ で、統計的に有意水準 5% 以下の有意な差が AGAINER 非装着の内側広筋 > AGAINER 装着の内側広筋でみられた。

表7は、AGAINER 非装着と装着時の内側広筋のインターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。表5同様、F 検定で分散に差があるか検定した。 $\alpha = 0.05$ という有意水準よりも $P(F \leq f)$ 片側の P 値が 0.019 と小さかったので、2つの標本の分散は等しくないということがわかる。そこで分散が等しくないと仮定した2標本による T 検定の結果、 $t > t$ 境界値 片側、 $9.738 > 1.652$ で、統計的に有意水準 5% 以下の有意な差が AGAINER 非装着の大腿直筋 > AGAINER 装着の大腿直筋でみられた。

表8は、AGAINER 非装着と装着時の大腿二頭筋のインターバル 1/8 秒で計測した周波数データの積分値を比較したものである。表5同様、F 検定で分散に差があるか検定した。 $\alpha = 0.05$ という有意水準よりも $P(F \leq f)$ 片側の P 値が 0.0008 と小さかったので、2つの標本の分散は等しくないということがわかる。そこで分散が等しくないと仮定した2標本による T 検定の結果、 $t > t$ 境界値 片側、 $6.303 > 1.653$ で、統計的に有意水準 5% 以下の有意な差が AGAINER 非装着の大腿二頭筋 > AGAINER 装着の大腿二頭筋でみられた。

表 5 AGAINER 非装着と装着時の雪上筋電比較（外側広筋）



F-検定：2 標本を使った分散の検定

	変数 1	変数 2
平均	172.2178218	85.04950495
分散	3492.852079	3805.907525
観測数	101	101
自由度	100	100
観測された分散比	0.917744863	
P(F ≤ f) 片側	0.334310213	
F 境界値 片側	0.718535569	

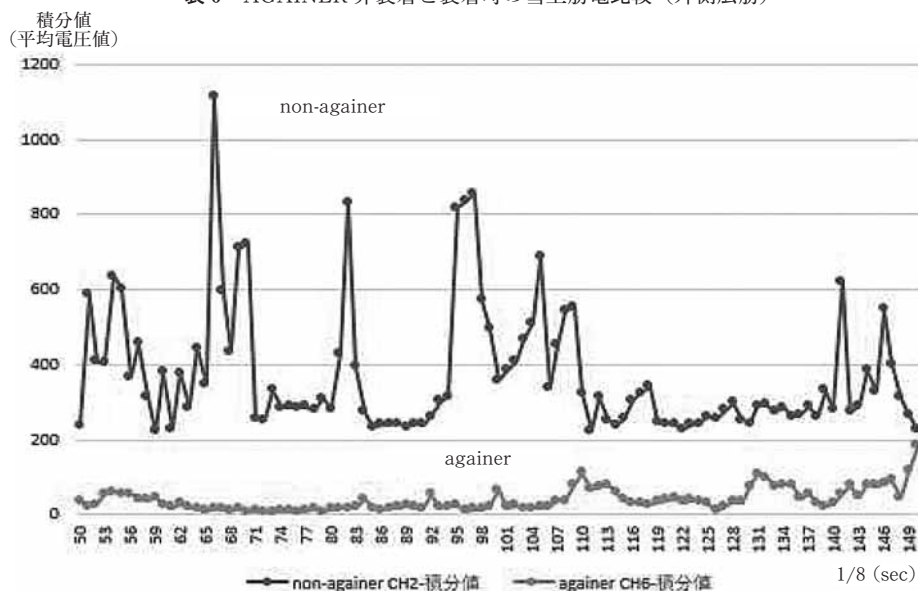
t-検定：等分散を仮定した 2 標本による検定

	変数 1	変数 2
平均	172.2178218	85.04950495
分散	3492.852079	3805.907525
観測数	101	101
プールされた分散	3649.379802	
仮説平均との差異	0	
自由度	200	
t	10.25403551	
P(T ≤ t) 片側	2.13575E-20	
t 境界値 片側	1.652508101	
P(T ≤ t) 両側	4.27151E-20	
t 境界値 両側	1.971896224	

下川⁽⁶⁾らの HAL を使用したリハビリテーションで、表面筋電図では大腿二頭筋の活動が低下したことを明らかにしており、膝関節の屈伸運動における装具の共通した効果と考えられる。

図 6 は、ch1～ch4 までの AGAINER の非装着時と装着時におけるパラレルターンを Wavelet 周波数（帯域）解析したものである。とりわけ外側広筋と内側広筋それに大

表 6 AGAINER 非装着と装着時の雪上筋電比較（外側広筋）



F-検定：2 標本を使った分散の検定

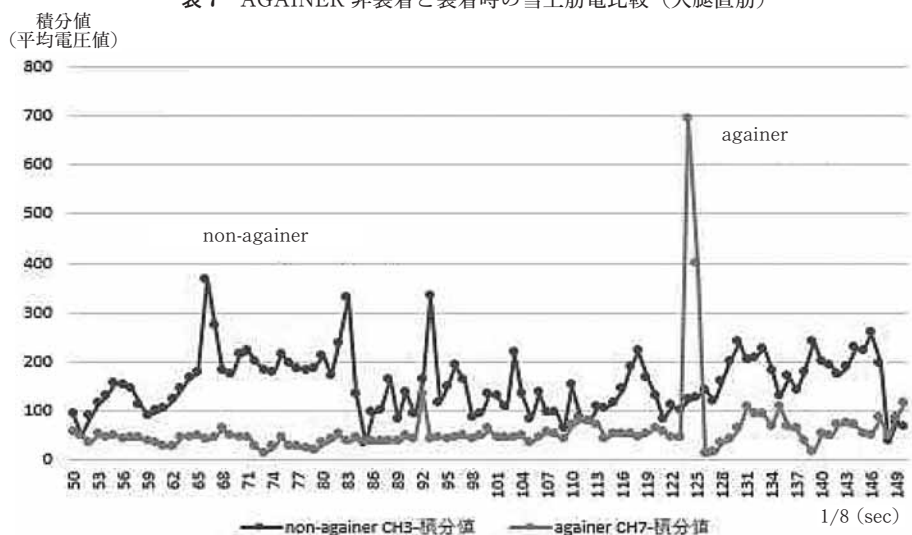
	変数 1	変数 2
平均	372.009901	39.0594059
分散	29298.3899	900.376436
観測数	101	101
自由度	100	100
観測された分散比	32.54015625	
P(F ≤ f) 片側	6.21503E-49	
F 境界値 片側	1.391719552	

t-検定：等分散を仮定した 2 標本による検定

	変数 1	変数 2
平均	372.009901	39.0594059
分散	29298.3899	900.376436
観測数	101	101
プールされた分散	15099.38317	
仮説平均との差異	0	
自由度	200	
t	19.25509878	
P(T ≤ t) 片側	1.00027E-47	
t 境界値 片側	1.652508101	
P(T ≤ t) 両側	2.00054E-47	
t 境界値 両側	1.971896224	

腿直筋への負荷が軽減されていることから、AGAINER を装着している方が筋肉への負荷が小さいことが分かる。

表 7 AGAINER 非装着と装着時の雪上筋電比較（大腿直筋）



F-検定：2 標本を使った分散の検定

	変数 1	変数 2
平均	154.247525	59.7821782
分散	3782.94812	5721.27208
観測数	101	101
自由度	100	100
観測された分散比	0.66120752	
P(F ≤ f) 片側	0.01989101	
F 境界値 片側	0.71853557	

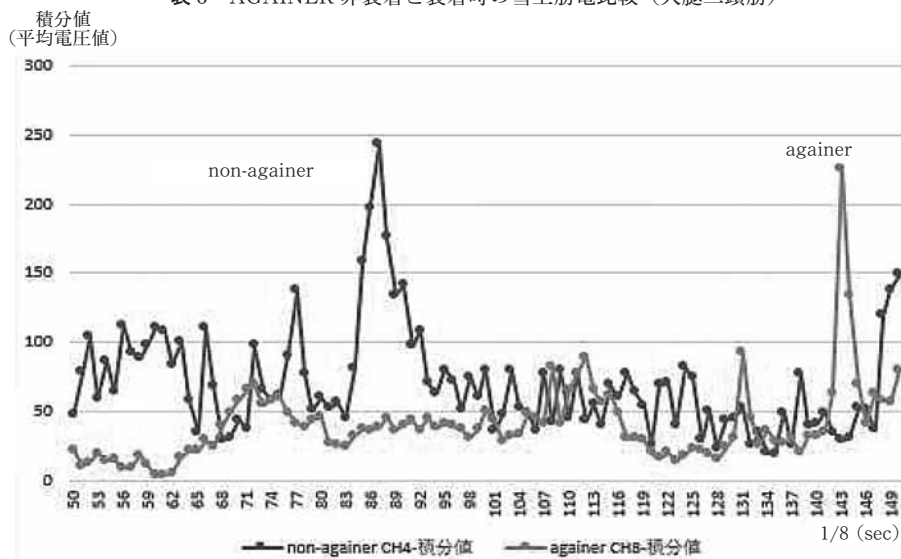
t-検定：分散が等しくないと仮定した 2 標本による検定

	変数 1	変数 2
平均	154.247525	59.7821782
分散	3782.94812	5721.27208
観測数	101	101
仮説平均との差異	0	
自由度	192	
t	9.73811646	
P(T ≤ t) 片側	9.1083E-19	
t 境界値 片側	1.65282859	
P(T ≤ t) 両側	1.8217E-18	
t 境界値 両側	1.97239649	

4. 考 察

室内の整地での AGAINER 非装着と装着時の屈伸運動を見ると、外側広筋と内側広筋への筋電の値は軽減していたが、大腿屈筋と大腿二頭筋への筋電の値に有意差は認め

表 8 AGAINER 非装着と装着時の雪上筋電比較（大腿二頭筋）



F-検定：2 標本を使った分散の検定

	変数 1	変数 2
平均	70.1386139	39.9405941
分散	1514.74059	803.096436
観測数	101	101
自由度	100	100
観測された分散比	1.88612541	
P(F ≤ f) 片側	0.00084819	
F 境界値 片側	1.39171955	

t-検定：分散が等しくないと仮定した 2 標本による検定

	変数 1	変数 2
平均	70.1386139	39.9405941
分散	1514.74059	803.096436
観測数	101	101
仮説平均との差異	0	
自由度	183	
t	6.30373146	
P(T ≤ t) 片側	1.0579E-09	
t 境界値 片側	1.6532228	
P(T ≤ t) 両側	2.1158E-09	
t 境界値 両側	1.97301192	

られなかった。とりわけ、外側広筋の筋電の値は最大で 70%削減していた。

室内ではブーツソールが直接床に設置しているが、雪上ではスキー板の上にプレートやビンディングが設置されており、多くのビンディングはトゥ側とヒール側の高さが異なり、ヒール側が高くなっている。機種によって若干の差はあるが、概ねソール長 286 mm で約 4 mm ヒール側が高くなっている。ビンディングとブーツによる前傾角は 0.8

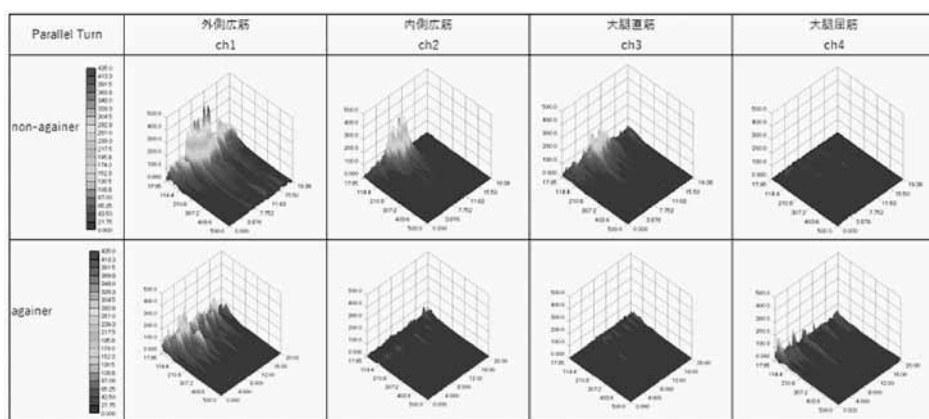


図 6 パラレルターンにおける AGAINER 非装着と装着時の Wavelet 解析

度となり、床の上での実験と異なる条件になる可能性があった。そこで今回の実験で使
用したプレートは、VIST Speedlock Intra Step Plates（トウ側 14 mm・ヒール側 10
mm）でトウ側が 4 mm 高いプレートを使った。これに VIST Speedlock Bindings
412 を装着することで、ビンディングによる高低差は解消され、床面で測定したときと
同じ条件で滑ることができた。このプレートとビンディングを使うことで、プレートや
ビンディングの高低差、それにブーツの前傾角やランプ角の影響で、前傾角が強くなる
と、大腿直筋への緊張が強くなるが、下腿部への緊張を最小限に抑えるために、床面で
の筋電測定と同じ条件で滑ることにした。

雪上では、背中にノート PC を入れたバッグを担ぎ平均斜度 20 度の斜面で、半径約
10m のパラレルターンで滑走し計測した。V. Valeika (2018)⁽¹⁾ は、膝への負担が 70%
軽減されると述べているが、今回の計測結果を見ると、外側広筋と内側広筋によると
ころが大きかった。谷口⁽⁶⁾ らは、サイドカーブの異なるスキーを用いて、下肢筋群の平
均筋活動量を比較し、サイドカーブの深い板ほど内側腓腹筋および大腿二頭筋の平均筋
活動量が大きい傾向にあることを指摘している。このことからすれば、AGAINER に
よるスキー外骨格に伴う下肢筋力の補助的効果は、サイドカーブの深さによっても作用
するものと考えられる。

パラレルターンの滑走速度は 15 km/h～20 km/h で、背中に測定機器を担いで滑走
したため、通常の滑走に比べて滑走速度がかなり落ちてしまった。それに、下肢筋群の
筋電を正確に受信できるよう深回りのターンをしたことも、滑走速度が上がりなかった
原因と考えられる。このため、大腿直筋への負荷が大きくなかったと考えられる。急
斜面や滑走速度が上がると、この大腿直筋への負荷が大きくなるため、AGAINER の
効果がより期待できるものと推測するが、今回の実験では実現できなかった。今後の課
題としたい。

5. ま と め

AGAINER は、調整可能なガススプリングを使用して、下肢への滑走時の負荷を減衰させるスキー用の衝撃吸収外骨格である。主な用途としては下肢筋力の軽減、とりわけ長い距離の滑走や急斜面での筋力の軽減などに役に立つ補助具である。AGAINER は、スキーブーツと接続して利用できるように統合されている。ガススプリングを調整することで滑走時の負荷の減衰率を調整することができるため、利用の自由度は高いと言える。平地での下肢の屈伸運動では、AGAINER を装着することで、外側広筋と内側広筋への筋電の値が軽減できた。雪上でのパラレルターンの滑走では、使用したスキー板のサイドカーブが 12.9 m のカービングスキーであったため、内側広筋への負荷はそれほど大きく出なかったが、外側広筋の負荷は Wavelet 周波数解析の結果を見るとかなり軽減されていたことがわかる。同時に平地で有意差のなかった大腿直筋に有意差が出たのは、20 度の斜面を滑ったことによるものと考えられる。

謝 辞

本来リハビリテーションなどで使用する基礎医学研究機器・筋電計測機 EMG マスター Km-Mercury 8ch 一式を AGAINER の実験用に借用させていただいたメディエリアサポート企業組合の国里光博様と尾崎千万様には、精密機器の調整をはじめ多大なご苦勞をおかけした。この場を借りて深くお礼申し上げる。併せて、筋電測定の実験場として完璧に整備された斜面を提供していただいたかたしな高原スキー場支配人の入澤正孝様にも厚くお礼申し上げる。

《注》

- (1) V Valeika, *Business Development Strategy for AGAINER Ski Exoskeleton* (2018-nda.rtu.lv)
- (2) 牛山幸彦他, 「膝関節角度を参照した筋電図解析によるスキー運動時筋疲労評価システム」(『生体医工学』43 巻 (2005) 4 号) pp.616-622
- (3) 加藤浩, 「筋繊維タイプと筋電図パワースペクトル」(『理学療法』第 21 巻第 5 号 2004) pp.743-752
- (4) 谷口圭吾, 竹田唯史他, 「カービングスキーが筋活動に及ぼす影響——表面筋電図法によるノーマルスキーとの比較——」(札幌医科大学保健医療学部紀要第 3 号 2000) p. 92
- (5) 吉本陽二, 小柳磨毅他「スキー滑降姿勢における下肢筋活動について～傾斜と膝関節角度の及ぼす影響～」(Vol. 28 Suppl. No. 2『第 36 回日本理学療法学会大会 第 28 巻大会特別号 No. 2: 演題抄録集』) p. 163
- (6) 下川貴大, 岡本和久, 横瀬崇光「表面筋電図を用いてロボットスーツ HAL の効果検証——脊髄損傷 1 例での経験——」(Vol. 44 Suppl. No. 2『第 52 回日本理学療法学会大会 抄録集』)

(原稿受付 2020 年 10 月 30 日)

フロレンスは何を語ったか

— 19 世紀へ向かう語り直しのネオ・スレイヴ・ナラティブ

三 井 美 穂

What Florens Wrote

— Reforming a Slave Narrative

Miho MITSUI

要 旨

トニ・モリスンの『マーシィ』は 17 世紀末のアメリカ植民地時代を舞台に設定し、奴隷の独白を物語の軸としたネオ・スレイヴ・ナラティブの小説である。中心となる奴隷の短い語り、農場での生活を証言する人々の視点を借りた 3 人称の語りが交互に現れる形をとる。モリスンはなぜ 21 世紀に入って植民地時代を舞台にした小説を発表したのか、またこの小説の語りの構造はスレイヴ・ナラティブとどのようにかかわっているのか、という問いを出発点に『マーシィ』の語りに焦点を当てて論じる。スレイヴ・ナラティブでは前提とする聞き手・読み手がアフリカ系でも奴隷でもなかったため、語るべきこと、語りたいことが語れなかったが、ネオ・スレイヴ・ナラティブではその点が異なるはずである。『マーシィ』の奴隷が何を語り何を語らなかったか、また語らなかったもの、あるいは歴史の舞台から除外されたものを、どのようにこの小説でよみがえらせているかについて論じる。語り手の奴隷は通常のビルドゥングスロマンとは異なり、18 世紀から 19 世紀の、より過酷な奴隷制度に向かって旅をすると仮定し、旅を鍵として読み解く。

キーワード：トニ・モリスン、『マーシィ』、ネオ・スレイヴ・ナラティブ、歴史、旅、語りの構造、「国民的記憶喪失」

はじめに

トニ・モリスンの『マーシィ』(*A Mercy* 以下 *M* と記載)は、オバマ大統領が誕生した 2008 年大統領選挙直後の 11 月 11 日に出版された。このタイミングは出版社のプロモーションによるものだとしても、示唆的なできごとだった。新たなアメリカの創生を期待させるこの年に、モリスンはアメリカの創生期とも言える、17 世紀の植民地時代を舞台にした奴隷の物語を発表した。人種に結びついた 19 世紀の奴隷制度の下で起こった悲劇は『ビラヴィッド』(*Beloved*) で描かれているが、『マーシィ』は人種と奴隷

制度が結びつく以前の時代の物語である。なぜモリスンは21世紀に入ってからアメリカ建国の時代を舞台に設定し、奴隷の物語を書いたのだろうか。

スレイヴ・ナラティブ（奴隷体験記）と呼ばれる奴隷の物語は、19世紀半ばに奴隷制度廃止論者たちが運動の一環として、逃亡奴隷のインタビューや手記を編集し発表したもので、世論に大きな影響を与えた。しかしスレイヴ・ナラティブが歴史的に正しい情報を伝えているかという点では、十分とは言い難い。教育を受けられなかった奴隷たちの言葉は白人編集者によって読みやすく変更されたこともあるが、そもそも奴隷たちは善意の白人運動家に対して、残酷な事実や本音を語ることがはばかられたからだ。また奴隷制度廃止のプロパガンダが目的だったため、スレイヴ・ナラティブは白人読者が罪悪感を抱かずに涙を流せる感傷的なものに仕上げる必要もあった。このようなスレイヴ・ナラティブの延長線上に、ハリエット・ビーチャー・ストウの『アンクル・トムの小屋』（1852）のトムや、マーク・トウェインの『ハックルベリー・フィンの冒険』（1884）のジムの物語が並ぶ。白人側から奴隷制度の是非を問うこのような物語は、読者の大半が白人だった19世紀半ばに人気を博し、奴隷解放に向けての大きな原動力となり、南部再建期の後に誕生したジム・クロウ法に反対する運動にも力を添えた。しかしながらプロパガンダの目的は達することはできても、物語の視点は相変わらず白人のものだった。つまり奴隷を描きながらも奴隷の内面生活を描いたスレイヴ・ナラティブではなく、社会全体のイデオロギーを映すマスター・ナラティブだった。

1930年代末にも、公共事業促進局（WPA）の後押しにより、元奴隷へのインタビューによるスレイヴ・ナラティブが数多く収集され出版された。このころになるとスレイヴ・ナラティブの内容も19世紀のものとは変わってくるが、それでも読者が白人であることを前提としたインタビューだった点は変わらず、あからさまな描写は慎むべきことだった。だが20世紀後半になると、バーナード・W・ベルが「ネオ・スレイヴ・ナラティブ」（新奴隷体験記）と名付けた新たなスレイヴ・ナラティブが登場する。アフリカ系アメリカ人作家が奴隷を代弁し、奴隷の生活及び奴隷制度を内側から語り直す物語として、ベルはネオ・スレイヴ・ナラティブを定義した。それ以降、ネオ・スレイヴ・ナラティブの解釈は広がりを見せる。個人的な体験を語る1人称の独白ばかりでなく、3人称の語り手であっても、奴隷の内面生活を描いたものや、歴史を奴隷の視点から書き直したもの、先祖の記憶をたどる現代人の物語、奴隷制度の影が根強く残る現代社会を描いたものなども、ネオ・スレイヴ・ナラティブとして分類されるようになった（Fisch, 峯他）。スレイヴ・ナラティブがターゲットとした読者層を考えれば、ネオ・スレイヴ・ナラティブの誕生は必然のように思われる。アフリカ系アメリカ人作家も読者も、自分たちの視点で書かれた物語を必要としたのだ。

モリスンはエッセイ「記憶の跡」で、ネオ・スレイヴ・ナラティブと呼ばれる奴隷の

物語を書く作家の役割について述べている。スレイヴ／マスター・ナラティヴは白人読者の善良な側面を信頼して客観的に穏やかに書かれており、語るもおどましいことにはベールをかけた。小説の場合でも、奴隷を主題にしながらもその物語に奴隷は不在だとモリスンは言う。例えば『アンクル・トムの小屋』のトムも『ハックルベリー・フィンの冒険』のジムも、美しい人物像に仕上がってはいるが白人の創造物でしかないし、彼らが抱いていたであろう感情については表面的に触れられるだけだ。だからモリスンは、そのベールを引き裂き、奴隷の内面生活に近づくために記憶、情報と想像力を駆使して物語を再構築し、スレイヴ／マスター・ナラティヴの空白を埋めることを作家として自負していると言う（“Site of Memory” 110）。

モリスンはこの「記憶の跡」で書いたことを1987年に『ビラヴィッド』で成し遂げた。当時は「奴隷を記憶するための記念碑どころか道路わきのベンチすらなかった」ため、『ビラヴィッド』を記念碑として書いたとモリスンは言っている（“A Bench by the Road” 2）。奴隷制度は、「登場人物も、私も、黒人も、白人も、忘れてしまいたいこと」で、アメリカ人全体が忘れてしまったことだったからだ。モリスンはこの状態を「国民的記憶喪失」と呼んだ（“The Pain of Being Black” 2）。それから約20年後、2作目の奴隷の物語『マーシィ』を発表する。「国民的記憶喪失」は21世紀に入ってアメリカ全体が急いで取り組まねばならない問題であることは、昨今のBlack Lives Matter運動の引き金となった相次ぐ暴力事件でも明らかである。南部再建期後のジム・クロウ法の時代にも似た、人種問題に起因する対立が、2012年フロリダで起きたトレイヴン・マーティン射殺事件を発端として、現在再燃している。このように現状に小説を重ねることはかなり政治的な読み方になるが、モリスンはかねてより、小説は政治的であるとコメントしている（“Rootedness” 332）。『マーシィ』についてムーアは、モリスンがパロディを駆使してマスター・ナラティヴの歴史を書き直し、読者に歴史から学ぶ必要を示していると言う（Moore 2, 16）。またゴールドバーグは『マーシィ』を、アメリカの創生の物語を暴力の創生として組み立てた作品だと言う（Goldberg 123）。植民地時代のインディアンの虐殺や自然の破壊、インディアンやアフリカ人の奴隷化といった暴力がアメリカの基礎を作り、それがこの作品で再現されているということだ。ゴールドバーグが言うように、アメリカが暴力とともに誕生したとモリスンが考えているのならば、『マーシィ』は非常に政治的な作品と言えよう。17世紀のアメリカを舞台にすると、ヨーロッパ系の年季奉公人や様々な人種の奴隷化を扱うことになり、その制度に対しても「国民的記憶喪失」を刺激することになるのだ。

南北戦争前の奴隷を描いた『ビラヴィッド』に関してモリスンは、歴史として書かれたものが「十分でなかったり、判然としなかったり、不完全だったり、誤っていたり、埋められていたり、ときにはもちろん、何も書かれていなかったりする」から、空白を埋

めたくなると書いている (“On Beloved” 283)。歴史の書き直しはネオ・スレイヴ・ナラティヴのひとつの方法である。歴史は社会のマジョリティの視点から書かれているため、奴隷が見た世界観はそこから抜け落ちている。植民地時代の歴史からも、奴隷やネイティヴ・アメリカンの視点は抜け落ちている。その空白を埋めようとしたのが『マーシィ』だろう。

『マーシィ』は1690年代のヴァージニア植民地を舞台とする。救貧院育ちのイギリス系オランダ人ジェイコブ・ヴァークは、植民地に渡り商人として成功する。農場を手に入れ、3人の奴隷リナ、ソロウ、フロレンスを所有し豪邸の建設に取りかかるが、天然痘に倒れ屋敷の完成を見ないまま帰らぬ人となる。この屋敷には豪勢な鉄の門が作られたが、それは自由黒人「鍛冶屋」の仕事だった。その仕事の際、鍛冶屋はソロウの天然痘を治し、フロレンスを虜にしたまま仕事を終えて帰るが、ジェイコブの妻レベッカが天然痘に感染したとき、ヴァーク農場に呼び戻される。このとき使いに出されたのがフロレンスで、鍛冶屋の村への旅が『マーシィ』のフロレンスの語りの中心となっている。この旅はメディスン・マンを連れ戻す使命を帯びた旅だったが、フロレンスにとっては恋焦がれた人を求める旅でもあった。鍛冶屋はフロレンスを残し、ひとりでヴァーク農場へ駆けつけ、レベッカを治療してから家に戻る。ところがフロレンスとの間にトラブルが発生し、フロレンスは鍛冶屋をハンマーで殴り倒し（おそらく殺してしまい）農場へ戻る。そして農場に建つ新しい豪邸のひと部屋に毎夜忍び込み、これまでの物語を床や壁一面に釘で刻みつける。この文字の記録が『マーシィ』のフロレンスの語りであり、物語はフロレンスの独白を軸として展開する。『マーシィ』の構成は奇数章がフロレンスの独白、偶数章がヴァーク農場の人々の視点に寄り添って3人称で書かれた章となっているが、最後の章はフロレンスの母ミニャ・マイの独白で締めくくられる。

本稿ではまずフロレンスのナラティヴを分析し、語り直されたスレイヴ・ナラティヴ、つまりフロレンスのネオ・スレイヴ・ナラティヴが誰に向かって何を語り、何を語らなかったのかを論じたい。またフロレンスの語りに深く関わるのが母ミニャ・マイの独白であるため、それがなぜ最後の章に登場するのかについても論じる。この2人の独白を、歴史の書き直しと考えられる、3人称で語られる偶数章が補完する。様々な人種の奴隷や年季奉公人たちの物語がフロレンスの物語をどのように補完し、そこからどのような証言が得られるのかを論じたい。最後に、このようなナラティヴの構造自体が、奴隷制度を発展させていったアメリカの歴史として理解できることを結論としたい。鍵となるのは旅であり、この小説はフロレンスが更に深刻な奴隷制度にからめとられていく過程、つまり18世紀から19世紀に渡る、人種に基づく奴隷制度に向かう旅の物語としてとらえたい。

1. フロレンスは誰に語るのか

フロレンスのスレイヴ・ナラティヴが何を語り何を語らなかったのかを論じる前に、誰に向かって語っているかをまず見ていきたい。ネオ・スレイヴ・ナラティヴでは語りかける対象が重要である。白人読者に向けて書かれたスレイヴ・ナラティヴを考えれば、フロレンスが語りかける相手が誰なのかを特定することで、小説・作家の役割を理解するとともに、何を伝えようとしているかをつかむことが可能になる。

冒頭のフロレンスの語りは衝撃の告白で始まる。「怖がらないで。私が話してもあなたを傷つけたりしない。あなたにしたことは別だけど。約束します、暗闇の中でおとなしくしているって。たぶんすすり泣きながら、でなければときどきもう一度、血を見ながら」(M 3)。モリスンの他の作品でも同様だが、このオープニングで読者は前触れもなくいきなり理解の及ばない状況へと引きずり込まれる。奴隷貿易によってアフリカ人が予想もしなかった環境に突然放り込まれた感覚を、読者にも味わってもらうためだとモリスンはエッセイで書いている(“Unspeakable Things Unspoken” 195)。これも「国民的記憶喪失」を解消し、読者に過去を思い出させるための仕掛けのひとつだろう。読者は「あなた」と語りかけられているように思い、しかも何か恐ろしいことが起きたことを知る。そしてそれはこの語り手がかかわった、流血の惨事だったのではないかと想像する。だがしばらく読み進めていくうちに、「あなた」は読者ではなく、この語り手が会いに行かねばならない人物ということがわかる。この最初の章でフロレンスは、ヴァーク農場へ売られた奴隷であることと、農場の女主人レベッカに親書を託されて旅に出たという事実を語るが、何のための旅なのか、「あなた」が誰なのかはまだわからないままである。このように読者は、本を開いたとたん啞然とし、状況が把握できないまま読み進め、物語の結末でさらに予想外の発見をする。この予想外の発見とは、後ほど詳しく論じることになるが、フロレンスが奴隷の身分から解放され自由になるのではなく、本物の奴隷になってしまうことだ。状況が理解できないまま奴隷にされた人々と同様、読者もどこに行きつくかわからないフロレンスの旅に同行し、「奴隷」という状況に追いやられる心情を共有することになる。その仕掛けとして、『マーシィ』には旅のエピソードが多い。

フロレンスが語りかける「あなた」は、読み進めていくうちにフロレンスが恋焦がれた鍛冶屋ということがわかってくる。物語の終盤、その鍛冶屋はフロレンスに向かって「お前は奴隷だ」と言う。誰に奴隷にされたわけでもなく、「自分で奴隷になった」のであり、鍛冶屋に恋焦がれて自分を見失ったフロレンスは「頭は空っぽで体は野生」なのだという(M 141)。これはレベッカの治療を頼みに村までやってきたフロレンスに留

守を任せ、鍛冶屋がひとり急いでレベッカのもとに駆けつけたときのことだった。フロレンスは鍛冶屋が保護している幼い孤児マライクの面倒をみていたが、寂しさからヒステリックになったマライクに暴力をふるい、失神させてしまう。ちょうどそこに鍛冶屋が戻ってくる。そのときの鍛冶屋のセリフが「お前は奴隷だ」というものだった。

フロレンスは、母ミニャ・マイが幼い弟を守るために、弟の身代わりとして自分を売ったと信じていた。それがトラウマとなり、鍛冶屋に保護されているマライクに弟の姿を重ねてしまう。愛情に飢えたフロレンスは鍛冶屋の愛情を独占したいがために、マライクに暴力をふるう。鍛冶屋は他人に隷属しなければ生きていけないフロレンスのことを「奴隷」と呼んだのだ。この鍛冶屋は自由黒人であり、いうなれば現代の自由なアフリカ系アメリカ人と同じ立場である。鍛冶屋には名前がなく、フロレンスの語りでは「あなた」、歴史を証言する3人称で語られる章ではただ「鍛冶屋」(blacksmith)と記される。つまり鍛冶屋は特定の人物ではなく、黒人(“black”)全般を象徴する。鍛冶屋はさらに「自分で自分を所有しろ」(M 141)という。現代の自由な読者ならばそのように考えるのが一般的であろう。逃亡に成功した数々の英雄の例も知っている現代人にとっては、鍛冶屋を殴り倒した後、逃亡することが可能だったにもかかわらずヴァーク農場に戻って行ったフロレンスの行動は、どうしても奇妙に映るだろう。あえて奴隷の身分になぜ戻って行くのか、現代人には理解できない。

このことから、フロレンスが語りかけているのは自由黒人の鍛冶屋、現代の自由なアフリカ系アメリカ人の読者、延いては人種にかかわらず自由な現代人、ということになるだろう。「あなたにこれが読める？」(M 3)というフロレンスの言葉を、鍛冶屋が文盲だと解釈した批評家もいるが(Wyatt 136)、奴隷状態を理解できない現代人のメンタリティを揶揄していると考えられる。つまり現代人はアフリカ系アメリカ人を含め、奴隷制度については「国民的記憶喪失」にかかった状態のまま、21世紀を迎えているということが示唆される。自由黒人の鍛冶屋は奴隷のフロレンスとの情事は楽しむが、その環境から救い出すことはなかった。逃亡のアドバイスも幫助もなく、買い取ろうともかくまおうともしない。傍観的第三者ということになろう。「想像力が欠如し「記憶喪失」になった現代人の象徴だ。だから名前がないのだ。売られ、家族から引き離され、親の愛情を知らず、奴隷としての生き方しか知らない者の歴史は、今やすっかり忘れられている。記憶喪失になったアフリカ系アメリカ人の読者は、鍛冶屋とオーバーラップする。鍛冶屋は語りの対象にはふさわしいが、決して語り手になることはない。

フロレンスは最後の語りでも、「あなただけに読んでほしい」けれど、「あなたは私の物語を読まない。あなたは世界を読むけれど物語の文字は読まない。読み方を知らないから。いつか読めるようになるでしょうけど」(M 160)と言い、小説全体は円環構造になっている。「あなた」は文盲の鍛冶屋に表象される、記憶喪失になった現代のアメ

リカ人に対する呼びかけと受け取れる。しかしながらフロレンスは、「あなたが読まなければ誰も読まないこの物語」は、「外の世界の空気が必要かも。舞い上がり舞い降りて、灰のようにサクラソウやゼニアオイの上におりていかななくてはならない……そして大地に味をつけなくては。リナが助けてくれる」(M 161) とも言う。スレイヴ・ナラティヴは白人の読者の中にしか存在しなかった。しかしそのような白人の視点による世界史を飛び出し、ひとりの奴隷の物語はこのような体験を共有する者たち、そのルーツを引き継ぐ現代人に伝えられる。だがフロレンスはさらなる広がり要求进行。奴隷となったインディアンのリナの助けを期待し、インディアンと結びついた大地、つまりアメリカの基礎であるアメリカの創生期にこの物語をしみ込ませ、記憶喪失を治癒することを願うのだ。同じ境遇を共有するアメリカ人は人種にかかわらずおそらく理解できる、過去を思い出せる、と期待してのことなのだ。結局植民地時代という時代設定は、ヨーロッパ系も含め人種にかかわらず奴隷の身分を体験した時代だったという点でも、必要不可欠なものだったと言える。

2. フロレンスが語ったこと、語らなかったこと

フロレンスは短い独白の中で何を語ったのか。時系列でみると、母に捨てられたことから始まり、ジェイコブに買われヴァーク農場にやって来たこと、鍛冶屋との出会い、鍛冶屋への旅、その途中で訪れたイーリング夫人の家での魔女狩りの体験、マライクへの暴力、鍛冶屋との格闘を経て、ヴァーク農場への帰還に終わる。これらのことをジェイコブの新しい屋敷の壁に刻みつけるのだが、そこには2つの旅—ヴァーク農場への旅と鍛冶屋への旅が記録されている。フロレンスにとって、またこの小説において、この旅は何を意味するのだろうか。フロレンスの旅は強い女性になるための成長の旅であり、「アメリカ初期の社会的な因習ではなく、自然と自己を一体化した」旅だと解釈する批評家もいるが (Montgomery 634)、私は別の解釈が成り立つと思う。この旅は、植民地時代の単なる労働力としての奴隷の時代から、ひとつの人種に特化した奴隷制度に変わっていく時代の流れと同じ方向へ流れていく、つまりフロレンスが堅固な奴隷制度に縛られていく旅だったと考えられる。「フロレンスの運命とフロレンスの物語の運命は、アメリカの奴隷制度の歴史によってあらかじめ決められている」(Tally 66) のだ。2つの旅を経たフロレンスの変化は「近い将来奴隷制度と黒い肌が結びつく予兆」(Cantiello 171) と言える。

フロレンスはまず、ドルテガの屋敷からヴァーク農場へ売られたときの旅を語る。何度も帆船やボートを乗り換えての船の旅だった。船の上ではマントで寒さをしのいでいたが、見知らぬ女にそのマントと靴を奪われてしまう。船を降りると、ポルトガル語の

環境で育ったフロレンスにはヴァーク農場の人たちの言葉が理解できない。服をはぎ取り言葉の違う環境へと運ぶ船は奴隷船を彷彿とさせるけれども、奴隷を輸送する船上の、おそらくは過酷なはずの旅について、フロレンスは何も語っていない。鍛冶屋の村へと出発する際に乗った馬車でも、売られていく人々と一緒だった。これも奴隷とともに行く旅だったが、馬車ですすり泣く人たちを目にしてもフロレンスに悲壮感はない。「どうして悲しいのかわからない。誰だって働かなきゃならないのに」(M 40)。この「語らない」ことには、真実を語れないスレイヴ・ナラティヴを模倣し揶揄する意味合いが見て取れると同時に、この沈黙は最後の章で母ミニャ・マイが語る中間航路の奴隷船の描写の伏線となる。フロレンスの語りから抜け落ちた真実は、ミニャ・マイの語りで補完しなければならない。

最後の章のミニャ・マイの独白はアフリカでの生活から始まる。部族の対立で負け、売られ、鎖につながれて何度も船を乗り換え、バルバドスの農場で働いた後、ミニャ・マイはドルテガに買われた。悲惨な中間航路では戦う者もいたが、たいていは食事を拒んだりサメの餌食になって死ぬことを選んだ。ミニャ・マイも海に投げ込まれようと死んだふりをしたが失敗し、死ねなかったことを嘆く。そして他人の汚物の中で生きた。この中間航路の様子は、フロレンスが語らなかった船の真実を代弁しているのだ。

バルバドスに降ろされたアフリカ人たちは、奴隷の競り台の上に立たされ、口の中までチェックされ、さらには飛んだり跳ねたりしてみせ、買う価値があることを奴隷所有者に証明する。こうしてミニャ・マイはドルテガに買われた。このような体のチェックはフロレンスも体験する。鍛冶屋への旅の途中、一晚の宿を求めたイーリング未亡人の家で魔女狩りに遭遇したときのことだ。1692年はマサチューセッツ植民地のセーラムで魔女狩りがはじまり、多くの無実の人たちが裁判で魔女とみなされ処刑されていった年だった。その地理的な距離を超え、フロレンスは魔女狩りの舞台の端に立つ。イーリング未亡人の娘ジェーンは魔女の嫌疑をかけられ、むち打ちの傷が癒えないまま血を流して臥せっている。おそらく読者は、奴隷の背中に残ったケロイド状にうねった鞭の痕を思い起こすだろう。アフリカ人を狩る奴隷制度と魔女狩りが次第に重なってくる。翌朝村の人たちがやってくるが、その中の幼い子どもがフロレンスを見て怖がり、ヒステリックに泣き叫ぶ。大人たちもフロレンスのような黒すぎる人間を見たことがないため、悪魔(Black Man)の手先と疑い、フロレンスを裸にして口の中を調べ、わきの下や脚の間など体中を調べる。この様子はミニャ・マイが語った、買い手が競売で奴隷の体を商品としてチェックするときと似ている。フロレンスはこのときの村人たちの目を「憎しみも恐怖も嫌悪もなく、理解することもなくただ私の体を遠くから見ている」(M 113)ように感じるからだ。魔女に対する恐れは村人たちには見られず、健康な奴隷を選ぶ買い手の目を連想させる。調べる者たちの眼には、個人のアイデンティティな

どは問題ではない。バルバドスのサトウキビ畑で労働しながらミニャ・マイは「私は誰でもない。ただの黒人。いろんな文化も全部ただの黒人として、一緒にいた」(M 165)と、舌足らずのフロレンスの語りを補って言う。

イーリング未亡人の家で魔女狩りを体験した後、娘のジェーンがフロレンスを逃がしてくれるのだが、これは『ピラヴィッド』で逃亡中に産気づいたセサを白人の娘が助けたシーンを思い出させる。つまりフロレンスは逃亡奴隷と同じ体験をしていると言えよう。魔女の嫌疑をかけられ体を調べられたとき、女主人レベッカが書いた親書を奪われていたので、身分証のないフロレンスは逃亡奴隷も同然である。だが、「お前は奴隷だ」「頭は空っぽで体は野生」と言った鍛冶屋をハンマーで殴り倒した後、フロレンスは自らヴァーク農場に戻る。逃亡はしない。この旅はフロレンスが本格的に奴隷になっていく道のりを描写する。子どもころから靴がないと歩けず、「奴隷の手とポルトガル女性の足」(M 4)を持っていたフロレンスは、鍛冶屋探しの旅に出るときはジェイコブのブーツをはかせてもらっていた。しかし帰路は裸足で長い道のりをヴァーク農場まで歩く。「糸杉のように厚い足の裏」(M 161)を持つ奴隷になるのだ。一方ヴァーク農場も変わっていく。結局のところレベッカは女主人であり、夫が亡くなりひとりでは農場を管理しきれなくなった今、ソロウを殴り、リナを邪険に扱い、フロレンスを売りに出すのである。フロレンスには本格的な奴隷の生活が待っている。おそらく母の人生を繰り返していくのだ。このようにフロレンスには、18世紀の人種に基づく奴隷制度に突入する時代とともに、奴隷としての未来が約束されるわけである。知らない場所を一人で旅し、体をチェックされ主人のもとへ戻ることで、アフリカから中間航路を経てプランテーションに至る道のりを経験するのだ。

なぜフロレンスの独白はすべてを語らないのだろうか。モリスンが言う「国民的記憶喪失」は実はフロレンスにも投影されている。フロレンスは忘れている (Goldberg 125)。幼くして母親と別れ、母子のコミュニケーションを欠いた生活の中で、フロレンスは自分の生い立ちを何一つ知りえず、語れるものがなかった。ドルテガのプランテーションでの生活については、記憶をたどろうともしていない。だからその空白を補うために、最終章でミニャ・マイの独白が必要になる。18世紀へと続いていく奴隷制度がどのように始まり、自分たち家族がどのように誕生したか、母に捨てられるまでの生活を思い出しルーツを知らなければならない。またフロレンスの語りにはおぞましいところがない。ボールをはぎ取るどころか、ボールを掛けている。鍛冶屋を殴り倒すシーンでさえ、「やっとながある、そばに、すぐそばに。振り回す、強く振り回す。あなたがよろめいて血を流しているのを見て走る。それから歩く」(M 157-158)と描写するだけだ。奴隷制度の諸悪も語らない。売られていく人たちが悲しんでいるのを見ても「誰でも働かなきゃいけないのに」(M 40)と思う。これは先に述べたように、スレイヴ・

ナラティヴが内包する沈黙を模倣した語りとなっている。そしてその沈黙を埋め完全な語りとするために、記憶を維持している母ミニャ・マイの語りが必要となってくる。

フロレンスはドルテガの屋敷で神父に秘密裏に読み書きを教わっていたが、このような教育では正しく書くことはできない。フロレンスの語りは文法的にも不完全で、すべてが現在形で書かれている。ワイアットはこの不完全な文体を母親から引き離されたフロレンスの生い立ちと結び付け、母親とのコミュニケーションの断絶、延いては奴隷制を象徴していると解釈する (Wyatt 125)。それに加え、フロレンスの独白は「語りえない」スレイヴ・ナラティヴ自体の不完全さも表しているだろう。また一方で、「国民的記憶喪失」をもフロレンスの独白は象徴する。奴隷制度は「登場人物も、私も、黒人も、白人も、忘れてしまいたいこと」とモリスンが言うように、フロレンスの思考からも抜け落ちているのだ。また全体として偶数章で書かれている3人称による語りと比較すると、フロレンスの語りは短い。これは3人称の語りが歴史の書き直しとして機能しているからだと考えられる。フロレンスの語りは個人的経験であり、歴史の中に埋もれた人々の物語の、ほんの一部である。奴隷制度とはマジョリティのヨーロッパ系アメリカ人が残した記録の中の一部に過ぎず、奴隷の生活、奴隷の心情などは歴史書に記載されていない。フロレンスの語りは長い歴史の中にぼつぼつと脚注のように記される、奴隷のささやかな「記念碑」的存在を示唆すると思われる。だからこの小説の構成こそが奴隷制度の象徴と考えられ、従来の歴史書を揶揄する形式となっている。一方で、奴隷として生まれた人間が、その制度の善悪以前にまだその制度を理解していない時代だったことも想像できる。つまりアフリカ系の人々に負わされた18, 19世紀の奴隷制度にフロレンスが飲み込まれていく過程が、ヴァーク農場へ戻る旅へと集約されているのだ。

3. 歴史の書き直し

3人称の語りはフロレンスの語りに比べ長い。この構成はこれまでのスレイヴ・ナラティヴや歴史の記載を揶揄している。歴史の中に奴隷の語りはなかったからだ。ヴァーク農場の人々の意識の流れが3人称で語られる偶数章は、歴史の書き直しとして読むことができる。ジェイコブ、妻のレベッカ、2人の奴隷リナとソロウ、白人年季奉公人ウィラードとスカリーは、ヴァーク農場の変化を内側から証言する。人種と結びついた18, 19世紀の奴隷制度に至る社会を、農場の変化で象徴的に表しているのだ。フロレンスの旅は奴隷への道だが、ヴァーク農場の人々も変化に向けての旅をしている。誰もが変わっていく旅をする。「国民的記憶喪失」に向かう旅である。

人間を商品にはしないといていたジェイコブ・ヴァークは最初の誓いを忘れ、ドルテガと同じように3人の奴隷の労働を享受し、変わっていく。変化のきっかけは、借金

の返済の一部としてフロレンスを譲り受けることになった、ドルテガの屋敷への旅だった。さらにこの旅の途中で回想されるのは、イギリスから新大陸に渡ってくる旅だ。ジェイコブの旅はフロレンスやミニャ・マイの旅と対比される。「孤児でも地主になれる」という、おそらくはオランダ西インド会社の言葉に誘われた、希望に満ちた旅だった。救貧院育ちのジェイコブはドルテガの豪邸とたばこ農園に嫌悪感を抱くが、その印象は強烈なものだった。旅から戻ったジェイコブは、必要のない豪邸建設にとりかかるのである。ドルテガの財産は奴隷貿易と奴隷の労働によるたばこ農園で築かれていたが、奴隷船での疫病の発生で「積み荷」が死に、その処分にも金がかかり借金を作ってしまう。その返済の一部として奴隷を取引に使ったのだ。ミニャ・マイに娘を差し出されたとき、ジェイコブは「女の目に宿る恐怖にうたれ」(M 26)ながらも、奴隷を所有することを拒否する。しかし一方で娘を亡くした妻には希望になるかもしれないと思い、結局受け入れてしまう。ジェイコブはさらに奴隷を所有してしまった言い訳を考える。自分が父に捨てられたことを思い、「放浪者や捨て犬の一番の住処は他人の厚意」「売られても交換されても大人のコントロールの下の方が幸せ」(M 32)と結論する。フロレンスの前にはすでにインディアンのリナを買い、混血のソロウを引き取っていたが、ふたりとも結局は奴隷としての保護だった。商売で旅に出る間、妻や家を守るために女たちが必要だったのだ。ジェイコブはそれを「救済」(M 34)と呼んだ。心優しい主人のイメージではあるが、結局のところ奴隷所有者に変わりはない。奴隷商人のドルテガに金を貸すこと自体、すでに奴隷制度に加担していたことになる。ジェイコブの死後、フロレンスは売られ、ソロウは逃亡することになるのだが、18世紀の奴隷制度のもとで頻発したこのような出来事は、ヴァーク農場の未来にも待っている。

最初にジェイコブのもとにやってきたリナは、村で発生した疫病を生き残ったインディアンだった。フランス兵に保護され、長老派に預けられ、「同化政策」のように髪を切られ布の服を着せられるが、インディアンの習慣をやめられないリナは「不品行」だとして捨てられ、のちにジェイコブに買われることになる。このようなリナの旅はインディアンの強制移住を連想させる。リナの物語はアメリカの創生を、これまでのヨーロッパ人の視点ではなくインディアンの視点から書き直している。村が天然痘によって壊滅したこと、奴隷売買、同化政策、入植者が押し寄せ土地を開拓し囲い込んだ経緯すべてを目撃したリナは、「世界を食い尽くし原住民を一掃することがヨーロッパ人の運命なんだろう」(M 54)と思う。マニフェスト・デスティニーともいうべきものが、すでにこの時代に語られている。そしてアメリカの進む道を予言しているような記述が続く。「農場に住む彼らは家族でも同士でもなく、みんな孤児だったのだ」(M 59)。フロレンスが鍛冶屋に心を奪われ奴隷になっていくことも、「リナだけがこの後の崩壊を予想した」(M 61)。つまりリナはインディアンの視点から、アメリカの崩壊を、つまり1つ

の国家（ホーム）ではなく、それぞれの排他的な民族が招く多種多様な移民の単なる集まりになってしまうであろうアメリカを、すでにその創生期に予言するのだ。

ジェイコブの妻レベッカもイギリスから旅をして来る。レベッカの船旅は奴隷船の旅と類似する。貧しい父親は金のために娘を見ず知らずのアメリカ人に「売る」のだが、レベッカは親兄弟に侮辱される日々から逃げ出すために喜んで嫁いだ。ジェイコブからうつされた天然痘に苦しむ間、思い出すのはアメリカに渡る船のことだ。追放されたり捨てられた女たちと一緒に、動物の檻の隣でトイレ用のバケツを横目に食事をする。人の真ん中で用を足すことやハッチを閉められた暗がりは奴隷船を連想させる。しかしレベッカが船の行く先に見るのは希望だった。実際、貧しい家庭に育ち恐ろしい戦争や処刑や疫病を見てきたレベッカにとって、新天地も夫も予想外によく思えた。しかしその夫が徐々に変わっていく。商売に出たときは役に立たないぜいたく品を土産物にしはじめ、ついには商人には不釣り合いな豪邸を建てはじめる。だが変わっていったのはジェイコブだけではない。天然痘を生き延びたレベッカは、家族のように仲良く過ごしていたリナを邪険に扱うようになる。そしてフロレンスを売りに出すのだ。レベッカもアメリカに来た当初のことを忘れ、奴隷を管理する立派な女主人となっていくのである。

もうひとりの奴隷ソロウも船の旅でヴァーク家へたどり着く。ソロウは船の上で育ったらしいが、船上での生活は中間航路の象徴でもある（Wardi 27）。ソロウはこの船上での生活を何一つ語らない。その代わりに第2の自我である「ツイン」なる人物を頭の中で作りだし、語りかける相手にしていた。船が難破し流れ着いたところを木こり一家に保護されるが、息子たちの性のはけ口にされ身ごもったソロウは、厄介払いのためにジェイコブに託される。ソロウは『マーシー』の中で最もスレイヴ・ナラティブの本質を体現する人物である。「ソロウ」は木こりに着けられた名前だが、本当の名前は明かさない。最後に出産するけれども、身ごもったいきさつも明かさない。もちろん奴隷になる前の生活についても口をつぐむ。しかしソロウの変化は読者が望む形で現れる。ウィラードとスカリーの手を借りながら自分でお産をし、生まれた子にも自分にも新しく名前を付けるのだ。ヴァーク農場の女たちはお互いをシャットアウトするようになるが、ソロウは自分の家族を持ち、アイデンティティを手に入れる。逃亡を計画するのだ。

ヴァーク家に貸し出されていた白人年季奉公人のウィラードとスカリーは、農場の女たちを一步外側から観察する。一時は家族のように見えた女たちも、偽物の家族だったと2人は証言する。そこに見えてくるのは、ウィラードとスカリーが金をためて自由を買い、ソロウは赤ん坊を連れて逃亡し、フロレンスは売られ、リナはレベッカのそばで奴隷として生涯を過ごす、という未来である。「天地創造の前にあったものを司祭は話したが、スカリーには何か黒いものが生まれたがっているようにしか思えなかった」（M 156）。この「黒いもの」はヴァーク家が象徴する多民族のコミュニティの崩壊、そ

して引き続き現れてくる本格的な奴隷制度ということになる。

一般的な歴史の記述とは異なり、ヴァーク農場の人々が目撃した歴史は、底辺から語る歴史であり、フロレンスの旅の意味を完成させる。フロレンスが奴隷になっていく過程を、それぞれの人物が並行して辿っていくのだ。18、19 世紀の奴隷制度の確立という、いわば社会システムの崩壊に向かっていくアメリカの旅が描かれていると言える。その原因のひとつは「記憶喪失」でもあったのだ。

おわりに

『マーシィ』は真実を十分に語れなかったスレイヴ・ナラティブの形をとりつつ、奴隷の内なる声の語り直しをするという、アイロニカルな語りの構造となっている。語り直しは常に後の時代に行われる。17 世紀の奴隷の物語は 21 世紀に語り直される。この点でミニャ・マイが亡霊となってフロレンスの前に立つのは、語り直しの方法のひとつだろう。フロレンスとミニャ・マイの関係は、6 千万人のアフリカ系の奴隷とドルテガの船荷として沈んでしまったアフリカ人たちに取つかれたゴーストストーリーだ、とゴールドバーグは言う (Goldberg 119)。

小説の最後の章は母ミニャ・マイの語りで締めくくられているが、そこではミニャ・マイがフロレンスを買ってくれるようジェイコブに懇願した事情が語られる。胸がふくらみはじめたフロレンスがドルテガの性欲の餌食になることを恐れ、屋敷から離そうとしたのだ。この語りはおそらく亡霊の語りだ。フロレンスは冒頭の独白で、母と弟はメリーランドで「埋葬されている」と言っている (M 6)。フロレンスの旅の途中ミニャ・マイは何度も娘の前に現れるが、その都度追い払われている。この母のメッセージは最後まで娘に届かないと解釈する批評家もある (Wyatt 132, Nehl 74) が、おそらく最終章の母のメッセージは届いているだろう。フロレンスは母と同じ旅をたどってきたのだ。フロレンスは「母さん、喜んで。私の足の裏は厚くなったのよ」(M 161) と母と同じ奴隷になったことを報告している。皮肉なことだが、奴隷になることによって家族の結びつきを取り戻すのである。フロレンスの最後の独白では、「母が私に言おうとしていたのが何なのかわからないし、私が言いたいこともわかってもらえなかった」(M 161) と言っているが、まるで娘の問いに答えるかのように、ミニャ・マイの亡霊はその直後に現れる。奴隷の記憶を母は娘に語り、娘は壁に刻む。それは読者の中に、アメリカに受け継がれるのだ。フロレンスは鍛冶屋、すなわち現代のアフリカ系アメリカ人に「あなたは世界は読むけど私の話は読まない。読み方を知らない」(M 160)「あなたが読まなければ誰も読まない」(M 161) と語る。このネオ・スレイヴ・ナラティブにはネオな読者が必要なのである。そして「外の世界の空気が必要。外に出て高く上り土に味を

つける」のでなければ、部屋中に書いた文字、ひいてはこの物語は意味をなさない。

アイロニカルな語りの構造にはアイロニカルなタイトルがふさわしい。「マーシィ」は神の慈悲ではない。多くの批評家は冠詞の a がついた慈悲をジェイコブの慈悲と解釈している。というのも、娘を買い取ってくれたジェイコブの行為を、ミニャ・マイが「慈悲」と呼んだからだ。しかしながらこの善意の白人がしたことは、借金の返済の代わりに奴隷を手に入れただけだった。これは慈悲なのだろうか。人種が基盤となった19世紀の奴隷制度の中で、無慈悲な主人と慈悲深い主人に違いがあるのだろうか。『アンクル・トムの小屋』のシェルビーが結局トムとイライザを売るように、ジェイコブの死後、妻のレベッカはフロレンスを売なのだ。モリスンの『パラダイス』も同じく皮肉なタイトルだった。殺戮が行われた教会にも漆黒のエイトロックの村にも、どこにもパラダイスはなかった。『マーシィ』にも、慈悲はない。

引用・参考文献

- Andrews, William L. and Henry Louis Gates, eds. *Slave Narratives* (New York: Literary Classics of the US, 2000).
- Armengol, Josep M. "Slavery in Black and White: The Racialisation of (Male) Slavery in Frederick Douglass's *Narrative* and/vs. Toni Morrison's *A Mercy*," *Postcolonial Studies*, 20. 4 (2017), pp 479-493.
- Beavers, Herman. *Geography and the political Imaginary in the Novels of Toni Morrison*. (Cham: Palgrave Macmillan, 2018).
- Cantiello, Jessica Wells. "From Pre-Racial to Post-Racial? Reading and Reviewing *A Mercy* in the Age of Obama," *MELUS*, 36. 2 (Summer 2011), pp 165-183.
- Carlacio, Jami. "Narrative Epistemology: Storytelling as Agency in *A Mercy*," *Toni Morrison: Paradise, Love, A Mercy*, ed. by Lucille P. Fultz, (New York: Bloomsbury Academic, 2013), pp 128-146.
- Fisch, Audrey, ed. *The Cambridge Companion to the African American Slave Narrative*, (Cambridge: Cambridge UP, 2007).
- Goldberg, Jesse A. "Slavery's Ghosts and the Haunted Housing Crisis: On Narrative Economy and Circum-Atlantic Memory in Toni Morrison's *A Mercy*," *Meleus*, 41 (Winter 2016), pp 116-139.
- Hunziker, Alyssa A. "Toni Morrison, Indigeneity, and Settler Colonialism," *Settler Colonial Studies*, 8. 4. (2015), pp 507-517.
- 峯真依子『奴隷の文学誌 声と文字の相克をたどる』(青弓社 2018)
- Montgomery, Maxine, L. "Got on My Traveling Shoes: Migration, Exile, and Home in Toni Morrison's *A Mercy*," *Journal of Black Studies*, 42. 4. (2013), pp 627-638.
- Moore, Geneva Cobb. "A Demonic Parody: Toni Morrison's *A Mercy*," *The Southern Literary Journal*, 144. 1, (fall 2011), pp 1-18.
- Morrison, Toni. *A Mercy*, (New York: Knopf, 2008).
- _____. "The Site of Memory," *Inventing the Truth: The Art and Craft of Memoir*. Ed. William Zinnser, (Boston: Houghton Mifflin, 1987), pp 101-124.

- _____. "On Beloved," *The Source of Self-Regard: Selected Essays, Speeches, and Meditations*, (New York: Knopf, 2019), pp 280–284.
- _____. "Rootedness: The Ancestor as Foundation," *Literature in the Modern World: Critical Essays and Documents*, Ed. Dennis Walder, (New York: Oxford UP, 1990), pp 326–332.
- _____. "Unsplakable Things Unspoken: The Afro-American Presence in American Literature," *The Source of Self-Regard: Selected Essays, Speeches, and Meditations*, (New York: Knopf, 2019), pp 161–197.
- Morrison, Toni, and Bonnie Angelo. "Toni Morrison: The Pain of Being Black, *TIME*, (Monday, May 22, 1989), <http://content.time.com/time/subscriber/article/0,33009,957724-1,00.html>
- Nehl, Markus. *Transnational Black Dialogues: Re-Imagining Slavery in the Twenty-First Century*. (Transcript Verlag, 2016).
- Schreiber, Evelyn Jaffe. *Race, Trauma, and Home in the Novels of Toni Morrison*, (Baton Rouge: Louisiana State UP, 2010).
- 白川恵子『抵抗者の物語 初期アメリカの国家形成と犯罪者の無意識』（小島遊書房 2019）
- Tally, Justine. "Contextualizing Toni Morrison's Ninth Novel: What Mercy? Why Now?" *Toni Morrison's A Mercy: Critical Approaches*, ed by Shirley A. Stave and Justine Tally, (Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars, 2011), pp 63–84.
- Terry, Jennifer. "Breathing the Air of a World So New': Rewriting the Landscape of America in Toni Morrison's *A Mercy*," *Journal of American Studies*, 48. 1. (2014), pp 127–145.
- Wardi, Anissa. "The Politics of 'Home' in *A Mercy*," *Toni Morrison's A Mercy: Critical Approaches*, ed by Shirley A. Stave and Justine Tally, (Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars, 2011), pp 23–41.
- Wyatt, Jean. *Love and Narrative Form in Toni Morrison's Later Novels*, (Athens, U of Georgia P, 2017).

（原稿受付 2020 年 10 月 28 日）

横浜発サンフランシスコ行直行船便の日本人 船客リスト（1868 年と 1869 年）

— 日米両史料を活用した試み

塩 崎 智

Research on the Japanese Passengers who Sailed from
Yokohama for San Francisco Directly in 1868 and 1869

— An Attempt to Utilize Historical Materials in the United States of
America and Japan

Satoshi SHIOZAKI

はじめに

幕末、明治初頭、日本から米国に渡る主な経路は横浜発サンフランシスコ（以降 SF とする）行の太平洋航路直行船便だった。米国企業 Pacific Mail Steamship Company（略称 PMSS、以降太平洋郵船とする）が毎月 1 便、1867 年 1 月から就航を始めた。

前稿では、1872 年 3 月 26 日横浜発 SF 行のアメリカ号を取り上げ、50 人の日本人船客のリストを作成し、日本、米国、中国における研究成果に基づいた、各乗船客の情報をまとめた⁽¹⁾。本稿では、単独の就航ではなく 1 年間のスパンで史料を扱う研究第一号として、明治元年、二年（1868 年、1869 年）に、横浜で乗船し SF で下船した日本人船客リストを作成し、各乗船客の関連情報を紹介する。その際に、日本側の史料（*The Japan Times' Overland Mail*：以降 JTOM とする）に掲載された乗船客情報、印章（＝旅券）の発行記録等と、米国側の史料（SF の地元週刊新聞 *Weekly Alta California*：以降 *Alta* とする）に掲載された下船客情報、各地の地元紙掲載記事、移民研究分野の近年の成果等を活用した⁽²⁾。

構 成

最初に、1868 年と 1869 年の横浜乗船、SF 下船客リストを提示する（1868 年、1869

年船客リスト)。Alta の記事の下船客リストに、JTOM の乗船客情報を加え、さらに日米双方の史料からの情報を付加したものである。

次に、日本人、日本人グループ、日本に関わりの深い米国人船客に関する、日米双方からの情報を、1868 年と 1869 年別に、個別にまとめて紹介する（日本人船客情報）。

1868 年、1869 年船客リスト

最初に、使用した史料の制約について記しておく。Alta は太平洋郵船の下船客リストを毎月、掲載していたわけではない。以下のリストで抜けている月は、記事あるいはリストの掲載が無かった。JTOM で横浜出航日が確定できた場合以外は、SF 到着日から約 3 週間前を横浜出航日と考え、「前後」と記した。Steerage は二等船室で、その様子は高橋是清の自伝に詳しい⁽³⁾。二等船室には、通常、中国人労働者が 500 人から 1,000 人近く乗船していた。

[1868 年 横浜発 SF 行日本人乗船客リスト]

- ① 1 月 10 日前後 (③から逆算) 横浜出航 船名不明 1 月 31 日前後 SF 着
Alta 入港記事無し。
- ② 2 月 10 日前後 (同上) 横浜出航 船名不明 3 月 3 日前後 SF 着
Alta 入港記事無し。
- ③ 3 月 10 日前後 横浜出航 CHINA 号 3 月 31 日 SF 着
Alta 1868, 4. 1 日本人名無し。日本人の可能性がある綴りに Dr. Yesiro と F. Secchi がある。どちらも行先は NY。
- ④ 4 月 25 日前後 横浜出航 船名不明 5 月 18 日 SF 着
Alta 1868, 5. 19 Tomito and son (Japanese), T. A. Kondo (Japanese)
- ⑤ 5 月 5 日前後 (⑥から逆算) 横浜出航 船名不明 5 月 25 日前後 SF 着
Alta 入港記事無し。
- ⑥ 6 月 5 日前後 横浜出航 船名不明 6 月 26 日 SF 着
Alta 1868, 6. 27 日本人名無し。
- ⑦ 7 月 25 日前後 横浜出航 GREAT REPUBLIC 号 8 月 17 日 SF 着
Alta 1868, 8. 18 日本人名無し。
- ⑧ 8 月 28 日前後 (⑦, ⑩から推測) 横浜出航 船名不明 9 月 20 日前後 SF 着
Alta 入港記事無し。
- ⑨ 9 月 28 日前後 (同上) 横浜出航 船名不明 10 月 18 日前後 SF 着
Alta 入港記事無し。

- ⑩ 10月31日前後 横浜出航 CHINA号 11月22日SF着
Alta 1868, 11. 23 日本人名無し。
- ⑪ 11月28日 横浜出航 GREAT REPUBLIC号 12月22日SF着
JTOM 1868, 12. 2 日本人名無し。
Alta 1868, 12. 23 日本人名無し。
- ⑫ 12月28日 横浜出航 JAPAN号 1869年1月20日SF着
JTOM 1868, 12. 30 日本人名無し。
Alta 1869, 1. 21 日本人名無し。

[1869年 横浜発SF行日本人乗船客リスト]

- ① 1月31日 横浜出航 CHINA号 2月23日SF着
JTOM 1869, 2. 12 日本人名無し，ヘボンも無し。
Alta 1869, 2. 24 SF行き：2 Japanese, Dr. Hepburne
*ヘボン医師と2人の日本人が同行者かどうかは不明。仙台藩士富田鉄之助，庄内藩士高木三郎，久留米藩士山田正之助，同木村良逸の計4人が乗船していた。
- ② 3月4日 横浜出航 GREAT REPUBLIC号 3月25日前後SF着
JTOM 1869, 3. 10 日本人名無し。
Alta 入港記事無し。
- ③ 4月1日 横浜出航 JAPAN号 4月23日SF着
JTOM 1869, 4. 7 日本人名無し。
Alta 1869, 4. 24 日本人名無し。
- ④ 4月30日 横浜出航 CHINA号 5月20日前後SF着
JTOM 1869, 5. 14 日本人名無し。H. Schenell, 10 in steerage
*筆者未見情報 *San Francisco Chronicle*, 1869, 5. 21 H. Schnell, infant, nurse and servant⁽⁴⁾。
Alta 入港記事無し。
シュネルはプロシア人で，日本人移民（ワカマツ・コロニー）の先発隊を率いていた。
- ⑤ 5月29日 横浜出航 GREAT REPUBLIC号 6月19日SF着
JTOM 1869, 6. 13 日本人名無し。
Alta 1869, 6. 20 日本人名無し。
- ⑥ 6月29日 横浜出航 JAPAN号 7月20日SF着
JTOM 1869, 7. 12 Europeans and 6 Japanese in the steerage
Alta 1869, 7. 21 行先SF：6 Japanese in the steerage

⑦ 7月29日 横浜出航 CHINA 号 8月19日 SF 着

JTOM 1869, 8. 9 Mr. J. Ross Browne and family, Mrs. J. K. Vedder, Messrs. S. Browne

Alta 1869, 8. 20 行先 SF : S. Browne, wife and infant, Mrs. A. M. Vedder
Europe 行き : one Japanese in the steerage

ヴェダー夫人のミドルネームとファーストネームの頭文字が、A. M. と J. K. と日米の新聞によって異なっている。

⑧ 8月29日 横浜出航 GREAT REPUBLIC 号 9月18日 SF 着

JTOM 1869, 9. 4 船客リスト無し。

Alta 1869, 9. 19 行先 SF : ADW French

フレンチは、米国ボストン在住の陶磁器貿易業者である。長州藩士児玉淳一郎が乗船していた可能性が高い。

⑨ 9月29日 横浜出航 AMERICA 号 10月20日 SF 着

JTOM 1869, 10. 9 日本人名無し。

Alta 1869, 10. 21 日本人名無し。

岩国藩士津川良蔵が乗船していた可能性が高い。1869年10月30日の *Alta* に、ワカマツ・コロニーの第二陣（13人の、男性、女性、子供）が到着したという記事（筆者未見）が掲載されている⁽⁵⁾。1869年11月20日の *Cincinnati Daily Enquirer*（シンシナティ・デイリー・エンクワイヤラー、筆者未見）には、ヴァンリードによって派遣された、農業の専門家の日本人も同時に到着したと書かれている⁽⁶⁾。

⑩ 11月1日 横浜出航 JAPAN 号 11月22日 SF 着

JTOM 1869, 11. 6 行先 SF : Bosman 行先 NY : 4 Japanese and 12 in the steerage

Alta 1869, 11. 23 行先 NY : Hashijuchi Sonji（橋口宗儀）, Maruoki Takero（丸岡武郎）, Keyaraama Taro（平山太郎）, Shimadga Matauoshin（島津又之進）, M Bosman

SF 経由でハワイに向かう薩摩藩出身の上野景範が従者の三輪甫一を連れて乗船していた。Bosman は上野が船中で親しくなったオランダ人である。*JTOM* に記されている4人は佐土原藩留学生と推測できる。12 in the steerage も日本人だとすると、ワカマツ・コロニーの第二陣は、この船に乗っていた可能性もある。

⑪ 12月2日 横浜出航 CHINA 号 12月28日 SF 着

JTOM, 1869, 12. 18 行先 SF に Hyashi.。同じく行先 SF に Mr. and Mrs. Schumann, child and 2 mail servants, 1 Japanese and

family of 15.

Alta 入港記事無し。

熊本藩士津田静一郎と林玄助が乗船していた。シェーマンは日本人移民を連れて乗船していた。

日本人船客情報

(1) 1868 年出航

① 1868 年 3 月 10 日前後横浜出航—3 月 31 日 SF 着 CHINA 号

【Dr. Yesiro と F. Secchi】

日本人名の矢代（やしろ）のようにも見える。後者は誠一（せいいち）のようなファーストネームにも読める。Dr. は通例、医師の名前に付けられる。上白石リストには、該当するような名前は見当たらない。3 月は、彰義隊が結成されるなど、江戸が戊辰戦争の舞台となっている時期だった。

② 1868 年 4 月末横浜出航—5 月 18 日 SF 着 船名不明

【Tomito and son】

この父子は、苗字の「富田」の可能性もあるが、父の名前が「とみぞう」の可能性もある。当時、士族の渡航者が子連れで渡米した例は皆無である。移民か芸人の可能性が高い⁽⁷⁾。上白石リストにも「富蔵」のような名前は見当たらない。

近藤は名前から士族出身者のようだが、史料には見当たらない。T. A. の A はミドルネームではなく、TAKAAKI のような、ファーストネームの一部だと思われる。上白石リストにも見当たらない。

小澤によれば、1868 年にカリフォルニア州アラメダに移住した高学歴（英語とフランス語の知識有り）の日本人男性集団がいた。政治亡命の可能性もある。彼らはヴァンリーの父親の助言によりアラメダ郡で農園を借り、経営を成功させた⁽⁸⁾。

上白石リストでは、明治元年は、15 人の苗字の無い日本人が、事由はほとんどが米国人の小仕として、行先米国の印章を申請、発行されている。米国人の身の回りの世話をするために連れて行かれたのか、実際は移民として連れて行かれたのか、また実際に渡米したのかは不明である。

この 15 人の中に、発行日明治元年三月で、留吉、鶴吉、政七、栄助、岩蔵の 5 人がいる。彼らの印章発行事由は、「米商ウエンリートにヤトワレ」となっている。この 5

人が労働移民として、1868年に米国に送られた可能性も指摘されている⁽⁹⁾。

15人の中に、「米人バラサン小仕」(明治元年三月二十二日発行)の貫一、「米人ロスマン小仕」(明治元年四月十五日発行)の久次郎がいる。TomitoとKondoの2人の日本人が、印章を発行されたこれらの15人と一致するかどうかは、今後の研究を待ちたい。

高橋是清の自伝によると、高橋等をSFに迎えに来ることになっていたのは、仙台藩を脱走同様に米国に修業に来ていた一条十次郎と、越前藩の窪村純雄だった⁽¹⁰⁾。4月は明治天皇が五か条の御誓文を発した月で、まだ江戸を始め日本全土が混乱状態である。維新の激動の時期に、やむを得ない事情で日本を密出国、渡米し、船の終着地であるSF辺りで生活、留学していた日本人がいた。渡米経緯不明の日本人の名前が、諸史料で散見される。この件については別稿で扱いたい。

(2) 1869年出航

① 1月31日横浜出航—2月23日SF着 CHINA号

【James Curtis Hepburn (1815-1911)：ヘボン医師】

和英辞書編纂、聖書の日本語訳に尽力し、横浜在住の医師として知られたヘボンである。横浜から米国に一時帰国している。上白石リストによると、長吉と三吉という2人の日本人に「ヘボン小仕」という理由で、印章が発行されている。発行日は明治元年十二月である。Altaの下船客リストに2 Japanese, Dr. Hepburneと書かれているが、この2人の日本人は長吉と三吉の可能性がある⁽¹¹⁾。

しかし、ヘボンは、サンフランシスコ着の翌々日2月25日の書簡に、一人旅だと書いている。眼と体が弱っているということなので、身の回りの世話をする「小仕」が必要だったかもしれないが、妻クララ筆の書簡にも、日本人の同行を示唆する記述はない⁽¹²⁾。

ヘボンは、9月27日横浜入港のJAPAN号で日本に戻っている(JTOM 1869, 10. 9)ので、半年間ほどの米国一時帰国だった。

【富田鉄之助、高木三郎】

富田と高木の留学に関しては、高橋秀悦が最新の史料を活用してまとめている⁽¹³⁾。2人の渡米、一時帰国、再渡米の一連の流れは以下の通りである。

富田鉄之助の1回目の渡米は1867年で、勝海舟の息子小鹿に随行し、庄内藩士高木三郎、仙台藩士高橋是清、同鈴木知雄の一行5人だった。米国滞在中、倒幕を知り、勝小鹿を残して高木と緊急帰国した。勝海舟に再渡米を薦められ横浜から渡航したのが2

回目の渡米で 1869 年のことである。

• 1867 年 8 月 24 日

富田鉄之助，高木三郎，勝小鹿，高橋是清，鈴木知雄の 5 人はコロラド号に乗船し横浜を出航。9 月 15 日 SF 着。2 週間ほど滞在。

• 同年 9 月 30 日

富田，高木，勝の 3 人は，大陸横断鉄道開通前だったので，SF 発の船でパナマへ向かう。高橋と鈴木は SF でヴァンリードの父親宅にホームステイ⁽¹⁴⁾。

• 同年 10 月 14 日

富田，高木，勝はパナマ入港。地峡を鉄道で横断しアリゾナ号に乗船し NY に向かう。同年 10 月 22 日 NY 入港。マンハッタンのブロードウエーと 25 ストリートにあった高級ホテル，ホフマン・ハウス（The Hoffman House）に宿泊。その後，ボストンに移動し，バージー・ノースロップ（Birdsey Northrup）から英語を学ぶ⁽¹⁵⁾。

• 1868 年 1 月頃

ボストンからニュージャージー州ニューブランズウィックへ移動。

• 同年 8 月 8 日

勝小鹿をニューブランズウィックに残して，富田，高木は帰国のため NY から出航（パナマ地峡鉄道利用経由で SF へ向かう。）

• 同年 11 月 1 日

高橋と鈴木を伴って SF 出航。官軍による捕縛を懸念し，横浜で下船せず香港で下船。

• 同年 12 月 31 日

横浜着（香港から乗船） 勝海舟を訪問。

• 1869 年 1 月 31 日

富田と高木は，横浜からチャイナ号に乗船し，再渡米のため SF へ。同年 2 月 23 日 SF 着。同年 3 月 24 日 SF から大陸横断鉄道に乗り，NY 経由で，ニュージャージー州ニューブランズウィック到着，勝と合流。

• 1869 年 3 月 27 日

ボストン滞在中の福岡藩留学生，平賀義質，松下直美を，富田，高木，勝が訪問。一時帰国，再渡米に到る経緯を語る。富田，高木は平賀，松下のホームステイ先であるリード家に宿泊⁽¹⁶⁾。

• 同年 3 月 30 日

富田と高木はニューヨークへ出立。

• 同年 4 月 3 日

勝は、平賀、松下とマサチューセッツ州アマーストを訪問し、当地で学ぶ福岡藩留学生、井上良一、本間英一郎に会う。

富田一行と平賀率いる福岡藩留学生一行は、同じ船便で渡米したので旧知の仲である。どちらも、ボストンに滞在していたので、ボストン到着後も交流があった。

【山田正之助（稯養）】

山田の渡米に到る経緯と渡米後の様子を以下にまとめる⁽¹⁷⁾。

久留米藩は1867年に、密航の形で藩士柘植善吾をボストンに留学させたが、藩主がその召喚役を募ったところ、山田が切望し、「カピテンラウド」同道で、同藩士通訳の木村良逸とともに渡米することになった。木村はSFまでで折り返し帰国し、山田はラウドとともにNY経由でメイン州に落ち着いた。しかし、山田は英語が理解できず、米国通貨の入手にも困る状態だったので、1869年4月14日、ラウドに連れられてボストン在住の福岡藩留学生の引率役、平賀義質を訪ねてきた。

同船には、米国海軍士官が19人乗船していた。山田を連れて渡米した「カピテンラウド」をAltaリストで調べると、音で最も近いのは、行先NYのCapt. Rowseである。

柘植の召喚が山田の渡米目的だったが、柘植は既に帰国の途についていた。山田は、ボストンに留まり、4月19日から、平賀等の英語の師ウエストンについて英語を初歩から学び始めた。5月に、福岡藩留学生（留学先スイス）の松下直美が、福岡藩留学生の留学費用談判も兼ねて、ボストンの貿易商フレンチ、(後出 ADW French) とともに帰国することになり、山田も一緒に帰国する予定だった。

その後、山田は米国留学継続に心変わりし、1869年9月から始まる年度に、福岡藩留学生本間英一郎と井上良一が学んでいた、マサチューセッツ州ウースターのハイランド・ミリタリー・アカデミー (Highland Military Academy) に入学し、1871年6月まで学んだ。1871年9月にはハーバード大学ロースクールに入学し、1874年まで在学していた。正式に卒業したかどうかは不明だが、1875年には米国弁護士としてボストンでオフィスを構えていた。日本人で最初の米国弁護士ということになる。

山田は、ハーバード大学ロースクール在学中、積極的にボストンの知識人と交流し、著名な詩人ロングフェロウ (Henry Wadsworth Longfellow, 1807-1882) とも交流があった⁽¹⁸⁾。

② 4月30日横浜出航—5月20日SF着 CHINA号

【シュネルとワカマツ・コロニー先発隊】

シュネルとワカマツ・コロニーに関しては、ロサンゼルス発行の日本語新聞の羅府新報（2019年1月1日）に掲載された特集記事「アメリカ本土初の日系移民、入植から150周年：夢と希望胸にカリフォルニアにきた先駆者」が分かりやすく様子をまとめている⁽¹⁹⁾。一般的に理解されている概要をまとめる。

シュネルは日本在住約10年のプロシア人で、日本語を流暢に話す武器商人だった。会津藩主松平容保の軍事顧問的存在でもあり、戊辰戦争敗北後、シュネルが松平に藩民の移住を進言しワカマツ・コロニーが実現した。

最初のメンバーは3家族9人で、1869年11月に新たに13人が到着し、合計22人となった。先発隊には、シュネルと交流があった会津藩士の西川友喜、第二陣には同桜井松之助がいたが、ワカマツ・コロニーという名称にも関わらず、全員が会津藩出身というわけではなかった。

シュネルは、ゴールド・ヒル（Gold Hill）に農園を購入し、茶の栽培と養蚕を計画した。しかし、当時のゴールドラッシュが災いし、金山から流出した鉄や硫黄などの成分に茶や桑は汚染され枯れてしまった。

2年後の1871年には、コロニーは解散し、現地に残ったのは、シュネル家の家政婦のおけい、旧会津藩士の桜井松之助、大工の増水国之介の3人となった。シュネルの家は日本に金策に戻ったとも言われるが不明である。

以上が、カリフォルニア州の日本語新聞に掲載された、特集記事の概要である。学術研究サイドからは、以下のような研究成果が発表されている。

シュネルは、オランダ領インドネシア生まれで、一時期両親の故郷であるプロシアで育てられた。本名はヨハン・ハインリッヒ・シュネル（Johann Heinrich Schnell, 米国名 John Henry Schnell）である。シュネルには2人の娘がおり、日本人妻のジョウ（およう）とおけいという小間使いの日本人女性を連れていた。シュネルには、会津藩士族出身の西川友喜が同行していた。

1869年5月27日のデイリー・アルタ（*Daily Alta California*, 筆者未見）に、日本に10年以上住んでいたプロシア人のシュネルが3家族を伴ってSFに上陸したという記事がある⁽²⁰⁾。

本稿で採り上げた、JTOM, SFクロニクル（筆者未見）の記述と、このデイリー・アルタの記事の内容（筆者未見）、そして移民研究分野の成果を照合すると以下のよう考えられる。

シュネルの家族は日本人妻、子供2人、日本人使用人1人の計4人だった。二等客室には、日本人3家族計10人が乗っていた。シュネルとは旧知の仲だった西川友喜はこの10人に含まれていただろう。

上白石リストとの照合は、後述する第二陣を扱う箇所で見られる。

③ 6月30日前後横浜出航—7月20日SF着 JAPAN号

行先 SF : 6 Japanese in the steerage

下船客リストによると、二等船客に6人の日本人がいた。2か月連続で日本人移民が渡米していた可能性がある。

上白川リストによると、行先米国の八百吉（東京町人虎吉倅）、安二郎（虎吉次男）、市松（虎吉三男）、とよ（虎吉娘）、由松（東京町人豊吉倅）、勝之助（同前）の計6人が印章を発行されているが、発行日が明治二年九月で横浜出港日より遅いので該当しない。

④ 7月末横浜出航—8月19日SF着 CHINA号

行先 Europe : one Japanese in the steerage

下船客リストにある **S. Browne** は米国人宣教師、サミュエル・ロビンス・ブラウン (Samuel Robbins Brown, 1810年-1880年) に見えるが、そうではない。ブラウンが米国に一時帰国したのは、自宅焼失が理由で1867年のことである。1869年8月27日に横浜に戻り、その後新潟英語学校に雇われた。

米国経由、最終目的地欧州の1人の日本人は確定できない。

⑤ 8月末横浜出航—9月18日SF着 GREAT REPUBLIC号

【A. D. W. French】

ミドルネームらしきDは不明だが、**William Abram French** (1843-1909) と考えられる。日本ではこれまでほとんど紹介されたことがない。**フレンチ**は、平賀義質率いる福岡藩留学生や久留米藩留学生柘植善吾と関わりが深かった⁽²¹⁾。

ボストン近郊に住んでいた陶器等の貿易業者で、仕事で日米を行き来していた。1867年、久留米藩留学生柘植善吾と岡山藩留学生花房義質が米国密航留学を志した際、長崎にいた友人のジョゼフ彦とともに、二人の密航を手伝った。**フレンチ**は香港、スエズ、欧州経由で二人を米国に連れて行き、留学先のボストンでも面倒を見た。

3か月遅れでやってきた福岡藩留学生もまた、ボストンで**フレンチ**の世話になっている。学費で困っていた米国薩摩藩留学生に留学費用を融通するなど、目立たないがボストン周辺の日本人留学生の恩人的存在だった。

1870年に実施された米国国勢調査から次のことが分かる。26歳の男性。マサチューセッツ州ウエスト・ロックスベリー (West Roxbury) 在住。職業は陶磁器類売買 (Crockery & China ware)。不動産価値は未記入だが、私有資産額は12,000ドル。24歳の妻との間に1歳未満の赤子が1人いる。Domestic Servantsが3人（うち1人が

アイルランド人）いる。日本人留学生に留学資金を融通するだけあって、かなり裕福な家庭である⁽²²⁾。

JTOM 1869 年 7 月 12 号に、6 月 27 日横浜入港の CHINA 号の下船客リストに **A. D. W. French** の名前が見える。今回の日本出張は、滞在期間約 2 か月ということになる。

⑥ 9 月末横浜出航—10 月 20 日 SF 着 AMERICA 号

この船には、長州藩士**児玉淳一郎**と岩国藩士**津川良蔵**が乗っていた可能性が高い。**児玉**は、米国留学から帰国後、日本の代言人（現在の弁護士に相当）の草分けとして活躍した⁽²³⁾。また、ワカマツ・コロニー派遣第二陣が乗船していた可能性が高い。

【**児玉淳一郎**】

児玉の渡米に関する情報を以下、時系列でまとめておく。

・1869 年 10 月 20 日

SF 到着。11 月初頭 ニュージャージー州ニューブランズウィック着。ラトガーズ大学附属グラマースクールで学ぶ。

・1871 年 1 月 15 日

一帰国し、横浜着。

・同年 3 月 24 日

再渡米のため横浜発。4 月 15 日 SF 着。再渡米後の留学先不明。

・1872 年 3 月

ワシントン DC で岩倉使節団と接触。ロースクールに通いながら、市内の法律事務所研修。

・1872 年末

市内のメソジスト教会で受洗。

・1873 年 4 月 27 日

帰国し横浜着。

詳細は、別稿に譲るが、ワシントン DC でキリスト教の洗礼を受け、ロースクールに通いながら法律事務所で働いていた。目立つ言動が多く、地元英語新聞で何度も記事に採り上げられていた。

【**津川良蔵**】

津川に関する史料は限られている⁽²⁴⁾。ミシガン州ジャクソンのジャクソン・シティ

ズン (*Jackson Citizen*) 1869 年 12 月 3 日に次のような記事がある⁽²⁵⁾。

The Hollander says that Hope College at Holland, Mich., has just received a Japanese student who rejoices in the Celestial cognomen of Rio Zo Tugawa. Hope College will educate him for the Christian ministry, after which he will return to Japan and co-operate with our missionaries there in the dissemination of the Gospel to his countrymen.

記事の概要は次のようになる。ミシガン州ホランドにあるホープ・カレッジは最近、日本人留学生津川を受け入れた。彼はキリスト教の聖職者になる教育を受け、日本に帰国後は宣教師と協力してキリスト教を普及することになるだろう。

日本ではまだキリスト教は禁教であったにもかかわらず、留学の最初から、キリスト教の宣教師になると公に宣言した日本人は珍しかった。

ホープ・カレッジに関しては、工藤英一『明治期のキリスト教』の 5 章「ホープ・カレッジ最初の日本人学生」に詳しい⁽²⁶⁾。ニュージャージー州のラトガーズ大学同様に、オランダ改革派教会との関係が密な大学である。牧師志望の津川にとっては最適の大学だった。

1870 年に実施された国勢調査によると、ホープ・カレッジには、寮生 61 人のうちオランダ生まれの学生が 26 人いた。工藤がホープ・カレッジの同窓会事務局で確認したところによると、津川は同大学の予科（グラマースクール）に 1869 年に入学、1874 年度卒業の学年にいた。

津川は、学費、生活費で相当苦勞し、学校関係者の募金で生活費を賄っていた。留学は公費となっているが、キリスト教の宣教師志望が明らかになり、藩から支払いを拒否されたのだろうか。

1872 年には、当時、同じ学校で学んでいた、旧幕臣木村熊二、同大儀見元一郎と、ホランドの教会で洗礼を受け、正式にクリスチャンとなった。

津川は、父の死を知らされ一時帰国し、再渡米した際に、日本の衣服や骨董品を持参し、ホランドのメインストリートで販売していた、という。1873 年 11 月 5 日、開成学校で留学帰朝試験を受けている。これが一時帰国時と考えられる。最終帰国時期と帰国後の経歴は定かではない。横浜共立女子学園で教壇に立った後、炭鉱経営の事業を行ったとも言われる。

上白川リストによると、津川の印章発行は、発行地が長崎、行先はイギリスで、目的は遊学、日付は明治二年一月一四日（1869 年 2 月 24 日）となっている。出身地は未記入。当時は、印章発行後、すぐに出航できたとは限らない。希望の船に乗れず横浜で待

たされた例もある。行先は暫定のもので、実際には変更された例が多々ある。

【ワカマツ・コロニー第二陣】

本稿が使用した *Alta*, *JTOM* には、まったく記述がないが、小澤や菅の研究によると、ワカマツ・コロニーの第二陣が乗船していた可能性が高い。引率者はプロシア人のヘンリー・クレマー（Henry A. Kremer）である。

クレマーは、横浜のシュネル商会で働いていた、バイエルン出身のプロシア人だった。上白川リストではケルムルと記されている。上白石リストによると、明治二年三月十日には、ケルムルに雇われた日本人 20 人に印章が発行されている。1870 年に実施された米国国勢調査には、クレマーはサンフランシスコ居住者として記載されているが、1873 年には横浜居住となっている⁽²⁷⁾。

この第二陣の中には、ヴァンリードが派遣した「農業の専門家」小澤善平と妻の寄子も含まれていると推測されている。小澤はカリフォルニア州ナパ郡で農園を開き、日本の苗を植え付けていた⁽²⁸⁾。

⑥ 11月1日横浜出航—11月22日SF着 JAPAN号

明治時代の最初の留学生グループが登場する。筆者の主な研究領域は、幕末維新时期日本人米国留学生研究であるので、バランスを失するかもしれないが、詳細に論じたい。

橋口宗儀、丸岡武郎、平山太郎、島津又之進の4人は、佐土原藩島津家が米国に派遣した留学生である。島津と丸岡は藩主の長男と次男で、同藩士の橋口と平山が随行している⁽²⁹⁾。この船には、SF 経由でハワイに派遣された使節、薩摩藩士上野景範と従者の三輪甫一が乗船していたが、彼等の名前は新聞記事には記載されていない。洋行経験がある上野に、佐土原藩留学生が同行するという形の渡航である。

【上野景範、三輪甫一及びSF滞在中の佐土原藩留学生4人】

上野一行と佐土原藩留学生がSFに着いた時の記事が、*Alta*, 1869年11月の恐らく24日の紙面に掲載されている⁽²⁹⁾。内容が興味深いので、紹介しておく。

THE JAPANESE EMBASSY.

Yesterday we announced the arrival of an embassy from Japan to the Hawaiian Islands, which comprised several illustrious personages. One of the distinguished members is no less than a Prince of the blood royal. His name is Sadowara. His brother, Simotzu Matanosin, accompanies him. These two,

attended by a couple of high officers, will detach themselves from the diplomatic part of the embassy, and proceed to New York, where they will enter some institution of learning as pupils, and graduate in the English language. The officers, who will remain with them, are Firayoma Taro and Mazigooche Soge. The diplomatists are named Wooyen Kantoinokami and Mirra Tzuneyechi. Yesterday, the entire embassy, with an interpreter, visited Mr. Vaughan's gallery, on Third street, and had their photographs taken in a group. When the negative of the picture was exhibited to them, they seemed highly pleased. The Prince's brother, discovering a small smut spot near the end of his nose, called attention to it. Mr. Vaughan assured him that it would be obliterated when the picture was printed, with which explanation he seemed to be satisfied. The attending officers carried swords, and were in Japanese costume. The Prince and his brother were dressed a la Americano, and were without swords. The entire party exhibit the manners of true gentlemen, and as such, are worthy the respect of our citizens.

概要は以下のようなになる。

「一行は、横浜から SF 経由でハワイに向かう特使である。メンバーの一人は皇族と血縁の王子格で名前を佐土原という。彼の兄弟が島津又之進で、二人の高官が付き従っている。この 4 人は、同行の外交チームとは行動を共にせず修学のため NY に向かう。佐土原に同行する高官は平山太郎と橋口宗儀である。外交チームは上野景範と三輪甫一である。

昨日、一行 6 人は通訳とともにヴォーガン写真館を訪問した。そこで写真を撮影し、ネガを見せられた時は、皆大層喜んでいた。

平山と橋口は、二本差しで和装だったが、丸岡と島津は完全洋装だった。一行 6 人全員、紳士然としたマナーで米国民から敬意を表されるにふさわしい。」

丸岡を佐土原としている点が間違っている。SF 到着時は、旧大名子弟は洋装で、従者は和装だったと書かれている。佐土原藩留学生に関しては後述し、まず**上野**に関する情報をまとめる。

上野の渡航に関しては、日本側の史料も複数あるので、それに依拠し、情報を補っておく⁽³⁰⁾。

この船には、香港駐在オランダ領事の**ボスマン**も乗っていて、長崎でかつて蘭学を修

めていた上野は船中彼との交流を深め、SF 上陸後も、行動を共にすることが多かった。ボスマンは *Alta* リストに M Bosman と記されている。

上野景福によると、SF 撮影の写真があり、台紙には「第三ストリート、十八番」と印刷されている⁽³¹⁾。これは *Alta* の記事中の “Yesterday, the entire embassy, with an interpreter, visited Mr. Vaughan’s gallery, on Third street, and had their photographs taken in a group.” という記述と住所の点で一致する。しかし、写真では、上野と三輪が和装二本差しで、佐土原藩の 4 人は髪型も含めて完全洋装である。*Alta* では、和装は、随行の平山と橋口となっているので、米国人記者の人物確認に混乱が見られる。

宿泊先は市内でも指折りのオクシデンタルホテル（Occidental Hotel）で、着いた日に、当地の日本領事ブルックス（Charles Walcott Brooks）が挨拶にやって来る。電信ですでに連絡がついていた。興味深い点は、ブルックスが連れてきた SF 在住日本人留学生だ。佐藤桃太郎（ママ）、関口安兵衛、清次の 3 人である。当時 SF で複数の日本人が学んでいたことが分かっているが、彼等の名前や渡航時期、就学先は断片的にしかなっていない。佐藤はよく知られているが、関口と清次は情報が無い⁽³²⁾。

一行 6 人は、ブルックスや SF 在住日本人留学生、ボスマンの知人などの案内で、毎日のように市内見学に出かける。その一つに City College があり、そこで関口が習っている「ウィードル」氏の授業を見学したと書かれている⁽³³⁾。

日本から初めてやってきた元大名家の子弟と、明治政府の使節だけに、SF でのモチなしぶりは、なかなかのものだ。

こうして SF で 1 週間ほど過ごした後、島津等佐土原藩留学生は、上野と別れて、12 月 1 日に大陸横断鉄道で NY に向かった。この様子は、ニューヨーク・ヘラルド（*NY Herald*）の 1869 年 12 月 2 日の紙面に書かれている。Shimazu が Sumanna と表記されている。一行の誰かが「済まん」と口にしていたのが、ラストネームになってしまったのだろうか。SF の新聞に掲載された記事の転載である。

Departure of Prince Sumanna for New York San Francisco, Dec. 1

Prince Sunmanna, from Japan, and suite leave for the East today by railroad, with Mr. Bosman, of the firm of Koopmanschap & Co., of Hong Kong, who, at the request of the Japanese government, escorts the Prince to New York. Mr. Bosman visits the East to further the plans of Mr. Koopmanschap and provide Chinese laborers for the South.

名前の表記はともかく、この記事の内容は、概ね日本側の史料と一致している。ボス

マンは、明治政府に頼まれて、佐土原藩一行に NY まで付き添うと書かれている。Koopmanshap は、『布哇国渡海日記』に「クープマンチョップ」として登場し、一行6人を、SF の名所案内に連れ出したりしている。この記事から、「クープマンチョップ」は中国人移民労働者斡旋に従事していたことが分かる。

上野の日記によると、この日、横浜へ向けて SF を出航した船に、寅吉という 17 歳の少年が乗船した。プロシア人に連れられてやってきたが、主人に捨てられ路頭に迷っていたところをブルックスが救助して横浜に送り返した、という⁽³⁴⁾。シュネルかクレマーが連れてきた日本人移民の一人だった可能性がある。このような例が他にもあったのではないだろうか。

上野と三輪は、12 月 11 日に SF を出てハワイに向かう。その 1 週間前の 4 日の夜、上野は駐 SF ハワイ領事 Severance をユニオン・クラブ (Union Club) に招待し祝宴を催した。Alta の 1869 年 12 月 4 日の記事は上野 (the prince) の様子を次のように伝えている。

The Prince, who speaks our language well, plays well on the piano, and sings a good song, entertained his guests with great cordiality and extreme politeness.

上野はこの場で、親近感をこめてマナーを守りながら、歌を披露するなど、賓客を西洋風にもてなしていたことが分かる。日本側の史料には記述されない一面が見られる。現地のメディアならではの情報と言える。

【佐土原藩留学生 (第一次)】

島津又之進 (忠亮)、丸岡武郎、平山太郎、橋口宗儀の 4 人は、現在宮崎県となっている佐土原藩留学生である。これは第一陣で、後に第二陣が派遣される。一行の渡米後の就学状況を概略記しておく。

島津と丸岡は、佐土原藩大名家の長男と次男で、平山と橋口は、同藩士で主君の子息に同行している。藩主の子息一行の渡米留学は、これが初めてである。4 人は SF からボスマンと一緒に大陸横断鉄道で東部に向かい、ニュージャージー州ニューブランズウィックのラトガーズ大学附属グラマースクールで学ぶ。佐土原藩は薩摩藩の支藩であるので、すでに同大学で学んでいた薩摩藩留学生、畠山義成等が面倒を見てくれた⁽³⁵⁾。

1869 年 6 月に年度が終了すると、島津と平山はボストンに移り、少し遅れて丸岡と橋口はコネチカット州ニューヘイブンに移動した。ニューブランズウィックは日本人が多く、一行 4 人も米国生活に慣れてきて、英語学習のため小人数での行動を意識し始め

たのだろう。

島津と平山は、ボストンのバプティスト教会の年齢 70 代の老牧師、ソロモン・ペック（Solomon Peck）宅にホームステイしていた。この家には、アンナ・ボイントン（Anna Boynton）という女性教師（1870 年 6 月時点で 28 歳）も下宿していて、彼女が 2 人の英語指導をした⁽³⁶⁾。9 月に新年度が始まるまで、毎日プロの英語教師の個人指導が受けられる効果的な学習スタイルである。

その後、島津と平山も別行動を取るようになった。これまで収集した史料で分かる範囲での 4 人の就学先は次のようになる。

・島津 1870 年 9 月—1871 年 6 月

Highland Military Academy⁽³⁷⁾

この年度は、山田正之助、福岡藩留学生井上良一も学んでいた。

1871 年 9 月—1872 年 6 月

Highland Military Academy

この年度は、福岡藩留学生井上良一、会津藩出身赤羽四郎、長州藩出身入江音次郎、佐倉藩出身堀田璋之助、長州藩出身白根貞蔵も学んでいた⁽³⁸⁾。

1872 年 6 月—1874 年 9 月

この 2 年間、コネチカット州サフィールド（Suffield）在住の牧師アイブズ（Rev. Dr. Ives）宅にホームステイしていた可能性が高い。アイブズは、町内の The Second Baptist Church の牧師だったので、同じバプティスト派の牧師ペックに紹介されたのだろう。この町には、Connecticut Literary Institute という大学進学準備コースを備えた私立アカデミーがあったが、島津が在籍していたことを示す史料は発見されていない。

1874 年 9 月—1875 年 6 月

Yale University Philosophy and Arts（大学院特別生）

・平山 1871 年 9 月—1872 年 6 月

Chauncy Hall School（マサチューセッツ州ウオルサム）

1872 年 9 月—1873 年 6 月

Philips Academy（マサチューセッツ州アンドーヴァー）

1873 年 10, 11 月

ワシントン DC 在住。就学先等不明。

1874 年 5 月 5 日

英国リバプールへ向けて、旧幕臣小野寺正敬とボストンを出航。

・丸岡 1870年11月頃

ニューヘイブンのアディソン・ヴァンネイム (Addison Van Name) 家でホームステイ。ヴァンネイムはイエール大学の図書館司書で、彼の家には、この頃、第二次佐土原藩留学生、町田啓次郎と児玉章吉 (日高次郎)、薩摩藩留学生でイエール大学ロースクール在学中の吉原俊重、湯地治右衛門の計6人がホームステイしていた⁽³⁹⁾。

1871年9月—1872年6月

University Grammar School (ロードアイランド州プロヴィデンス)

1872年9月—1874年6月

コネチカット州ノーウィッチ (Norwich) に移動した。ここには Norwich Free Academy という私立アカデミーがあり、徳川御三卿の清水家の篤守と小野寺正敬が学んでいたが、丸岡の就学を示す史料は発見されていない。

1874年9月—1875年6月

Harvard University Scientific School

・橋口 1870年11月頃

ニューヘイブンのアディソン・ヴァンネイム家で丸岡とともにホームステイ。

1871年9月—1872年6月

Hopkins Grammar School (コネチカット州ニューヘイブン)

1872年10月、体調不良のため日本へ帰国。

詳細は、別稿に譲るが、一行4人は、英語と米国生活に慣れると、一人でそれぞれの道を歩み始めた。夏等の長期休暇期間中には、再会して旧交を温めていた。彼らの進学先が誰の薦めで決められたのか等、一行の留学には興味深い点が多々ある。日本人のグループ留学の先陣として、今後も日米における史料収集を続ける必要がある。

⑦ 12月2日横浜出航—12月28日着 CHINA 号

同船には、熊本藩士津田静一郎と林玄助が乗船していた。Hyashi は林玄助と思われる。

【津田静一郎、林源助 (正明)】

津田と林はSF上陸後、12月31日に大陸横断鉄道に乗り、NYに1870年1月7日に

到着した⁽⁴⁰⁾。

上白石リストでは、**津田**と**林**は、「英学并に航海学」が事由で、行先がイギリスとなっている。印章発行は七月である。2人は米国経由でイギリスに留学する予定だったが、途中立ち寄ったニュージャージー州ニューブランズウィックが気に入る、ラトガーズ大学附属グラマースクールで学ぶ。**津田**はニューヨーク州ウエスト・ポイント（West Point）の米国陸軍士官学校（United States Military Academy）進学を考えていたが、同校は日本人留学生の入学を認めなかった。

1870年5月末に、ボストンに移動。**津田**は、1871年度と翌72年度をマサチューセッツ州モンソンのモンソン・アカデミー（Monson Academy）の古典コースで学んでいる。同校はイエール大学に進学する学生が多く、**津田**は1年かけてモンソン・アカデミー入学のため英語の個人指導をボストンで受けていたと考えられる。

モンソン・アカデミー在学中、1871年6月の卒業式で、「日本の政体」（The Government of Japan）、1872年7月の卒業式で、「アヘン戦争」（The Opium War）という自作の英語論文を朗読している⁽⁴¹⁾。

同校卒業後、1872年9月から翌1873年6月まで、イエール大学のSheffield Scientific SchoolとSchool of the Fine Artsで1年間、聴講生の資格で学んだ⁽⁴²⁾。

津田の米国での就学歴は以上のように明らかだが、**林**は不明な点が多い。**林**は、慶應義塾に入社した肥後藩士第1号で、文久三年から慶應四年まで、足掛け4年間、慶應義塾で学んだ⁽⁴³⁾。

津田は渡米時、まだ19歳だったが、**林**は24歳である。慶應義塾で4年間、英学を修めたということもあり、十代の米国青少年と机を並べて英語を学ぶのは、本意では無かっただろう。**津田**が1871年にモンソンに移ってからもボストンに滞在していた。その後、渡英し、一八七二年六月にロンドンを出発し帰国の途に就いた。

帰国後、大蔵省、司法省に勤務した。一方、1873年1年間で、**林正明**の名前で『万国政談』、『租税全書』、『経済入門』、『英国憲法』、『北亜米利加合衆国史記』、『政学提綱』、『泰西新論』、『北亜米利加合衆国憲法』といった訳書を続々と出版した。

渡米前から慶應義塾で訳読の訓練を積んでいたもので、米国、英国留学中も、専門分野に詳しい米国人に個人指導を受けながら、英書の購読、理解、翻訳に打ち込んでいたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

【深津保太郎】

『幕末明治海外渡航者総覧』によると、静岡藩士（旧幕臣か）深津保太郎は一八六九年十一月（陽暦12月）に渡米し、帰国は千八百七十二年となっている。

深津が渡米したとすれば、この船便の可能性が最も高い。深津の死亡は千八百七十二

年九月十五日である。深津に関する史料は全く見つかっていない。

【Mr. and Mrs. Schumann, child and 2 male servants, 1 Japanese and family of 15】

シェーメン夫妻とその子供、2人の従者、1人の日本人と15人家族と書かれている。従者が日本人だとすると、合計18人の日本人が渡航した可能性がある。

上白川リストには、「米人シェーメン小仕」という事由で、明治元年十月二十七日に行先米国の印章を発行された日本人が3人いる。権蔵、るい、ふじの3人である。権蔵とるいは、横浜太田町出身で兄妹のようだ。

菅は、1870年に実施された国勢調査結果から、サンフランシスコ在住のShuman家に家政婦として、Jap OmeyosenとJap Ofuchisonが同居していることを発見し、上白川リストのシェーメンと同一人物とみなしている⁽⁴⁵⁾。菅によれば、1870年に米国で実施された国勢調査では、Shumanはバイエルン出身の30歳で、職業は「ショウマン」である。

しかし、これだけでは、総勢18人になるかというメンバーには全く足りない。明治二年の上白石リストで、プロシア人ケルムル雇われと書かれていた20人がここに重なるのだろうか。ケルムルはすでに出てきたクレマーのことである。

菅や小澤の研究によれば、ヴァンリード、シュネル、クレマー、シェーメンは、狭い横浜居留地の住民で当然、交流があり、移民の送り出しに協力し合っていた可能性がある⁽⁴⁶⁾。つまり印章発行上は、クレマー雇いとなっても、実際には、シェーメンが渡米同行したというようなケースも考えられる。

おわりに

以上、主目的である1868年と1869年の横浜発SF行の船便の乗客リストは、現在入手しうる史料で分かる範囲内で完成した。個々の情報量に差はあるものの、名前が判明した日本人乗客、日米交流史上重要な米国人等に関する情報を、これも入手し得る範囲内で必要最低限、紹介することができた。

1868年は明治元年だけに、日本人渡航者はほとんど史料上には見当たらない。それでも、Tomito and son (Japanese)とT. A. Kondo (Japanese)という、姓名を確定できない日本人乗客がいる。彼らは、労働移民なのか、芸人なのか、あるいは維新の混乱に海外逃亡を余儀なくされた士族出身者なのか。

今回の研究で、ワカマツ・コロニーを扱う際に、移民研究の成果に触れ、「移民」と「留学生」研究には、大きな共有部分があることを知らされた。互いが得意とするメソッ

ドで入手した史料を協力して「解説」する必要性と、大きな研究発展の可能性が感じられたことは、今回の研究の大きな成果である。

1869年になると、徐々に渡航者も増えてきて、佐土原藩のような旧大名子弟のグループ留学も始まる。維新初期の欧米留学ブームの萌芽が見られる。士族以外の日本人の渡米も活発化しているようで、乗客リストには名前が書かれていない日本人が増してきている。

労働移民は、留学生とは異なる階級の日本人だが、移民ビジネスに関わる横浜在住の外国人のネットワークも含めて、大きな視点で米国日本人留学生を捉える必要性を痛感した。

この新たな視野のもとに、1870年、1871年も同様の調査を進めたい。

最後に、本稿の「欠点」について記しておきたい。

日本人乗客によって情報量がまちまちでバランスを欠くので、渡航者リストの提供のみで事足りるとする見方もある。

近年、幕末維新の日本人留学生研究は、インターネット活用により、急速に調査が進んでいる。その成果を基にした研究成果も次々に発表されている。本稿が、一見過剰とも思える、留学生情報を盛り込んだのは、一つには、このような研究に一日も早く資したいという願望があった。

また、今回参照した移民研究分野による渡米日本人調査の進展と視野の広さに驚かされ、同じテーマを異なる史料からアプローチする研究者に、早く史料調査の成果を知らせたいという思いもあった。

このような事情により、リーダブルという点を犠牲にした感があるが、何かの縁で本稿を参照してくださる方の研究に、若干でも資することができれば望外の喜びである。

《注》

(1) 塩崎智「1872年3月26日横浜発サンフランシスコ行き、アメリカ号日本人渡航者の調査——先行研究発表後四半世紀の関連研究成果のまとめ——」（『拓殖大学論集 人文・自然・科学研究』44号、2020年10月、pp.60-93）。

(2) *Japan Times' Overland Mail* 通称「旧ジャパントイムズ」は、イギリス人銀行家チャールズ・リッカビー（Charles Rickerby）によって横浜の外国人居留地で創刊された週刊英字新聞。第1号は1865年9月8日（慶応元年七月十九日）に発行された。横浜出入港船舶の情報が毎号掲載されていた。北根豊編『日本初期新聞全集』（ベリかん社、1986年—2000年）に収録されているが、欠号が多い。本論がカバーする1868年と1869年は、18巻—24巻に収められている。1868年発行のJTOMは2号分しか収録されていない。この2年間の紙面が現在入手できる日本発行の英字新聞は、この「旧ジャパントイムズ」のみと思われる。

現在のパスポートにあたる印章＝旅券の発行に関する研究報告は、主に上白石実「明治維新期旅券制度の研究」（『史苑』、73巻1号、2013年、pp.163-188）を使用した。上白石が

論文中に掲載した印章発行者リストは、「上白石リスト」と記述する。

米国側の史料としては、主に *Weekly Alta California* を使用した。これは週刊新聞で、ニューヨーク公共図書館所蔵のデータベース、*America's Historical Newspaper* で検索、発見した記事を使用した。紙面によっては撮影がかなり不鮮明な場合があり、判読がほぼ不可能な記事もあった。

太平洋郵船の SF 発第 1 便として、1867 年 1 月 24 日にコロラド号が横浜に入港した。それ以前は、日本から西回りでジャワ島、欧州経由で 5, 6 か月かけて渡米するケースが多かった。

太平洋郵船の横浜—SF 便の横浜乗船客リストは、1870 年に創刊される *Japan Weekly Mail* (以降 *JWM* とする) にも掲載されるようになる。太平洋郵船の横浜—SF 便はほぼ月 1 本就航していたが、*Alta* には、毎月の船客リストが掲載されたわけではない。この穴を埋めるために、今後、日刊新聞 *Daily Alta* の記事も現地で調査する必要がある。*Daily Alta* と *Weekly Alta* の関係は未確認である。

今後、同様な史料収集、乗船客リスト作成を、1870 年、1871 年、1872 年、1873 年と、順次発表していく予定である。また、比較的大量に史料が発見された渡航者集団 (例: 佐土原藩留学生)、個人 (例: 長州藩留学生児玉淳一郎) に関しては、個別史料紹介および研究として別稿で扱う。

1867 年以前の渡米日本人に関しては、現在調査中である。2020 年の段階では、新型コロナ感染症の全世界的な拡大を受けて、日本、米国の図書館が長期間閉鎖しているため作業が予定通りに進んでいない。史料が集まり次第、1860 年代から史料収集と研究を始めたい。

- (3) 高橋是清, 上塚司編『高橋是清自伝 (上)』(中公文庫, 1992 年, 16 版, pp. 40-42)。
- (4) 小澤智子「新聞報道による初期の移動——横浜からハワイ・サンフランシスコへ」(衆井輝子他著, 海外移住 150 周年研究プロジェクト編『遙かなる「ワカマツ・コロニー」トランスパシフィックな移動と記憶の形成』彩流社, 2019 年, p. 109)。
- (5) 小澤, 前掲, p. 46。註 135 によると、横浜で発行されていた *Japan Gazette* の記事の転載のようだ。記事の内容と初出の記事の発行日を確認する必要がある。
- (6) 同上。シンシナティの新聞記事は *Alta* の記事の転載だという。これも初出の記事の内容と発行日を確認する必要があるだろう。
- (7) 幕末維新期の日本人芸人の渡米に関しては、宮永孝『海を渡った幕末の曲芸団』(中公新書, 1999 年) がある。本書によると、日本人の軽業師、曲芸師が、米国人の興行師に率いられて、初めて米国に向かったのは、1866 年 12 月 5 日のことである。高野広八一行は、横浜からイギリス船 ARCHIBALD 号に乗り、SF に着いたのは 1867 年 1 月 1 日だった。宮永によると、明治中期ごろまで日本人芸人達は活発に異国巡業に出ていた。
- 1870 年に実施された米国国勢調査に日本人の名前も記録されているが、ここにも Tomito らしき名前は見当たらない。
- (8) 菅 (七戸) 美弥「日本人移住史とセンサス史のリンケージ: 1860-1870 年」(『JICA 横浜海外移住資料館紀要』17 号, 2017 年, p. 12)。
- (9) 小澤, 前掲, p. 120。
- (10) 高橋, 前掲, pp. 42-43。
- (11) 小澤, 前掲, p. 92。小澤は、「ヘボンが日本人を海外へ渡航させた可能性について、免状の記録より確認できる」としている。
- (12) 高谷道男, 有地美子 共訳, 岡部一興編『ヘボン在日書簡全集』(教文館, 2009 年)。ヘボンの書簡は 2 月 25 日付け、サンフランシスコ記 (p. 224)、妻クララの書簡は 6 月 29 日付け、横浜記 (pp. 225-227)。実際には 2 人を同行したが、手紙に書けない事情があったのだろうか。
- (13) 高橋秀悦「幕末維新のアメリカ留学と富田鐵之助——「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(5)——」(『東北学院大学経済学論集』186 号, 2016 年, pp. 6-91)。

- (27) 桑井他, 前掲, pp. 46-52。
- (28) 小澤, 前掲, pp. 120-125。
- (29) この記事は、ハワイ州ホノルルのハワイアン・ガゼット (*Hawaiian Gazette*) 1870 年 1 月 15 日の紙面に掲載されていた。上野に関する記事で、*Alta* (記事掲載日不明) から記事が転載されていた。記事の内容から、SF 到着 3 日目、つまり 11 月 24 日の紙面に掲載されたと推測される。
- (30) 吉元正幸「上野景範布哇国渡海日記」(『鹿児島県立短期大学地域研究所研究年報』11 号, 1982 年, pp. 33-63)。出航前, 船中, 渡米後の様子が詳細に記されている貴重な史料である。これを分かりやすく写真付きで説明したものが、上野景福「明治政府外交事始 ハワイ王朝に派遣の談判特使 (中の下)」(『明治村通信』167 号, 1984 年, pp. 1-4)。
- 後者によると、一行の SF 着は新暦の 11 月 21 日となっているが、*Alta* によれば 11 月 22 日着と 1 日のずれがある。写真館訪問時の撮影は、到着の翌日なので、11 月 23 日ということになる。
- (31) 上野景福, 前掲, p. 3。
- (32) サンフランシスコ滞在時の佐藤百太郎の様子に関しては、佐藤良雄「熊野漂流民佐藤治右衛門と順天堂佐藤百太郎のサンフランシスコの出会いについて」(『日本英学史研究会研究報告』41 号, 1996 年, pp. 1-11) に詳しい。
- (33) おそらく Vedder。この人物と在 City College 日本人留学生に関しては現在調査中である。上野は、ハワイから SF に戻った時も Vedder と複数回会っている。1868 年 7 月 29 日横浜出航 CHINA 号の船客, Mrs. J. K. Vedder, あるいは Mrs. A. M. Vedder と関係があるかもしれない。
- (34) 吉元, 前掲, p. 40。引用は以下の通り。

今昼御船出帆之時日耳曼人エ附属シテ渡海セシ日本人一人歳十七、横浜弁天社内、米七ト云ル者之伴寅吉と云ル者、主人ニ捨サラレ食を求ルノ所無ク路頭ニ磊落シテ既ニ餓ニ及ハントスルヲ、「ブルーク」氏救助シテ横濱エ送り帰セリト云、

米七も寅吉も上白川リストには載っていない。

- (35) 一行 4 人も含めた、ニューブランズウィックでの 1870 年当時の日本人留学生の様子については、拙稿「1870 年に実施された米国国勢調査 (Census) — 日本人留学生情報の分析 —」(『拓殖大学 人文・自然・人間科学研究』41 号, 2019 年, pp. 60-93) を参照。
- (36) 北垣宗治「ボストン公共図書館所蔵の日本人名簿」(『英学史研究』31 号, 1981 年, pp. 111-132)。4 人の所在は、主にこの史料に依拠している。
- (37) マサチューセッツ州ウースター (Worcester) にあった私立の全寮制のミリタリー・スクール。軍事教育一辺倒ではなく、大学進学教育にも力を入れていた。
- (38) この年の日本人留学生、赤羽、入江、白根は、1872 年 4 月 18 日 SF 上陸だったので、この年度は長くて 1 か月ほどしか在籍していなかった。拙稿「1872 年 3 月 26 日横浜発サンフランシスコ行き、アメリカ号日本人渡航者の調査 — 先行研究発表後四半世紀の関連研究成果のまとめ —」(『拓殖大学 人文・自然・人間科学研究』40 号, 2019 年, pp. 60-93) を参照。
- (39) ヴァンネイムと日本人留学生の交流に関しては、ウィリアム・D・フレミング「須原屋茂兵衛の『御書籍目録』とイェール大学日本書籍コレクション成立の秘話」(東京大学史料編纂所編『イェール大学所蔵日本関連史料研究と目録』勉誠出版, 2016 年, pp. 15-28) を参照。
- (40) 津田と林に関しては、主に、西忠温「熊本における幕末・明治初期海外留学生」(田中啓

- 介編『熊本英学史』本邦書籍，1985年，pp.20-84）を参照。
- (41) 拙稿「幕末維新期，米国日本人留学生による英文発信例の考察——中等学校（モンソン・アカデミー）卒業式で朗読された英文スピーチを資料として——」（『拓殖大学 語学研究』127号，2012年，pp.13-18）。
- (42) 北口由望「明治初期のイエール大学日本人留学生：田尻稲次郎が学んだカリキュラムを中心に(1)」（『専修大学史紀要』6巻，2014年，pp.6-7）。
- (43) 林に関しては，高木不二『幕末維新期の米国留学——横井左平太の海軍修学』（慶應義塾大学出版会，pp.209-211）を参照。
- (44) 福岡藩留学生の引率者，平賀義質は1826年生まれで，渡米時はすでに40代だった。在米中は学校に通うことなく，個人指導を受け，帰国後は，専門の法律関係の翻訳書を出版した。林は平賀ほど年長者ではなかったが，専門分野の個人指導を受けていた可能背が高い。このような，学校に通わない個人指導という留学形態も，今後調査を深める必要がある。
- (45) 菅（七戸）美弥「55名の「ジャパニーズ」——1870年米国人口センサスの調査票（population schedule）への接近——」（『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』（第60集，2009年，pp.15-16）。
- (46) 菅，前掲，pp.6-8。

参考文献

〔基調論文〕

- 上白石実「明治維新期旅券制度の研究」（『史苑』，73巻1号，2013年，pp.163-188）。
- 塩崎智「1872年3月26日横浜発サンフランシスコ行き，アメリカ号日本人渡航者の調査——先行研究発表後四半世紀の関連研究成果のまとめ——」（『拓殖大学論集 人文・自然・科学研究』44号，2020年10月，pp.60-93）。

〔資料集等〕

- 犬塚孝明，石黒敬章『明治の若き群像 森有礼旧蔵アルバム』（平凡社，2006年）。
- 北根豊編『日本初期新聞全集』（ペリかん社，1986年-2000年）。
- 高谷道男，有地美子 共訳，岡部一興 編『ヘボン在日書簡全集』（教文館，2009年）。
- 手塚晃，国立教育会館編『幕末・明治海外渡航者総覧』（柏書房，1992年）。

〔単行本〕

- 工藤英一『明治期のキリスト教 日本プロテスタント史話』（教文館，1979年）。
- 桑井輝子他著，海外移住150周年研究プロジェクト編『遙かなる「ワカマツ・コロニー」トランスパシフィックな移動と記憶の形成』（彩流社，2019年）。
- 高木不二『幕末維新期の米国留学 横井左平太の海軍修学』（慶應義塾大学出版，2015年）。
- 高塚暁『小諸義塾の研究』（三一書房，1989年）。
- 高橋是清，上塚司編『高橋是清自伝（上）』（中公文庫，1992年，16版）。
- 宮永孝『海を渡った幕末の曲芸団』（中公新書，1999年）。

〔論文〕

- 浅野陽吉「柘植善吾傳」（『郷土研究 筑後』12号，1936年，pp.1-28）。
- ウィリアム・D・フレミング「須原屋茂兵衛の『御書籍目録』とイエール大学日本書籍コレクション成立の秘話」（東京大学史料編纂所編『イエール大学所蔵日本関連史料研究と目録』勉誠出版，2016年，pp.15-28）。
- 上野景福「明治政府外交事始 ハワイ王朝に派遣の談判特使（中の下）」（『明治村通信』167号，

- 1984年5月, pp.1-4)。
- 内田和秀「横浜山手病院について 12. 解説編：横浜婦人慈善会の発足まで」(『聖マリアンナ医科大学雑誌』42号, 2014年, pp.169-172)。
- 大熊浅次郎「幕末福岡藩洋行の先駆 松下直美概蹟(三)」(『筑紫史談』46集, 1929年, pp.26-41)。
- 小澤智子「新聞報道による初期の移動——横浜からハワイ・サンフランシスコへ」(糸井輝子他著, 海外移住150周年研究プロジェクト編『遙かなる「ワカマツ・コロニー」トランスパシフィックな移動と記憶の形成』彩流社, 2019年, pp.59-135)。
- 菅(七戸)美弥「55名の「ジャパニーズ」——1870年米国人口センサスの調査票(population schedule)への接近——」(『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』(第60集, 2009年, pp.137-151)。
- 菅(七戸)美弥「日本人移住史とセンサス史のリンケージ：1860-1870年」(『JICA 横浜海外移住資料館紀要』17号, 2017年, pp.1-22)。
- 菅(七戸)美弥「トランスナショナルな移住・移動と「移民」送り出しネットワーク——会津若松・北海道・横浜・カリフォルニア」(糸井輝子他著, 海外移住150周年研究プロジェクト編『遙かなる「ワカマツ・コロニー」トランスパシフィックな移動と記憶の形成』彩流社, 2019年, pp.13-58)。
- 北垣宗治「ボストン公共図書館所蔵の日本人名簿」(『英学史研究』31号, 1981年, pp.111-132)。
- 北口由望「明治初期のイエール大学日本人留学生：田尻稻次郎が学んだカリキュラムを中心に(1)」(『専修大学史紀要』6巻, 2014年, pp.6-7)。
- 坂井達朗「肥後実学党と初期の慶應義塾(一)：林正明と岡田攝蔵を中心として」(『近代日本研究』1号, 1984年, pp.1-32)。
- 佐藤良雄「熊野漂流民佐藤治右衛門と順天堂佐藤百太郎のサンフランシスコの出会いについて」(『日本英学史研究会研究報告』41号, 1996年, pp.1-11)。
- 塩崎智「幕末維新期, 米国日本人留学生による英文発信例の考察——中等学校(モンソン・アカデミー)卒業式で朗読された英文スピーチを資料として——」(『拓殖大学 語学研究』127号, 2012年, pp.13-18)。
- 塩崎智「日本初(?)の法廷弁護士, 児玉淳一郎：ワシントンDCメディアの人気者」(『青淵』841号, 2019年4月, pp.31-33)。
- 塩崎智「1870年に実施された米国国勢調査(Census)——日本人留学生情報の分析——」(『拓殖大学 人文・自然・人間科学研究』41号, 2019年, pp.60-93)。
- 高木不二「黎明期の日本人留学生——横井左平太と津田静一」(『近代日本研究』34号, 2017年, pp.434-447)。
- 高橋秀悦「幕末維新のアメリカ留学と富田鐵之助——「海舟日記」に見る「忘れられた元日銀總裁」富田鐵之助(5)——」(『東北学院大学経済学論集』第186号, 2016年, pp.6-91)。
- 中川良和「B. C. ノースロップ再考」(『英学史研究』15号, 1982年, pp.113-123)。
- 西忠温「熊本における幕末・明治初期海外留学生」(田中啓介編『熊本英学史』本邦書籍, 1985年, pp.20-84)。
- 福永郁雄「ヴァン・リード論評」(『英学史研究』18号, 1985年, pp.59-74)。
- 吉元正幸「上野景範布哇国渡海日記」(『鹿児島県立短期大学地域研究所 研究年報』11号, 1982年, pp.33-63)。

(原稿受付 2020年10月27日)



拓殖大学の使命

下 條 正 男

(国際学部教授)

1983 年、韓国に渡って三星グループの会長秘書室に勤務した後、長く韓国の大学で教壇に立っていた。それが 1996 年、竹島を巡って韓国の研究者と論争を始めたことから、韓国の大学からは歓迎されない存在になっていた。その折、本学から国際開発学部を新設するので、来ないかとのお誘いを受け、1998 年末、帰国することになった。

2003 年には、百年史編纂委員会から本学と朝鮮半島について執筆するよう求められ、改めて本学の歴史に関心を持った。その中で、明治 40 年（1907 年）、本学の卒業生 30 名が大韓帝国の財政顧問部に就職して始めた「地方金融組合」は、朝鮮の貧農を組合員とした社団法人で、欧米流の国際開発とは違っていた。本学の校歌には、その朝鮮農民救済の運動が謳われている。

そこで 2004 年、その伝統を継承するため、八王子キャンパス内に農圃を借りてはじめてのが農業愛好会である。それが後に本学部の農業コースの誕生とも関係し、2009 年、学内に先人を顕彰する場としての「ログハウス」を建設するきっかけとなった。

だが本学の朝鮮半島での活動は、竹島問題で醸成された韓国内の歴史認識により、いずれも侵略の尖兵とされ、歴史の中に埋もれていた。しかし韓国では 1970 年代からはじまる「セマウル運動」や、2006 年から始まった中国の「新農村建設」が、本学の卒業生らが中心となって推進した 1930 年代の「農村振興運動」を原点としている事実は知られていない。

これは韓国の歴史認識問題を解決しない限り、本学が正当な評価を得ることは難しいことを意味している。

2005 年 3 月、島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、6 月、島根県が「竹島問題研究会」を発足させるとその研究会と関係し、中国との間で尖閣諸島が問題となると、尖閣諸島は歴史的に中国領でなかった事実を明らかにした。近年は、日本海を東海にすべきだとする韓国側の主張を覆す論稿をまとめている。これはいずれも 1907 年に設置された「東洋協会調査部」の使命でもあるからだ。そして今、拓大を去る。本学には感謝の念しかない。

(2021 年 3 月 18 日)

下條正男教授 略歴

〈生 年〉

1950年5月13日 長野県生まれ

〈学 歴〉

1976年3月 國學院大学 文学部 史学科 卒業 文学士
1976年4月 國學院大学大学院 文学研究科 博士課程前期 入学
1979年3月 國學院大学大学院 文学研究科 博士課程前期 修了
1979年4月 國學院大学大学院 文学研究科 博士課程後期 入学
1983年3月 國學院大学大学院 文学研究科 博士課程後期 単位修得満期退学

〈職 歴〉

1979年5月 財団法人神道大系編纂会 研究員
1981年2月 祥明女子師範大学 客員教授 採用
1983年2月 三星綜合研修院 主任講師 採用
1984年3月 韓南大学 専任講師待遇 採用
1985年3月 仁川大学校 専任講師待遇 採用
1994年3月 市立仁川大学校 客員教授 採用
1999年4月 拓殖大学 国際開発研究所 教授 採用
2000年4月 拓殖大学 国際開発学部 教授
2007年4月 拓殖大学 国際学部 教授

〈主要業績〉

著 書

古書研究 86 共著 1986年11月 韓国古書同友会 173-180
ある日本人の発想 単著 1991年6月 三星電子家電営業本部
日韓・歴史克服への道 単著 1999年8月 展転社
朝鮮半島の未来 共著 2000年7月 学陽書房 143-159
国際開発学Ⅱ 共著 2000年7月 東洋経済新報社 139-155
激変世紀中の東亜 共著 2001年6月 日本文教基金日本綜合研究所 229-277
国際開発学入門 共著 2001年6月 弘文堂 24-35
知っていますか、日本の島 共著 2002年11月 自由国民社 9-41

- 竹島は日韓どちらのものか 単著 2004 年 4 月 文春新書
- 「竹島」その歴史と領土問題 単著 2005 年 3 月 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議
- 竹島問題 100 問 100 答 共著 2014 年 3 月 ワック出版
- 安龍福の供述と竹島問題 単著 2017 年 3 月 ハーベスト出版
- 不条理とたたかう 共著 2017 年 8 月 拓殖大学研究叢書 47 169-230
- 韓国の竹島教育の現状とその問題点 単著 2018 年 11 月 ハーベスト出版
- 日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと 単著 2020 年 6 月 ハーベスト出版
- 竹島 VS 独島 単著 2021 年 2 月 ワニブックス

学術論文

- 増穂大和の国学論 単著 1980 年 國學院大学大学紀要 第 11 輯 111-140
- 内訓の基礎的研究 単著 1987 年 2 月 仁川大学論文集 11 輯 79-101
- 竹島問題の現代的課題 単著 2000 年 6 月 国際開発学研究第 2 巻第 1 号
- 「竹島紀事」と「春官志」覚書 単著 2003 年 12 月 国際開発学研究第 2 巻 4 号 77-88
- 独島呼称考 単著 2008 年 3 月 拓殖大学人文科学研究所紀要 第 19 号 11-33
- 地方金融組合の成立とその時代背景 単著 2014 年 3 月 拓殖大学人文科学研究所紀要 第 31 号 19-49
- 日本型国際開発の原型 単著 2016 年 3 月 拓殖大学国際開発学研究第 15 巻 1 号 81-103
- 地方金融組合による朝鮮農村振興について 単著 2018 年 11 月 拓殖大学国際開発学研究第 18 巻 1 号 67-89
- 歴史認識問題としての竹島問題を何故、解決できないのか 単著 2019 年 3 月 歴史認識問題研究会 101-115

その他

- 竹島・東海・そして歴史認識問題 単著 2003 年 6 月 海外事情第 51 巻 6 号
- 朝鮮語及び朝鮮（韓国）研究 共著 2003 年 12 月 拓殖大学百年史編纂会編，外国語・地域研究の系譜 65-126
- 高句麗史論争と間島問題 単著 2004 年 12 月 海外事情 52 巻 12 号 103-118
- 間島問題考 単著 2005 年 10 月 海外事情 10 月号 70-86
- 竹島問題を「消す」なんてとんでもない 単著 2007 年 3 月 正論 228-236

竹島はなぜ奪われ続けるのか 単著 2011 年 4 月 海外事情 59 巻 4 号 19-39
日本海呼称問題で韓国を黙らせる 単著 2012 年 4 月 正論
韓国こそ過去を猛省せよ 単著 2012 年 10 月 WiLL 38-47
韓国よ,「歴史の冒涇」をやめよ 単著 2013 年 6 月 WiLL 197-203
尖閣は明代からの真っ赤な嘘 単著 2014 年 5 月 正論 134-141
竹島問題と歴史認識問題 単著 2014 年 1 月 海外事情 62 巻 1 号
「台湾と尖閣は不可分」? 尖閣を狙う中国の嘘八百に反論する 単著 2015 年 5 月
正論 176-183
竹島問題で跋扈する日本人リベラル学者たち 単著 2018 年 3 月 別冊正論 96-107
日本海は世界が認めた唯一の呼称 単著 2020 年 日本国際問題研究所 1-10
戦略なき日本政府の竹島政策と島根県の対応 単著 2020 年 日本戦略研究フォーラム季報 Vol. 84 109-115
竹島問題研究会最終(中間)報告書 I~4 期 共著 島根県竹島問題研究会



謝 辞

中 川 功

(政経学部教授)

本学の学部生時代に公私ともに大変お世話になった所属ゼミの中易一郎先生，第二外国語でご指導いただいた瓜谷良平，浦和幹男両先生，大学院で指導教授として研究テーマを導いていただいた細貝大次郎先生，松村平一郎先生に，まずは感謝の意を表します。

このような壁学の先達に導かれて西洋経済史担当として奉職する前の研究テーマは，スペインの土地制度史でした。不在地主と農民運動の関係や 18 世紀～19 世紀における Desamortización (デサモルティサシオン) という，教会の永代所有であった不動産・動産が国有化・売却された過程に関心がありました。後者は難解なテーマで苦しみました。そこで博士課程の時に，2 年弱スペインに留学することにしたのです。その体験から外国人労働者問題に関心が移りました。

現地で最も不思議だったのは，1980 年代前半にスペインの失業率は最高で 21.5%まで上がっていたにもかかわらず，外国人労働者が受け入れられていた事でした。留学するとみんなテーマが移民に変わると言われていた通りに，私もまんまとはまってしまいました。奉職後，移民史を執筆するチャンスに恵まれ，スペインだけではなく日本国内の日系人労働者の聞き取り調査などにも研究範囲を広げていきました。

さらにスペイン南部の自治州で働く東欧や北アフリカの労働者の労働現場である施設園芸や露地栽培農業も研究対象になっていきました。これらの展開には国内外の他大学の先達研究者たちに大いに助けられました。とくに科学研究費補助金いわゆる科研費を中心にした共同研究への参加は，その申請方法のイロハも含めて研究仲間の教えがあってこそ可能になったのでした。

学会活動では最初に旧土地制度史学会で発表した時に背中に流れた冷や汗の感覚が未だに残っています。運営側にも回って，長期的にはスペイン史学会，労働社会学会の事務局を務めました。本学での年次大会開催は，西洋史学会と社会政策学会が印象的です。どちらも 800 名前後の会員を擁する大規模学会なので多くのゼミ生に協力してもらいました。

担当科目では多くの体験をさせてもらいました。留学生別科ではクラス担任から日本事情に至るまで慣れない科目と留学生教育に励みました。しかし一番きつかったのは学

部委員会などと併行して開かれる留学生別科運営委員会への参加でした。確か毎週の開催でしたから。学部と別科での講義ノートづくりに追われました。新しい知識が加わるのは楽しみでしたがとにかく時間との勝負でした。

近年の教育で最も力を入れてきたのはアウトプット訓練と進路サポートなんですよ。大学教員もインターネット時代に入って、その社会的存在価値が質的变化をしていることを感じているのですが、学生が社会と世界から求められる「能力」もまた変わってきました。その能力を養成するのが「アウトプット中心主義」と結論付けています。

知識や体験の学習・吸収などのインプットを無視しているわけではありません。大学でおこなわれてきた学習・吸収を目的とするのではなく、書いたり発表したりするアウトプット表現を第一の目的に設定し、その実現手段としてインプットを位置づけるという発想の転換を図ることが必要なのでは無いかとの考えに至りました。

この考え方を基準にすると、今大学に圧倒的に足りないのはアウトプット機会です。ゼミでさえ知識の吸収に終始しているケースも多いようです。これからの大学の生き残りという観点からも、いかに早くこのような教育体制にシフトできるかが運命の分かれ道になりそうです。幸い、社会での拓大生の評価は、実践に強いのが特徴＝宝の1つと見られているようです。学生が面接でそう言われました。こうした評価を宝物として大学も学生も認識し、一層それを磨き上げる教育システムを学部・学内に構築していくことを要望しておきます。

長い間、本当にお世話になりました。すべての関係者のみなさまに心より感謝いたします。

中川 功教授 略歴

〈生 年〉

1950年9月6日 静岡県生まれ

〈学 歴〉

1977年3月拓殖大学商学部貿易学科 卒業

1977年4月拓殖大学大学院修士課程 経済学研究科（経済史専攻）入学

1980年3月拓殖大学大学院修士課程 経済学研究科修了

1980年4月拓殖大学大学院博士課程 経済学研究科（経済史専攻）入学

1986年3月拓殖大学大学院博士課程 経済学研究科 単位取得満期退学

〈職 歴〉

1969年4月静岡信用金庫 入庫

1972年1月静岡信用金庫 退庫

1986年4月拓殖大学 政経学部 助手

1987年4月拓殖大学 政経学部 専任講師

1991年4月拓殖大学 政経学部 助教授

2002年4月拓殖大学 政経学部 教授 現在に至る

〈主要業績〉

1987年10月 19世紀スペインの土地所有形態（1） 拓殖大学論集第168号（単著）

1990年12月 共通農業政策の適用とスペイン農業の地域性 拓殖大学論集第188号（単著）

1991年11月 東アジア農業の構造問題 農文協（共著）

1993年10月 スペインと中南米のデサモルティサシオン スペイン史学会会報第41号（単著）

1993年11月 ラティフンディオの経済と歴史 農文協（共訳）

1993年12月 ACTAS DEL TERCER CONGRESO DE HISPANISTAS DE ASIA. Asociación Asiática de Hispanistas, Tokio（共編）

1994年3月 EC加盟とスペイン経済 平成5年度科学研究費総合研究（A）成果報告書（共著）

1994年12月 外国人労働者の送り出しと受け入れの一国内並存状態の発生 拓殖大学論

集社会科学第 211 号（単著）

- 1997年 9 月 「アルメリアの奇跡」と EU 域内野菜主産地の移動 スペイン史学会会報
第 54 号
- 1997年12月 EU の野菜主産地へと成長するスペイン南部の施設農業 1997 年度日本農
業経済学会論文集
- 1998年 7 月 「在日日系人アンケート調査」第 1 次基本集計結果報告 法政大学比較経
済研究所（共著）
- 1998年10月 スペインの歴史 昭和堂（共編著）
- 2000年 3 月 「国際労働力移動」プロジェクト国際シンポジウム報告集——国際労働力
移動における地域ネットワークの形成と政策課題に関する国際比較研
究——平成 9-11 年度科研費基盤研究 B（2） 成果報告書（共著）
- 2000年 3 月 国際労働力移動のグローバル化 法政大学出版局（共著）
- 2001年 2 月 The Socio-economic Situation of Non-Nikkei Foreign Workers Jour-
nal of International Economic Studies (Hosei Univ.)（単著）
- 2003年 3 月 外国人労働者受け入れ論議が照らし出す日本の課題 大原社会問題研究所
（単著）
- 2004年 1 月 日本労働年鑑 2004 年版（第 74 集） 旬報社（共著）
- 2004年 1 月 スペインにおけるモロッコ人定住者の組織的自立と共生 スペイン史学会
会報第 73 号（単著）
- 2005年 3 月 平成 16 年度欧州における農業環境政策に関する調査分析委託事業報告書
（助食料・農業政策研究センター（単著）
- 2005年 6 月 EU 野菜生産の拠点化と価格・貿易競争化のスペインにおける外国人労者
の多元化 平成 14-16 年度科研費補助金 基盤研究(C)(2)（課題番号：
14530069）研究成果報告書（単著）
- 2007年 4 月 政経学部新入生ガイドブック 拓殖大学政経学部（共著）
- 2008年 7 月 EU 加盟で適地適作が進むスペインの水事情 ミツカン水の文化センター
「水の文化人ネットワーク」（単著）
- 2010年 2 月 「入ってくる移民——その多元化過程——」（『地中海ヨーロッパ（朝倉世
界地理講座 7）』所収 朝倉書店（単著）
- 2010年 3 月 移民受け入れ先進国となったスペインの移民政策と経済成長 『経済志林』
（法政大学）第 77 巻第 4 号（単著）
- 2010年 4 月 大学生学びのツール 拓殖大学政経学部（共著）
- 2012年11月 アンダルシアを知るための 53 章 明石書店（共著）
- 2012年11月 世界地名大事典 3——中東・アフリカ—— 朝倉書店（共著）

- 2013年 4 月 大学生学びのツール改訂版 拓殖大学政経学部（共著）
- 2013年 7 月 移民の国の社会生活（『地理』第 58 号所収） 古今書院（単著）
- 2016年 3 月 世界地名大事典 4 — ヨーロッパ・ロシアⅠ — 朝倉書店（共著）
- 2016年 3 月 世界地名大事典 5 — ヨーロッパ・ロシアⅡ — 朝倉書店（共著）
- 2016年 3 月 世界地名大事典 6 — ヨーロッパ・ロシアⅢ — 朝倉書店（共著）
- 2016年12月 現代スペインの諸相 — 多民族国家への射程と相克 — 明石書店（共著）

拓殖大学研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する、経営経理研究所、政治経済研究所、言語文化研究所、理工学総合研究所、人文科学研究所、国際開発研究所、日本語教育研究所および地方政治行政研究所（以下、「研究所」という。）が刊行する紀要には、多様な研究成果及び学術情報の発表の場を提供し、研究活動の促進に供することを目的とする。

(紀要他)

第2条 研究所の紀要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経営経理研究所紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所紀要『拓殖大学 理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』
- (6) 国際開発研究所紀要『国際開発学研究』
- (7) 日本語教育研究所紀要『拓殖大学 日本語教育研究』
- (8) 地方政治行政研究所紀要『拓殖大学 政治行政研究』

2 研究所長は、次の事項について毎年度決定する。

- (1) 紀要の『執筆予定表』の提出日
- (2) 投稿する原稿（以下、「投稿原稿」という。）及び紀要の『投稿原稿表紙』の提出日
- (3) 投稿原稿の査読等の日程

(投稿資格)

第3条 紀要の投稿者（共著の場合、投稿者のうち少なくとも1名）は、原則として研究所の専任教員、兼担研究員および兼任研究員（以下「研究所員」という。）とする。

2 研究所の編集委員会が認める場合には、研究所員以外も投稿することができる。

3 研究所の編集委員会は、前項に規定する研究所員以外のうち、講師（非常勤）の投稿について、年度1回を限度に認めることができる。

(著作権)

第4条 投稿者は、紀要に掲載された著作物が、本学機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）において公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することを許諾しなければならない。

2 共同執筆として紀要に掲載する場合には、共同執筆者全員がリポジトリにおいて公開されることおよび当該著作物の著作権のうち複製権・公衆送信権の権利行使を研究所に委託することについて承諾し、投稿代表者に承諾書を提出しなければならない。投稿代表者は、共同執筆者全員の承諾書を投稿する原稿と一緒に研究所に提出しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿原稿は、研究所の紀要執筆要領の指示に従って作成する。

2 投稿原稿は、図・表を含め、原則として返却しない。

3 学会等の刊行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は、紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿原稿区分は、次の表1、2のとおり定める。

表1 投稿原稿区分：第2条に規定する理工学総合研究所を除く研究所

(1)論文	研究の課題，方法，結果，含意（考察），技術，表現について明確であり，独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2)研究ノート	研究の中間報告で，将来，論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示，新しい知見の速報などを含む。
(3)抄録	本条第5項に該当するもの。
(4)その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（公開講座記録等）については，編集委員会において取り扱いを判断する。また，編集委員会が必要と認めた場合には，新たな種類の原稿を掲載することができる。

表2 投稿原稿区別：理工学総合研究所

(1)論文，(2)研究速報，(3)展望・解説，(4)設計・製図，(5)抄録（発表作品の概要を含む），(6)その他（公開講座記録等）

2 投稿原稿区分は、投稿者が選定する。ただし、紀要への掲載にあたっては、査読結果に基づいて、編集委員会の議を以て、投稿者に掲載の可否等を通知する。

3 紀要への投稿が決定した場合には、投稿者は600字以内で要旨を作成し、投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし、要旨には、図・表や文献の使用あるいは引用は、認めない。

4 研究所研究助成を受けた研究所員の研究成果発表（原稿）の投稿原稿区分は、原則として論文とする。

5 研究所研究助成を受けた研究所員が、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

(投稿料他)

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

2 投稿者には、抜き刷りを30部まで無料で贈呈する。但し、査読を受けた論文等に限る。

(リポジトリへの公開の停止及び削除)

第8条 投稿者よりリポジトリへの公開の停止及び削除の申し出があった場合または編集委員会がリポジトリへの公開の停止及び削除が必要と判断した場合には、リポジトリへの公開の停止及び削除をおこなうことができる。

(その他)

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、編集委員会の議を以て決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

拓殖大学人文科学研究所紀要

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領

1. 発行回数

紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年 2 回発行する。原稿提出期日および発行は、次のとおりとする（厳守）。

(1)	原稿は、 6 月末日締切	—	10 月発行
(2)	原稿は、 10 月末日締切	—	3 月発行

2. 執筆予定表

投稿希望者は、研究所が定めた日までに、紀要の執筆予定表に必要事項を記入・捺印し、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

3. 使用言語

使用言語は、日本語又は英語とする。ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に人文科学研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に書面にて申し出て、許可を受ける。

許可を受けた原稿は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

4. 様式

投稿する原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿 2 部を、編集委員会に提出する。

- (1) ワープロを使用する際は、A4 判の白紙片面を縦長に用い、横書きで、1 行 39 文字、1 ページ 34 行で印字する。その際、天地、左右各 30 mm 程度の余白をとっておく。縦書きの場合もこれに準ずる。
- (2) 欧文による原稿の場合は、A4 判の白紙片面を縦長に用い、天地左右の余白を 30 mm 程度とり、1 行 78 文字、1 ページ 34 行で印字する。外国語の要約の原稿もこれに倣う。
- (3) 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、A4 縦版・横書で次のとおりとする。なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。
 - ① 日本語および全角文字で記す場合、原則として 24,000 字以内。
 - ② 欧文の場合、原則として 48,000 字以内
- (4) 投稿者は、紀要の複数の号にわたり、同一タイトルで投稿を希望することはできない。ただし、「資料」の場合は、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で、記載原稿の全体像と回数を明示しなければならない。

5. 原稿

- (1) 原稿区分は、「拓殖大学研究所紀要投稿規則」に記載されているとおりするが、「その他」の区分、定義については付記のとおりとする。
- (2) 原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。
- (3) 投稿は、完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4) 投稿する原稿とあわせて、「拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究」投稿原稿表紙に必要事項を記入、「拓殖大学機関リポジトリへの公開等の許諾」に捺印し、原稿提出期日までに添付する。

6. 本文表記

- (1) 本文の構成を章・節・項のように分ける場合、それぞれの表記の仕方は、例えば、章はⅠ・Ⅱ……，節は1・2……，項は1)・2) ……などの表記方法があるが、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの表記方法に準ずること。
- (2) 数字は算用数字を用いる。数字や欧字は、1字のみの場合を除き、半角とする。
ただし、縦書きの場合に限り、数字は原則として漢数字を用いる。
- (3) 特殊な字体（イタリック・ボールド・ギリシャ文字など）・紛らわしい文字（l〈エル〉・1〈イチ〉・i〈アイ〉・0〈ゼロ〉・O〈オウ〉など）や大文字・小文字（Wとwなど）は、明瞭に区別できるよう指定する。また、添え字も、上付き・下付きを明瞭に指定する。
- (4) 本文中に文献・資料を引用・参照する場合は、下記の例のように、文献・資料の著者名（姓のみ）と発表年を示し、必要に応じて関連ページも示す。
青木（2001）は……，上村（2002：50-61）は……，青木・上村（2003）によれば……，…という説がある（大山 1998：43-52）。……という見解もある（飯田 2003；太田 1999）。青木ほか（2004）は……，など。
- (5) 本文中に文献・資料の一部を引用する場合は、引用部分を、「」でくくる、字下げする、活字ポイントを小さくする、などの方法で表す。

7. 図・表・数式の表記および作成

- (1) 図（図には写真も含む）および表は必要最小限にとどめる。とくに、同じデータに関する図と表の重複は避ける。
- (2) 図および表は、各図・各表ごとに別紙とし、それぞれ、図1・図2… 表1・表2…のように通し番号を明示し、執筆者名を記入する。
- (3) 図および表のタイトル・説明文・出典などの原稿は、別紙にまとめる。外国語の要約をつけた場合は、図・表のタイトルと説明文は、外国語を併記することができる。
- (4) 本文中の図および表の挿入希望位置は、本文原稿の右側余白に記入する。また、図・表の大きさや体裁について希望がある場合は、本文原稿上に枠で指定するか、おおよその大きさなどを右側余白に記入しておく。なお、図・表の大きさや体裁は、編集委員会で決める。したがって執筆者の希望に添えない場合もある。
- (5) 図および表を本文中に引用する際は、「図1によれば……」「……は表3に示される」などのように示す。
- (6) 図は、黒インクで明瞭に描いたものか、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して描いたもので、そのまま写真製版が可能なもの（版下原稿）に限る。
- (7) 表は、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して作成する。
- (8) 図中や表中の文字や数字の大きさ、図の表現の細かさについては、刷り上がりの大きさで明瞭に読みとれるよう、縮小率を十分考慮して決める。
- (9) 数式は専用ソフトなどを使用して正確に表現する。数式の下は1行ずつあける。

8. 注とその記載方法

- (1) 注は、本文内容の補足説明を行う場合と、引用・参照した文献・資料の出所を明示する場合に用いる。
- (2) 本文中の当該箇所の右肩に（ ）でくくった通し番号をつけ、注の内容は、本文のあとに、通し番号順にまとめて記す。

9. 文献・資料の表示方法

本文中で引用・参照した文献・資料を表示する方法としては、本文中には著者の姓と発表年のみを記し〈これについては、前ページの本文表記4を参照のこと〉、原稿末尾の文献・資料表に詳しく表示する方法と、本文中には記さず、本文のあとの注に詳しく表示する方法の二つが一般的である。

(1) 文献・資料表に表示する場合

- ① 文献・資料表に、下記の要領で記載する。なお、文献・資料表は、原稿の末尾（注の後ろ）に掲載する。
 - a. 学術雑誌など定期刊行物の場合は、著者名・発表年・文献名・定期刊行物名・巻または号番号・文献の最初と最後のページを明記する。単行本の場合は、著者名・発表年・書名・出版社（出版所）名を明記する。
 - b. 著者が複数の場合も、全著者名（姓名）を列記する。
 - c. 定期刊行物の巻・号番号およびページについては、巻ごとの通しページがある場合は、巻番号（ゴシック）と通しページを記す。巻ごとに通しページがない場合は、巻番号（ゴシック）のあとに号番号を（ ）でくくって示し、号ごとのページを記す。号番号のみの場合は、（ ）でくくった号番号とページを記す。
- ② その他の書式（記載順序や方法）については、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの要領に則って、統一した形式で記すこと。
- ③ 文献・資料の並べ方は、下記の要領による。
 - a. 日本語文献・資料、アジア地域言語文献・資料、欧語文献・資料の順に並べる。
 - b. 日本語文献・資料は、著者名の五十音順に並べる。アジア地域言語文献・資料はそれぞれの著者名の当該言語の固有の配列順（あるいはカタカナ表記の五十音順）に並べる。欧語文献・資料は著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。
 - c. 同じ著者の文献・資料は発表年の順に並べる。同じ発表年のものが複数ある場合は、本文の引用順に、a・b……を発表年のあとにつけて並べる。

(2) 注に表示する場合

- ① 注の該当箇所に著者名・文献・資料名などを詳しく表示する方式で、この場合は、文献・資料表を省くことができる。
- ② 表示例は、以下の通り。

【日本語文献・資料】

小林政吉『宗教改革の教育史的意義』（創文社 1960）p. 12. 《単行本の場合》

林 泰成「ピーターズのコールバーグ批判」（佐野安仁、吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社 1993）p. 34. 《単行本所収の論文の場合》

石井雅史「コミュニケーションと規則」（日本哲学会編『哲学』第51号 2000）pp. 270-272. 《学術雑誌等の掲載論文の場合》

G. ドゥルーズ『ベルクソンの哲学』宇波彰訳（法政大学出版局 1974）p. 25.

《和訳書の場合》

【英文文献・資料】

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145. 《単行本の場合》

A. H. Bullen (ed.), *The Works of Francis Beaumont and John Fletcher* (Variorum ed.;

London London: George Bell and Sons, 1908), pp. 49-53. 《論文集の編者表記の場合》
G. M. Dutcher et al., *Guide to Historical Literature* (New York: The Macmillan Co., 1931),
p. 50. 《著者が3名以上の場合》

F. A. Moe, "School Retrenchment," *School Review*, XLII (May 1934), p. 40.

《学術雑誌等の掲載論文の場合》

John Calvin, *The Institutes of the Christian Religion*, trans. Henry Beveridge (2nd ed.;
Edinburgh: T. & T. Clark, 1895), I, pp. 40-45. 《英訳書の場合》

【欧文文献・資料の略語の用法】

欧文文献・資料の引用・参照の際によく使われる略語（loc. cit., ibid., op. cit.）の用法
を、以下に記す。

loc.cit. 同じ文献・資料の同じ箇所を連続して引用する場合に用いる。

ibid. 同じ文献・資料から連続して引用する場合に用いる。その際、前と引用ページが異
なる場合には、当該ページを表示する。

op.cit. 前に挙げた文献・資料に、いくつかの注を隔てた後に、再び言及する場合に用いる。
したがって、この場合は、著者名（姓のみ）とページ数とを必ず表示する。

上記の略語は、単行本と学術雑誌の場合はイタリック体で、論文の場合はローマン体で表
記する。

[使用例]

(1) T. M. Parrot and R. H. Ball, *A Short View of Elizabethan Drama* (New York: Charles
Scribner's Sons, 1943), p. 190.

(2) *loc. cit.*

(3) *ibid.*, p. 325.

(4) E. H. C. Oliphant, *The Plays of Beaumont and Fletcher* (New Haven: Yale University
Press, 1927), p. 67.

(5) Parrot and Ball, *op. cit.*, p. 198.

(6) Oliphant, *op. cit.*, pp. 89-91.

：

その他のよく用いられるページ表記略号（ただし、英文文献・資料の場合）

p. 5. = page 5 の意味

pp. 17 f. = pp. 17 *et seq.* と表す。これは page 17 and the following page の意味

pp. 20 ff = pp. 20 *et seq.* と表す。これは page 20 and the following pages の意味

* 欧文文献・資料では、注に示す場合と、文献・資料表に示す場合とでは、著者名などの
表記の仕方が異なる。これについては、以下の例を参照のこと。

〈 注に示す場合 〉

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins
Press, 1945), p. 145.

〈 文献・資料表に示す場合 〉

Judson, Alexander C., *The Life of Edmund Spencer*. Baltimore: The Johns Hopkins
Press, 1945.

* なお、インターネット上の文献・資料を引用・参照する場合は、文献・資料表あるいは
注に、原則として下記の事項を記載する。

執筆者・タイトル・年月日（掲載年月日あるいは更新年月日あるいは取得年月日）・URL

10. 原稿の審査

編集委員会が審査し決定する。その手続きは次の通り。

- (1) 原稿の内容に応じて編集委員以外の査読者を選び、査読を依頼する。それとともに編集委員の中から担当委員を選ぶ。査読者および担当委員は、原則として各1名とするが、場合により複数名とすることもある。
- (2) 査読者および担当委員は、論文・研究ノート・抄録・その他については、以下の11項目について原稿を検討し、査読結果（掲載の可否・原稿種類の妥当性についての意見や原稿に対するコメントなど）をまとめ、それを編集委員会に報告する。
 - ① タイトルは内容を的確に示しているか
 - ② 目的・主題は明確か
 - ③ 方法・手法は適切か
 - ④ データは十分か
 - ⑤ 考察は正確かつ十分か
 - ⑥ 先行研究を踏まえているか
 - ⑦ 独創性あるいは学術的価値（資料的価値）が認められるか
 - ⑧ 構成は適切か
 - ⑨ 文章・語句の表現は適切か
 - ⑩ 注や参考文献の表記は、執筆要領に添ったものになっているか
 - ⑪ 図・表の表現は適切か
- (3) 編集委員会は、これらの報告に基づいて、委員の合議により、掲載の可否、原稿種類の妥当性および次項の「審査結果のお知らせ」に添える文書の内容などを決定する。なお、掲載の可否については、①このままで掲載、②多少の修正の上で掲載、③大幅な修正が必要、④掲載見送りの4段階で判定する。③については、執筆者の修正原稿を査読者と担当委員が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が掲載の可否等を決定する。
- (4) 研究会記録および公開講座記録の原稿については、原則として掲載する。ただし、この場合も編集委員の中から担当委員を選び、担当委員は上記項目の9)等を検討する。その結果、執筆者に加筆修正を求めることがある。

11. 原稿の審査結果・変更・再提出

- (1) 投稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載を決定する。その際に編集委員会は、原稿区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2) 編集委員会は、査読に基づき、若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。

また、上記判定を受けた投稿者は、その趣旨に基づいて、原稿を速やかに修正し、再度、編集委員会に提出する。ただし、査読結果の内容に疑問・異論等がある投稿者は、編集委員会にその旨を申し出ることができる。
- (3) 投稿者は、投稿を許可された原稿（査読済）を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (4) 査読の結果、大幅な修正がある場合には、投稿者の修正原稿を編集委員会が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載の可否等を決定する。
- (5) 編集委員会が、紀要に掲載しない事を決定した場合は、人文科学研究所長（以下「所長」という）より、その旨を投稿者に通達する。

12. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）

にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出する。電子媒体の提出時には、使用 OS とソフトウェア名を明記する。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿（データ）を保管しておく。

13. 校正

投稿した原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長、編集委員長が三校を行う。

この際、投稿者がおこなう校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

また、投稿者は、編集委員会の指示に従い、迅速に校正を行う。

投稿者が、期日までに校正が行われない場合には、紀要への掲載はできない。

14. その他

本執領に定められていない事項については、投稿者（執筆者）と協議の上、編集委員会が判断する。

15. 改廃

本執筆要領の改正は、編集委員会が原案を作成し、本研究所会議の議を経て、所長が決定する。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

付記：「その他」の区分・定義について

①	研究動向：	ある分野の研究成果を総覧・整理しまとめたもので、研究史・研究の現状・将来への展望などを論じたもの。
②	調査報告：	ある課題についての文献・アンケート・聞き取り調査などの報告で、調査の意義が明確なもの。
③	資 料：	文献・統計・写真など、研究にとっての資料的価値があると思われる情報を吟味し、それに解説をつけたもの。
④	討 論：	本紀要に掲載された論文等に対する批判・質問および執筆者からの反論・回答。
⑤	研究会記録：	本研究所主催の研究会の講演内容および質疑の概要。
⑥	公開講座記録：	本研究所主催の公開講座の講演内容の詳細な記録あるいは概要。

以 上

- (31) 前掲、後神俊文「『靈か肉か』の頃」
- (32) 前掲、山田貞光『木下尚江と自由民権運動』
- (33) 引用は、前掲『木下尚江全集第一八巻』による。
- (34) 前掲、山路愛山「現代日本教会史論」
- (35) 前掲、山路愛山「現代日本教会史論」

【附記】 木下尚江『靈か肉か』本文引用に関しては、『木下尚江全集 第五巻』

(平成三年一月、教文館) によった。

本稿は文部科学省科学研究費基金・若手研究(B)「19世紀末ドイツにおける人文主義と森鷗外の歴史叙述」(17K13396)の助成に基づく成果の一部である。

(原稿受付 二〇二〇年一〇月二八日)

月に発売禁止となった。下篇は明治四十二年二月に第二版刊行後、上篇とともに発売禁止となった。「これは一八九三（明治二六）年に制定された出版法によるもので、禁止の理由は安寧秩序妨害に該当するものとの認定であった」（山田貞光「解説」『木下尚江全集第五卷』平成三年一月、教文館）とされる。

(9) 前掲、柳田泉「日本革命の予言者木下尚江」

(10) 藤田美実「木下尚江——その発想と回心について」『明治的人間像』（昭和四三年一月、筑摩書房）

(11) そのほか、篠田太郎「木下尚江の作品」『近代日本文学研究』昭和九年一〇月、楽浪書院）は「宗教小説」への「過渡期」ととらえ、それを踏まえた青木信雄「霊か肉か」『木下尚江研究』平成三年一月、双文社出版）は「いわば離脱の文学への萌芽を告げる作品」と『霊か肉か』の文学史的位置をとらえている。

(12) 後神俊文「『霊か肉か』の頃」『木下尚江考』平成六年一月、近代文芸社

(13) 照井信雄「木下尚江『霊か肉か』試論」『国文学解釈と教材の研究』一七一二、昭和四七年二月）

(14) 前掲、照井信雄「木下尚江『霊か肉か』試論」

(15) 前掲、柳田泉「日本革命の予言者木下尚江」

(16) 前掲、後神俊文「『霊か肉か』の頃」

(17) 現在の東京大学農学部の前身にあたる内務省樹木試験場が明治一年に創設されて以降、明治一五年に東京山林学校と改称、その後明治一九年に駒場農学校と合併し東京農林学校となった。明治二三年には帝国大学と合併、分科大学の農科大学となる。『東京帝国大学五十年史 上』（昭和七年一月、東京帝国大学）、福島康記「わが国林学草創期における林政学について」『山林』平成二三年四月）、岡本貴久子「記念植樹と日本近代——林学者本多静六の思想と事績——」（平成二八年三月、思文閣出版）参照。

(18) 川井一之「近代農学の黎明」（昭和五二年五月、明文書房）

(19) 山路愛山「現代日本教会史論」『基督教教論』明治三九年七月、警醒社、

引用は隅谷三喜男編『日本の名著40徳富蘇峰 山路愛山』（昭和四六年八月、中央公論社）による。

(20) 井上好人「木下尚江・小説『墓場』にみる知識人——キリスト教社会主義者について——」『金沢経済大学論集』三五一二、平成一三年二月）は、「キリスト教の教義と土族的エートスとの親和関係を強調してきたこれまでの言説に疑問符」を呈し、数量的分析によって再検討をおこなっている。

(21) 前掲、山極圭司「評伝 木下尚江」には、「秀勝は権力への反抗を思わず、武家の商法の仲間にも加わらず、巡査という職業を選んだのであり、かくて尚江の一家は貧しくとも平和な生活を維持できたし、尚江は中学から更に東京へ遊学することもできた」と述べられている。

(22) 前掲、川井一之「近代農学の黎明」

(23) 山本悠三「足尾鉍毒事件と農学者の群像」（令和元年五月、随想舎）

(24) 木下尚江「慈善演芸の流行」『毎日新聞』明治三六年六月二八日、引用は、『木下尚江全集第一六卷』（平成九年六月、教文館）による。

(25) 木下尚江「婦人社会の救済」『毎日新聞』明治三六年一〇月一七日、引用は、前掲『木下尚江全集第一六卷』による。

(26) 山田貞光「木下尚江と自由民権運動」（昭和六二年一月、三一書房）

(27) 前掲、後神俊文「『霊か肉か』の頃」は、こうした大村の行脚活動に「尚江の新生活運動の原型」を見、小山や本間との交流に「農村のインテリ層に対する期待」を読んでいる。

(28) 前掲、清水靖久「野生の信徒 木下尚江」

(29) 前掲、清水靖久「野生の信徒 木下尚江」

(30) 一般には「解説」（『木下尚江全集第一八卷』）で「この雑誌における『同人』木下の位置は、実際には寄稿者にとどまるものだったようであり、のちに『我輩自身も「新紀元」だの「新生活」だのと、兎角に此の「新」の字を振り廻はして来た」（『浪人独語』一一年一月）と回顧したとき、『新天地』は挙げない程度のかかわりだった」と、『新天地』とのかかわりは重視されていない。

尚江と赤司は「神の愛としての霊」の優位性を説く点では目指すべき方向は同一であるが、その獲得方法は異なる。例えば、赤司『青年と人格』（明治四二年一月、千代田書房）に寄せられた、尚江の「巻頭語」からは両者の違いが浮かび上がってくる。「青年」に「人格」を説く赤司に対し、尚江は「唯物主義、感覚主義、歓楽主義の真中へ生み落とされた現代の青年が、肉情に駆られ、肉慾を逐ふて走つたからとて、別に驚く程の事件ではありませんまい」と述べた上で、こうした「歓楽其物が人生の災厄である、人生其物が罪惡の業報であることを衷心思ひ諦らめる悲壯嚴肅な時が、必ず瞬く間に襲来」と主張する。そして、そうした「自己破壊」が重要であるとし、「我等は妄念妄想の自己破壊を物の見事に成就するまでは、軽々しく「神の愛」など喋り散らしてはならないと思ひます」と赤司の説に対し、自説を展開したのである。

「唯物主義、歓楽主義の勝利」とその「滅亡」が「神の国」へ迫り着く道であると唱える尚江にとって、「肉欲」の罪を犯した信夫が「罪の聖母」として救われるという『霊か肉か』の結末は、まさに尚江の目指す「神の国」である。ここでは、『霊か肉か』という二項対立は解消され、「霊」の中に「肉」は内包されたといえよう。

赤司が進化論を執拗に持ち出し、尚江が現代における「唯物主義」の「勝利」を認めたように、「霊」か「肉」という二項対立の延長線上にあるのは、進化論を中心とする自然科学と信仰をいかに調停していくべきかという問題である。明治二十年代、日本に渡来した新神学は、「科学的・歴史的の批評に基づきたる旧・新約の研究」³⁴を基礎とするものであっ

た。赤司の信仰する普及福音教会も、そうした新神学の一つとされる。そのため、それまでのキリスト教の信仰は大きく揺らぐことになったが、「一方に科学に重きをおくものあれば他方には古典に重きをおくものあり。科学も一個の力なり、されど古典もまた一個の力なり。歴史の研究はもとより宗教に達する一方便なり。されど歴史はただちに宗教にあらず」と山路愛山が回顧しているように、³⁵ 決定的な解決を提示するには至らなかった。このように考えてみるならば、尚江の提示した『霊か肉か』という問い自体きわめて近代的なものであり、両者を内包する公共性を確立しようと揺れ動く動きそのものが明治近代特有のものであったといえるのではないだろうか。

《注》

- (1) 赤司繁太郎「編輯局だより」『ユニヴァサリスト』一一、明治三七年一月、赤司繁太郎については、赤司繁雄『自由基督教の運動 赤司繁太郎の生涯とその周辺』平成七年八月、朝日書林）参照。
- (2) 『ユニヴァサリスト』三一八（明治四一年八月）、引用は『木下尚江全集 第一八巻』（平成一年三月、教文館）による。
- (3) 「新天地発刊の辞」『ユニヴァサリスト』三一七、明治四一年七月、引用は前掲『木下尚江全集 第十八巻』による。
- (4) 清水靖久『野生の信徒 木下尚江』（平成一四年二月、九州大学出版会）
- (5) 山極圭司『評伝 木下尚江』（昭和五二年五月、三省堂）
- (6) 「慚謝の辞」『新紀元』一二、明治三九年一月
- (7) 柳田泉『日本革命の予言者木下尚江』（昭和三六年五月、春秋社）
- (8) 上篇はその後明治四十一年五月に第七版を刊行したが、明治四十三年九

『遊民』（『新天地』一一二、明治四一年一月）と題するものがある。

土を離れた人間には最早生活と云ふものが無い、人は皆な悔改めて土に立ち返へらねばならぬ、況して百姓は自分等の光榮を自覚せねばならぬと、例の地上天国論を繰り返へす、實際土に生活して居る人達に向て、僕等のような遊んで居る人間が労働神聖の講釈をする程間違つて滑稽なことはない

三河島村町屋での生活は「働く農民に接することによって、労働を耕作に限定し、知的労働の価値を否定した尚江は、自分達を遊民と意識するようになる」³¹というように、「遊民」という痛烈な自己批判をもたらすものであった。「実際に土に生活して居る人達」との差異を痛感した尚江は、町屋での生活を離れ、その後岡田式静坐法にのめりこんでいくことになる。

おわりに

「明治史についてみると、日本の近代化に大きな役割を果たしたキリスト教、就中そのプロテスタンティズムの精神に、あらためて重要な意義を見いだすのは、私ばかりではあるまい」と『木下尚江全集』の編者山田貞光は述べているが、本稿の関心も木下尚江を始めとする明治のキリスト教者たちが、どのような近代化を目指し、そのためにいかなる

公共性を構築しようとしていたのかを考察することにある。本作の中心である「霊」か「肉」という問いは、キリスト教者共有の問いであると考えられるが、最後に『新天地』同人であった赤司繁太郎がこの問いをどのように処理しているかを見ることによって、明治プロテスタンティズムの一端を考えてみたい。

雑誌『新天地』によって、尚江と赤司に交わりがあったことは既に見てきたが、両者の交錯は単なる人間関係にとどまるものではない。『霊か肉か』刊行の二年後、赤司は「道徳、宗教上の感想を輯録」した『霊乎肉乎』（明治四三年四月、警醒社）を刊行している。赤司は「霊か肉か」という問題は「進化論で唱ふる所の人間に関する議論」と関わる問題とした上で、「智と情との調和、宗教と科学との一致を主唱」するために本書を書いたと言う。まず、動物から人間が神に近い形に進化してきたことを大要し、「肉の発達円満は最早限りがあるが如くに思はれる、霊の方面に至りては益々すゝめばすゝむ程限なきやの感が起されるのである」と霊の進化に対する努力を勧めている。赤司は「霊か肉か」は千古に渡りて響く大問題で有が、明かに吾人は其霊に有と答ふるに躊躇するの必要を見ざるのである」と霊の優位性を説き、「この霊なる神の霊たる所は愛なる精神による、霊は愛であると云ふのと神は愛なりと云ふのとは同じやふに云はれてをる所からみれば、神は其愛なる所に真の霊的生命を発揮したまふ」と「神の愛」を獲得するための「真の霊的生命」を獲得することを唱える。そのため、赤司は「青年」に向けて、「真の霊的生命」を獲得するための「人格」を説く活動が続けていく。

律の空論を弄べる我手は、柔弱殆ど鋤を擔ふの力だに無し、古人曰く詩を作るよりも田を作れと、我熟々此の真理を思ふて而かも直に之を行ふこと能はず、慚愧を忍んで拙詩を綴り、弘く之を同憂の諸君に頒つ

法律家でも政治家でも詩人でもなく、悩んだ結果林学に進んだ大村の選択は「政治法律の空論を弄べる我手は、柔弱殆ど鋤を擔ふの力だに無し」と述べる「序」の「慚愧」の言葉と重なり合う。『靈か肉か』において大村は、最終的に「労働と云へる百姓の大きな力」に、大きな可能性を見出していた。大村は百姓である清吾に「君等は我が田地、我が物と云ふが如き、小さいな慾を棄てねばならぬ、其れと同時に労働と云へる百姓の大きな力を覚らねばならぬ」と語りかける。地方を自分の足で歩き、言葉を聞き取り、自立を訴えかける大村のこうした運動には、当時尚江が取り組もうとしていた新生活運動の「原型」が見られるという指摘がある。⁽²⁷⁾

新生活運動は、明治四十一年二月雑誌『新生活』を刊行することで唱え始めた、尚江の新しい活動である。すでにその萌芽は伊香保山中で構想されたとされているが、根幹には「組織をつくらないで個人に訴える社会運動を意図した」⁽²⁸⁾という考えがあった。尚江の新生活運動の本質について、清水は次のように述べる。

木下が新生活によって実現しようとした理想は、年来追求してきた

「天国」「神の国」だった。その中身が人類同胞の愛の世界であって、死後にはなく地上に造られる理想の社会であることも変わらなかった。ただその実現方法は、もはや「決議」や「制度」による政治であってはならず、権力と権力欲が強く否定された。(中略) 木下の新生活の運動が組織を否定して人々の靈魂をじかに提えようとしたもの、そのような政治否定、権力否定の思想と関係していた。⁽²⁹⁾

新生活運動によって目指されたものは、尚江が従来追求していた地上における「神の国」という理想であったが、その実践方法は大きく変わっていた。「政治」や「権力」を否定した尚江は、人間一人一人の「靈魂」に訴えかけることで、社会的関心を共有しようとしていた。大村が農科の学生として造型されたのは、その思想を表す最も適切な設定としてあえて選択されたのだといえる。

新生活運動に挫折した尚江は、やがて居を百姓たちの住む三河島村町屋に移し、自ら労働を試みる。雑誌『新天地』に同人として参加するのは、この時期である。このように考えてきたとき、「はじめに」でふれた『ユニヴァーサリスト』誌上における尚江の「それを完成するには必ず君の熱心なる助力を待たねばならぬ」という同志への呼びかけは、「神の国」の実現のために、人々の靈魂を「じかに提えようとした」思想と接合する。短期間とはいえ、赤司らと『新天地』で共に活動したことは、尚江の同時代的な動向に促されて選択されたものであったのである。⁽³⁰⁾

尚江は『新天地』にいくつかの短い随筆を載せているが、その一つに

『此の位の町に最早芸妓屋があるんですか』

『実に面目無いことで御座います、是れも矢張り戦争の産物なので御座います、』

『戦争の産物?』

『然うで御座います、「償金」の声は日本全国に有形無形幾多の罪悪を生んだことで御座いませうが、此の小さいな田舎町にも、彼云ふ黴菌を生みつけました』

キリスト教社会主義者として尚江が長く廃娼運動に関わっていたことは、よく知られている。例えば、「婦人社会の救済⁽²⁵⁾」では「婦人中の最多数なる破操せられんとする少女、既に破操せられたる売女者流に向て救済の必要」を唱え、「救済とは何ぞや、金銭を与ふるの謂に非るなり、衣食を与ふるの謂に非るなり、先づ彼等の敗気濁水の中より引き取りて之に独立の精神を与ふることなり」と述べている。ここでの救済すべき婦人には、「芸妓」だけでなく、「紡績製糸機織」の「女工」なども含まれる。大村が全国行脚の最中に、塩尻峠で諏訪の製糸場に向かう工女たちとすれ違う場面は、こうした主張を重ねると分かりやすい。作中には「是れは皆な諏訪の製糸場へ雇はれて行く工女である、否な、買はれて行く奴隷である」と、婦人に対するはっきりとした認識が示されているのである。

廃娼運動と関連して、尚江が継続的に唱え続けていたのが禁酒運動である。作中には既に述べたように、東穂高禁酒会の人々が登場するが、

この会は明治二十四年十二月二十日に、のちに新宿の中村屋の主人として知られる相馬愛蔵を中心として発足した実在する会である。作中で本間仁蔵として登場する、禁酒会の中心人物はこの相馬愛蔵をモデルとしていると言われている。彼らは禁酒とともに、地元に起こっていた芸妓設置に反対運動を唱えていた。相馬と同郷であり、松本中学から東京専門学校の同窓生だった尚江も、同じ思想の方向性を持っていたと推察されよう。

結局、東穂高禁酒会の芸妓設置反対運動は失敗に終わり、「当時の東穂高組合高等小学校の教員で、芸妓設置反対運動の急先鋒だった井口喜源治、望月直弥の教壇追放という結果⁽²⁶⁾」となった。この結果については、作中登場する野口という人物が「穂高の町の出生で、村の小学校の教員として子弟からも父兄からも人望があつたが、師範学校出身で無い為めに教員仲間から排斥された、彼が人望があればある程、教員仲間から忌み嫌はれた、そして彼が本間と禁酒会を建てたり、耶蘇教に近いしたりしたことが、遂に倔強の口実となつて、免職されることになつたのである」と設定されていることも、重なり合う。このように『霊か肉か』を通して、読者は同時代の尚江の思想の一端にも触れることができるようになっていのである。

作中の大村の田舎に対する考えの深化は、下篇「序」に次のように書かれる尚江自身の考えの変化にも重ねることができらるだろう。

悲哉、労働を賤みたる武士道の遺伝は我が心の底深く残り、政治法

鉾毒被害を死去まで告発し続けた田中正造に尚江が心酔しており、自身もキリスト教社会主義者としてこの公害と闘い続けたのは周知の事柄である。大村がキリスト教者であり、農学者であるという設定からは、足尾鉾毒事件に関与した学者たちを彷彿とさせる。大村は、文科や法科からではなく、農科から近代国家を見据え、近代の問題を克服しようとした人物として設定されているといえる。それでは、大村の見ていた近代の問題とはいかなるものであったのだろうか。『靈か肉か』には大村や周辺の人びとの行動を通して、様々な社会問題が示されている。しかも、それらは尚江自身が以前より中心的に取り組んでいた問題でもあった。

例えば、以下の引用に見られる、慈善事業の流行に対する批判である。作中では信夫の実家である華族の水野家で慈善事業について、議論がなされる。信夫は兄嫁より慈善事業に手を貸すことを頼まれるが、それを断ってしまう。その後の場面で、以下のように慈善事業を行っている貴族たち自身が、その欺瞞性や無意味さについて自覚していることが明らかにされる。

『無責任じやありませんよ、慈善事業が盛になるに従て、下層社会に益々怠惰の風が増長しますからね、必竟国家の弊害ですよ』

『其様冷酷なことを仰つしやつて、——慈善は貴族の責任じやありませんか、何処の国でも皇室が率先して慈善事業を奨励して居なさることは貴方も御存知でせう』

『併し我輩は放任主義です、若し慈善の必要があるならばですね、

少こし役にでも立ちさうな貧乏人の小児を、名々一人でも二人でも引き取つて世話してやつたら可いでせう』(中略)

『只だ、同じものが、自分の邸へ引き取つて世話した方が可からうと思ふたのですよ、真個の慈善心があるならばですね』

慈善事業が盛んになるに従って「下層社会に益々怠惰の風が増長する」という持論を述べる信夫の兄は、妻の勧める慈善を「真個の慈善心」とは考えていない。そうした考えに対し、この場に居合わせている貴族たちがそのことに自覚的であることが、戯画的に描かれている。中でも兄嫁の智恵子がこの慈善事業の中心にいとされているが、尚江は早くより婦人を中心とする「慈善演芸の流行」について「其弊害の多大なる」ことを指摘していた。尚江にとって「今日の慈善興行」は「慈善の真価を解せざる男女の一贅沢なり、慈善売買の罪惡あり、是れ慈善を弄ぶものなり、婦人を誤るもの」であり、特に婦人の慈善事業について警鐘を鳴らしているのである。

また、『靈か肉か』には数回芸妓屋の場面が描かれる。大村の大学の友人である庵崎が常連として設定されているということもあるが、行脚中の大村が「田舎」にも芸妓屋があることに驚く場面がある。ここでは「戦争の産物」としての「微菌」として、次のように芸妓屋の存在は否定的に描かれている。

『あれは皆な芸者屋で御座います』

たことは、山路愛山「精神的革命は時代の陰より出ず」で指摘され、同時代に大きな影響を与えたことで知られている。²⁰ 愛山は自ら幕臣の子弟であることを踏まえ、「試みに新信仰を告白したる当時の青年についてその境遇を調査せよ。植村正久は幕人の子にあらずや。彼は幕人のすべてが受けたる敗戦者の苦痛を受けたるものなり。本多庸一は津軽人の子にあらずや。維新のときにおける津軽の位地とその苦心とを知るものは誰か彼が得意ならざる境遇の人なるを疑うものあらんや」と述べる。佐幕派の敗者のナショナリズムが、キリスト教の教義と結びつき、社会主義運動へと発展していくという見立ては、同時代のキリスト者であった尚江にも共有されていたに違いない。尚江は、信濃国松本の下級武士の出である。明治四年廢藩置県により藩知事戸田光則が松本を去るのに従って東京へ出たが、その後帰郷し地方警吏（巡査）となった。²¹ 尚江自身は佐幕派を明言していたわけではないが、ここで語られる大村の出自は、キリスト教を信奉する明治のエリート青年としての思想や行動の典型として設定されたものといえる。

大村が出会う榛名の小山定助や東穂高禁酒会の本間仁造、妻の芳子などは「東京」で学問を修め、田舎に戻った設定である。大村は彼等との交流を通して、教会の説教で唱えていた「田舎は神が造り、都会は悪魔が造つた」という考えを改めていく。中でも大村にはっきりと「『でも、大村さん、田舎にも実に罪惡が蔓つて居るんですもの』と告げるのは、本間の妻芳子である。芳子は、田舎にこそ都会よりも穢惡な「家庭の悲惨」とくに「嫁の境遇の不幸」があるという。大村は数ヶ月をかけて、

榛名から信濃へ、塩尻峠を経て諏訪に向かい、韭崎から甲府に出た。その後小山定助を伴い、東京で演説会を開いている最中に、信夫の危篤を知らされることになる。大村は全国行脚の過程で、農民らに「切に祈ることは諸君が自分の位地と力と責任とを更に深く御覚りになり、其れが諸君を嘲笑つて居る他の村内の人達の夢を醒ます導きとなり、尚ほ諸君の周囲の村々をも動かす力となることで御座います」と、自らの力で立ち上がる勇氣を持つことを説いている。こうした農民に向けた発言や小山、本間らとの議論に説得力を持たせたのは、大村が林学を志していたということであろう。大村の一番の理解者である兄が「最初林学をやると言ふたとき」に「貴様には所詮林学なぞで身を立てられるのぞみがない、しかし林学をやるのは貴様の為めに可いことだ」と発言したということもそれを裏付けている。大村は、大村の目指す近代化のために、農科の学生という設定でなければならなかったといえるのではないか。次節では、この設定についてもう少し別の側面から考えてみたい。

四、公害・廃娼・禁酒

当時の農学者の活動といったときに、想起されるのは明治後期の最大の社会事件にして、最初の公害事件である足尾鉾毒事件であろう。自然科学者として関わりが大きかった人物としては古在由直が知られるが、それ以外にも「足尾鉾毒事件にかかわった農学者が複数いた」。²²『靈か肉か』作中には、足尾鉾毒事件に関係する直接的な記述は見られないが、

で、藩論を固めて薩長の軍勢を引き受けようと力んだそうです、併し藩主も家老等も皆んな優柔不断で、京軍の景気の好きそうなのを見て、「錦旗に手向ひは出来ぬ」と云ふ口実の下に祖父を斥けて仕舞ったので祖父は憤慨の余り上書一封を遣して切腹したのです、祖先の祀を絶つたと云ふ遺言を守つて父は禄を棄て、農に帰りましたが、僕の父と云ふのは祖父と違つて誠に平静な人で、頗る隱者的性格なので、檜や劔を売つて鍬や鎌に代へ、農業の傍ら村の子弟を教授して居ましたが、僕は然うした家庭に生れ、然うした境界に育つたので、幼い時から山へ伴れて行かれては、松の落葉を掻いたり、枯枝を拾つたりしました、必竟僕を林学などに向けた原因でありませう、』

ここで語られるのは、祖父の代の大村家は「佐幕党」であり、藩の方針が「薩長の軍勢」に加勢することになった際に「憤慨の余り上書一封を遣して切腹」したという経緯である。そのため、大村は自身には「謀反人の血液」が流れているという。「隱者的性格」の父親が「檜や劔を売つて鍬や鎌に代へ、農業の傍ら村の子弟を教授」する生活を選択したことで、大村にとって「自然」は身近なものとなった。「僕を林学などに向けた原因」を大村はこのように語っているが、「誠に平静な人」とされる父親も、「祖先の祀を絶つた」という祖父の遺言を守って生きているという点からも、祖父から受け継いだ志の強さが窺える。しかし、父親以上に大村に大きな影響を与えたと言われるのは、兄の存在である。

『僕の家と云ふのは、先日一寸申上げたように、明治の維新と同時に僻地の山村へ移住しましたので、僕の父は稼業の傍ら寺子屋流に村の小児に読書算術を教へて居ましたが、政府が教育令を布くことになったので、寺子屋が直に学校になり、お師匠様が其儘校長に化けた姿^{まゝ}です、僕の兄弟も皆な其学校で教育を受けましたので、間も無く兄は助教になる、其れから父に代つて永く校長を勤続して居ましたが、村が合併して兄の学校が分教場になり、教育制度が次第に変つて段々機械的になつて来たので、兄は断然辞表を出して仕舞いました、(略)』

兄は「教育制度が次第に変つて段々機械的になつて来た」のを機に、「人の子を誤るものは則ち今日の教育なり」という意見書を提出し農家となる。その後、「村の老若男女と膝を抱いて談笑して居」る生活に、「始めて教育の真味を知つた」と喜んでいる人物である。大村家の人々は、明治維新以後の近代化の渦に巻き込まれ、そこから離脱することで自らの生き様を獲得していった人々である。裕福な生活を送っているわけではないが、「檜や劔を売つて鍬や鎌に代へ」た農家としての生活に満足を感じている彼らの存在は、大村の生き方に大きな影響を与えているといえる。大村は行脚の中で出会った人々に、出自を詳細に明らかにしながら交流していくが、こうした大村の発言は自らのアイデンティティの確認作業のようにも見える。

明治前期の青年たちのキリスト教受容の背景に、佐幕という出自があつ

的農法へと脱皮するために、大きな努力と試練とを積みかさねてきた⁽¹⁸⁾。明治政府は政府の高官を欧米に派遣し、その技術を学ばせるとともに、お雇い外国人を招聘することで、次世代を担う農学者の育成に力を入れた。その育成の先駆けとなったのが農科大学であった。

彼等の卒業後の進路は、大村の友人たちとの会話から明らかにされる。例えば、関谷は「山本教授の妹君との婚約」が決まっており、「助教授の辞令が下がる」「教授になる」というように農科大学教授というアカデミズムへの道が開かれている。もう一方の友人庵崎は御料局の役人になることが決まっており、冗談交じりに「御用商人と結託して拂下げのコムシヨンを貪り、尻が割れて牢屋へ下がり」と言われている。下篇においてこの二人の名前は再び登場することになるが、それは信夫が按摩殺しの嫌疑がかけられた喜作の裁判を傍聴している際である。ここで傍聴人の噂として「泥棒した錢」で「芸者総揚げで馬鹿騒ぎした景気」の良さであったこと、「何でも「嬉し野」の二階で昔の学校友達と落合つて、県庁の役人だの芸者だの大勢居る前で、其の友達の面の皮思ふさまひん剥いた上に」「拳固の三ツ四ツも立て続けに食らはした」ということ、その友人が「農科大学の関谷」であったことが明らかにされる。退学処分となった大村と異なり、無事に農科大学を卒業した二人が、当時冗談で暗示していた通りの人生を歩むことになったのである。アカデミズムの対する皮肉が窺える場面である。

一方の大村は、既に在学中より次のように「林学を志したのが第一の誤」とされている。

『僕は数々言ふたことだが、大村君の林学を志したのが第一の誤だよ、君は文科へ行くべき人だものね』と関谷が言ふ。

『何故』

『だって、君は詩人だものね』

『馬鹿なことを、詩人が文科へでも行つて見給へ、直ぐ殺されて仕舞ふ』

『其れ、其処が君の詩人たる所だよ』得意げに関谷は笑ふ。『文科は詩人を殺すだの、国家は圧制の機関だのと、凡て科学的矛盾を確信し得る所が、詩人の特色なんじや無からうか』

近代農学の発展は、環境の汚染による公害などのマイナス面もたらした。大村の「科学的矛盾を確信し得る」感性がそもそも近代農学とは相容れないものであることは、関谷の指摘するように明らかである。退学処分になった後、大村は「欧羅巴」へ「文明の罪悪でも見て来やうかと思ふ」と旅立つが、大村のこうした認識からは近代（農学）のもたらした、あるいは今後もたらされるマイナス面を正確に見据えた人物であることが窺える。ではなぜ大村がこのような思想を持つに至ったのかというと、そこには大村の出自が関わっていると考えられる。作中では、以下のように、大村の出自の詳細な設定が示されている。

『（前略）一体僕の血管にはズツと昔から謀反人の血液が循環して居るらしいのでしてね、明治維新の折にも、僕の祖父は頑固な佐幕党

世紀の聖母は正に是れです」と「罪の聖母」という画題を提案する。ここで三郎が言語化することによって、物語において信夫は「罪」と「聖」という二律背反的な価値を抱えた存在となる。そして、信夫臨終の際に三郎が「罪の聖母」と繰り返し返すように、信夫は死を迎えることによって、両者の価値を超えた存在となる。「この作品から、異様に昂った生と死のからみ合いを読み取りたい」と述べられるように、信夫の死は、本作で示されている二項対立的な世界観を解消するものとして描かれていると考えられるのである。

以上見てきたように、作中における信夫の信仰は、大村への信仰であり、キリスト教に対する深い信仰ではない。大村との別れを経て信夫は伊香保で罪を犯すことになるが、最後は大村に許されることにより死を迎える。このように考えた時、この物語の根幹になっているのは、大村次郎の行動や思想である。大村は農科の大学生として、まもなく卒業を控えていたが、信夫との噂により大学を追われることになる。洋行後、地方の農村を歩き訪ねることで、様々な人々と出会い田舎に対する思想を深めていく。こうした人物像は『火の柱』の篠田長二や『良人の自白』の白井俊三を彷彿とさせるところがあるが、ここで気になるのは、大村が林学を選択したという設定である。尚江の思想の反映として人物造型がされるのであれば、法学や哲学を選択した方が違和感はないわけであるが、大村自身が「自分も矢張り法律にしようか、哲学にしようか、文学にしようかと色々に迷った」と述べているように、迷いの末に林学を専攻したと描かれているのである。では、なぜ大村は林学を学ぶ大学生

として造型されているのか。大村の人物造型に沿って考えていきたい。

三、農学者としての大村次郎

教会の説教の中で、大村は迷いの末に林学を専攻したことについて「僕が林学に決定した時、友人も先輩も又た親族も、或は笑ひ、或は嘲り、或は悲しんで呉れたです。併かし僕は今日に至て此の世人が輕蔑する林学に入つたことを衷心感謝して居るです。僕は都会が嫌です。田舎は神が造り、都会は悪魔が造つたと誰やらが言ひましたが、僕は実に万世不易の名言だと思います」とその理由を述べている。都会に対する嫌悪感が、大村を林学へ向かわせたというのである。しかし、後に見ていくように、大村は群馬での小山定助や本間仁造、妻の芳子などとの出会いを通して、田舎に対する憧憬を變更せざるを得なくなる。

本作の物語の時間設定は「近來東京の問題は、日露両帝国の満洲に於ける権力の衝突である、日本政府の外交の柔弱を攻撃する声は、都下の新聞紙上に愈々喧しく、人氣を挑発して売高を増すことにのみ汲々たる営業者の中には、我より速に戦争を開始して砲火一撃の下に此の難問を解決し、日本の國光を世界列國の上に發揚すべしなど、勝手放題な熱を競ふて吹き立てる」とあるように、「兎に角日露両帝国の開戦は、早晩逃がれざる災厄」という日露戦争開戦直前であると考えられる。この時期の林学の大学生といえば、東京帝国大学分科大学の農科大学の学生である¹⁷。明治以降の日本の農業は、「それまでの伝統的農法から近代科学

んだもの、あゝ真個に都会は沙漠だわ、人情の泉なんてものと掬ひでも湧き出て居る所があるでせうか、然うよ、皆んな傲慢で懶惰で貪欲で、真個に悪魔の巢なのねえ、(後略)』

信夫は伊香保に行くことで「あゝ真個に都会は沙漠」だと感じているが、ここに見られるように、信夫の田舎への理解は大村の影響にすぎない。しかも、心に「一語々々判然と彫り着けられた」というように、その影響力の強さが語られている。このように信夫は、偶然訪れた教会で大村に出会ったことで、教会に通うようになるわけであり、少なくとも上篇においては信夫にキリスト教に対する深い信仰があったとは考えにくい。

柳田は、伊香保に行った信夫が「聖霊」としての喜作の子を宿すのは、信夫の「霊か肉か」という「question」を経た結果だと捉えたが、普通の牛飼いの一少年を「聖霊」と見なし、喜作の生まれに特別な意味を見出しているのは、信夫であり、信夫の願望でもある。

『貴方のお母さんは人間じゃありませんよ、喜作さん、貴方は普通の人間じゃ無いんですよ』其の声は力に満ちて来た『——聖霊！聖霊！あゝ真個に然うだ、喜作さん、貴方のような人が、聖霊に依て生まれたと言ふんでせうね』

信夫は「真に神の呼吸を嗅ぎたいと思ふ人があるならば、霧立ちこむ

る深山の森の奥へ分け入り給へ」という大村の説教に基づいて、伊香保という「深山の森の奥」を神聖なものとして捉えている。そのため、そこで出会った喜作に対しても、何か特別な存在として見えるようになり、やがて「聖霊」と見なすことになるのである。このように、信夫の信仰は大村の影響下にあるが、しかしその後、信夫は喜作の子を妊娠したという罪の意識から、自ら聖書を手に取る。

信夫は己が書棚を探した、『何処かに密と入れて置いたに違ないから——』と自語しながら探して居たが、綺麗に並んだ金文字の書籍の背後から革表装の小形の新約聖書が発見されたのである、(中略)恐怖の念が忽ち湧いて来た、今ま此の聖書を読むのは、何となく我身の罪を審判かれるようで、心の底から怖いけれど又た寧ろ充分に審判を受ける方が安心だと云ふやうな感じもする、信夫は先づ昨夜の聖言を捜そうと彼方此方と繙いたが、容易に見見することが出来ない、そこで『あゝ、寧ろ最初から読みませう』と襟を正して机に向つて馬太傳第一章から看始めた、

信夫は自らの罪を裁かれないという一心で聖書を手に取り、「襟を正して机に向つて」最初から聖書を読み始めた。ここには自らの意志で、神から「審判」を受けようとする信夫の姿をうかがうことができる。罪と向き合い始めた信夫は、義弟三郎から「聖母のモデル」を申し込まれ、自らを「罪人」と告白する。それを聞いた三郎は、「罪の聖母！」二十

のように「我等は古来常に此の兩者の間に迷へり」と、人間は「靈」「肉」兩者の間を迷う存在として提示されている。まずは、とりわけ上篇においては、こうした二項対立的な世界観が物語を支配しており、大村を始めとした作中人物たちの認識もこうした対立を基盤としていることをおさえておきたい。

たしかに、信夫が大村に罪を許され、「肉の眼は遂に永久に閉ぢて仕舞つた」あと、「聖き妻」として靈魂が生き続けるという結末は「靈的なものの優位性」を示しているようにも見える。しかし、作中の造型を見ていくと、信夫の信仰は純粹なキリスト教徒のものではなく、大村の信仰に導かれていることが分かる。このように見たとき、信夫を苦しめることになる「靈か肉か」という問いそのものも、大村を経由して信夫にもたらされた問いであると考えることができる。次節では、このことを信夫の信仰を追うことによって考えていきたい。

二、信夫の信仰

あらずじで簡単に確認したように、信夫が教会に通うようになる契機は、母親の看病をしてくれた小川政子との再会である。日曜日に特に予定のなかった信夫を、小川は「信夫さん、貴嬢も行つて御覧になりませんか」と誘う。軽い気持ちで付いていった信夫は、番町教会の様子を「会堂は僅か二百人を容るゝに足る程の狭い細長い建物」であり、「讃美歌」や「執事の老人は金色の光古びたる大きな聖書を開きて、『馬

太傳第十九章』と眼鏡越しに宣告した」様子として物珍しく眺める。ここで信夫の心情に変化をもたらしたのは、『富めるものは天国に入ること難し』という聖書の一節である。ここから、信夫は「富貴に飽きたる身の、心の底に絶ゆることなき悲しさ、辛さ、寂しさを思ひ起し」、自らの「家庭の悲惨を思ひ起」す。さらに、信夫がより強く関心を引かれるのは、大学生として参加していた大村の説教である。大村の信仰は正統なキリスト教ではなく、偶像崇拜の批判者である。そのため、この日も教会や聖書そのものを否定し、異質なものとして会場の人びとから非難を浴びる。しかし、信夫は聖書と出会ったことで「何かは知らず一つの新しき大なる力」が出来、日曜日ごとに教会に通うようになる。そして聖書の教えを学んでいくと同時に、大村にも心惹かれていくようになる。信夫は初めて大村の説教を聞いたこの日を振り返り、伊香保で次のように考える。

『あゝ、真個に然うなのねえ』と前髪幾條ハラリと、彼女はやがて又た俯いた。『今始めて私も心から然う思ふわ』都会と云ふ虚偽の砂漠の片隅に枯木を寄せて組み上げた偶像の教会で、神の生命に触れたいなぞと思ふのは、懶惰な傲慢な貪欲な悪魔の誘惑である。若し真に神の呼吸を嗅ぎたいと思ふ人があるならば、霧立ちこむる深山の森の奥へ分け入り給へ——私は変なことを言ふ書生だと思つたけれど、その真面目な熱心な御様子に妙に心が引きしめられて、宛然良い小刀でぐも刻まれるやうに一語々々判然と彫り着けられた

じた柳田は、『火の柱』『良人の自白』に比べ、「宗教的ないし神秘的とさえいえる分子」が多いことに着目し、「男性の大村次郎よりも女性の水野信夫が主人公の位置を占めている感じで、したがって題意の「霊か肉か」も、主としてこの女性の身にかかる question とみるべきであろう」と、信夫の「question」と捉えた。また、藤田は、本作に「霊」の優位を見ている。「小説『霊か肉か』はキリスト教的なものと世俗的なものとの葛藤をテーマとしており、前者は信夫と大村に、後者は水野洋介や藤井又男によって代表されている。しかしこの小説はまたキリスト教的文明と原始との相剋をテーマとしており、前者は信夫に、後者は伊香保山中の野生児喜作に象徴される」とそれぞれの登場人物を「霊」と「肉」に当てはめ、「その融合が育たずに「肉」としては亡び、「霊」として生きる所にこの小説の意味がある」と述べた。^⑩

一方、信夫を中心に捉えてきたこれらの論に対し、後神は『『霊か肉か』を、それに先行する『火の柱』や『良人の自白』から際立たせているいま一つのは、大村次郎の存在である』と大村次郎の存在に着目する。さらに、照井は「この作品は信夫中心説の如く、一人の主人公で律することは出来ず、いわば次郎を中心とした見方がそれに加えられなければならない」とし、「この作品の主題が愛と思想・政治との二つの側面を、霊か肉かといった二者択一的なものとしてとらえ、霊的なものの優位性を表現しようとしたところにあった」と述べている。

以上、代表的な先行研究を見てきたが、総じて本作はタイトルの「霊か肉か」という問いかけが孕む問題を中心に検討されてきたといえよう。

しかし本作には、タイトルとなっている「霊」と「肉」という対立以外にも、様々な二項対立が示されている。例えば、大村は学生時代の教会での演説の中で、「都会と云ふ虚偽の砂漠の片隅に枯木を寄せて組み上げたる偶像の教会で、神の生命に触れたいなぞと思ふのは、懶惰な傲慢な貪欲な悪魔の誘惑である。若し真に神の呼吸を嗅ぎたいと思ふ人があるならば、霧立ちこむる深山の森の奥へ分け入り給へ」と「都会」と「田舎」を対立的に捉えている。信夫は大村のこの二項対立的な田舎観に導かれて、伊香保で過ごすことになる。また、信夫は自身の犯した伊香保での「罪」に苦しめられていくが、画家を目指す義弟三郎に「聖母」のモデルを依頼される。その際、「罪」を犯したことを告白した信夫に、三郎は「罪の聖母」というモチーフを提案する。この「罪の聖母」という画題には、「聖」と「罪」という相反する価値が盛り込まれている。こうした二項対立的な物語構造は、次のように、すでに上篇の「序文」にて示されているものである。

△神の国は愛に依て融和せられ、人の国は権力に依て羈束せらる、神の国に在りて我等は同胞たり、人の国に在りて我等は治者と被治者とに分かる、我等の心は彼を望み、我等の肉は此を恋ふ、我等は古来常に此の兩者の間に迷へり。

ここで「神の国」「人の国」が対比的に捉えられ、「人の国」にいる「我等」は「同胞」ではなく、「神」を乞いながら「肉」を「恋ふ」。こ

に定期的に手紙を送ったり、新しい雑誌の刊行を計画したりしている。また、この伊香保時代に、第三作目となる小説『霊か肉か』上篇（明治四〇年五月、金尾文淵堂）、下篇（明治四一年一月、梁江堂）を書き下ろして執筆している⁽⁸⁾。

翌年十二月上旬、山を下りた尚江は日暮里村金杉に居を構え、個々の労働者と共に地方の農民に訴えかける新生活運動を開始する。やがて、この運動に挫折した尚江は、居を三河島村町屋へ移し、百姓たちの中で暮らすことを選択する。赤司ら自由主義神学者らと交流を持つのはこの時期である。

本稿では、明治四十年前後の尚江の思想を考えるため、伊香保山中で書かれたとされる小説『霊か肉か』を取り上げる。「社会小説」としての『霊か肉か』には、当時の尚江の社会問題に対する意識が反映されており、「霊」か「肉」という二項対立的な問いにはキリスト教者の抱える共通の問いが潜んでいると考えられるためである。それでは、尚江はこの問いを小説にどのように描いたのだろうか。以下、作品に沿って考えていきたい。

一、『霊か肉か』作品周辺

『霊か肉か』は小説としては尚江の第三作目にあたり、評判を呼んだ『火の柱』（明治三十七年五月、平民社）、『良人の自白』（前・中・下・続篇、明治三十七年二月―明治三十九年七月、平民社・由分社・金尾文淵堂）

に次ぐ作品である。先に述べたように、本作は明治四十年伊香保の山中に籠った際に書かれたものであるが、作品内においても伊香保は重要な物語の舞台となっている。以下、作品周辺の情報として、そのあらすじと先行研究について確認しておきたい。

中心人物は、華族の娘である水野信夫と、林学を学ぶ大学生大村次郎である。信夫は銀行総裁水野洋介の娘として生まれたが、妾腹であり、その母を早くに亡くしたことから、家庭内では不遇の境遇に置かれている。母の死から数年後、母の看病をしてくれた看護師小川政子と偶然再会した信夫は、彼女に導かれるまま、教会を訪れ、そこで大村次郎の演説に接する。やがて二人は恋仲になるが、信夫は政略結婚により、銀行員の藤井又男と結婚することになり、大村は大学を追われる。信夫と大村はすれ違ったまま、大村は海外遊学へと旅立つ。藤井との結婚生活は、信夫に幸せをもたらすものにはならなかった。信夫は静養のため、伊香保に湯治に出かける。そこで、牛飼いの少年喜作と関係を持った結果、信夫は妊娠する。海外遊学後、全国を行脚していた大村は、伊香保で一度だけ信夫とすれ違うが、お互い声をかけることができないまま別れてしまう。東京に戻った信夫は、夫に妊娠を告げるが、相手を大村と勘違いした又男に暴力を受け、離縁となる。信夫は死の間際、小川に呼ばれ病室に駆け付けた大村に罪を許され、大村の妻として死ぬ。以上が、『霊か肉か』の大まかなあらすじである。

先行研究では、タイトルともなっている「霊」と「肉」の対立を、信夫を巡る中心的なテーマとして本作を読み解いてきた。本作を早くに論

りを見せている。尚江が同人として参加した雑誌『新天地』は、この『ユニヴァサリスト』の後継として発刊された新雑誌であった。『ユニヴァサリスト』誌上では、『新天地』の発行が発表され、この新雑誌発刊を巡る同人と読者のやり取りも記録されている。尚江も『新天地』同人として名を連ね、「読者諸君」で次のように呼びかけている。

別項記載の如く生等は来る十月から雑誌「新天地」を発刊して、大いに現代思潮の趨勢に鑑み、多少なりとも人文発達の上に効果あらしめんとしてゐる。だが斯る性質の事業は非才微力な生等の好く成し得る所でない。それを完成するには必ず君の熱心なる助力を待たねばならぬ。生等は一人でも同志者の多きをよろこぶ。願くば君には能ふ限りの助力を給ひ、尚ほ進んで同志者の欲誘につとめて下さい。^②（傍線引用者、以下同じ）

ここでは、一人でも多くの同志を集め、活動に協力することが呼びかけられているが、こうした個々への呼びかけは、後に触れるように、個々の労働者、特に地方の農民に訴えかけた尚江の新生活運動と重なり合うものがある。この点については、後述したい。『新天地』はその後、第四号（二巻一号）を最後に廃刊となったが、創刊に際し「我が新宗教と新文芸の爲めに」^③と謳っていたように、同人以外にも徳田秋声、正宗白鳥、岩野泡鳴、嵯峨の屋主人、森鷗外などの作品も載せられ、文壇に一種の新しい潮流を巻き起こした。

以上見てきた『新天地』と尚江との交わりは、尚江の評伝では、「ユニヴァーサリスト教会牧師の赤司繁太郎らが雑誌『新天地』（0810〜0902）を発行したのに同人として関与した」^④と簡略に書かれている程度に過ぎない事柄である。たしかに、キリスト教社会主義者として活動していた尚江と、自由主義的神学者である赤司繁太郎との交わりは、キリスト教による社会改善という目的を考えれば、あまり不思議なことではないかもしれない。しかし、従来あまり言及されてこなかった事実に改めて着目するのは、この交流が尚江の「新しい実験をはじめた」^⑤時期に当たっているということのみならず、尚江の目指した地上における「神の国」という概念、つまり尚江の目指した公共性を考察する上で示唆的であると考えるためである。

明治四十年、尚江は旺盛に取り組んでいた社会運動から一時撤退し、伊香保の山で隠遁生活を送ることになる。この伊香保への撤退は、その直前に石川三四郎らとともに立ち上げた新紀元社を解散し、『新紀元』終刊号に「新紀元は兩頭の蛇なりき」^⑥と書き記したこと、伊香保山中で自身の半生を振り返る自伝的著作『懺悔』（明治三十九年二月、金尾文淵堂）を執筆したこと、社会主義を放棄した重要な思想的転換として捉えられている。しかし、柳田泉が「日本革命を信じ、それを実現しようという心は、少しも変わっていない。それは神の王国の到来を願う気持が、ずっとあとの静坐時代になってさえ、強く残っているのをみてわかる」^⑦と捉えているように、これを文字通りの「退隠」と考えるべきではないだろう。伊香保山中で尚江は、谷中村問題に関して田中正造

明治キリスト者の公共性——木下尚江『靈か肉か』

村上 祐 紀

要 旨

本稿は、木下尚江の第三作目にあたる小説『靈か肉か』の分析を通して、明治のキリスト教者たちの公共性をめぐる精神運動の一端を明らかにすることを目的とした。『靈か肉か』は尚江の思想的転機とされる明治四十年に構想されたとされ、重要な作品として位置づけられてきたが、従来の研究ではタイトルとなっている「靈か肉か」という二項対立の問題が中心に論じられてきた。本稿では、作中に「都会」と「田舎」、「罪」と「聖」といった様々な二項対立が示されていることに着目し、本作が単に「靈肉」の二項対立を問題としているのではなく、明治近代の孕む様々な時代的要素を問題として提示していることを明らかにした。さらに、登場人物である大村次郎が林学を学ぶ大学生として設定されていることに、尚江が取り組んでいた同時代的問題の一端が窺えることを明らかにし、こうした大村の姿勢の根拠として佐幕という出自に着目した。その上で、『靈か肉か』に示される問題は、進化論を中心とする自然科学と信仰の調停へとつながる問題であり、この両者の間で揺れ動く動きそのものが明治近代の精神性であったと結論づけた。

キーワード…木下尚江、明治のキリスト教、赤司繁太郎、『新天地』、社会主義

はじめに

明治期を代表する小説家であり、思想家である木下尚江は、明治四十一年、居を三河島村町屋に移し、同時期、ユニヴァーサリスト教会牧師の赤司繁太郎らが刊行した雑誌『新天地』（明治四十一年一〇月―明治四十二年二月）に同人として参加している。赤司はこの頃、九段中坂下の東京ユニヴァーサリスト中央会堂の牧師に就任し、同時に成美高等英語女学校の校長として教育にも尽力していた。自由主義的キリスト教である、普及福音教会の建設した新教神学校の最初の卒業生赤司は、すでに明治三十六年、自宅である「世光社」を発行所として、月刊誌『ユニヴァーサリスト』を発刊していた。そこでは、「社会主義は二十世紀の大問題に候。記者はキリスト教と社会主義との調和を主張するものにて既に之に關する論文を脱稿せしも例の紙面なきため割愛仕り候^①」と述べられ、キリスト教特にプロテスタンティズムの立場から社会主義的関心に歩み寄

執筆者および専門分野の紹介（目次掲載順）

鄭 偉（て い・ い）	商 学 部 准 教 授	異文化コミュニケーション，国際ビジネスコミュニケーション
豊岡めぐみ（とよおか・め ぐ み）	政 経 学 部 非 常 勤 講 師	哲学，倫理学
工藤 遥（く どう・は る か）	拓殖大学北海道短期大学助教	福祉社会学，家族社会学
服部 英一（はっとり・えいいち）	商 学 部 准 教 授	体育方法学，スポーツ科学
三井 美穂（みつ い・み ほ）	商 学 部 准 教 授	アメリカ文学，現代小説
塩崎 智（しおざき・さ と し）	外 国 語 学 部 教 授	日米交流史，比較文化
村上 祐紀（むらかみ・ゆ き）	政 経 学 部 准 教 授	近代日本文学，近代史学史

表紙ロゴ『拓殖大学論集』は，西東書房，二玄社のご協力をいただきました。
2 社に感謝申し上げます。

(1) 「拓」 次の 2 項目を合成

手偏 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p. 12 の「持」より）

石 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p. 15）

(2) 「殖」 西嶽華山廟碑（二玄社刊，p. 90）

(3) 「大」 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p. 9）

(4) 「學」 史晨後碑（二玄社刊，p. 52）

(5) 「論」 尹宙碑（西東書房刊，p. 36）

(6) 「集」 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p. 11）

人文・自然・人間科学研究 第 45 号 ISSN 1344-6622（拓殖大学論集 322） ISSN 0288-6650

2021 年（令和 3 年）3 月 19 日 印 刷

2021 年（令和 3 年）3 月 25 日 発 行

編 集 拓殖大学人文科学研究所編集委員会

編集委員 犬竹 正幸 海口 浩芳 長尾 素子 関 良基 田野 武夫

小林 敏宏 村上 祐紀 永江 貴子 廣澤 明彦 大森 裕二

発 行 者 拓殖大学人文科学研究所長 犬竹 正幸

発 行 所 拓殖大学人文科学研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向 3 丁目 4 番 14 号

Tel. 03-3947-7595

印 刷 所 (株) 外為印刷

THE JOURNAL OF HUMANITIES AND SCIENCES

Number 45

March 2021

CONTENTS

Articles:

- Wei ZHENG A Study on the Trend of Cherry Blossom Viewing in China
with a Cultural Perspective (1)
- Megumi TOYOOKA Euthanasia and Right to Self-determination
— With a Focus on the Case Study of Mental Suffering
in the Netherlands— (25)
- Haruka KUDO Roles of Non-Profit Organizations in Community-Based
Childcare Support:
A Case Study of Setagaya, Tokyo (45)
- Eiichi HATTORI On Changes in Muscle Strength during Skiing with
AGAINERS Ski Assist (65)
- Miho MITSUI What Florens Wrote
— Reforming a Slave Narrative (82)

Study Notes:

- Satoshi SHIOZAKI Research on the Japanese Passengers who Sailed
from Yokohama for San Francisco Directly
in 1868 and 1869
— An Attempt to Utilize Historical Materials in
the United States of America and Japan (97)

Article:

- Yuki MURAKAMI A Commonality of Christian in Meiji
— Naoe Kinoshita “The Spirit vs the Flesh” (1)

Instructions to Authors (132)

Edited and Published by
INSTITUTE FOR RESEARCH IN THE HUMANITIES
TAKUSHOKU UNIVERSITY
Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8585, JAPAN